

いちき串木野市

# 郷土史料集 3

「古文書編」

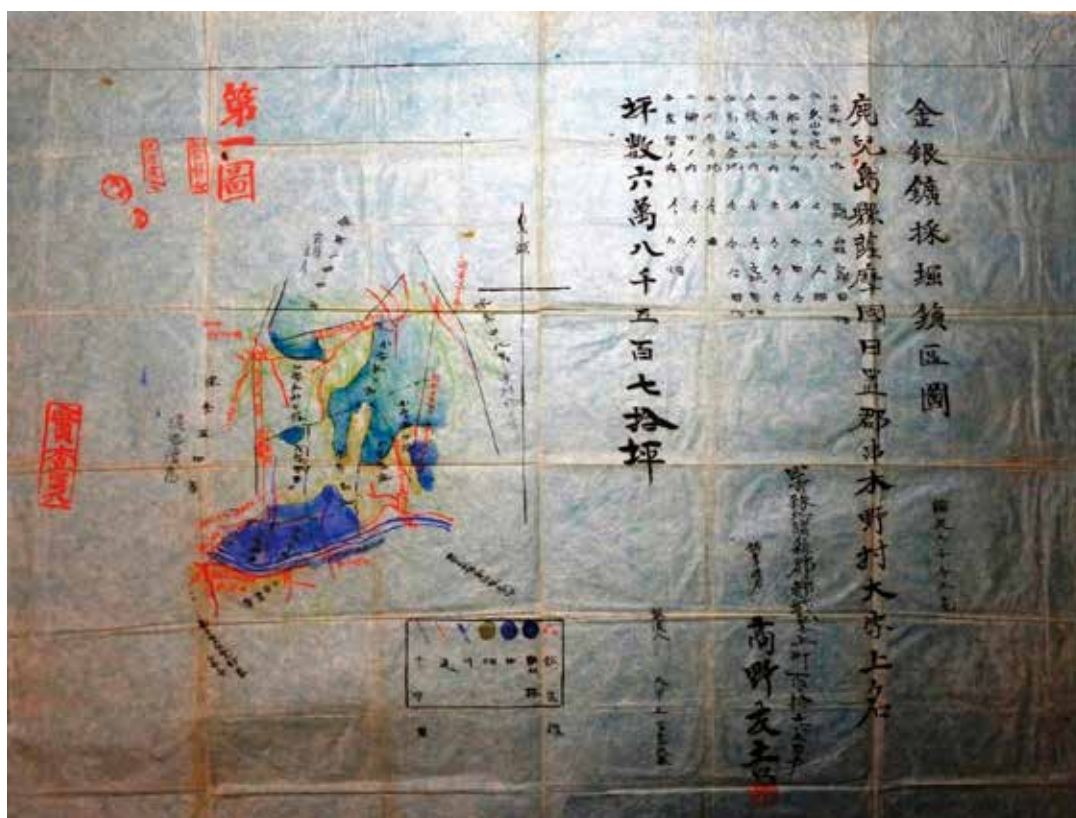
いちき串木野市教育委員会

一
 薩列百巻の内願知目録  
 田舎  
 系盤  
 木作の本  
 同右  
 白石  
 大うらま  
 小うらま  
 富才又版三  
 富才又版三

萬石 淳亮  
 田舎食本所七版つ也  
 正徳四年一月六日  
 海田在左  
 町田和羽守 久徳彌  
 万石 淳亮  
 正徳四年一月六日  
 万石 淳亮

5 海田家文書 ③領知目録 天正二十年(1592)雪月六日 P.56





15 臼井家文書（整理番号 4 - 1）金銀鉱発掘鉱区図 P. 166



20 秋葉講繪像掛幅 P. 198



17 市来神社関係 歳徳大神御神像掛幅 P. 193  
(鹿兒島県歴史資料センター黎明館寄託)





2 臼井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群（伝丹後局墓）  
いちき串木野市指定文化財 P. 16



2 臼井家文書「神社仏閣帳」 稻荷神社の唐猫  
（高さ 60.5cm、前足幅 27cm、奥行 51cm） P. 16



2 臼井家文書「神社仏閣帳」 金鐘寺跡 P. 14  
いちき串木野市指定文化財

# 発刊のことば

本市は「人が輝き文化の薫る世界に拓かれたまち」を将来都市像に掲げ、市政を推進しております。

市内には指定文化財をはじめ、多くの史跡や歴史的な史料が残されております。本市においては、こうした史料等を掘り起し、貴重な財産として後世に末永く残すべく、郷土史料集の編纂に取り組んできております。

これまで、平成二十七年度には第一集として「民話・祭り編」を、平成二十九年度には第二集として「金山編」を刊行しました。

今回は、本市に残る貴重な古文書史料を収集し、貴重な財産として基本資料としてまとめ、『いちき串木野市郷土史料集3「古文書編」』を刊行することとなりました。

今回刊行する「古文書編」によって、いちき串木野市の興味深い史実が新たに掘り起こされて、本書が郷土の歴史研究の進展と文化の向上に大きく寄与してくれるものと期待します。

調査で得た史料はすべてを掲載することはできませんでしたが、本市に残る貴重な古文書史料をまとめた本史料集が、市民をはじめ多くの方々に広く活用され、郷土への愛着と文化財の理解の一助になれば幸いです。

本史料集をまとめるにあたり調査にご尽力いただきました郷土史料調査員の方々や関係者に対し、深く感謝申し上げます。

令和二年三月

いちき串木野市 市長 田 畑 誠 一

## 発刊によせて

我が故郷いちき串木野市は、西に白砂青松が続く吹上浜の海岸線を臨み、東に徐福伝説の霊峰冠嶽を控え、海・山・温泉などの自然と温暖な気候に恵まれた風光明媚なところです。

現在、市内各地に残る貴重な古文書も、時代の変化とともに目にする機会も少なくなっております。そこで教育委員会では、古文書などの専門家を郷土史料調査員としてお願いし、市内全域で調査を行ってまいりました。その結果、多くの貴重な古文書資料を収集することができました。ご協力いただきました関係者の皆様方に対し深く感謝申し上げます。

今回刊行する史料集「古文書編」は、そうした貴重な史料等を編集したものであり、本史料集が子どもたちの郷土教育や市民の生涯学習資料としてご活用いただければ幸いに存じます。

本史料集をまとめるにあたり調査及び編集にご尽力いただきました調査員の皆様、そして関係の皆様方に対し、深く感謝申し上げます。

令和二年三月

いちき串木野市教育委員会 教育長 有村 孝

目次

口絵

発刊のことば

いちき串木野市長

田畑誠一

4

発刊によせて

いちき串木野市教育委員会教育長 有村 孝

5

例言

はじめに 文書の紹介

郷土史料調査員 所崎 平

8

役所文書

1 『古城并古戦場札帳』……………11

2 臼井家文書「神社仏閣調帳（市来関係分）」……………13

3 吉利家文書……………26

4 山之口家文書（市来在番所文書）……………50

諸家文書

5 海江田家文書……………55

6 長谷場純孝、郷党若者への激励文……………58

7 富永家文書……………62

8 坂口家文書……………84

9 西園家文書……………86

10 入来家文書……………87

11 竹之下家文書……………100

12 萩原家文書……………101

鉾山関係

13 池田鉾山事務所日誌「入来家文書」……………114

14 荒川鉾山と岩谷鉾山……………137

15 臼井家文書……………164

16 長家文書……………178

神社・祠堂関係

17 市来神社関係……………179

18 坂下神社大日如来堂舎棟札……………194

19 萩原家阿弥陀堂棟札……………197

20 秋葉講絵像並びに由緒書……………198

文書目録……………199

参考文献……………204

あとがき……………205

編集委員会関係者・協力機関一覧……………206

## 例言

- 一 文書、または記事が数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。
- 一 刊行に当って、文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。
  - イ 文書・記事には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
  - ロ 差出人・年月日・宛書の位置は、原本史料の体裁に従い、ある程度の統一をした。
- 一 本書の使用漢字は、常用漢字を用いた。堀と掘については、堀で統一した。例外として、棟札のみ原本のままの字体で掲載している。
- 一 特殊文字としては、次の文字だけを残した。
  - ヰ(しめ) ㇿ(より) 卍(三反) 卍(四反) タ(勺)
- 一 変体仮名は普通の平仮名に改めたが、而、江、者、茂だけはそのまま残した。
- 一 欠損やスリキレ等で文字の不明箇所は、その字数を計って□で示した。
- 一 敬意を表す闕字(一字空き)や平出(改行)等の箇所は、原本の体裁に従った。
- 一 行間や余白などに記された文字で、それが本文への挿入記事であることが明らかなものは該当箇所に続けて記した。また、朱書による行間や余白への追加補充記事や本文への挿入記事などは「『』」で区別して示した。
- 一 文意の通じない字、または箇所には「ママ」「○○カ」と傍注を付した。
- 一 人名や地名・難解な語句・和年号等については、編集者が適宜「」で傍注を加えた。また解説及び編集上必要なものには【】で注を付した。なお、傍注のみで十分に意や説明を尽くすことのできない特殊・難解な歴史用語などについては、それぞれアラビア数字で番号を付して、各本文末尾に註記編を設け必要事項を補った。



## はじめに 文書の紹介

郷土史料調査員 所崎 平

現在、古文書集は史料集として個人で出版したものが四冊ある。「横目勤御用向覚留・他三編」。「金山」が二冊、明治十六年「入来定穀日記」である。ただ、最初の「横目勤御用向覚留」は百冊しか印刷しなかったもので、多くの人には知られていない。

今回は、役所文書と神社棟札、一般家庭に残されていた文書を中心とした。

次に、借用・貸し出し文書であるが、注意がいる。現在の商業中心の貸し借りとは感覚が違う。これは、住民の付き合いの深さや絆の強さが現代とは全く違うことからきているし、金額が小さい。現在の貸し借りとは全く違う信頼関係がある。

さて、最初に文書の概要を紹介したい。大体の内容を知ってから、読みたい項目を選ぶのに便利だと思われるからである。

### 概要

#### 1 『古城并古戦場糺帳』

藩の記録所の編纂に際し、各郷に調査を依頼した。串木野郷の調査報告の控えが御飯屋に残っていたが、新たにできた役所に移る際、散逸したものの一つ。

#### 2 『臼井家文書「神社仏閣調帳(市来関係分)」』

藩の地誌作成のための控えで、天明七年、市来郷内の神社や寺から差し出された由緒書や本尊・寄進状・奉納品・歴代住職名などをまと

めている。郷社の稻荷神社の記録中、唐猫(からねこ) 唐猫は全国で古い言い方)の咩(うん)の方を鹿尻島城下へ持って行った。そこで、咩像を造って添えた。現在見に行くと阿は豪快、咩は控えめである。文書通りであることがわかる。

#### 3 『吉利家文書』

文政十三年二月からの市来湊出入りの記録で、市来湊は藩の重要な湊で、検査を行っていた。その個人的なメモで、船名や「反帆・枚帆・石船」の「出入の日」「どこからどこへ行くか」などの記録である。藩御用から商売・私用まで。

#### 4 『山之口家文書(市来在番所文書)』

在番所というのは、藩の出先機関で、藩から一人と地元数人が務める船番所のことである。だが、内容は「大模合」が三回出てくる。「大模合」は普通の模合より大きな模合という、どちらかというと、金貸し金融機関みたいなもの。「比志島樽飯代」は樽造りの飯代。「出銀上納」「高帳入目」「当物請負銭」は不明。「問屋米代」「麻木請負」は米代と麻木の支払いであろう。これらが船番所とどう関連があるのか疑問。

#### 5 『海江田家文書』

領地目録は花押(かおし)のある実物で、いちき串木野市に残る実物資料では最も古いもの。領地目録や坪付(写し)は戦国大名(ここでは島津家)が家臣の領地であることを認める土地台帳のようなもの。「系図前書」は神話伝説を踏まえている。

## 6 『長谷場純孝の郷里の若者への激励文』

明治二十八年の日清戦争の時の若者を奮起させる手紙。

## 7 『富永家文書』

「水神祓」「水神経」「水神マツリ」「田之神マツリ」など水にかかわるお経が多く、他に「七星ノ御名」「九よしの星の名」他など、呪文が並ぶ。これらは「ダンナドン信仰」との関わりがある。かと思うと、現実的な土地の売買文書がある。これも「豆板銀」があつたり、御物高の田を売ろうとしたり、名頭なごうずと名子なごが相談して売る、など興味深い様相が見て取れる。また、明治も十二年になると、農民の名前の書き方に変化が見える。「何々之太郎」と「之」が入っていたのが取れ、また、「何々」が右上にあつたのが現代と同じく、「何々太郎」と変わっていく様子がわかってくる。和紙だけのものが野紙を使うなど、使用する紙にも変化が現れる。明治十三年には「貫文」から「円銭」に代わってくるなどが読み取れる。

### 『感謝状 電信施設等寄付』

電信施設用品と人夫賃を百円寄付したときの感謝状。

## 8 『坂口家文書』

借用証文。生福・冠岳の農民は文化年代以降、仕明しあけ(開墾)夫ぶなどでの収入があり、他人に貸すだけの余裕ができていた。その貸し出し証文である。

## 9 『西園家文書』

明治十五年になると、地券が出てくる。西南戦役後土地(田畑・山

野など)の所有者と土地の種類・広さ・価格を書き、税金額を書き込んだもの。裏側には所有者が代わるときの欄があり、最終的には県庁で処理して、変更した所有者へ渡すことをした。

## 10 『入来家文書』

多くの借用証文の借用理由ははっきりしない場合が多いが、入来家ものは、かなり借りた理由のわかる貸し出し証文である。天然痘植え付けが、かなり時期が早いという史料にもなる。夏になったので、質屋から蚊帳を受け出さないと、などという笑えぬ、切実な借金もある。

## 11 『竹之下家文書』

借用証文であるが、質物に「塩浜(塩田)」や「二反帆一艘」と地域ならではのものである。

## 12 『萩原家文書』

「雑集」は西洋医学の病院を鹿児島に設立した二人の医師の履歴と渡辺千秋(大書記官)の祝辞。明治三十四年の「湯田(湯之元)温泉湯治の見舞留」には、延べ八十六人、菓子類・海産物・食料品など様々なものを贈られた記録。「香典帳」は当時の相場が「八厘」か? 当時の大工賃は二十銭ほどである。

## 13 『鉾山関係 池田鉾山事務所(入来家文書)』

明治二十八年七月から開鉾して、鉾道を作り、工夫を集め、水車を作りと苦勞する記録である。最終的には他人へ売渡すが、苦勞の連続

が書かれている。また、何に使ったかの出納簿が鉱山経営をどうやっていくのかがよくわかる文書。

#### 14 『荒川鉱山と岩谷鉱山』

有馬栄之進が明治二十九年五月に始めた荒川鉱山は最初から転売するつもりのもので、翌年あたりで転売し、岩谷鉱山をたつた二人の作業員で細々と掘り、精錬所の設計図も提出しているが、結局、譲渡した。

#### 15 『臼井家文書』

金山経営をするためには、いろいろな書類や地図が必要で、その届出書類。明治四十三年～昭和十三年まで。

#### 16 『長家文書』

西郷菊次郎が村長の長次郎助へ金鉱石運搬のトロツコ敷設に関するお札の手紙。

#### 17 『神社関係 市来神社所蔵棟札』

市来神社は熊野権現社と菅原神社を合祀した神社である。棟札は寛文十一年～平成まで存在するが、ここでは、昭和十五年まで掲載。保存状態のよいのと悪いものがある。棟札はほとんど似たような形式であるが、菅原神社の棟札には、竜巻で社殿が壊れ、再興したいきさつが詳しく書かれている。

『歳徳大神絵像』は、「歳徳大神」の文字で歳神の姿を書いたもの。私蔵されていた絵像を菅原神社へ奉納したもの。

#### 18 『坂下神社大日如来堂舎棟札』

坂下門の門付堂は農民のもの。門付堂は串木野郷には四十カ所あり、「串木野郷土史補遺改訂版」四百十三頁には「同村之内坂之下門一 大日 座木像 高サ壹尺五寸 地頭飯屋元辰之方 拾三丁程」とある。

#### 19 『萩原家阿弥陀堂棟札』

こちらは士族の阿弥陀堂の棟札である。

#### 20 『秋葉講絵像並びに由緒書』

町の人と郷士との合同の講が、人数が減り少なくなって消滅しかけていたので、郷士だけですることになったという、いきさつを書いた書を絵像に添えたもの。

市来湊町は火災の多いところで、御飯屋も焼けたことがあるので、郷士も秋葉講を真剣に考えたからであろう。



# 役所文書

## 1 『古城并古戦場糺帳』

### 【解説】

この文書は、いちき串木野市指定文化財の古文書の一つで、串木野郷の地頭仮屋由来のものである。

江戸時代、各大名家には記録所があり、藩内の記録を収集したり、それらを編集し、歴史書を編纂したりしていた。薩摩藩でも『世録正統系図』や『家譜』、『三国名勝図会』『神社仏閣調帳』など多くの史料が編纂されている。これらの書物を編纂する場合、必要に応じて各郷に調査を依頼して、藩内の調査をさせていた。『古城并古戦場糺帳』は、『島津世家』改選に際して、矛盾の無いよう行われた調査報告の控が、担当者の手元に残ったものと考えられる。串木野郷の御仮屋文書は、そのほとんどが失われてしまったので、江戸時代の記録として貴重なものである。

### (表紙)

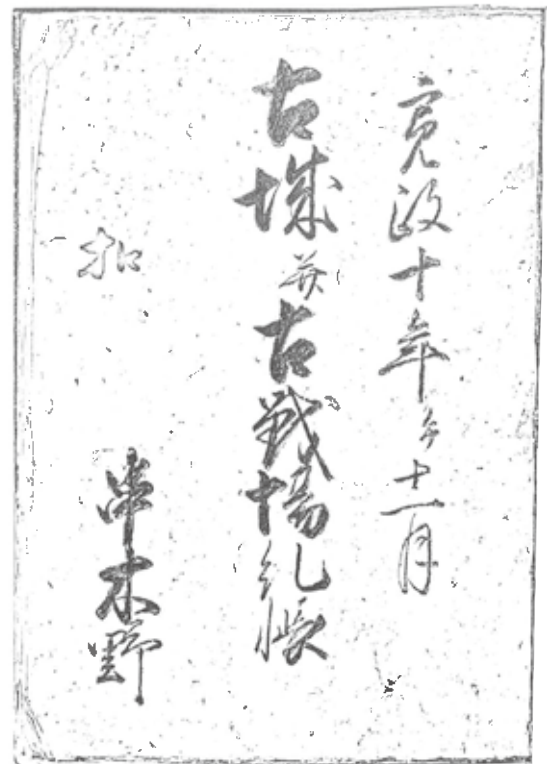
一 寛政十年十一月

古城并古戦場糺帳

扣<sup>(巻)</sup> 串木野 一

一城

但亀ヶ城と相唱、上名村之内ニ有之、麓地頭仮屋元より子丑之方、仮屋元城内同前ニ御座候、



古戦場糺帳の表紙

一 建久年簡之比<sup>(頃以下同)</sup>より串木野三郎忠道致領地、其子孫五代目七郎忠秋迄相続致居城候処、道鑑公御代相亡候由申伝ニ旧記等無御座候、

一道鑑公御代之節 師久公暫御在城御座候処、所々之凶徒押寄御合戦有之、於西之手口ニ凶徒等御追伐有之候由申伝候、

一 但宮方凶徒之由申伝候得共、委細知不申、旧記等無御座候、  
一元龜年簡之比嶋津中務太夫家久公暫御領地、後ニ佐土原<sup>江</sup>御移転御座候、

一 古城

但古城と相唱于今古堀之跡有之、当分上名村之内ニ而、麓仮屋元方寅卯之方、道法五町程有之、何年簡之比何某居城之訳相知不申候、

一古城

但浜ヶ城と相唱于今古堀之跡有之、当分下名村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方未申之方八町程有之、何年簡之比、何某居城之訳相知不申候、

一古戦場

但坂之下柙と相唱、古堀之跡有之、当分上名村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方丑寅之方拾五町程有之、伊作六郎か一族合戦いたし候跡之由申伝候、相手何某と<sup>茂</sup>相知不申、旧記等無御座候、

一古戦場

但陣之尾と相唱要害之跡有之、当分荒川村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方酉戌之方、杓里程有之、何年簡之比、何某陣取、何某と合戦之訳相知不申候、

一古城

但城之藪と相唱古堀之跡有之、荒川村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方戌亥之方杓里拾町程有之、荒川太郎居城之由申伝候得共、何年簡之比、何某と合戦之訳相知不申候、

一古戦場

但枯木ヶ尾と相唱、古堀之跡有之、荒川村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方戌亥之方杓里拾六町程有之、何年簡之比、何某令取<sup>とち</sup>合之訳相知不申候、

一古城

但柙と相唱、古堀之跡有之、羽嶋村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方酉戌之方、杓里拾三町程有之、何年簡之比、何某居城之訳相知不申候、

一古戦場

但鳥越陣之尾と相唱、古堀之跡有之、羽嶋村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋

元方酉戌之方、杓里拾七町程有之、何某陣取、何某と合戦之訳相知不申候、

右者古城<sup>并</sup>古戦場御糺方被仰渡趣承知仕所中委相糺申候処、右之通御座候、以上、

午十一月十五日

郷士年寄助

加藤勇助

郷士年寄

吉武彦左衛門

御記録奉行衆

平田貞太郎殿

木場次右衛門殿

仰渡之留

覚

一古城

但何城と相唱、当分何村之内有之、麓仮屋元方方角・里数何程有之、且城主何某<sup>ニ而</sup>、何年簡、何某と合戦有之候始末、相知居候ハ、其趣書記申伝、又は書留等有之候ハ、書写可差出候、

一古戦場

但地名何と相唱、当分何村之内<sup>ニ而</sup>、仮屋元方方角・里数前条同断、上代何某之取合有之候場所之由申伝、又は書留等有之候ハ、其趣書記可差出候、以上、

午十月

諸郷之内、古城・古戦場之儀嶋津世家改撰方御用見合相成候間、糺方申越候間、別紙案文之趣<sup>ニ</sup>応し、鎖細之場所迄も成たけ委敷相糺、一帳<sup>ニ</sup>取仕立、来月十五日限、無間違当座<sup>江</sup>可差出候、左候而此書付、郷次<sup>ニ</sup>致順達、留之場所方便宜を以、返納可有之候、以上、

午十月九日

御記録奉行

平田貞太郎

御記録方添役

木場次右衛門

伊集院方出水迄

十三ヶ所

右諸所

郷士年寄中

長 次郎左衛門

郷士年寄

加藤孫七

児玉源太夫

吉武彦左衛門

加藤勇助

## 2 白井家文書「神社仏閣調帳（市来関係分）」

### 【解説】

この文書は『白井仁平太聞書』として、東市来町長里の白井家所蔵の文書を、昭和五十年に加治屋進氏がコピーしたものである。白井仁平太の子孫利愛は川路家の婿養子になり、生まれた子が明治時代、日本に初めて欧米の近代警察制度を導入した大警視川路利良である。この文書は、表紙は欠損している。天明七年（一七八七）、市来郷内の神社や寺から差出された由緒書や本尊・寄進状・奉納品・歴代の住職名などを取りまとめ藩の記録方へ提出した報告書の写しである。藩政時代の市来郷は、旧市来町・旧東市来町を合わせた範囲であった。明治二十二年、「市町村制」が発足して、市来・東市来はそれぞれ西市来村・東市来村となった。その後昭和五年、町制が施行され市来町・東市来町となった。ここでは、市来関係の分と稻荷神社を取り上げた。稻荷神社は市来の宗廟であった。

### 金鐘寺由緒

大里にあった金鐘寺の由緒書によれば、開基の年号、開山は分からないが、丹後局が建立し、時衆宗で万年寺と号していた。丹後局の死後、仕えていた女中が尼となり数代続いた。その後、永和三年（一三七七）了堂和尚を招き再興して、名も金鐘寺と改めた。

了堂和尚は和州（大和国、現奈良県）の生まれで、能登国（現石川県）にあった曹洞宗本山総持寺の太源和尚の法を嗣ぎ、「西



へ行って金剛の鐘を鳴らし、大いに仏法を広めよ」という霊夢によって下向し、この寺を金鐘寺と改め、本山総持寺の直末となったと書かれている。

田島柏堂『新出資料による禅僧の「遺偈」の研究(下)』によると、了堂和尚は「了堂真覚」(一三三〇〜一三九九)と言いつつ、かつて南遊の志があり、応安六年(一三七三)十月、摂津より出舟したが、台風に遭って薩摩の国羽島(いちき串木野市)に漂着し、しばらくこの地に庵居し、そして大里の金鐘寺の開山となった(口絵3ページ下段)。その後大和の補巖寺(奈良県磯部郡田原本町)を開いた。大和国内に曹洞宗の寺院が進出したのはこの補巖寺が最初であった。また加賀の瑞川寺は、了堂和尚の法嗣である竹窓智巖和尚(？〜一四二三)が応永二年(一三九五)に開いたが、了堂和尚を迎えて開祖とし、自らは二代となった。竹窓和尚については、初め太源宗真(近江報恩寺住職)のもとで出家得度し、その後各地の禅匠に教えを受けた後、補巖寺の了堂真覚のもとで大悟し、その法を継ぎ補巖寺の二代となった。また、この竹窓和尚のもとで幼い頃禅の修行をし、後、父観阿弥と共に日本の能楽を確立したのが世阿弥であるという。世阿弥の能楽論は禅語が多く厳しい自己鍛錬を中心としているが、それは、この竹窓和尚の教えに影響を受けているからであるという。

加賀の瑞川寺は金鐘寺の末寺である。また、金鐘寺二代は竹窓となっており、この白井家の神社仏閣帳に記載されている金鐘寺の二代竹窓とは了堂和尚の法嗣竹窓智巖のことであると思われる。

総持寺は、江戸時代まで、全国の直末の寺の住職が交代で住職

を務める輪番制度を取っていた。金鐘寺も寛永十九年に十四代住職愚門が総持寺の輪番を務めた。その他の住職も務めたが書留が焼失して詳細は不明である。このように直末としての務めを果たしていた。

金鐘寺が再興された頃の市来は、市来氏が土着豪族として支配しており、朝鮮や琉球・中国などの交易を通じて経済的にも豊かであったと言われている。こうした市来氏の援助があつて金鐘寺再興は行なわれ、由緒書にもあるように、七堂伽藍があり、市来郷大里・川上をはじめ、薩摩藩内の川辺・下甕島・串木野や遠くは美濃(現岐阜県)・加賀(現石川県)・越前(現福井県)にも末寺を持つ大きな寺となったと思われる。

その後、市来氏の衰退とともに次第に寺の勢いも衰え、遠くの末寺には本寺としての役割もできなくなった。そのため、金鐘寺の支配下を離れてもう一つの曹洞宗本山であつた越前の永平寺の末寺となつていった。幕末、市来大里の弓削家出身の臥雲童龍(がうんどうりゅう)禅師は、薩摩藩で初めて永平寺六十代住職となった。臥雲童龍禅師の時、越前大野にあつた洞雲寺は永平寺の末寺となることと許された。明治二年九月には臥雲童龍禅師は、この寺で一週間、仏門に入るものに戒律を授ける授戒会を務めている。また、金鐘寺も鹿児島市にあつた福昌寺の末寺となった。

金鐘寺が所有していたものの内、胡銅の香炉というのがある。胡銅というのは西域からきた銅という意味で、遠くシルクロードから伝来した銅の香炉があつたということである。

ほかに由緒書には、「御先祖様(島津家)系図を享保十二年(一七二七)藩に差出したこと、白焼の大香炉を御先祖様から寄進さ

れたこと、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉が薩摩へ大軍と共に来た時、その先鋒隊により寺が破壊され、それから慶長七年（一六〇二）までの十五年間住職もない荒れた寺であったが、十三代雲山和尚からまた住職が住むようになった。往古の書留は火災で焼失してしまい、申し伝えのみである」などが書かれている。明治初めの廃仏毀釈により寺は毀され、廃寺となった。

### 潮音寺由緒

潮音寺は、以前は養徳庵と云い、中国明時代の鎌王という王位の人物が当寺に数年逗留した時、補陀山潮音寺と寺号を給わったと伝えられている。その年月はわからない。開山は龍雲寺の八世雲州（舟）和尚であると書かれている。龍雲寺は、東市来町長里の市来鶴丸城麓にあった。寛正三年（一四六二）、市来氏を滅ぼした島津家十代立久が同年に建立した寺で、一時期この市来鶴丸城に居住した立久は、自分と夫人の墓も龍雲寺内に建てた。今もその石祠が残されている。

本尊十一面観音菩薩座像の図師（厨子）の中に書付があり、抱巖和尚によって次のようなことが書かれていた。

「天正十五年に豊臣秀吉軍の先鋒隊によって寺が破壊され、本尊の観音菩薩も微塵に打ち砕かれた。潮音寺三代の智厚和尚が龍雲寺十代抱巖和尚に本尊を再興して欲しいと願ひ出た。そして、鹿児島に滞在していた京都一条に住んでいた大仏師の大蔵京に頼んで作らせた」

潮音寺は、島津又一郎久保（義弘二男）が朝鮮で死去した時、その遺骨の宿所となった。また、中納言島津家久（義弘三男、薩

摩藩初代藩主）の遺骨を高野山へ埋葬した時も宿所となった。さらに、曹源院（島津光久夫人）の遺骨が江戸から薩摩に下向した時も宿所となった。このように島津家の人々の遺骨の宿所となることが度々あった。潮音寺は市来湊御飯屋の付近にあった。由緒書のように、中国明の人物がこの寺に逗留したというのは、中国との交流があったことを物語っている。中国船が入津し、湊には唐人町があり、中国語を通訳する唐通詞もいた。出水筋の宿場町であり、日本内は勿論、琉球や中国との交易も盛んで賑わっていた市来湊にあったこの寺は、遺骨の宿所として最適な場所であったと思われる。

### 梅岩寺由緒

梅岩寺は市来湊にあった。丹後局の死後、局に召し仕えていた女中が尼（梅岩林公）となって菩提を弔うために庵を結び、初めは寿福庵と言った。尼寺として七代続いたが断絶し、寺も廃壊した。その後龍雲寺の九世一岳和尚が開山し、龍雲寺の末寺となった。

### 来迎寺由緒

来迎寺は大里にあり、市来氏の菩提寺（写真54ページ 下段掲載）であった。いつ頃の創建かは不明だが、龍雲寺の八代雲舟和尚により再興されて後、龍雲寺の末寺となった。そして、明治の廃仏毀釈により廃寺となる。

その由来記によると、「開基の年月や開山等は分からない。来迎寺の寺社領三町と山野島地を、母心華公大姉の菩提を弔うため

に寄進するという島津立久の寄進状と、島津貴久の寄進状が龍雲寺にある。来迎寺・引撰寺・光明寺・遍照寺は共に本尊阿弥陀如来像を安置していた。来迎寺の阿弥陀仏は座像で、高さ一尺九寸五分（約六十センチ）、脇立の観音・勢至菩薩の立像は高さ二尺二寸（約六十六センチ）で仏師定光の作である。この阿弥陀仏の中に丹後局が書いた書付があったが、花尾の僧がひそかにもらい受け持ち帰ったという。しかしながら確かなことは分からない。丹後局のものとは伝えられる石塔（口絵3ページ 上段左側）がある。その他大きな五輪塔など多数ある。創建時の寺宇が敗壊した後、草庵を結んでいたが、龍雲寺の雲舟和尚が再興して開山となった。立久の母心華安公大姉の位牌があり、往古は高を寄進されていたが、今は山野だけ残されている」ということである。

丹後局の墓と言われる石塔と、大きな五輪塔などの市来氏の墓塔群は、現在も来迎寺跡にある。この墓塔群は、「来迎寺墓塔群」として鹿児島県指定文化財になっており、県内でも有数の墓塔群である。

### 稲荷神社由緒

稲荷神社は東市来町湯田にある。湯田地区開田の時現在の場所へ移された。もとの位置は国道三号線沿いで、今でも鳥居の石柱が一本残されている。

その由緒の主なものを挙げると次のようである。

旧記などはないが言い伝えられて来たことごとしとして、丹後局の創建であること。知行地は十町八反あり、湯田村・大里村・伊作田村のほか、大隅の串良にもあった。十一月三日の祭日には流

鏑馬も行われていた。局に付いて下向した人数は十三人であった。稲荷神社は後に鹿児島へ移された。年間には分からないが、その時知行地は召し上げられた。御神体はここに置かれ、鹿児島へは御幣を勧請された。阿吽あうんの唐猫は、阿の方はここへ残し、吽は鹿児島へ移したので、吽の唐猫を新しく作り添えた。島津忠久が寄進したと言われる鎧が一領あったが、藩の御裁許方に差し上げた。以上の寺々や稲荷神社の由緒書を見ると、江戸中期の天明年間にはすでに、市来郷に、丹後局にまつわる言い伝えが残されていたことが分かる。

#### 〔参考文献〕

- 『市来町郷土誌』一九八二 市来町
- 『東市来町誌』二〇〇五 東市来町
- 『島津藩主略記』一九七八 島津修久著 黒潮舎発行
- 『臥雲禅師語録』一九八八 臥雲禅師語録刊行会
- 『永平寺風雲録』二〇一二 中嶋繁雄
- 『新出資料による禅僧の「遺偈」の研究（下）』一九七三

（禅研究所紀要三号） 田島柏堂

#### 【前略】

薩州日置郡市来万年山金鐘寺由緒

一 丹後御局様被遊 御建立時衆宗ニ而万年寺と為申由申伝候、開基之年号并開山相知不申候、嘉録嘉録一三三七三年 丹後御局様被遊 御逝去候節、為 御菩提女中尼ニ成致住職、数代相続之後、了堂和尚を請シ、曹洞宗ニ相成候、尤尼之寺跡当寺地方東之方引続之所江比丘尼谷と申所有之候、外ニも女中尼ニ成、湊村江庵室を結、



寿福庵と号、数代相統之由申伝候、

一 頼朝公 御顔（影也）御安置有之候処、火災（二付）焼失之由申伝候、尤往

古方之書付焼失為仕由申伝候、元録（録）年中由緒御札方（二付）丹後

御局様 御菩提所之儀、且又 頼朝公 御影御安置有之候儀申

上候書留有之候、

一 永和三年（二三七七）丁巳年 御再興有之、寺号金鐘寺と相改、能州（能登國）総持寺

直末相成申候、

一 開山了堂和尚

像有之、高サ弍尺、作者不相知候、

右者、日本曹洞宗五派之惣領能州総持寺大源和尚之法嗣、生産

和州（大和國）八幡ノ依靈夢、当国下向之由、靈夢（二云）、西（二行）者金剛

ノ鐘（ラ）鳴（テ）大（ニ）世（ニ）響（ント）、

但行常ノ記、火災（二付）焼失、

一本尊十一面観音 木仏座像、高サ一尺三寸、作者不相知、

往古七堂伽藍之節、山門ニ安置有之候本尊之由申伝候、

一 聖観音 金仏立像、高サ九寸、作者不相知、

往古室之間本尊之由、旧記ニ相見得申候、

一 虚空蔵 木仏座像、高サ七寸、作者不相知、

一 七堂伽藍之節、仏殿之本尊釈迦ハ金剛四菩薩、当寺毀破之節豊

後之高寺之本尊相成候由、旧記相見得候、何様成（二而）候哉相

知不申候、

一 能州総持寺直末（二而）御座候（二付）、寛永十九年乙丑（壬午カ）十四代住持愚門

総持寺輪番相勤申候、其外為相勤由候得共、書留焼失仕、年間・

一 高八石

一 麻王（二字也）之玉老（一七六二）ツ

右者宝曆十二年火災（二付）疵相付申候、

一 往古者七堂伽藍（二而）寺領七百石之由申伝候、

一 濃州岩手（美濃國）

右者、当寺末寺（二而）候処ニ遠国故本末之式疎略ニ相成候（二而）以、

宝曆年中禅幢寺大檀那濃州竹中主膳様方越州（越前國）永平寺預末ニ被

成度旨、永平寺江御頼為有之由、依之当寺方も其通願出候ハ、

如何様（二も）可有之旨永平寺方之書翰并禅幢寺方も頼来候間、遠

国（二而）引合彼是難仕候故、永平寺預末ニ被成可然旨申遣候、右ニ

付永平寺印書老通、正文者福昌寺格護（二而）写并福昌寺添書左之通

格護仕申候、

一 濃州岩手

右者、薩州市来金鐘寺末御座候処、遠国故本末式疎略相成候ニ

付、当山預末可致旨被仰越致承知候、法系通者如古来属致預末

候上者、諸般直末同前指揮可致候間、仍為後証印書如件、

宝曆十三（一七六三）癸未年 永平寺

四月十八日 衣鉢印

薩州 金鐘寺

覺

一 永平寺衣鉢方之証書者当寺御文書箱ニ入付置也、仍（二而）別紙写差

越候間、其寺之文書可被致置候、以上、

未十月

福昌寺

副司寮印

市来

金鐘寺

一越前大野郡

洞雲寺

一加賀

瑞川寺

開山当寺二代竹窓和尚

一越前

医王寺

右者、当寺末寺<sup>二</sup>而前々方書翰之往来為有之由候処、近年者交代等も有之筈候得共、書翰を以右届等も無御座候、本山直末<sup>二</sup>も相成申候哉、左候得者書付有之筈候処焼失為仕儀<sup>二</sup>而も候哉、往古方之書翰者為有之由候得共、宝曆<sup>〔七六二〕</sup>十二年火災<sup>二</sup>付焼失仕候由申伝候、

一総持寺五院書状写壺通当寺格護<sup>二</sup>而次渡来申候写左之通、

一其国市来金鐘寺年来輪次断絶之儀申越候処に、以御分別茲役被成<sup>爰二</sup>字分相見得<sup>虫付二</sup>而不分明、旧門派之儀□□当代之明鏡、末世之龜鑑御殿重

之英威於官家無比類之条、於当山向後可奉仰檀越者也、将又金鐘<sup>〔寺脱力〕</sup>住持職之事、福昌寺<sup>江</sup>申越候、仍<sup>而</sup>連印如件、

〔禄〕一六年一五六三

永録<sup>癸亥</sup>三月七日

普藏院 春播判

如意庵 文郁判

伝法庵 祖元判

洞川庵 宗周判

妙高庵 慶徐判

島津修理太夫殿

御奉行所

一旧記有之候書付写左之通、

一為薩隅日太守大中良等庵主、御靈供米<sup>〔米〕</sup>八木八俵、此内四俵者法光院、四俵者維那寮指置申候、毎月廿三日御靈供茶湯御執行專要候、仍如件、

薩摩金鐘寺

〔五七九〕天正七<sup>己卯</sup>年八月十五日

元珍判

此外胡銅香爐一個

倭物打敷一所置

総持五院免僧中懈怠候者、堅固<sup>二</sup>可被仰付候、

法光院

維那寮

一御先祖様御繼図壺卷

但箱有之候由

右者、往古方当寺格護<sup>二</sup>而、校割帳<sup>二</sup>召載次渡来候処<sup>二</sup>、享保<sup>〔一七二七〕</sup>十二年、融峰代御使肥後仁右衛門殿を以差上候様被仰渡差上候由、旧記相見得、校割帳消除有之候、

福昌寺役寮消印有、

一金鐘寺殿桃源悟公大姉御牌

右者、同年肥後仁右衛門殿御使<sup>二</sup>而御取揚有之候由、旧記相見得申候、尤来迎寺<sup>江</sup>御安置有之候由、校割帳消除<sup>二</sup>而福昌寺役寮消印有、

一白焼大香炉 三ヶ

右者 御先祖様方被遊 御寄進、御使国分仲七左衛門殿と校割帳<sup>二</sup>相見得申候、

一御文書<sup>并</sup>総持寺普藏院住番之請状、其外之旧記火災之節焼失之

由申伝候、

一 往古当寺<sup>江</sup>左之通御寄進為有之由、旧記相見得申候、

一 大里村之内川畑・鍋田、川上村之内木場・牛之江、右四門三町

七反、

一 門前屋敷

川本 曲座屋敷

吉村 役人屋敷

鑑 中間屋敷

加治屋 加治屋敷

宇都 巡山屋敷

平 鑑司屋敷

瀬戸口 紺屋

紙屋

鍋ヶ城

土器屋

一 塩屋老間

但 寺之釜と申、薩摩渡瀬<sup>ニ</sup>有之候由、

右者、知行<sup>并</sup>門前屋敷・塩屋、天正年中毀破之節被召上候由旧

記相見得申候、

一 当寺堺内山中老里半回り之内名所

登ヶ原 東之堺

大谷

暗谷

唐人ヶ峯

八方ヶ辻

破レ石

木屋ヶ宇都

扇子山

あめか谷

池之原

北之堺

百田

苦木平

小屋田平

八幡山 西之堺

右之通往古 御寄付之由旧記<sup>ニ</sup>相見得、当寺<sup>ニ</sup>格護仕来候 御文

書為有之由候得共、火災之節焼失仕候段申伝候、

一 大蘇鉄老本 長七尋三尺、三尋之枝式<sup>ツ</sup>有之候由、

右者、禁<sup>朝廷</sup>中<sup>江</sup>

御進上之由御奉行三原左衛門殿御代之由、

一 鶴之絵一幅

右往古三拾年余、門中<sup>方</sup>当寺輪番相勤候由、川辺宝福寺盈愚和

尚輪番之節御用<sup>ニ付</sup>差上候由、

一 斎大鼓老口 川辺宝福寺<sup>江</sup>当分有之由、

一 伊集院抱雪老御地頭之時分、当寺毀破之故大門老宇、伊集院雪

窓院<sup>江</sup>御引移、其外寺物雪窓院<sup>江</sup>被遣候由申伝候、

右四ヶ条旧記相見得申候、

一 川辺 忠徳山 宝福寺

開山当寺二代竹窓和尚法嗣宇堂

一 下甌島 補陀山 常樂寺

開山当寺四代牯牛

一 当所大里村 栄泉寺

開山当寺三代大中

一 当所川上村 興円寺

開山当寺三代大中

右四ヶ寺当寺末寺<sup>ニ而</sup>御座候、

一 当寺末寺<sup>ニ而</sup>候処<sup>ニ</sup>、当分敗壞ノ寺号左之通、

一 松原庵 薩摩渡瀬之下<sup>ニ</sup>有之候由、

一 清円庵 湯田村<sup>ニ</sup>有之候由、

一 宿露庵 串木野上別府<sup>ニ</sup>有之候由、

一 鶴林庵 塔頭之西<sup>ニ</sup>有之候由、

一致重院 同所<sup>ニ</sup>有之候由、

一道典庵 塔頭之西<sup>ニ</sup>有之候由、

右六ヶ寺当分廃壞<sup>ニ而</sup>御座候、往古者末寺四拾九ヶ寺為有之由

旧記相見得申候、

一 建久七<sup>丙</sup>年八月一日 忠久公・丹後御局様御下向之節、崎野

浜<sup>江</sup>被遊 御着岸、目出度当国<sup>江</sup> 御着船被遊候<sup>ニ付</sup>、薩摩渡瀬

と御名付被遊候由、

一薩摩渡瀬東江木崎と申所有之候、初<sup>而</sup>御腰掛之石と申伝有之候、

一木崎方辰巳之方百間余之所<sup>江北</sup>北条水と申井戸有之候、

一大里村之内<sup>江</sup>鎌倉神社御勧請有之候、

内

一鶴岡八幡

一御靈之宮

一今熊

一日吉山王

右四社当寺鎮守

一御下国御供之内、重信氏被罷居候所之由<sup>二而</sup>、重信と申所有之候、

一鍋ヶ城当寺方午未之方百間余之処<sup>江</sup>有之候、右六ヶ条旧記相見得候、

一開山 了堂和尚 生産和州

一二代 竹窓和尚 生産越前、加賀瑞川寺開山

右竹窓和尚方三代大中和尚迄之間三拾年余、門中方当寺輪番相

勤候由、

一三代 大中和尚

一四代 牯牛和尚

一五代 竹畝和尚

一六代 繁岫和尚

一七代 全超和尚

一八代 仙岳和尚

一九代 竹林和尚

一十代 音江和尚

一十一代 藏天和尚

一十二代 明室和尚

右明室和尚方拾三代雲山和尚迄之間、天正十五年<sup>一五八七</sup>方慶長七年迄<sup>一六〇二</sup>十五年余毀破<sup>并</sup>火災有之、長々敗壞<sup>二而</sup>無住之由、

一十三代 雲山和尚

一十四代 愚門和尚

一十五代 慎翁和尚

一十六代 為説和尚

一十七代 慈麟和尚

一十八代 融峯和尚

一十九代 大勇和尚

一廿代 素禪和尚

一廿一代 光益和尚

一廿二代 慈容和尚

一廿三代 機運和尚

一廿四代 宗英和尚

一廿五代 実門

右者、此節由緒御糺方<sup>二付</sup>申伝等有之候ハ、実否共申出候様被仰渡趣致承知候、当寺事火災<sup>二付</sup>往古之書留致焼失、近代之書留<sup>并</sup>校割帳相糺、其外申伝右之通御座候間、此段申出候、以上、

金鐘寺

天明七<sup>一七八七</sup>丁<sup>未</sup>十二月

実門

御記録方御用掛

【朱書】

『一市来金鐘寺江寛政二年二七九〇三月廿四日 齊宣公御入有之候節、門前之石ニ伏虎之二字、川村宗澹書方被仰付候節之書付、左之通、

寛政二年戊三月廿四日 齊宣公当所温泉方不二因当寺江被為入門前之石虎之伏候形に似たるにより、伏虎と被名是付脱之を石面ニ書候様、侍医川村宗澹江被仰付、彫刻等之儀、拙者承之申付候、自今無僞抹様可被致為後証如此候、以上、

村上静馬

四月十一日

金鐘寺

一御短尺 二枚

御詠歌

御筆

右文化二八〇八

閏六月六日

齊宣公御寄進

寄雲恋

たのみなや人の心ハしら雲の  
なひくとみれと行ゑ定ん

齊宣

五月雨

谷川の岩こす波やまさるらん  
ひかすふりそふ五月雨の比

齊宣

右御短尺ニ相付候寺社御奉行所書付有之

』

薩州日置郡市来龍雲寺末寺潮音寺由緒

一前者号養徳庵所謂大明天子鎌王と奉申王位就配所、当寺数年有御逗留時、山号補陀、寺名潮音給由申伝也、年月不相知、

一本尊十一面観音菩薩座像、凶師之内有書付、爰天正十五一五八七丁亥初

夏之比、諸国發威光京勢走向軍兵百五十万騎誠驚天動地、豈克

友防人力五逆徒走矣、不敬一仙堂、不尊神社、急観音菩薩之尊像打碎成微塵、潮音主盟智厚記室謂予云、再興本尊以為幸聞最哉、翌日令使薩之鹿兒島留滞、洛陽一条居住之大僊師大蔵京奉再與一所眼前也、

前永平龍雲現住抱巖叟誌有之、

一春日之御作文殊・普賢両尊有之、寅九月十一日 前中将様就御用差上之、川野湘雪有受取、其後白銀三枚致拝領也、故校割牒書載之以代々伝于後孫矣、

一開山龍雲中興雲舟玄濟和尚禪師、

一当寺中興龍雲十世抱岩龍孫和尚、

一福昌先師大川奕大和尚尊牌・同墓有之、

一門前并高二町二反為有之由申伝也、

一又一郎様義弘次郎於朝鮮国 御逝去 御遺骨為被遊 御宿事、

一島津家久初代薩摩藩主中納言様 御遺骨高野 御登山時為被遊 御宿事、

一十九代太守光久夫人曹源院様 御遺骨 御下向之節為被遊 御宿事、其後 御遺骨為被遊 御宿事度々有之候、

右由緒書元禄四二六九二辛未十一月御用被仰渡、同四年十二月十五日

書調差上候留帳本寺龍雲寺 御文書箱之内有之、右留帳ヲ以

書写差上申候、外由緒等無御座候、

一開山龍雲寺中興雲舟和尚 一 中興風得宗公座元

一 中興二代龍山岡公道人 一 二世中興抱岩和尚

一 三代薄翁智厚和尚 一 四代法室智孫和尚

一 五代・六代当寺世牌無御座故相知不申候、

一 七代洞岳瀨和尚 一 八代北峯春羊和尚

一 九代梁吸観智和尚 一 十代潭底蒼龍和尚



- 一十一代高翁茲客和尚
- 一十二代止雲空卯和尚
- 一十三代了源来暁和尚
- 一十四代一翁
- 一十五代禪麟

右四代法室智孫、姓、兒玉氏、投福昌先師大川和尚之室而出家、住持当寺、于此大川遷化負遺体還当寺宮葬送之事、靈塔今猶嚴然矣、於是 太守公為大川和尚香花料雖被遊 御寄付高祿而不受、智孫所持之大刀一腰而在兒玉家、衆言如是、然歲月深遠愚何足知之乎、頓首、

- 一孝心德用行年八十歲而明和九辰十二月七日死去、
- 右之通当寺由緒并世代如此御座候、以上、

潮音寺現住

天明七年丁未十二月朔日

禪麟

薩州日置郡市来龍雲寺末寺梅岩寺由緒

- 一本尊勝軍地藏菩薩 長一尺五寸
- 一開山龍雲九世一岳和尚
- 一開基梅岩林公大姉

右者 丹後御局為被召仕女 御局 御逝去之後為 御菩提成比丘尼結庵室、号寿福庵、尼寺七代相統也、断絶之後禪家之僧令住持、位牌等有之也、寺宇敗壞故龍雲十世抱岩和尚再興之而以為一岳和尚之開山處矣、年号不相知、

右勝軍地藏之儀者 御局様御信心之二御座候、由来記于今有之、去卯年当所出火之節、未一枚者燒失仕申候、其外由緒等相知不申候、以上、

天明七年丁未十二月

梅岩寺

【中略】

薩州日置郡市来龍雲寺末来迎寺由緒

立久公御筆御寄状脱力写

薩摩国市来院法城山龍雲禪寺

一堀切八反并湯原島地一町、為 太岳誉公居士奉寄進也、

一来迎寺領三町、同山野島地、為 心華安公大姉奉寄進所也、

一山林曠野方三里、可為御理運殊楠木自二葉可被成格護候、

右条々於後年違乱之輩者 八幡大菩薩御昭覽、不可為島津子

孫、仍所定如件、

天明癸巳八月十五日

立久公御書判

貴久公御筆御寄進状写

一来迎寺三町并山野島地等之事

為 心華安公大姉 立久所御寄進也、

依有時宜既中絶、然處為中興、貴久奉返雲舟濟和尚、以令寄付

處也、

右於後年違乱之輩者 八幡大菩薩御昭覽、不可為島津子孫者也、

仍証状如件、

天文十七年三月朔日

貴久公御書判

一古之開基年月且又開山等不分明、于今所申伝者、来迎・引撰・

光明・遍照之有四箇寺、本尊皆阿弥陀安置故、来迎寺之本尊亦為其一、尊坐像長一尺九寸五分、脇立觀音・勢至之立像、長二尺二寸、仏師定光、

一 丹後御局御石塔有、弥陀之尊形、石之中御骨有之、併御法名不相見得、前代申伝而已、

一 八文字民部太輔殿石塔之由申伝、其外五輪之大石塔多、歲月深遠而法名等不相知、其中謂笑山忻公上座有法名、市来家之先祖

十二月十八日死去、年号不相見、市来家系凶之中、実名等有之、若狭守忠秀於宇治川戰死、忠久公御一腹之御連枝之由也、

一 丹後御局様御代之寺宇敗壞而後結草庵、以勸請龍雲中興雲舟濟大和尚而為開山処也、

一 立久公之御母堂 心華安公大姉有 御牌、古者高御寄付雖有之、今者寺地山野 御免而已、

右之通由緒御糺方被仰渡趣承知仕、相糺申候処、立久公御筆老通、貴久公 御筆老通、本寺龍雲寺御文書籍之内格

護有之候間、書写差上候、且又当寺本尊阿弥陀如来御腹籠之書付 丹後御局様 御筆ニ而有之候処、先年花尾之僧、俗縁ニ

而相親、右御腹籠之御書付、密貫受帰候由申伝候、慥成儀者存不申候、以上、

天明七年丁未十月廿五日

来迎寺

【中略】

薩州日置郡市来金鐘寺末寺栄泉寺由緒

一 当寺開基之年号月日相知不申候、

一 当寺開山金鐘三世大中興大和尚

但世代続相知不申候、

右者、開基之由緒、年号月日相糺可申上旨被仰渡趣奉承知候、依之委敷相糺申候処、細密ニ相知不申候、此段申上候、以上、

天明七丁未十二月三日

栄泉寺

薩州日置郡市来金鐘寺末寺興円寺由緒

一 開山金鐘三代大中興和尚、寺地石地

右者、此節寺院由緒并宝物等有来候ハ、委敷相糺可申上旨被仰渡奉承知候、依之当寺之儀者由緒・宝物等無御座候、此段首尾申上候、以上、

天明七丁未十一月三日

興円寺

薩州日置郡市来宗廟稻荷大明神由緒

旧記等無之候而も申伝候次第申上候様ニ被仰渡趣承知仕、左之通申上候、

一 忠久公於撰州住吉被遊 御誕生候節、御産湯を上、火を燈シ候野狐之靈を崇被遊 御安置候由申伝候、

一 丹後之御局様市来鍋ヶ城江 御在城之節被遊 御安置、御祭料御寄付之知行拾町八反、内八町八反湯田村、五反大里村、五反

伊作田村、老町隅州串良之内浮免御寄付為被遊由申伝候、御安置者承元二〇九三年と申伝候、

一 御神体往古者三社ニ御座候処ニ、朝鮮御在陣之節狐二足相現、白狐老足討死仕候訳を以、右二狐を御崇、御帰朝之節五社ニ御

勸請之由申伝候、

一 往古ハ社地四五丁辰巳ノ方ニ当リ有之、十一月三日御祭鑄流馬為有之由申伝、墓目ひさめ之矢尔今社内ニ有之候、天和年中当社地ニ御引移、跡地御新田ニ相成、本社地ニ石之鳥井柱壺本相残居申候、

一 御供ニ罷下候人数拾三人、其内塚田・山元・有川・家村此四家ハ相知申候得共、外ハ何様ニ為罷成モ相知不申候、塚田之儀ハ神主相勤候得共、御蔵役相勤候節越度有之被召禿候由申伝候、夫方以来有川家方主取仕罷居申候、山元家之儀ハ組頭ニ、大宮司相勤候由、家村之儀ハ跡断絶仕候、稻荷宮由緒書之儀以前ハ為有之由候得共、神主塚田子孫老人病人ニ役目相勤候儀難成引入為罷居之由、然処ニ大里村徳重門九兵衛ト申者病見廻ニ参リ候節、右塚田方頼候者、此箱之内ニ有之書付焼捨呉候様ニ相頼候ニ付、無何心焼捨候由申伝候、

一 鹿兒島江被引移候年簡相知不申候、被召付置候知行之儀も其節揚り候哉尔今ハ無御座候、御祭米真米五斗式升五合為被仰付迄ニ御座候、

一 爰許稻荷大明神鹿兒島江御引移り之節、御神体ハ此方江被成御座、鹿兒島江ハ御幣勸請為有之由申伝候、

一 阿云阿云之唐猫唐猫式足御座候処、鹿兒島江被引移候節阿耆足ハ此方江、云耆足鹿兒島江参、阿耆足ニ御座候処、御作添ニ阿云御座候、尤御作添年号相知不申候、

一 朝鮮書本之大般若經一部、往古乱世之砌豊後入之節、豊州山田郷瀧津宮ニ有之候を御取被成、御帰陣之節当社江御奉納之由申伝候、尤当分虫付ニ半物ニ相成居申候、

一 御鑑壺御鑑兩

一 右者 忠久公御寄進之由申伝有之候処、去年十月御裁許方方就御用ニ所詰締方横目衆江相付差上置候、

一 御祭年中ニ四度有来、神領被召揚候節も御座候哉、御祭米三石被仰付、四度之御祭相済来、其後五斗式升五合被仰付候故、正月元日御祭りハ年中中之御参錢を以社人主取方相済申候、二月三日御祭りハ湯田村在中出米并氏子中出錢を以相済申候、九月九日御祭りハ御納御米を以相済申候、十一月三日御祭りハ山元家方自分失墜を以相済申候、

一 湯田村神領八町八反之内夫々役目ニ御差分ケ給地方夫々勤方ニ相付居候、字名尔今相替不申候、

一 稻荷大明神当社地ニ御引移、跡地御新田ニ相成申候節、本社地神領願申上候一件ハ、別当大明寺前住頼金寺内江被立置候石之銘ニ委ク相知申候ニ付、大明寺方書付被差上候、

右者、此節御記録方方御糺方被仰渡趣承知仕相糺申候処、右之通申伝候間書付差上申候、以上、

社人寄主取 有川甚右衛門

天明七年〔一七八七〕十二月十日

御郷士年寄衆中

【朱書】

『右者、天明七年丁未十一月御記録方方御糺方ニ相しらへ差上被置、其後相重ニ候儀者朱書ニ相記置候、

文政十年〔一八二七〕丁亥閏六月日写

山下金左衛門

註1 墓目|| 鐮矢のこと

註2 唐猫|| 狛犬のこと

白井仁平太聞書爰<sup>ニ</sup>留置

一 稻荷宮<sup>江</sup>往古<sup>ヨリ</sup>鎧一領宝殿<sup>ニ</sup>有之 忠久公御寄進之由申伝、由緒書付無之、天明七年<sup>丁</sup>十月御用有之、締方横目山下才藏・岩下四郎右衛門ト云ヘル兩人、寺社方掛年寄与頭出会差上候由、如何様御裁許方ハ為差上筈候、先年寺社方取次田中諸右工門殿ト云ヘル人廻勤之砌、右鎧拝見之折、拙者書役ニテ差越拝見候、筋甲大袖ニテ候、ノト輪有之ス<sup>〔ネ〕</sup>子当平生之ス子当ノ如無之候、其比和田源太兵衛殿拝見有之候由、カフトサカ面明珍作之由被申候ト承居候、

一 此節御用<sup>ニ</sup>御取揚有之、岩井吉右衛門吟味之次第書付人之ヨシ候ヲ一篇聞候、其上一通咄有之候、カフトサカツラ之儀候也、明珍初代宗介作之由、此介ノ字両説之由、介・助之間不分明之由、時代久シキ故<sup>ニ</sup>候也、ス子当ハタチアケトイエル<sup>ニ</sup>候由、頼朝公御時代為有之由、外<sup>ニ</sup>御家<sup>江</sup>一通有之由絵図面有之由、右鎧別<sup>而</sup>為勝<sup>由</sup>、只今之通社内<sup>ニ</sup>被召置候<sup>而</sup>相損等致候<sup>而</sup>ハ欲ケ敷筋<sup>ニ</sup>、新<sup>ニ</sup>御取立有之御寄進<sup>ニ</sup>、大守様御召料<sup>ニ</sup>可被遊也、又ハ只今取繕有之候へバ、クサリ等ハ相損候得共、外ハ少シモイタミ無之<sup>ニ</sup>付、御宝物<sup>ニ</sup>相成可然之由、以書付申上候由、タチアケト云ヘルコト咄<sup>ニ</sup>承リ、書付ハ不致披見ハ若間違ハ致間敷也ト相考候へトモ、覺之俚書記也、 忠久公御寄進<sup>ニ</sup>者有之間敷ト申人ハ無之由、桐之御紋<sup>ニ</sup>金焼付前代ハ玉金無之都<sup>而</sup>焼付之由、和田氏拝見之節被申候由、右御紋有之候<sup>ニ</sup>付 近衛

様方御拝領之御道具<sup>ニ</sup>可有之ト承り候事、

一 安永六<sup>丁</sup>西年往還相直候付、致繩引候次第書留候、元禄年中大境繩引之節ハ六尺三寸繩<sup>ニ</sup>候、此節ハ六尺五寸<sup>ニ</sup>候事、

一 六里塚方滝之上七里塚迄本往還式千三拾六間、里<sup>ノ</sup>百廿四間不足、

一 七里塚方薩摩渡瀬八里塚迄本往還式千六拾式間、里<sup>ノ</sup>九拾八間不足、

一 新道筋六里塚方中原七里塚迄千九百四十八間半、

一 七里塚方薩摩渡瀬八里塚迄千九百四拾八間半、

一 六里塚方八里塚迄新道之方二里之内四百廿三間近ク有之候、

一 今平新道<sup>ニ</sup>直り口方大里村松原堂之元迄古道式千式百七拾四間、一新道之方百九十七間近シ、

#### 【後略】

### 3 吉利家文書

(表紙)

〔文政拾三年<sup>一八三〇</sup>寅二月十五日より

諸船出入<sup>控</sup>扣

ぬし 吉利

#### 出改場

式月十五日

船主 川留善次郎

一観受丸

沖舟頭秋目之

右徳之島下り御用船

岩 助

同月日

船主 宮原彦八郎

一弁天丸

沖舟頭同所之

右山河廻舟

新兵衛

二月十六日

船頭上町之

一式枚帆老艘

休左衛門

右種子島行

二月十八日

舟主 阿州茂吉郎

一拾式反帆

沖舟頭同所之

喜平次

右本国帰帆

二月十九日

舟主

若吉丸

波江野源次郎

一拾八反帆

沖舟頭種子島之

右徳島下り

次右衛門

二月十九日

屋久島之

一式枚帆老艘

辰 助

右は島之様帰帆

二月廿日

舟主

御試舟

皆吉金六

一伊波丸

沖舟頭京泊之

右喜界島下り御用

平次郎

二月廿一日

舟頭浜市之

一三枚帆老艘

吉太郎

右売買として西目廻

二月廿三日

大吉丸

一式拾三反帆老艘

右本琉球行

二月廿四日

舟頭知覧



一三枚帆壹艘  
右山川之様帰帆

松ヶ浦之

良右衛門

三月廿日

二月廿五日入

舟頭上町之

孝次郎

○貳反帆壹艘  
右硫黄島行

二月廿八日

舟頭天草之

一四枚帆壹艘

作次郎

右本国へ行

三月十四日

同日入

舟頭桜島之

音三

○貳枚帆壹艘  
右山川迄廻舟

二月廿八日

三月迄入

舟頭桜島之

伝兵衛

○貳枚帆壹艘  
右山川迄廻舟

同日

舟頭同所之

一貳枚帆壹艘

市太郎

右同断

同日

一貳枚帆壹艘

右同断

舟頭同所之

休左衛門

二月廿九日

一四枚帆壹艘

右五島行

舟主下町の

沖舟頭 庄左衛門

指宿 権左衛門

同日

一貳枚帆壹艘

右帰帆

舟頭内浦之

仲右衛門

同日

一拾七反帆壹艘

右帰帆

舟頭平戸

磯津浦之

喜代七

合艘数拾九

三月朔日

一五枚帆壹艘

右屋久島帰

舟頭長田村

助五郎

三月二日

一三枚帆壹艘

舟頭七島平島

日高源蔵

右帰島

金山丸

彦太郎

三月二日

舟頭長田村之

右各津行

一四枚帆壹艘

弥助

三月十二日

舟頭日州蚊□□

右同断

一拾八反帆壹艘

仁三郎

三月四日

舟頭

三月十二日

舟頭阿州之

一五枚帆壹艘

松木喜三右衛門

右御用才木江戸行  
問屋木材嘉兵衛方

喜太郎

御舟屋久島行

三月七日

舟頭種子島之

一貳枚帆壹艘

新五郎

一八反帆壹艘  
右本國帰帆  
問屋同人

三月八日

舟主波江野

同日

舟頭天草之

白山丸

舟頭種子島之

一貳枚帆壹艘

半右衛門

一拾八反帆壹艘

喜兵衛

右本國帰帆

右徳島廻り山河迄

問屋渡辺喜兵衛方

三月十一日

舟頭宮之浦之

一五枚帆一艘

助太郎

三月十三日

舟主種子島之

右屋久島帰帆

宝神丸  
一拾三反帆壹艘

八板鶴けさ

同日

舟主 岩城藤七郎

右徳之島下り  
御用船之内

舟頭同所之  
佐右衛門

金山丸

船頭種子島之

一六百九拾石積

三月十三日

榮久丸

舟主川井田善五郎

同日

一貳拾反帆壹艘

船頭秋目之

太神丸

舟主柏真之

右徳之島行

孝右衛門

一貳拾三反帆

森右衛門

三月十四日

舟頭種子島

内浦之勝右衛門

一三枚帆壹艘

甚次郎

右之島帰帆

同日

舟主 山川平太郎

三月十四日

播州姫路

一貳拾三反帆

沖舟頭同所之

一五枚帆壹艘

高砂浦之

右大島行

源 助

本国帰帆

仲兵衛

問屋安藤仲之丞

同日

舟頭

三月十五日

舟頭種子島之

一拾八反帆

西田喜左衛門

一三枚帆壹艘

六次郎

右江戸御用艘

右島帰帆

舟頭上町

三月十八日

舟頭肥前之

○三枚帆壹艘

金次郎

一三枚帆壹艘

岩右衛門

右硫黄島行

右本国帰帆 問屋安藤仲之丞

四月十三日入

同日

舟頭種子島之

舟主下町

一三枚帆壹艘

周五郎

三月十九日

三橋けさ次郎

右帰帆

一貳拾三反帆

沖舟頭同所之

右琉球

加太郎

同月日

一五枚帆壹艘

右徳之島行

種子島

榎元新五郎

沖舟頭秋目之

与兵衛

一式枚帆壹艘

硫黄島行

孝次郎

三月廿六日

一七反帆

舟頭阿洲之

孫三郎

本国帰帆

問屋木村喜兵衛方

同月日

御舟大日丸

舟頭

西田嘉藤次

同月日

一拾六反帆

右喜界島行

天神丸

一拾反帆

舟主下町田中十次郎

沖舟頭同所之

庄太郎

同月日

一五枚帆

右永良部行

舟主 川井田五郎

舟頭加世田大湊浦之

新次郎

三月廿六日

宝寿丸

舟主下町

田中十次郎

三月廿四日

一三枚帆壹艘

島帰帆

舟頭種子島之

清九郎

沖永良部行

一拾貳反帆

沖舟頭種子島之

辰之助

同月日

一同三枚帆

同断

舟頭同所之

清 六

同月日

一拾反帆

舟主松村孫四郎

沖舟頭種子島之

舟頭宮之浦

甚 平

同月日

舟頭上町之

同月日

一四枚帆  
屋久島帰帆

同月日

一五枚帆壹艘

同断

舟頭同所之

伊太郎

但上方行

仲右衛門

同月日

一五枚帆壹艘

同断

舟頭小瀬田之

助五郎

問屋池田善五郎

舟頭天草之

龜助

同月日

一五枚帆

舟主上町

酒匂丑之助

興順丸

舟主 山川源助

一式拾三反帆

本琉球行

沖舟頭下町之

平兵衛

鶏卵積上方行

沖舟頭同所之

源太郎

三月晦日

舟頭宮之浦之

孫助

三月廿七日

一式反帆〔老カ〕一艘

内泊へ行帰

舟頭穎娃

石垣之

長左衛門

屋久島帰帆

四拾三艘

同月日

御若宮丸

一拾一反帆

喜界島行

舟頭

波江野平左衛門

閏三月一日

一三枚帆壹艘

瀬戸内へ行

舟頭種子島之

太吉

三月廿七日

一三枚帆壹艘

舟主 下町 熊太郎

舟頭指宿田良

閏三月朔日

一八反帆壹艘

川内表より内泊へ津廻之米積舟被仰付事

舟頭備前之

藤右衛門



問屋長田善五郎

閏月三日

一御舟□安丸拾六反帆

喜界島行

舟頭

二ノ方鉄二郎

一拾六反帆

徳之島行御用

波江野四郎左衛門

沖舟頭秋目之

周次郎

閏月四日

一式枚帆壹艘

入津いたし居候処帰帆

舟頭脇本浦之

新五郎

閏月十日

一四枚帆壹艘

本國帰帆

問屋渡辺

舟頭阿州之

磯太

閏三月六日

一三枚帆壹艘

帰帆 問屋池田善五郎

舟頭豊後

幸作

同月日

一住栄丸式拾三反帆

大島行

舟主 井ノ口多三

沖舟頭下町之

善四郎

閏三月九日

一式枚帆壹艘

舟頭上町之

休左衛門

同月十二日

一□反帆

在所帰帆

問屋渡辺喜兵衛方

舟頭大坂之

仙蔵

川内迄廻舟申出

同月日

一式枚帆

舟頭同所之

伝助

同断

同月十三日

一四枚帆壹艘

宝島行

舟頭上町之

三右衛門

同月日

長久丸

舟支配人

同月十四日  
一四枚帆壹艘  
帰帆

舟頭種子島之

伝次郎

同月十八日  
一三枚帆  
硫黄島行

舟頭上町之

藤次郎

同月日

一四枚帆壹艘

舟頭同所之

清四郎

同月十九日

一四枚帆

舟頭種子島之

鮫島利右衛門

同断

同月十五日

一貳枚帆

舟頭上町之

太郎

同月十九日出

一貳枚帆

舟頭種子島之

利右衛門

川内表へ行

同月十六日

一四枚帆壹艘

舟頭下町之

永瀬佐次郎

同月廿日

一五枚帆壹艘

舟頭安房村

仙次郎

沖永良部行

自切積

帰帆

同月十六日

一四枚帆壹艘

舟頭指宿

田良浦之  
与吉

同月廿三日

一七反帆壹艘

舟頭同所之

善兵衛

瀬戸内行

問屋小川与兵衛方

閏三月十七日

△一三枚帆

帰帆  
問屋水間

舟頭佐多之

新三郎

同月日

一三枚帆壹艘

一三枚帆壹艘

舟頭同所之

権四郎

舟頭種子島之

弥吉

帰帆

同月日

一四枚帆

西目廻舟

問屋平島

舟頭山川児ヶ水之

青 助

同月日

拾八反帆

一栗野丸

山川廻舟

舟頭

井頭喜三左衛門

同月日

一五枚帆

帰帆

舟頭安房村之

伝次郎

三月廿八日

一式枚帆

帰帆 問屋木村方

舟頭天草之

重右衛門

同月廿日

一五枚帆

同断

舟頭一湊村之

和 吉

閏三月廿八日

拾八反帆

一愛宕丸

舟頭

二ノ方彦七

同月廿五日

一三枚帆壹艘

帰帆

舟頭種子島

仙次郎

喜界島行

舟頭

二ノ方彦七

同月廿六日

一六反帆壹艘

同断

舟頭舟行村之

七右衛門

同月廿九日

一五枚帆壹艘

帰帆

舟頭栗野村之

吉次郎

同月日

一五枚帆壹艘

帰帆

舟頭種子島之

周五郎

同月日

一三枚帆壹艘

同断

舟頭栗野村之

周 藏

舟頭上町

孝次郎

硫黄島行

〆三拾七艘

四月〇日

一式枚帆壹艘

硫黄島行

舟頭上町

孝次郎

十四日

一三枚帆壹艘

歸島

舟頭種子島之

清 六

六日

壹五枚帆

上方行

舟頭下町源 藏

同日

一四枚帆壹艘

山川廻舟

舟主上町桑原

次郎左衛門 舟頭

指宿田良浦之

市左衛門

同日

壹三枚帆

西目廻り

舟主下町

永田藤七

舟頭秋目之

けさ次郎

四月十四日

一三枚帆壹艘

歸帆

舟頭今和泉之

庄 八

〆八艘

四月十四日迄

惣〆

入船改

舟頭上町之

吉太郎

三月七日出

二月十七日

〇四枚帆壹艘

屋久島長田村之  
舟頭

矢 助

四月九日

一式枚帆

佐多行

舟頭上町之

吉 藏

正二月十七日

舟主 酒匂矢之助

○五枚帆老艘  
住吉丸

舟船頭上町之

源太郎

二月十八日

一五枚帆老艘

屋久島長田村之

仙十郎

右屋久島御用

同日

三月一日出

舟頭同所之

助五郎

○五枚帆老艘

右同断

同日

一式枚帆老艘

舟頭小根占之

長藏

右山河改有之

二月廿日

同月廿四日出

舟頭知覽松ヶ浦之

良右衛門

一式枚帆老艘

右山川改有之

二月廿日

同月廿五日出

舟頭上町之

小次郎

○同式枚帆老艘

右テ丸御用硫黄島行

二月廿一日

一式枚帆老艘

舟頭桜島之

右山川改有之

五郎

同日

三月十八日出

龜榮丸

舟主山川之平太郎

○式拾三反帆

舟頭同所之

右大島下りとして当所廻り

源助

同日

○三枚帆老艘

舟頭知覽

右山川改有之

良右衛門

二月廿二日

同月廿八日出

舟頭天草之

○四枚帆老艘

作次郎

右同断

同月廿三日

三月廿九日出

興順丸

舟頭山川之

○式拾三反帆

熊太郎

右本琉球下り之内前浜積入

二月廿三日

二月廿六日出

○七反帆耆艘

右山川有之改

問屋木村喜兵衛方

舟頭阿州之

孫三郎

右徳之島下り御用舟之内として入津いたし

合拾六艘

寅三月朔日

一三枚帆耆艘

右山河改有之

舟頭種子島之

太郎吉

同月日

三月廿九日出

□寿丸

○五枚帆耆艘

右上方行帰

舟頭かせ田之

勇蔵

同月日

同月□□日出

○五枚帆耆艘

右山河改有之

屋久島宮之浦之  
舟頭 助太郎

式月廿三日

一四枚帆耆艘

右上方行帰

舟主 下町喜太郎

舟頭尾掛之

幸助

同月日

同 十八日出

○五枚帆耆艘

右同断

舟頭種子島之

周五郎

二月廿四日

一三枚帆耆艘

右山河改有之

舟頭門浦之

知覧 利助

三月六日

一三枚帆耆艘

右同断

舟頭松ヶ浦之

孫四郎

同月廿六日

□□丸

一五枚帆耆艘

舟主久田森右衛門

舟頭市来江口浦之

善吉

三月八日

同月□□日出

○五枚帆耆艘

舟頭播州姫路

高砂浦之

仲兵衛

右同断

問屋 安藤仲之丞

閏三月十日出  
右山川より津廻し

伝兵衛

同月日

同月廿六日出

屋久島之

同月日

舟頭同所之

○四枚帆耆艘

甚 平

一 式枚帆耆艘

小 三

右同断

右同断

三月八日

同月□□日出

舟頭種子島之

同月日

舟頭同所之

○式枚帆耆艘

右山川改有之

甚次郎

右同断

一 同式枚帆耆艘

三 五郎

同月日

住榮丸 閏十日出

舟主 井ノ口多美

三月十三日

舟頭 肥前之

○式拾反帆耆艘

右大坂行帰

舟頭山河之

○三枚帆耆艘

問屋 安藤仲之丞

惣左衛門

三月十四日

一 三枚帆耆艘

舟頭 桜島之

同 □出

舟頭 天草之

右山川より入津

音 三

○式枚帆耆艘

右山川改有之

半右衛門

三月十五日

同 十八日出

舟頭 上町之

半 太郎

問屋 渡辺喜兵衛方

三月十二日

○式枚帆耆艘

舟頭 桜島之

○三枚帆耆艘

半 次郎

右 硫黄島行帰

三月十八日

同月廿四日出

舟頭種子島之

○三枚帆老艘

清九郎

右山川改有之

三月廿日

同月廿七日出

舟頭天草

○貳枚帆老艘

龜助

山川改有之

問屋池田善五郎

三月十七日

同月廿四日出

舟頭種子島

○三枚帆老艘

清六

右山川改有之

同月日

同月廿七日出

舟主下町

○四枚帆老艘

熊太郎

上方行帰

舟頭指宿田野浦之  
仲右衛門

同月日

同月廿六日出

舟頭小瀬長田村之  
助五郎

○五枚帆老艘

同月日

右山川改有之

同月廿四日出

舟頭上町

○貳枚帆老艘

孝次郎

同月日

同月晦日出

舟頭宮浦之

○五枚帆老艘

源助

右同断

同月日

閏三月一日出

舟頭種子島之

○三枚帆老艘

太吉

山川改有之

同月日

同月廿六日出

舟頭同所之

○五枚帆老艘

伊太郎

右同断

三月廿一日

□多め丸

久見崎舟頭

○拾八反帆

二ノ方鉄次郎



閏同月三月出

喜界島行之内廻舟いたし

同月日

閏月一日出

舟頭阿州之

○四枚帆

磯 太

問屋渡辺喜兵衛方

三月廿二日

閏月□□

舟頭大坂之

○拾九反帆

売買として入津

□□預り 弥平次  
□□四郎左衛門

三月廿四日

御舟愛宕丸

舟頭 中村彦右衛門

一拾八反帆

江戸行帰

三月廿七日

閏月十二日出

舟頭大坂之

○八反帆老艘

仙 蔵

売買として山川改有之

問屋渡辺喜兵衛方

同月日

閏月十七日出

○三枚帆

山川改脱カ有之

舟頭佐多之

新太郎

三月廿七日

一式枚帆老艘

舟頭桜島之

小 三

三月廿八日

一三枚帆老

舟主山川之

右長崎行帰

舟頭田良浦之

庄 蔵

同月日

閏月六日出

舟頭豊後之

○三枚帆

山川改有之

問屋池田

幸 作

閏月廿一日出

三月廿九日

舟頭脇本浜之

○式枚帆老艘

但御蔵下代自分米廻し

新五郎

〃三拾四艘

閏三月七日

○式枚帆壹艘

同月十九日出

山川改有之

舟頭種子島之

利右衛門

拾六反帆

○御舟栗野丸

山川無之

舟頭

井田喜三左衛門

同月日

閏月十五日出

○三枚帆壹艘

同断

舟頭同所之

清四郎

閏月十日

○六反帆壹艘

同月廿六日

山川改有之

舟頭永田村之

七右衛門

閏三月七日

同十五日出

○四枚帆壹艘

同断

舟頭種子島之

伝次郎

同月日

○五枚帆

同月三日出

同断

舟頭安房村

伝次郎

同月日

一式枚帆壹艘

同断

舟頭桜島之

三五郎

同月日

同月廿日出

一〇五枚帆

同断

舟頭同所之

仙次郎

四月六日出

閏三月九日

○三枚帆壹艘

同断

舟頭秋目之

けさ太郎

同月日

一〇五枚帆

同月廿五日出

同断

舟頭同所之  
一湊村之

和吉

同月十日

同月日

同月十八日出

舟頭上町

一 ㊦ 式帆

金次郎

硫黄島行帰

同月十六日出

指宿田良之

㊦ 四枚帆

与吉

同断 問屋小川与兵衛方

同月日

舟頭志布志

同月日

舟頭種子島之

一同式帆

清太郎

一式帆

平助

同断問屋安藤仲之丞

同断

同月日

舟頭安房村之

同月日

舟頭同所之

新八

㊦ 七反帆

同月廿三日出

吉兵衛

小川乗通り

同月十三日

舟頭久高村之

同月十七日

一 飛舟

並里

㊦ 四枚帆

舟主指宿浜浦之十左衛門  
沖舟頭山川兎ヶ水之

名波より御用改有之直乗いたし

同月廿三日出

同月日

舟頭上町之

問屋平島平八方

一 三枚帆

硫黄島行帰

半太郎

同月日

舟頭栗野村之

㊦ 三枚帆

周藏

閏三月十四日

舟頭備前之

一 八反帆

重吉

山川改有之問屋池田方

同月日

舟頭栗野村之

㊦ 同五枚帆

善次郎

同月十四日

同断

同月日  
○五枚帆  
同断

舟頭種子島之

周五郎

同月十九日  
一五枚帆飛舟  
乗通り

舟頭久馬村

西伴

同月日  
○三枚帆壹艘  
同月廿三日出  
同断

舟頭同所之

弥吉

同月日  
○式枚帆

山川改有之

問屋木村喜兵衛方

舟頭天草之

重右衛門

同月日  
同月廿五日出  
○同三枚帆  
同断

舟頭同所之

仙次郎

一式枚帆壹艘  
同断

舟頭桜島之

五郎

同月日  
○式枚帆  
同月廿三日出  
同断

舟頭種子島之

孝次郎

同月日  
一式枚帆

山川改有之

舟頭同所之

藏右衛門

同月日  
同月十九日出  
○式枚帆  
同断

舟頭同所之

利右衛門

同月日  
一五枚帆壹艘  
上方行帰

舟主下町

岩城弥七

舟頭加世田之

市兵衛

同月日

四月十四日出  
○四枚帆壹艘  
名波行帰

舟主上町之  
桑原次郎左衛門  
舟頭指宿田良之  
勘左衛門

三拾七艘

同月廿七日

一五枚帆  
上方行帰

舟頭上町之

津田丑之助

四月一日  
○式枚帆壹艘

硫黄島行帰

舟頭上町

孝次郎

同月日

一三枚帆  
上方行帰

舟主下町之

熊太郎

舟頭指宿田良浦

伊右衛門

同月日

一同式枚帆同  
山川改有之

舟頭同所之

弥次郎

同月廿九日

一八反帆  
山川改有之  
問屋木村方

舟頭大坂之

庄蔵

四月十一日

一九反帆  
山川改有之  
問屋安藤仲之丞

居沖舟頭筑後

柳川島諏訪

弥三郎

一八反帆

同断  
問屋同断

舟頭阿州之

喜市郎

舟頭備前之

藤右衛門

四月一日

一式枚帆壹艘  
硫黄島行帰

舟頭上町

孝次郎

同月日

一三枚帆

舟頭水成川之

与三次

御米積舟廻り

同月日

一五枚帆

同断

舟頭加世田之

猪之助

同月日

十四日出

舟頭今和泉

庄八

○三枚帆

山川改有之

問屋木村方

同月日

一三枚帆

山川改有之

問屋安藤仲之丞

船頭肥前之

庄助

同月日

一九反帆

同断

問屋同人

舟頭大坂南美島之

政次郎

同月日

一三枚帆

同断問屋同人

舟頭肥前之

岩右衛門

一御舟秋葉丸

舟頭 緒方藤助

喜界島行帰

×拾貳艘

四月十四日迄

惣×九拾九艘

出入×貳百六艘

【解説】

これは市来川口改所(番所)の個人の控えであろう。それで、船の出入りが主で、細かい記事が少ない。それでも市来湊へどうい  
う船が停泊していたかがわかる。

まず、旧二月の春ごろには、北風を利用して南に行く船が多い。  
遠くは琉球(現沖縄県)、または逆に阿州、つまり阿波(現徳島県)  
へ帰る船もいる。近くは種子島・屋久島・硫黄島から宝島・大島・  
喜界島・徳之島・沖永良部島など三島村・屋久・種子のラインか  
らトカラ・大島群島となる。また、北側は川内から天草・長崎・  
五島・瀬戸内・上方(現大坂府・堺市)など。

船の大きさは、「反帆・枚帆・石」で表わす。反帆には、二反帆(二隻)・六反帆(一)・七反帆(三)・八反帆(六)・九反帆(三)・十反帆(四)・十二反帆(一)・十三反帆(一)・十六反帆(三)・十七反帆(二)・十八反帆(七)・十九反帆(二)・二十反帆(二)・二十三

反帆(八)不明の反帆(二)で、多いのは二十三反帆(八)・十八反帆(七)・八反帆(六)である。これは入港して記録された船であるので、同じ船も含む。「反帆」の船は一枚帆で、船の中心より少し後ろ側に帆があり、船体に直角、帆の広さが二十三反帆分あるということであろう。しかし、普通の着物用の一反とは違うようだ。一反帆の船は、船の長さ六<sup>反</sup>ほど、船の幅二<sup>反</sup>ほど、帆の高さ二<sup>反</sup>ほど、帆の幅一<sup>反</sup>六十<sup>反</sup>ほどであり、帆は木綿でかなり厚くして糸が縦横に細かく入っている。二反帆がそのまま二倍なのかはつきりしない。幕府は最大の船を二十三反帆以上には許可しなかったもので、指宿の浜崎太平次や阿久根の河南源兵衛などは、二十三反帆と届け出ているが、実際は三十反帆ほどあったと噂されていた。一回の航海で大量の荷物(例えば、黒糖の樽)を運べると大きな利益につながる。だいたい、千石船は千石の米が積めるから千石船といわれるが実際は二十三反帆と言われ、一本の帆である。次に「一枚帆」であるが、二枚帆(四十八隻)・三枚帆(四十五)・四枚帆(二十二)・五枚帆(三十九)である。二枚帆が多いが、これは種子・屋久・硫黄島など、鹿児島から近いところの運搬用であろう。二枚帆ならどこにでも手軽に作れる舟であり、ちよつと遠くまでといっても陸地が見える範囲なので、便利だったのである。十八反帆で「御用材木江戸行」とあり、二枚帆も同じ問屋を使っているの、「木材」かもしれないが、屋久島から屋根に使

う「平木」なら少量でも積み込めるであろう。十八反帆の方は、江戸へ屋久島から「杉板？」を「御用材(藩の御用の杉板、多分柱ではなかるう)」を運んでいる。特に屋久島は「杉材・平木」、硫黄島は「硫黄」、黒島や口永良部島は「船材(特に船底のカワラという木に湾曲する肋木。そこに板をはる)」用材が豊富であった。

「御蔵外代自分米廻し」を阿久根脇本浜の新五郎がしているが、これは武士の給与の米を外代蔵(げでぐら)で受取って、物々交換に出掛けたのであろう。ねらいは「鯉節」などの海産物であろうか。

三枚帆になると、活動海域は広まって、宝島や上方(大坂)や天草などへ行っている。

二枚帆までは一人で航海できる(写真49ページ)。帆は「ハ」の字にして追い風を受け、前に進む。もし逆風だったら、「まぎいのぼい(曲り上り)」といって、一本の帆にして、斜めに走って行き、風がゆるくなった時に帆を逆にして、じぐざくに走らせる。従って前進する距離は極めて短く、もし台風などの大風だと、遭難もので、船人は天気読み、風読みができないと、命取りであった。

四枚帆・五枚帆はどういう構造になっているのかは、はつきりわからない。

ヨットなどのように縦帆もあつたのかもしれない。また、船の大きさや荷物をどれほど詰めるかもはっきりしない。しかし、三枚帆で長崎に行つて帰つたり、「売買に西目廻り」と野間半島から出水まで何かの品物を売買しているので、三枚帆以上は、かなり広範囲に活動できたようだ。

石が付く船は金山丸六九十石船が一艘出てくるだけである。船改め所の基準はよくわからないが、自称いくらの船、と言えば、それを記録したのであろう。

反帆・枚帆・石数を言わないで、船名だけで「観受丸・弁天丸・伊波丸……」と出てくる。また、「若吉丸十八反帆徳島(徳之島の誤か)下り」「大吉丸二十三反帆本琉球行」「白山丸十八反帆徳島廻り山川迄」と出る場合もあるが、どちらかというとき大きい船なので、船名だけの場合も大きい船なのではないだろうか。

次に、「御」がつく船、「観受丸徳之島下り御用船」は藩の命令で徳之島へ行くのであろう。「五枚帆御舟屋久島行」も藩用であろう。「御」がつく舟・船は十九艘あるが、「御用船(二隻)・御若宮丸(一)・御用(六)・御舟(五)」他に「御試舟」「御用材木江戸行」「御舟美好丸十八反帆 江戸御用艘」「飛船名波方御用改め、直乗り」「御米積」とすべて藩に関わる船・物であろう。

気になるのは「御試舟」であるが、舟主は皆吉金六とだけで、何を試す舟なのかは見当がつかない。

また、「飛船名波方御用改め、直乗り」の「飛船」はスピードの速い船だが、だいたいは漕ぎ舟である。「名波」とあるから沖繩の那覇から「御用改め」のために急にできたのだろう。

船主は船を所有し、積荷を指示する人で、沖船頭は船長で、船全体、水夫を使い、目的地で荷物を仕入れ、船主の指示した土地へ行き、物を売る、他の物と交換する責任者である。

沖船頭の名前はだいたい書いてあるが、船主は空白が多い。だが、名前があり、姓名のある者もある。姓があるから武士とは言えない。主だった商人には姓と帯刀を許可している場合がある。他国の商人には姓名があるので、同等にしたからである。姓名で商人・武士の判断はできないが、姓名のある船主がいくらかある。沖船頭の方は出身地を書いているので、だいたいはわかるが、はっきりしない場合もある。たとえば、平戸磯津浦・舟行村・尾掛・姫路高砂浦(高砂浦は兵庫にある)・指宿田之浦・久馬村など。だいたい沖船頭は薩摩半島と大隅半島の南部や種子・屋久・桜島など自分の目の前の海をよく知っている者が多い。だが、鹿児島城下の上町・下町の船頭も多く、商店とのつながりが強かつたのであろう。

沖永良部島に行く船が四〜五艘あるが、当時の沖永良部島では黒糖の作り始めて、生産は少ないのに、十反帆二艘、十二反帆の一艘、計三艘が共同で出かけて行くのは何が目的なのであろう。



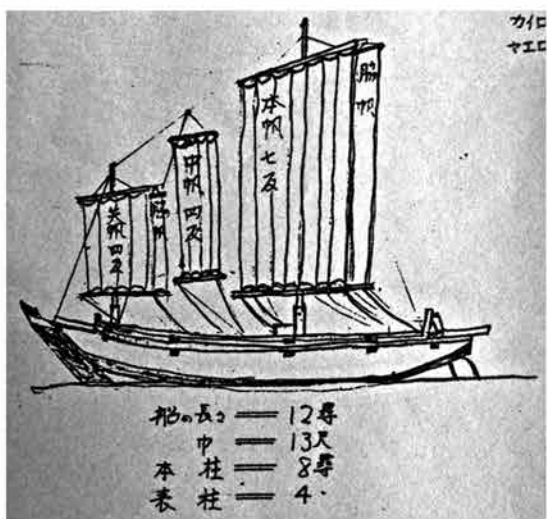
当時は、与論島もまだ黒糖生産は行っていない時期である。

鶏卵を上方へ持って行くが、上町の船主酒匂丑之助・沖船頭上町の孫太郎である。時期は旧暦の三月十九日であるので、温度が上がる時期である。生卵を海水で冷やしながら積んで行くのである。卵は高級品なので、需要は多かったと思われる。何万個積んだかわからないが、集めるのも大変である。川辺郷からはよく藩庁などに卵を三十竿とかの多くの卵を運んでいる。卵専用の竹籠（バラという）があり、一つの籠に五十個入れたとして、一竿百個、三十竿なら三千個になる。三千個集めるとなると、郷全体で対応しなくてはならないだろう。これを担いで鹿児島城下まで行くわけだが、バラに糲殻を敷いているとはいえ、大変な苦労である。それが船となると、数万個ないと商売にはなるまい。福岡県にある宗像大社の境内に「大坂鶏卵問屋中」とあり（写真49ページ）、最初に「土佐潟五丁目筑前物産所」とか「泉又」「今治」「伊賀佐」「山惣」「大治郎」「大井卯」などの店の名前かが、本拠地名と屋号が上に書いてある、大きな石碑がある。二十六名である。また、「鴨卵荷立中」とこれが最初にあり、一段十三名ずつ、三段に名前が彫られている。年号は明治十二年第六月吉祥日なので、恐らく解散するための記念碑ではなからうか。これからわかることは、幕末には大坂に鶏卵だけの問屋があったこと。組合みたいなものがあったことだが、市来から出発した「鶏卵積み」上方行

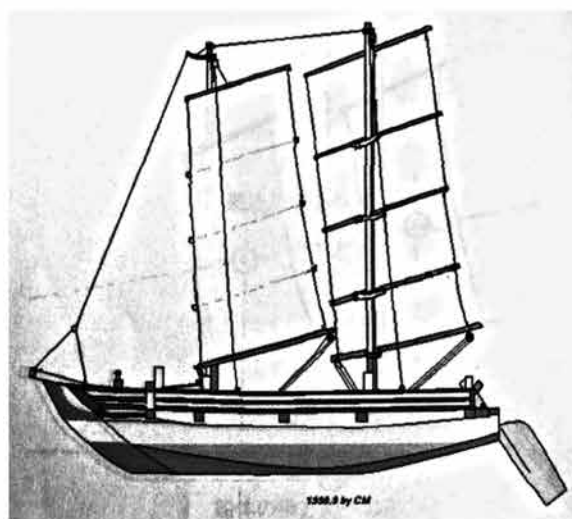
きは大坂鶏卵問屋へ持って行ったのであろうか。「問屋中」とは「問屋の組合仲間」というような意味である。

鴨の卵を山中から集めるには大変な努力がいる。これは珍重されたのであろうから、高価な食材であったのであろう。

ついでに、鶏卵も高級食材で、お客をもてなすのに、ゆで卵にして、皮をむいたものをすまし汁の中に入れ、青野菜を添えただけでよかった。もつとも簡単な汁物である。一段階高級なのは、茶碗蒸しで、現在のようにではなからうが、卵を溶いて、カマボコや青物を加え、茶碗に入れて蒸せば、これも簡単にできる。貧しい者には口に入らない食べ物なので、「茶碗蒸し」を知らない使用人が「茶碗虫」と間違えた歌があるぐらいである。



天草の「明治中期のかつお船」



南竹 力「串木野の小型和船（帆船）」より  
船体の横から見た帆走図 P. 46



大坂鶏卵問屋中の石碑（宗像大社境内にある） P. 48

4山之口家文書（市来在番所文書）

① 請取

請取

一 金子壹分貳朱

錢<sub>ニ</sub>〆三〆文

一 錢九百七拾貳文

内 大錢八枚

小錢七拾貳文

右之通槩<sub>ニ</sub>相請取置候、尤当役他行<sub>ニ</sub>付本受取之儀は、追而差遣可申候、以上、

在番所<sub>印</sub>

〔註 印文 市来在番所 以下同〕

〔万延元年（一八六〇）九  
申六月四日〕

山之口林左衛門殿

長里村

小触

② 請取

請取

錢四<sub>〆</sub>貳百三拾六文<sub>印</sub>

壹分銀壹切<sub>印</sub>

貳朱金壹切<sub>印</sub>

大錢拾壹枚<sub>印</sub>

右は御方大も合出錢納前之内方比志島樽<sub>〔模合〕〔註〕</sub>飯代と<sub>〆</sub>相受取候、以上、

申八月七日

山之口林左工門殿

松元覺右工門<sub>印</sub>

③ 覺

覺 三口番入目

一 錢<sub>〆</sub>三〆百三拾六文

内<sub>〆</sub>九百四拾六文三口番入目

〔註 途中で切れている〕

④ 覺

覺

金子壹分三朱

錢<sub>ニ</sub>〆三〆百五文<sub>印</sub>

右之錢出銀上納として相納申候間、御受取可被下候、左候而御受取書御遣可被下候、以上、

〔割印〕

<sub>印</sub>

申九月廿日

御在番所

山之口林左衛門

本文金子之儀相請取候、尤銘々名書送状ヲ以不被相納候而は、

〔割印〕

当座帳面首尾難致候間、右通<sub>印</sub>名書送状ヲ以可被申出候、此段申

渡候、以上、

在番所印

申九月廿日

山之口林左衛門殿

追而外諸出錢之儀、早々決算可被成候、

⑤ 覚

覚

錢式ノ八百六拾文 在番所印

内一分銀一ツ

一朱 一ツ

一大錢 三ツ

唐金錢十式文

右高帳入目之内として相納可申候間、御受取被下度、左候而請取書

御遣□□□□以上、

山之口林左衛門

申十月□□

御在番所

【裏書】

「此表受取候、以上、

在番所印

申十月廿日

⑥ 覚

覚

錢式ノ四百文

但唐銅錢

内五百二拾文

但五拾老前

唐物請負錢

右之通相納申候間、御受取可被下候、銘々名書之儀は近日中、私直

ニ参上仕、決算可仕候間、左様□□候、此旨乍略儀書中を以御

引合申上候、以上、

山之口林左衛門

申十月廿八日

野崎市兵衛殿

【裏書】

「此表相受取候、以上、

在番所印

申十月廿八日

⑦ 覚

覚

三ノ五百文 在番所印

錢四ノ五百文〔註 訂正印アリ〕

内一分銀老切

一朱銀三切

右は問屋米代とノ相納申候間、御受取被下度奉存候、以上、

山之口林左衛門

申十一月廿五日

御在番所

【裏書】

「此表相受取候、

在番所印

申十一月廿五日

⑧ 請取

請取

錢六匁文 在番所印

右は諸出錢之内とゞ右之通相受取候、以上、

在番所印

申十二月廿二日

⑨ 覚

覚

一 金子式歩

内式朱金三切

一 朱銀式切

錢ニ匁四貫文

一 大錢式拾ツ

錢ニ匁式貫式百四拾八文

合錢六貫式百四拾八文 在番所印

⑩ 受取

受取

錢七百九拾式文

右は麻木請負□とゞ相受取申候、以上、

在番所印

酉〔文久元年（二八六）カ〕二月七日

山之口林左衛門殿

⑪ 請取

請取

錢壹匁文 在番所印

右諸出錢之内とゞ儲ニ相受取候、以上、

在番所印

酉二月六日

⑫ 請取

請取

錢式貫文 在番所印

右当六月割大模合出錢とゞ右之通相受取候、以上、

在番所印

酉七月十日

⑬ 請取

請取

錢壹ノ五百六拾四文 在番所印

但高帳入目并小普請良とノ入、

右之通相受取候、以上、

在番所印

西十月八日

⑭ 請取

請取

錢拾貫五百文 在番所印

右去午年分諸出錢之内とノ受取候、以上、

在番所印

西十二月廿二日

⑮ 送状

送状

錢拾貫八百文印在番所印

内大錢貳拾四枚印

小錢印八貫文印 (註 訂正印アリ)

八貫文印

右申年諸出錢とノ相納カ申候間、御受取り被下度印、以上、

山之口林左衛門

西カ十二月廿二日

御在番所

⑯ 受取

受取

錢四ノ文在番所印

右之通大模合錢之内とノ相受取候、以上、

在番所印

註 後欠

⑰ 覚書

覚書

一錢五拾文 大迫 林七

一同八拾文 重信正右衛門

一同三拾文 原口戸右衛門

送状

一錢七拾文 南郷六郎兵衛

一同八拾文 原口 伴助

一同九拾文 大迫 理兵衛

一同四拾文 中村 □悦

一同六拾文 赤崎 休兵衛

一同九拾文 松元 喜平太

一同五拾文 松山喜三右衛門

一同 拾文 中村清右衛門

一同四拾文 竹付源左衛門ナマヤ

一同百四文 国分仁右衛門

一同三拾文 石神俊左衛門

一同七拾文 原口仲左衛門

一同三拾文 山之口六兵衛  
 一同八拾文 吉松清左衛門  
 一同貳拾文 岩下 八太郎  
 一同七拾文 中山 半次郎  
 一同八拾文 南郷孫左衛門跡

送状 三口番入目

一 錢八拾貳文 ○南郷六郎兵衛  
 一同 七文 重信正右衛門〔註 訂正印アリ〕  
 ○中村 □悦  
 一同三百三拾文 ○大迫 林七  
 一同三拾文 ○重信正右衛門  
 一同 十文 ○原口戸右衛門



2 臼井家文書「神社仏閣帳」 来迎寺墓塔群 P. 15  
 鹿児島県指定文化財

# 諸家文書

## 5 海江田家文書

### 【解説】

海江田家（旧串木野郷）に残る坪付写二通・領知目録の三文書は、いずれも太閤検地以前のもので、現在のところいちき串木野市に残る最も古いものと思われる。特に、領知目録は花押があり正文（実物）である（口絵 1ページ掲載）。坪付・領知目録とともに、戦国大名が家臣の領地であることを認める土地台帳のようなものである。

太閤検地は、豊臣秀吉が全国の土地の検地を行ない、田畠一筆ごとに面積を測量し、耕地の品位を、上・中・下・下々の四級に分け、各級の年貢賦課の基準となる収穫高をすべて米に換算して石高を決めたものである。この太閤検地以降、明治の地租改正まで、各大名や寺社などの所領地や家臣団の知行地などすべて石高で表した（石高制）。薩摩では文禄三年（一五九四）に行われた。

太閤検地以前は、六尺 $\parallel$ 一間、一間四方 $\parallel$ 一步、三六〇歩 $\parallel$ 一段  
〔 $\parallel$ 今の一反のこと〕、三六〇〇歩 $\parallel$ 一町である。

太閤検地後は、六尺三寸 $\parallel$ 一間、一間四方 $\parallel$ 一步、三〇歩 $\parallel$ 一畝、三〇〇歩 $\parallel$ 一段、三〇〇〇歩 $\parallel$ 一町となった。

### ① 坪付写 元龜元年（一五七〇）三月吉日

### 【解説】

この文書は、島津義久が海江田伊豆守に与えた坪付の写しである。太閤検地以前のものであるので、土地は町や段（反）の広さで表されている。市来は藩政時代市来郷と呼ばれていたが、この頃はまだ「市来院」と言われていたことがわかる。この文書の差出人である忠金（伊

集院忠棟）・経定（村田経定）・昌宗（平田昌宗）・意釣（川上忠克）・季久（喜入季久）は義久の家老である。

この坪付は、今の東市来町伊作田と大里の二ヶ所で、合計一町九反の知行である。

### 坪付

薩州市来院之内

伊作田名

一 古城之門

七段 かみまかた

二段 下まかた

五段 長田

一段 樋之口

一段 門の前

二 堀町 溝口

三 堀町 溝下

已上老町七段

此内一反堀町

大里名

一ヶ所 中原西之屋敷

一反 すはた

一段 石はしり

四 堀町 在四所<sup>二</sup>

〔中原西は中原集落であろう〕

〔すはたは不明〕

〔石はしりは平ノ木場の石走〕



已上式段

(伊集院忠棟)  
忠金

(村田経定)  
経定

(平田昌宗)  
昌宗

(川上忠克)  
意釣

(喜入季久)  
季久

都合一町九反

此内畠一町六反

元龜元年庚三月吉日

海江田伊豆守殿

天正八年三月吉日

(伊集院忠棟)  
忠棟

(平田光宗)  
光宗

(村田経定)  
経定

海江田七郎次郎殿

③ 領知目録 天正二十年(一五九二) 雪月六日

【解説】

この文書(口絵 1ページ)は領知目録で、花押があり正文である。

海田右近允は海江田右近允のことと推測される。

領知は、薩摩川内市百次の内にあり、田畠合計一町七反八畝を与えられている。

② 坪付写 天正八年(一五八〇) 三月吉日

【解説】

この文書も島津義久が海江田七郎次郎に与えた浮免坪付の写しである。浮免は郷土に給与された土地である。

坪付

薩州市来院之内

浮免

大里名二本之内  
一段

同名  
壺反

已上

懸命之地

宇都十郎太郎先  
かわの池

佐野与次郎先  
松原 □ (□は瀉カ)

田崎名

稲富丹後先

原野園之門

木佐の木

同所

白石

火うちかた

とろろき

壺段四畝

已上七段五畝

畠方五段三畝

浮免

百次之内

五反 八反之内 講代坊先 なめり田 〔なめり田はぬかるみ田の意カ〕

已上老町二段五畝 此内八畝余

田畠合老町七段八七

天正廿年 〔十二月〕 雪月六日 町田出羽守 久倍 (花押)

海田右近允殿

#### ④ 系図前書

一クサカへ〔以下欠〕

ヨリ出来、クサカへノ始ニタンへ氏、三ハタノ氏カルカユエニ、クサカへ氏・タンへ氏・ハタ氏ト申ハ、宮作之初ヨリヲコリ始ル事、欽明天皇ノケウニテマシマス第五番之皇子ノ御末ユリ若大神ノ御時、〔タチ〕 国アサコノウリアウヒカイヲフチ大明神可進故ニ、草カへ・タンへ・ハタノ氏アウヒカイヲ不可食、欽明天皇ノ御朝臣忠久御供申口承久三年六月一日下着ス、岩切ハ草カへ氏、土持タンへ氏、海江田三郎同此氏口用ル、幕ノ紋ハ藤之丸、アイシルシハ左トモエ、サル程ニユリ若大神ハ帝王ノセンシヲ蒙鬼満国向鬼神ヲホロホス事モ、我朝ノ伊勢天照大神ノ御守ニ依テ鬼満国ノ鬼共夕あく責メホロホシケルモ、大日本国ノ諸仏ノ御計イニテ多クノ鬼神共責メ随ヘケリ、去程ニ我朝ニ帰ラントスレハ、内者別府大シンヲ捨而船ヲ、シ出シ日本ニ帰リケル、大シンスステニ遠海カ島ニ有ナケキ哀ム事限ナシ、大小ノ神祇モ憐ニ思シ食シ、日比ナカリシ飛石ニ出来、大神

彼石ノ上ニ乗移、願クハ日本国ノ大小ノ神祇我朝ニ飛石ト成テ我ヲト、ケテタヒ給ヘト念シケレハ、其奇特有ケリ、アトナル石カ先ニ移ケレハサテハ奇特也、丸ヲ扶給ヘキ事カトテシタイニトヒ移リケル程ニ、ホト無ク但島国ケイノ浦ニ着給、アサコノ郡ニ着ケレハ、此二ノ石タモトヨリ落少モ不動、処ノ人ニタクセンヒロケ、我ハ是大神子孫ヲ可守ヨシヲ仰ラレ、クサカへノ宮我フチ大明神トアコメラレタマウ、如此神ノヲシエノ俣ニ、草カへ・タンへ・ハタノ氏トカウシ候、是ハ我フチ大明神ノ氏子也、故ニヨリテ草カへ・タンへ・ハタノ氏ハ我フチ大明神ヲ拝ムヘキ者ハ弓矢ノ名理ニ叶イ子孫磐昌スルヘキ物也、

〔意訳〕

クサカベ氏・タンベ氏・ハタ氏は宮作りの始めから起こり始まる。欽明天皇の第五皇子の末より若大神の時、たじまの国あさこ郡のアウヒカイをより若大神にお供えしたので、クサカベ・タンベ・ハタ氏はアウヒカイ〔アワビ貝カ〕を食べない。欽明天皇の朝臣であった忠久〔島津初代忠久〕に伴って承久三年六月一日に〔薩摩に〕下着した。

岩切は草かべ氏、土持はタンベ氏、海江田三郎も同じく此の氏を用いている。幕の紋は藤の丸、合印は左ともえである。

より若大神は帝王の宣旨を受けて鬼満国に向け鬼神を滅ぼしに行き、我国の伊勢天照大神の御守りによって多くの鬼共を責め滅ぼし、大日本国の諸仏のお計らいで多くの鬼神共を責め随えた。そして我国に帰ろうとすると、仲間のものは別府大神を捨てて船を動かして日本に帰ってしまった。大神は遠い海の島にあつて嘆き哀しむこと限りなかつ

た。大小の神祇も憐れに思われたのか、飛び石が二つ現れた。大神はその石の上に乗れ、飛び石となって日本に届けてくれるようにと念じたところ、なんと奇特があつて後の石が先に移り、そうして程なく但島国ケイノ浦に着かれた。アサコノ郡に着いたとき此の二つの石がたもとから落ちて少しも動かず、所の人に我は是大神の子孫を守るべしと仰せられて、くさかべの宮は我フチ大明神と崇められた。このように神の教えの俣「マヤ」に草かべ・タンベ・ハタの氏と号した。是は我フチ大明神の氏子である。故に草かべ・タンベ・ハタの氏は、我フチ大明神を拝む者は弓矢をよくし、子孫も繁盛するものである。

## 6 長谷場純孝、郷党若者への激励文

### 【解説】

日清戦争を始め、十余万の軍人が氷風凜々の戦地で東洋永遠の平和のために、戦っている。この時期、郷里の若者が暖衣飽食していることを耳にした。黙過できない。我が国の飛揚すると同時に、世界の目は我が国に集中している。知識を世界に求め、道義を実際に踏み行ふ決意がある。私の真意を了解してもらえば幸甚の至りである。

共励齋の若者を奮起させるための檄である。

### 【封筒表】

〔宛書〕

〔薩摩日置郡串木野〕〔村カ〕

□名〔上カ〕

谷山猪之助殿

〔二錢切手三枚か。スタンプが切手上と、

「日置」の「日」にスタンプ一つ〕

### 【封筒裏】

〔差出人の部分〕

〔東京芝兼房町

伊藤方

長谷場純孝

（原文）

明治廿又八年は実に  
我大帝国の最も光  
輝ある新年にして

多艱有望の間に

此の新年を旅窓

の下に迎候御互ひに

此の最光輝ある新

年は永く子孫の

記念に残るべき

光明著大なる

善良なる成蹟を

風紀の田野に播種

培養せざるべからず

此の労を執り此の責

任を全するは吾人

と諸子の要務也

我聖

〔「よ・工」と横線十三本ほどの落書きあり〕

（読み下し文）

明治二十八年は実に  
我が大帝国のもつとも光  
輝ある新年にして、

多艱たかん有望の間に、

この新年を旅窓りよせう

の下に迎え候。お互いに

この最も光輝ある新

年は長く子孫の

記念に残るべき

光明著大なる

善良なる成蹟を

風紀の田野でんやに播種はしゅ

培養せざるべからず。

この労を執り、この責

任を全まっとうするは、吾人ごじん

と諸子の要務なり。

我が聖

天子は彼の頑陋不  
靈なる清国に對して  
社会の道義と東  
洋永遠の平和とを  
保持せんがため最も  
森嚴なる戦宣を  
詔せられたり  
聖意昭々日月と  
光を争ふ此の時に  
当り吾人は此の  
聖意を奉体し  
各国に尽すの義を  
全ふすべきは勿論  
の事に御座候  
我同胞拾余万の軍  
人軍属は氷風凛々  
の敵地に入りて義と  
忠と勇とを尽しつゝ  
現に血を流し骨を  
曝曝カらしつゝ決意を  
実行せるの時也  
諸子は此の間に在り  
此の志を継ぎ此の  
事を成就せんがため  
倍智と勇と義

天子（天皇）は彼の頑陋不「註1」  
禮なる清国に對して、  
社会の義と東  
洋永遠の平和とを  
保持するため、もつとも  
森嚴なる戦戰を  
詔せられたり。  
聖意昭々、日月と  
光を争うこの時に  
当り、吾人はこの  
聖意を奉体し、  
各国に尽すの義を  
全うすべきはもちろん  
の事にご座候。  
我が同胞十余万の軍  
人・軍属は氷風凛々  
の敵地に入りて、義と  
忠と勇とを尽しつゝ  
現に血を流し、骨を  
曝しつゝ決意を  
実行せるの時なり。  
諸子はこの間にあり、  
この志を継ぎ、この  
事を成就せんがため、  
倍智と勇と義

とを研磨して倍  
帝国の光輝を發揚  
し東洋永遠の平  
和を保持するの振  
基を固ふするの志  
操を堅持せざるべ  
からず  
此の志操を堅持する  
とすれば苦節を全  
するの決心と大覚悟  
なかるべからず飲食  
暖衣日々悠々として  
可惜光の陰を徒消する如き  
事ありては却て有害  
無益の結果を来すハ  
至って看易きの事也  
愚人の毀譽は丈  
夫の意に介せざる所  
婦女兒の稱賛は傑  
士の潔とせざる所  
也とは古人の至言也  
と予先輩の言を  
幼兒耳にして今猶  
記憶に深く留め  
居れり徒に大言壯

とを研磨して、倍  
帝国の光輝を發揚  
し、東洋永遠の平  
和を保持するの振  
基を固うするの志  
操を堅持せざるべ  
からず。  
この志操を堅持する  
とすれば、苦節を全う  
するの決心と大覚悟  
なかるべからず。飲食  
暖衣日々悠々として  
可惜光の陰を徒消する如き  
事ありては、却って有害  
無益の結果を来すは、  
至って看易きの事なり。  
愚人の毀譽は丈  
夫の意に介せざる所、  
婦女兒の稱賛は傑  
士の潔しとせざる所  
なりとは、古人の至言なり  
と、予、先輩の言を  
幼兒耳にして、今猶  
記憶に深く留め  
おれり。徒に大言壯

語を放て一時の快を執るは真正なる

愛国者の欣へき事は非るべし直言

公論と大言壮語との區別を弁知すべきハ

必要の事に御座候聞説我最親愛

する同郷の青年諸子は只飲酒放

言或は放恣の域に傾かんとする風を生し

たるものゝ如しと近日伝聞せり予は此の言を

信ぜざる所のもの也何となれば諸子は

如斯薄志弱行の人に非るを信じ居たれば也

然れ共予は御承知の通始終邦宗のため

南船北馬郷に在て諸子と親敷緩談

するの間を得ず只予の性情郷里青年

語を放ちて一時の快を執るは真正なる

愛国者の欣へき事は非るべし。直言

公論と大言壮語との區別を弁知すべきは、

必要の事に座候。聞説、我が最も信愛

する同郷の青年諸子は、ただ飲酒放

言、或は放恣の域に傾かんとする風を生じ

たるもの如し、と近日伝聞せり。予はこの言を

信ぜざる所のものなり。何となれば諸子は

如斯薄志弱行の人に非ざるを信じ居たればなり。

然れ共予は承知の通り、始終邦宗のため、

南船北馬、郷に在て諸子と親しく歓談

するの間を得ず、只、予の性情、郷里青年

の行為云々を耳にしてハ黙過スルヲ得ず

敢て一書を致候幸ひに予が素行に

顧ミ此の書中に予が無限の情を含ミたる

を諒して軽々に看過する事なかれ

今回大戦争結局の後には日本帝国の

境遇如何に趣くやハ深く青年諸子の最も

考慮すべきの大時機は正に此の時に

在り我が国光の飛揚すると同時に社会

の視線は我帝国に集中し況や敵国と

境壤を密接するに至る時は各般の事

従来形式を異にするは勿論にて随て

国民の見識と胆識とも擴張せざる可からず青年諸子が

の行為云々を耳にしては、黙過するを得ず。

敢えて一書を致し候、幸いに予が素行に

顧み、この書中に、予が無限の情を含みたる

を諒して、軽々に看過する事なかれ。

今回大戦争結局の後には日本帝国の

境遇如何に趣くやは深く青年諸子の最も

考慮すべきの大時期は正にこの時に

あり。我が国光の飛揚すると同時に、社会

の視線は我が帝国に集中し、況や敵国と

境壤を密接するに至る時は、各般の事、

従来形式を異にするは勿論にて、随って

国民の見識と胆識とも擴張せざる可からず。青年諸子が

第一の責任は此の間に在りて知識を世界に求め道義を実に踏み行ふの決意に在りと信す  
単に蛙鳴蟬噪  
時俗の流に附随して一時の快を執る如きは断して予の服せざる所也  
予は正に四十の坂を越へたり誠真実正に希望するは只予が一片の愚衷を諸子が深く諒して邦宗の万世の隆昌を固定ならしむるに在り  
若し酔を買ひ肉躰の快を拾ふが如きは諸子が業成るの後に在り諸子深く古今の史籍に眼を注いで自ら自らの良心に訴へて判決せよ

第一の責任は、この間に在りて知識を世界に求め、道義を実に踏み行なうの決意に在りと信す。  
単に蛙鳴蟬噪（註6）  
時俗の流れに付随して、一時の快を執る如きは断じて予の服せざる所なり。  
予は正に四十の坂を越えたり。誠に真実正に希望するは、ただ予が一片の愚衷（くちやうちゆう）を諸子が深く諒して、邦宗の万世の隆昌を固定ならしむるにあり。  
もし、酔を買い、肉體の快を拾うが如きは諸子が業成るの後にあり。諸子深く古今の史籍に眼を注いで、自ら自らの良心に訴へて判決せよ。

古老婆杞憂の一片言辞絮々文外に真意を諒せられれば幸甚之至に御座候也

古老婆、杞憂の一片言辞絮々文（しよじよ）外に真意を諒せられれば、幸甚の至りにご座候。

清国と開戦中  
第八帝国議會  
開會に付き東  
京芝区兼房町  
旅窓孤燈の下  
におひて

清国と開戦中  
第八帝国議會  
開會に付き、東  
京芝区兼房町  
旅窓、孤燈の下  
において

純孝

純孝

一月廿日夜認

一月二十日夜認む。

共励齋

共励齋

諸子

諸子

共立夜学舎

共立夜学舎

諸子

諸子

註1 頑固で知恵のない

註5 終局

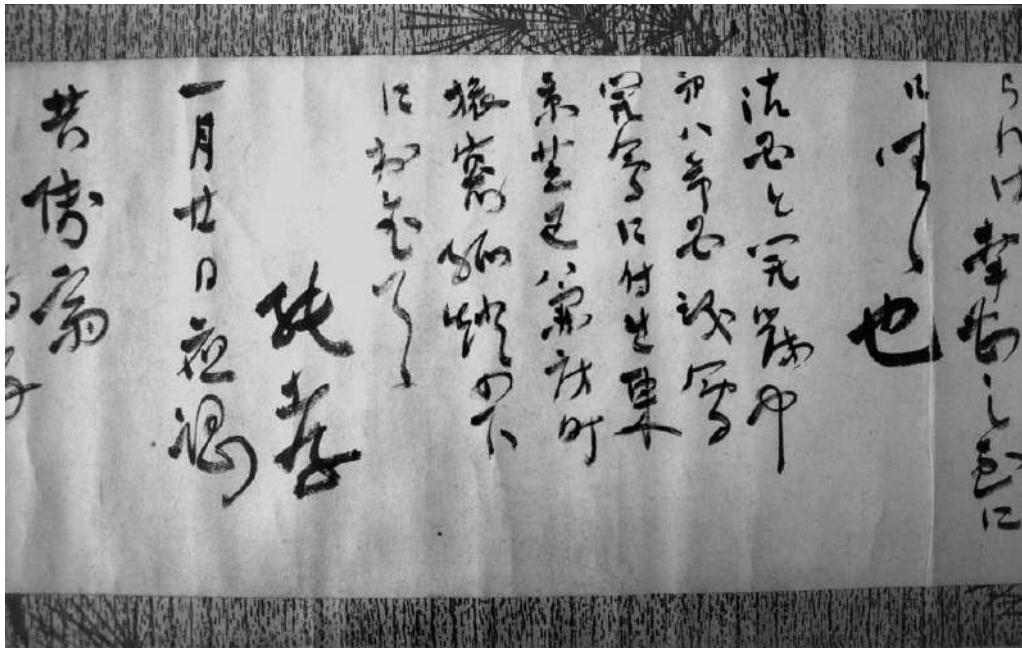
註2 秩序整然としていて、おごりかなさま

註6 つまらない議論

註3 明らかに

註7 おろかな心の中

註4 承つて心にとめ実行する



長谷場純孝、郷党若者への激励文

## 7 富永家文書

### 水神祓

#### 【解説】

富永家文書とダンナドン信仰

ダンナドンというのは、檀那寺のことで、「隠れ菩提寺」としての性格を持ち、「カクレガン（隠れ神）」ともいわれている。浄土真宗系の「隠れ念仏」とは異なり、真言密教や民俗信仰など諸信仰を取り入れている。現在でも「隠し」の性格が非常に強い。それは、大日如来を本尊とする秘密の教えである真言密教の性格を濃くしているからである。代々、秘伝として口伝で伝えられてきており、その秘密の中に、信者たちは救いを求めてきた。

富永家の「水神祓い」は、民俗信仰としての「水神マツリ」や「田の神マツリ」などの信仰用語は使用されているが、「光明真言」や「七星の御名」、「九陽の星の名」などの陰陽五行の教えを含む修験道の性格が強い。代々、口伝であったはずが文書として残されていることから、密教や民俗信仰を研究する上で貴重な史料となっている。又、この文書が天明五年（一七八五）に記されていることから、ダンナドン信仰が、天明年間にも存在していたことを証明してくれる。従来の説である明治維新前後の発生説を覆す史料として注目される。

#### （表紙）

「天明五乙卯秋吉日 中屋敷之委佐右衛門

水神祓二通井水神経全

壹切之事相

水神祓

○蘭〔註1〕ばん〔註2〕ばさらだや 万事の水のきよければ 汲て  
 八かたにあびらうんけん〔註3〕 禁ぜ東方より出る水を仏水と申 禁ぜ南方  
 方出る水を鳳水と申ス 禁ぜ西方方出る水をぢこく水と申ス 禁ぜ北  
 方方出る水をこんごん水と申ス きんぜ中方方出る水をごびやう水と  
 申ス 如斯五方方流出る水の本地を委敷尋たてま〔註4〕に円満水神王ト  
 いへる彼ひぎの下方出る水ヲ汲上ケテ 東方ニ七厘ツけつかい 南方  
 ニ七厘ツけつかい 西方ニ七厘ツけつかい 北方ニ七厘ツけつかい 中  
 方ニ七厘ツけつかい 此内のこんごん類イの大地大川の底方出る水ヲ  
 汲上テ 手を洗イ口をすゝき いほんしやらぐぐ すいせんよく  
 もくらしんひさほんせいかふしやらぐぐ □しやらぐぐ お  
 んそわはんバ〇しどさるまたらまそわはどし□かんとさんぐらしやら  
 ぐぐに祓たまへハ かん〔註5〕のふ まし〔註6〕ぐぐて 玉〔註7〕のミす御宝殿  
 の押開キ 桑の弓によもぎの矢ヲ持て 天地四方射払たまへバ 諸の  
 しやう鬼神の 大地大川之底ニ射おとされ 万ぐらをへるといへども  
 うかばざりと言事ヲ つぶさにきこし召 おんぼんけん〔註8〕ぐぐぐ  
 只今の祈とふにこたへていわく 壹度の祓に百日の難をのがる 百度  
 の祓に万日の火なん・病難ヲのがる 惣而凡日本六拾州列の大小の  
 神記等に敬白あいミン納〔註9〕乾たれたまへ

註1 蘭は欄に通じ「さえぎり」の意  
 註2 あびらうんけん「オン・アピラウケン」(胎蔵界大日如来に帰命奉る  
 一切を投げ打つて胎蔵界大日如来に救いを頼み申し上げます)  
 註3 禁ぜ、謹せい謹請 つつしんでお受けすること  
 註4 けつかい「結界」密教で、魔の災いを祓うために、道場の一定区域を  
 制限すること  
 註5 かん〔註5〕のふ「観音」  
 註6 ミす「御簾」  
 註7 あいミン「哀愍」哀れみの心を抱いて情けをかけること

天明五年〔註10〕十月十五日写

○謹せい東方〔註11〕正大青龍王

謹せい南方〔註12〕赤帝赤龍王

謹せい西方〔註13〕白帝ノ白龍王

謹せい北方〔註14〕黒帝黒龍王

謹せい中方〔註15〕黄帝黄龍王

○きんせい東方方流出る水ヲハ仏水ト申ス

謹せい南方より流出る水ヲ法水ト申ス

謹せい西方より流出る水ヲ僧水と申ス

謹せい北方方流出る水ヲこんがふ水と申ス

謹せい中王〔註16〕ヨリ流出る水ヲ五形水と申ス

如〔註17〕是五方方流出る水をハ御ちふさ水と申ス 彼の御ちふさ

水ヲ扱〔註18〕ゲテ 東方ニ七厘けつかい 南方江七厘けつかい 西方江七厘結

界 北方江七厘結界 中方江七厘結界云り奉れハ 其内にこんごんな□

の大地となつて 其内方流出る水ヲバ いばんしよふぐぐこいせ



んよくむくしん不しやほんせい しやら ぐぐぐにして 我水神王  
と申 かの時水を扱上ケテ 手ヲ洗イロヲそゝぎ 御そはばんバし  
ゆださらハたらまそわはんバしゆをかんと 三度さんがふヲしよふノ  
くくにしてはらいヲいたせば 三身の内のふじやうをのぞき 家の  
内にわばんせいの鬼来ル共悪まをバ桑の木の弓 あしの矢ヲ以テ天地  
の四方ヲいはらへバ 諸の悪れいあくなんしゆそおん敵まをくに至る  
まで 皆大海の底に射おとし ばんかふヲへるとも浮ブへから□はら  
いをいたせば さほしかの八ツの御ミ、ヲ振立テ こがねのおん眼ヲ  
ひらき 仏神三宝諸神来りんよふがふ有て 七難ン即滅 七福即生し  
ゆごせしめたまへ さいはいくくつ、しミウやまつて申ス

註8 三身ニ法身(永遠の真理を供えたもの)・報身(菩薩が誓いを立て、  
完成したもの)・応身(世の人を導くために出現した仏)

かまの瀬下モの瀬

東方水天ダラニケヲ

南方水天ダラニケヲ

西方水天ダラニケヲ

北方水天ダラニケヲ

中方水天ダラニケヲ

しにしによたいしびくそわか

水神マツリ

上ミの瀬 下モのせ 中の瀬ノ水神五王神 瀬の下夕の五王神

に白米メのしろぎ(註10)をまつりくらげ上ケ申ス 御水御くら迄相添まつると  
きハめんくくに申分ケ可上ケ也

註9 ダラニキヲニ陀羅尼經 密教の經文  
註10 しろぎニ桑(しとき)ニうるち米を蒸して煎り、円形か楕円形にした  
もの。神前に供える

田之神マツリ

たのかミをまつりて見れば いなこづミ中に如来のましまする いな  
こづミのすがたをミれば 如来也 本にまざしこらにほがれハ候まし  
まつりはづしに御座る共 請取りはつしハ候まし 九拾九の御田の神

七星ノ御名

○とんどぐぐ星 ○こもん星 ○六そん星 ○もんぎよく星

○きんたい星 ○ふぎよく星 ○はぐん星

右七よくの星の御名如斯也

九よくの星の名

十二面ノくハンラン ○大日如来 ○シヤカ如来 ○あみだ如来

○ひこ星 ○土用星 ○水用星 ○こん用星

セイボサツ フドウ コクウザウ ○葉如来

○日やう星 ○火用星 ○けいと星 もく用星

センジウクンノン

月やう星

右如斯也

七よふ・九やふの星の御(御本尊)ほぞんと申上ル也

夜ル道ヲ行時心持悪敷節此文(もん)をとなへ申也

シ、イツクスレハ百枚ナフRez

如斯となへ候得者キツね付事なし

水神マツリ如左ノ

一かほどたつとき味を調へ早くまいれやうかのひめぎ  
 一かほどたつときあぢわひをかんだのびおく早々おんぶくせしめたまへ  
 上の瀬・下の瀬・中の瀬の水神五王神 瀬の下の五王神に白めの白ぎをまつりくうぜあげ申ス

ともひきの方

一年八十ヲ 其日子ノ日子方かぞへて十ヲめ

一月八九ツ 左之通り

一日ハ七ツ 左之通

一時ハ三ツ 子ノ時なら者子方かぞへ三ツめ

右之通見合ル也

まくり返シ

人に物を借スにハ吉  
屋内ニ物を入ルことなかれ

一正・七月ハ 二日・八日・十四日・廿日・廿六日

一二・八月ハ 朔日・七日・十三日・十九日・廿五日

一三・九月ハ 六日・十二日・十八日・廿四日

一四・十月ハ 五日・十一日・十七日・廿三日・廿九日

一五・十一月ハ 四日・十日・十六日・廿二日・廿八日

一六・十二月ハ 三日・九日・十五日・廿一日・廿七日

右之通ニ而候也、此日よくく見合肝要也

焼火せん日ヲ知る事

一子ノ年の人ハ 正月十五日ニ焼ハ三十日ニ死ス

一丑ノ人ハ 二月七日 三年ニ死ス

一寅ノ人ハ 七月七日 一年ニ死ス

一卯ノ人ハ 五月三日 ざん時ニ死ス

一辰ノ人ハ 六月十八日 二年ニ死ス

一巳ノ人ハ 四月廿一日 ざん時ニ死ス

一年ノ人ハ 三月三日 半年ニ死ス

一未ノ人ハ 八月十五日 三年ニ死ス

一申ノ人ハ 十一月三日 七日ニ死ス

一酉ノ人ハ 九月廿七日 十八日ニ死ス

一戌ノ人ハ 十月廿二日 十四日ニ死ス

一亥ノ人ハ 十二月二日 一年ニ死ス

右此日よくく見合肝要也、

ざやくしつ「おこり、今のマラリエ」  
瘡疾ノ符

一天竺のあまとふ渡る舟人も こふかの水に恐れこそある

犬ほへる時ゆうとね也

木亥子丑寅

あづまやのねやのひさしにくる犬ハ あぎをくびいてしたをくびら

す 犬亥子丑寅

地藏日之事

正月八を 二月八を 三月八を 四月八を 五月八を 六月八を 七月八を 八月八を 九月八を

十月八を 十一月八を 十二月八を

子馬辰卯辰申辰未辰酉巳々

大川をとる時となへる事也

ひよすでにやクイクセシハかハすまし 川たつう〔鶴の子〕コうちハすがはら

幸明〔光明真言〕しんごん

〔註上〕  
 フンナブギヤ○ビイロシヤノ○マカボダリ まにはんどて○じんばら  
 はらはいタイヤ ヲン

註11 オン アボキヤ ベイロシヤナウ マカボダラ マニハンドマ ジンバラ  
ハラバリタヤ ウン

この真言を三回、七回、二十一回唱えれば、生死（しよじ生死をくり返すこと。輪廻とも）の重罪から逃れられる。宿業（しゆくごう宿業や病氣や障害を除き、知恵や福業、長寿を得る。百回唱え、土砂を死者の上にかけて祈禱（きんぱん心仏にことを告げて祈ること）すれば、西方安楽国（さいほうあんらくこく西方安楽国）に往生（げんぜ現世を去って他の仏の浄土に生まれること）出来るといわれる。

## 書物

### 【解説1】

富永家には江戸期からの『書物』と書かれた金銭借用証或いは土地売渡証が多数残されている。ここでは、江戸期から明治十四年までを取り上げた。

このうち一番古いものは、天明二年（一七八二）十月二十日の金銭借用証である。これは、諸上納方が出来なくなり、錢三貫五百文を「位田敷銀」（いたしきぎん）で借りている。「位田敷銀」とは、「豆板銀」のことで、高額貨幣の「丁銀」に対して「豆板銀」は小額貨幣で一般的に使用されていた。「位田敷銀」と書かれているのはこの文書だけである。質物として但書の田（この但書の田の記載はなくなっている）を差し出している。ただ、この田は御物高、つまり門割（かどわり）で与えられた田であるので、もし取り上げられたら、自分所有の畠を書き入れて置くのでそれを代わりに差出すと言っている。

次に古いものは享和四年（一八〇四）の土地売渡証で、名頭（なご）が名子（なご）と相談し田を永代に売り渡しており、田上納も請け込みで買主が負担すると決めている。自分の土地であれば名子らと相談する必要はないので、この土地も門割で与えられた田であると思われる。

門割とは、薩摩藩独特の制度で、農民を三〜五家部程度にまとめ一門或いは屋敷とした。一般的には、屋敷は門よりも家部数が少なかったと言われる。残された史料から、市来地域の太里村・川上村は門数が多く、串木野地域は全体的に屋敷数が多かったと言える。

門・屋敷をまとめる役を名頭といい、その下に名子がいた。年貢などの上納は門・屋敷の連帯責任であり、石高の八割は藩に納めるという農民にとっては厳しいものであった。

門・屋敷の田畠・屋敷地は、その土地の地味により上・中・下・下々の等級に分けられた。一門・屋敷の耕作地は、村のあちらこちらに分散させ、それを収穫量が一定となるよう組み合わせ、門割検地の時くじを引いて門ごとに割り当てた。これは門ごとの不公平をなくすためと、災害などの時、一ヶ所だけにまとまっていると被害でその門・屋敷がつぶれるのを防ぐためでもあった。いちき串木野市の土地の等級は、中・下・下々が大部分を占めていた。

薩摩藩に於いては、享保内検（一七二二〜一七二六年）が藩全体としての最後の検地で、それ以降は行われなかった。しかし局地的な検地は随時行われた。市来の太里村では、寛政十二年（一八〇〇）に、それまで度々願い出ていた御救門割（おすくかどわり）が行われた。御救門割とは、年とともに地味が劣ってきたり、賦役を担う十五〜六十歳未満の男子、すなわち用夫（いぶ）が減少したりして耕作できない田畠があり貢租の負担に堪えられなくなると、村全体の検地を行って田畠の等級・面積などを改め、石高を引き下げてもらうというものであった。

門・屋敷に与えられた田畠は、売買など禁止されていたが、前出の文書を見ると、羽島村ではそれらを借金の質に入れ、また売買もしており、地域によっては門割制も緩やかであったのではないかと思われる。

るのである。

文政六年（一八二三）以後は、永作、永作地、永作田などと記載してあり、自分たちで開墾した土地を売っていることがわかる。永作田とは、大山野や荒地などを自分の費用で開墾して、四年目から門高と同じように税（粃高一石につき納米三斗九升八合）その他の年貢を納めるが、開墾した者が所有できた土地のことである。

ここに取り上げた史料の買主は、新屋敷・万造寺・平身・富永・富永など、記載の仕方は色々であるが、いずれも富永家の一族であると思われる。富の字も「富」又は「富」と一定していない。

〔参考文献〕『串木野郷土史』一九八四 串木野市教育委員会

『市来町郷土誌』一九八二 市来町

## ② 天明二年（一七八二）

書物

銭三貫五百文<sup>㊦</sup> 位田敷銀

右者、此節諸上納方<sup>ニ</sup>差支、右員数御借用仕所別条無御座候、返済方之儀者、御入用次第堅固<sup>ニ</sup>首尾可仕候、其内為質物但書之田指渡置申候、右御物高之儀<sup>ニ</sup>候故、若御取揚<sup>ニ</sup>も相成候ハ、私所持之畠みぞ<sup>下江</sup> 壹揚所書入置申候間、万壹相違之儀も御座候ハ、右畠さし渡可申候、為後日口入相立、書物如此御座候、已上、

かり主平石村之

天明二年<sup>寅</sup>十月廿日

仁左衛門<sup>㊦</sup>

仲介人

口入万福之

孝右衛門<sup>㊦</sup>

【裏書】

新屋敷之与四右衛門殿

「かり主平石村之仁左衛門」

## ③ 享和四年（一八〇四）

書もの

うとら田壹場所

但畝 壹畝式拾八歩 粃壹斗壹升

代銭拾三<sup>㊦</sup>文<sup>㊦</sup>

右者、無坳差支<sup>ニ</sup>而村内名子中<sup>下江</sup>相談いたし、右場所永代<sup>ニ</sup>此節売渡事別条無御座候、行々後年<sup>ニ</sup>至り候而も相違ケ間敷事申上間敷候、尤右田上納之儀も御方請込<sup>ニ</sup>而被召下候様<sup>ニ</sup>、出会之上<sup>ニ</sup>而相究置申候、先為後日書もの相調相渡申候、以上、

売主萩元名頭

五右衛門<sup>㊦</sup>

享和四年<sup>子</sup>

二月四日

口入中屋しき

与四郎<sup>㊦</sup>

万造寺

与左衛門殿

④ 文化十二年〔一八一四〕

書物

万福渡大丸井手溝下

大山野島老場所

代錢四貫文

右者、内々無抛入用之儀到来仕、御方<sup>江</sup>右之地面永代壳渡、代錢右之通  
慥<sup>三</sup>相請取申候処別条無御座候、為後年証抛人相立書物如斯御座候、以  
上、

文化十一年<sup>戊</sup>

壳主平石之

仁右衛門<sup>印</sup>

十一月廿七日

証抛人右同村之

源左衛門<sup>印</sup>

平身之

与右衛門殿

⑤ 文政六年〔一八一三〕

書物

萩元

畠永作地老場所<sup>印</sup>

右者、此節無抛儀差支、右之畠永代壳渡候処別条無御座候、左候而  
右代錢卜<sup>レ</sup>錢式拾貫文相受取申候処、是亦別条無御座候、往々何事  
之儀共曾而申間敷候、為<sup>〔虫喰〕</sup>証抛人相立書物相添置申候、仍為後年

如此御座候、以上、

壳人萩元之

五右衛門<sup>印</sup>

文政六年<sup>未</sup>十二月〔虫喰〕

松崎之

勘右衛門<sup>印</sup>

新村之

休左衛門<sup>印</sup>

証抛人萩元之

安右衛門<sup>印</sup>

右同

尾崎之籐右衛門<sup>印</sup>

平身之

与右衛門殿

⑥ 天保六年〔一八三五〕

別紙坪付之通永代壳渡候儀、別条無御座候間、向年難渋ケ間敷不申、  
添書如斯御座候、以上、

但六ヶ敷儀共到来いたし候節者、与三左工門受合<sup>三</sup>而候、

長 仲左衛門<sup>印</sup>

天保六年<sup>未</sup>

十二月

証抛人

長 与三左衛門<sup>印</sup>

万造寺之

与右衛門殿

坪付

松ヶ平

下々田 六間五合  
廿間

四畝拾歩 七町十一

市兵衛

赤羽壺表式斗壺升

右之通坪付如斯御座候、以上、

天保三年 辰六月

四郎左衛門 印

長 仲左衛門様

無御替珍重之御事存申候、然者、一昨日長与三左衛門を以、松尾之万

左工門方受取高売方 二付一件、御方 江 御頼申進越候処、宜筋 二取計為給

由専ら面働 二相成、御礼申進候、右代料方高原之七郎方 江 寄替いたし度

御請合申進候処、諸証文引替相渡給筋取究為被置由、右もの共只々証

文受取 二差越候処、拙者 二も 今日迄浜浦別荘 江 滞在いたし居候、与三左衛

門方 江 申越度候得共、与三左衛門 二も 今日者市来 二 など方 江 取引 二 差越置

候へハ其儀不相調、筋之違ふ儀 二候得共、右代料此もの共 江 御渡給度御

頼申進候、右証文之儀者、明日与三左衛門方 江 無相違相渡、以宜便早々

差遣可申、もし年内宜便亦無之候ハ、年明早々御返シ可申候、此旨早々

相断 二御座候、以上、

但別紙受取書相添差遣申候、以上、

未十二月廿九日

「羽島平身之

与右衛門殿

長 仲左衛門

公用

受取

錢六拾貫文 印

右者、其許松尾之万右衛門方相受取候高代錢卜 ハ 慥 二 相受取候、以上、

長 仲左衛門 印

未十二月廿九日

羽島平身之

与右衛門殿

⑦ 弘化二年〔一八四五〕

坪付証文

菌ノ山永作

下々田 八間  
廿六間

六畝廿八歩

利右衛門

楠ばへ右同

赤羽式石式斗

下々田 四間  
九間

壹畝六歩

孫右衛門

右之通、坪付 并 別紙書物相添相渡申候、以上、

白浜屋敷之

与四郎 印

弘化二年 巳正月廿四日

万造寺屋敷之

与右衛門殿

与右衛門殿

与右衛門殿

与右衛門殿

書物

楠ばへ字

永作田五畝拾五歩

代錢八拾貫文<sup>印</sup>

右者、去秋上納方<sup>并</sup>内々差支之訳到来仕、別紙坪付之通此節御方<sup>江</sup>永代<sup>ニ</sup>売渡、代錢右之通<sup>ニ</sup>相請取申候処別条無御座候、尤至後年何様成六ヶ敷儀到来仕候而も、御方<sup>江</sup>少も難渋相掛間敷候、為後年口入相立書物相認如斯御座候、以上、

白浜屋敷之

売主 与四郎<sup>印</sup>

弘化二年<sup>巳</sup>正月廿四日

口入 同

甚兵衛<sup>印</sup>

右同 同

幸左衛門<sup>印</sup>

右同 火野坂屋敷之

庄兵衛<sup>印</sup>

右同 坂口屋敷之

善兵衛<sup>印</sup>

万福屋敷之

証拠人名主 戸右衛門

有村屋敷之

右同 右同 万右衛門<sup>印</sup>

万造寺屋敷之

与右衛門殿

書物

菌ノ山字

永作田八畝程

代錢百五貫文<sup>印</sup>

右者、去秋年貢上納方<sup>并</sup>内々差支之訳到来仕、此節別紙坪付之通持合之永作御方<sup>江</sup>永代売渡、代錢右之通<sup>ニ</sup>相受取申候処別条無御座候、尤至後年<sup>ニ</sup>何様成六ヶ敷儀到来仕候も御方<sup>江</sup>難渋相掛間敷候、為後年口入相立書物相認如斯御座候、以上、

白浜屋敷之

売主 与四郎<sup>印</sup>

弘化二年<sup>巳</sup>正月廿四日

口入 同

甚兵衛<sup>印</sup>

右同 同

幸左衛門<sup>印</sup>

右同 火野坂屋敷之

庄兵衛<sup>印</sup>

右同 坂口屋敷之

善兵衛<sup>印</sup>

万福屋敷之

証拠人名主 戸右衛門

有村屋敷之

右同 右同 萬右衛門<sup>印</sup>

万造寺屋敷之

与右衛門殿

⑧ 弘化五年（二月二十八日から嘉永元年）〔一八四八〕

証文

金子拾三兩

右者、鯉船方江入用之儀<sup>三付</sup>御借用いたし候儀別条無御座候間、御返済近々無間違御首尾合可致候間、質物等之儀者書入不申、仍而証文如此御座候、以上、  
弘化五年

甲 四月八日

肝付仁兵衛

兼珍(花押)

与右衛門殿

赤岩やしきの

仙左工門<sup>印</sup>

万造寺屋敷之

与左衛門様

⑩ 嘉永四年〔一八五二〕

書物

羽島崎

皇老場所

代錢拾五貫文

右者、此節無抛入用儀到来仕、右地面御方江永代<sup>三</sup>売渡、代錢<sup>三</sup>儘<sup>三</sup>相請取申候処別条無御座候、往々御支配可被成、為後年証抛人相立書物如此御座候、以上、

嘉永四年<sup>亥</sup>

売主新村之

十二月廿九日

休左衛門<sup>印</sup>

証抛人同村之

伝左衛門<sup>印</sup>

万造寺之

与左衛門殿

⑪ 嘉永六年〔一八五三〕

書物

平山割合

⑨ 嘉永三年〔一八五〇〕

書物

金子壹兩<sup>印</sup>

錢<sup>三</sup>七貫五百文

右者、当上納方差逼本行御借用申上候儀相違無御座候、御返済方之儀者来亥二月限元利無相違御返済可仕候、尤其内為質物最早御方江者質物<sup>三</sup>も入置申候得共、外<sup>三</sup>何そ召入置候品々無御座候<sup>三付</sup>、又木尻永作田老場所書入置申候、万老限月通御返済不相調候ハ、跡々方之借入株々相円メ右地面永代相渡可申候間、御方方勝手次第作職可被成候、至其時少シも難渋筋申上間敷候、為其口入相立書物如斯御座候、以上、

嘉永三年

借主

戊 十二月廿六日

富永やしきの

太左工門<sup>印</sup>

口入



永作田三畝七步

代錢三拾八貫八百四拾四文

右者、上納方并内々差支之訳到来仕、此節御方江永代ニ壳渡、代錢本行之通慥ニ相請取申候処別条無御座候、往々御勝手次第御支配可被成候、尤至後年何様成六ヶ敷儀到来仕候而も御方江曾而御難渋相掛間敷候、仍而為後年証文如斯御座候、以上、

壳主中屋敷之

仙左衛門

嘉永六年

丑五月

証拠人名主

火野坂之次郎右衛門

万造寺屋敷之

与左衛門殿

【裏書】

「中やしきの千左エ門」

証拠人相立書物如斯御座候、以上、

壳主白浜之

庄右衛門

元治元年十月廿五日

証拠人

立石屋敷之

新助

万造寺屋敷之

右同白浜屋敷之

与右衛門殿

平左衛門

⑬ 元治元年〔一八六四〕

書物

□事之内下々田<sup>三間</sup>壹畝 粃壹斗四升

田式拾歩

作右衛門

有畝壹畝拾歩

代錢貳拾貫文

右者、当上納差支ニ付、右地面御方へ永代ニ壳渡、代錢慥ニ相請取申候処別条無御座候、往々御支配可被成候、私子孫ニ至候而も右地面ニ付難渋筋申間敷候、為後年書物如斯御座候、以上、

元治元年

壳主中屋敷之

子十二月廿五日

千左衛門印

証拠人宝満屋敷之

勘右衛門印

權棚

田九畝拾八歩

永作

代錢百五拾六貫文

右者、年々上納方<sup>ニ付</sup>皆納不相濟、諸所<sup>江</sup>借銀等有之、右之永作御方江永代壳渡、代錢右之通慥ニ相請取申候処別条無御座候、往々御支配可被成候、且私子孫ニ至候而も右地面ニ付六ヶ敷候儀申間敷候、為後日

平身之

与左衛門殿

⑭ 元治元年〔一八六四〕

書物

永作田八畝三步

代錢百貳拾貳文

右者、年々上納方<sup>二</sup>付任差支、右永作地御方<sup>江</sup>別紙坪付通永代<sup>三</sup>売渡、代  
錢右之通<sup>二</sup>御請取申候処別条無御座候、往々永年<sup>三</sup>至候而も右地面<sup>二</sup>付  
難渋筋申間敷候、為後日証拠人相立書物如斯御座候、以上、

元治元年<sup>子</sup>

十二月廿九日

売主福永屋敷

庄兵衛

証拠人立石屋敷

名主 新助

平身之

与左衛門殿

元治元年<sup>子</sup>十二月秋平

田 五間半  
一 間 五歩八合

田 貳間  
九 間 拾八歩

田 一間貳合  
八 間 九歩六合

田 七合  
九 間 六歩三合

田 一間貳合  
九 間 拾歩八合

田 二間貳合  
四 間 半 九歩九合

田 五間三合  
八 間 壹畝拾壹歩貳合

田 二間半  
十三 間 壹畝貳歩五合

田 五間  
七 間 半 壹畝七歩五合

田 一間  
二 間 壹歩

田 四合  
十 間 四歩

田 一間半  
五 間 七歩五合

田 一間  
三 間 三歩

田 一間四合  
四 間 五歩六合

田 四間  
二 間 八歩

田 二間半  
七 間 拾七歩五合

田 三間貳合  
八 間 廿五歩六合

合田八畝三步三合 畝取

福永之庄兵衛永作

⑮ 慶応二年〔一八六六〕

証文

八郎ヶ山

一 永作田七畝

岩下

一同 五畝

合老反式畝<sup>㊟</sup>

代錢百八拾貫八百文<sup>㊟</sup>

右者、私永作田右員數御方<sup>江</sup>永代売渡申候儀別条無御座候、尤後年至而何様之六ヶ敷儀到来いたし申候共、御方様<sup>江</sup>者少も難渋掛上申間敷候、為後日依而証文如斯御座候、以上、

慶応二年<sup>寅</sup>正月

売主平原之

庄助<sup>㊟</sup>

証拠人松尾之

仲左衛門<sup>㊟</sup>

万造寺之

与左衛門殿

⑩ 明治元年〔一八六八〕

書物

中屋敷名子屋敷余地

畠<sup>七間</sup> 七間半 壹畝式拾式步五合<sup>㊟</sup>

代錢百貳拾貳貫五百文<sup>㊟</sup>

右者、年々上納方皆上納不相調、右之地面此節御方へ永代売渡、代錢右之通髓<sup>ニ</sup>相請取申候処別条無御座候、往々御支配可被成候、私子孫<sup>ニ</sup>至而も右地面<sup>ニ</sup>六ヶ敷儀申間敷候、為後年之証拠人相立書物如斯<sup>ママ</sup>之御座候、以上、

明治元年辰十二月廿三日

中屋敷之

売主 八郎<sup>㊟</sup>

新村之

名主 庄右衛門<sup>㊟</sup>

有村之

証拠人 与四右衛門<sup>㊟</sup>

万造寺之

与左衛門殿

其外同役中

⑪ 明治五年〔一八七二〕

書物

古寺

永作壹畝廿步

代錢貳百貫文也

右者、此節内々無拠入用到来仕申候処、右之地面御方<sup>江</sup>永代売渡申候処、右之通代錢髓<sup>ニ</sup>相請取申候処別条無御座候、孫子<sup>ニ</sup>至候而も右之地面<sup>ニ</sup>付而者難渋筋申間敷、証拠人相立為後日書物如此御座候、以上、

売主松尾之

明治五年<sup>申</sup>十月十一日

太次右衛門<sup>㊟</sup>

口入光瀬之

岩右衛門<sup>㊟</sup>

富永屋敷之

与左衛門殿

⑱ 明治七年〔一八七四〕

書物

後平大山野

一畑七畝余り

万福尻南面

一同老反式畝余り

石揚并大丸

一同九畝余り

合畑式反八畝余り

代錢三百八拾式〆七百六拾四文

右者、此節内々無扨差支<sup>ニ付</sup>御方<sup>江</sup>右地面永代<sup>ニ</sup>売渡候処、代錢右之通  
慥<sup>ニ</sup>相請取候儀別条無御座候、往々御支配可被成候、私之子孫<sup>ニ</sup>至候  
而も右地面<sup>ニ付</sup>難渋申間敷候、証拠人相立為後日書物如斯御座候、以  
上、

売主新村之

松右衛門<sup>印</sup>

証拠人平原之

庄助<sup>印</sup>

平身之

与左衛門殿

⑲ 明治七年〔一八七四〕

書物

岩下字

一永作式拾歩<sup>印</sup>

代錢百〆文<sup>印</sup>

右者、此節無扨差支<sup>ニ付</sup>御方<sup>江</sup>永代<sup>ニ</sup>売渡、代錢慥<sup>ニ</sup>相請取申  
候間、後年<sup>ニ</sup>至而も少も難渋申間敷候、為後日依而証文如斯御座候、  
以上、

明治七年<sup>戊</sup>二月四日

野元 幸之助<sup>印</sup>  
叢も岩右衛門<sup>印</sup>

平身之

与左衛門様

⑳ 明治十年〔一八七七〕

証文

西之原三ヶ所

永作六畝拾五歩

代錢九百貫六百文<sup>印</sup>

右者、此節差支まかせ御方<sup>江</sup>永代売渡シ、右代錢慥<sup>ニ</sup>相請取申候処別  
条無御座候、依而為後年売切証文如斯御座候也、

売主

岩下直左衛門<sup>印</sup>

明治十年<sup>丑</sup>旧十月廿八日

口入

岩下戸右衛門<sup>印</sup>

中屋敷之

太次右衛門殿

⑳ 明治十一年〔一八七八〕

田 六間六合五夕  
七間三合五夕

壹畝拾八分八合七夕七才

内 四步四尺畝

差引壹畝拾四分八合三夕七才正

右之通相違無之候也、

立会

同掛

岩下徳右衛門

建石左衛門

富永伝左衛門

俣木与四右衛門

中島新右衛門

馬場戸右衛門

十一年四月十日

富永与左衛門殿

㉑ 明治十一年〔一八七八〕

赤岩方

田 六間五合  
二間三合

拾四步九合五夕

内拾四步六夕返畝

差引三合五夕過

右之通<sub>ニ</sub>相及候事、

羽島村同掛中

十一年四月十日

与左衛門殿

㉒ (明治) 十一年四月二十日〔一八七八〕

記

錢壹万五千百三<sub>ノ</sub>九百六拾五文<sub>印</sub>

此度<sub>ニ</sub> 一金三百九十七円四十錢<sub>印</sub>

一銅錢七拾四枚<sub>印</sub>

<sub>朱</sub>

錢<sub>ニ</sub>本行

右下山入札地料トシテ正<sub>ニ</sub>受取候也、

戸長事務所<sub>印</sub>

<sub>朱</sub>

十一年旧四月廿日

羽島村

富永之

与左衛門方

書物

㉓ 明治十一年〔一八七八〕

書物

あい木

(虫喰)

一中田 □□六間  
□□六間

壹反三畝貳拾六步

真粃九表四斗

内田四畝<sup>①</sup>粃九斗貳升 上納米三斗七升壹合<sup>①</sup>

高<sup>ニ</sup>九斗五升八合二夕貳才<sup>①</sup>

三斗八升七合<sup>①</sup>

代錢千三百五拾三<sup>ニ</sup>四百五拾貳文<sup>①</sup>

右者、年々上納御年貢并内々差支之訳出来仕、此節御方<sup>江</sup>右之地面永代<sup>ニ</sup>売渡、代錢右之通<sup>ニ</sup>儲<sup>ニ</sup>相請取申候処<sup>正</sup>也、往々御支配可被成、私子孫<sup>ニ</sup>至候而も右地面<sup>ニ</sup>付<sup>ニ</sup>難<sup>ニ</sup>洪筋申間敷候、為永年証<sup>ニ</sup>抛人相立書もの如斯御座候也、

猪鼻之

五郎左衛門<sup>①</sup>

売主

猪鼻之

善助<sup>①</sup>

証<sup>ニ</sup>抛人

立石之

辰右衛門<sup>①</sup>

富永之

与左衛門様

㊤ 五月廿一日〔明治十一年九〕

此内ヨリ拙下山入札田売事之段、子共太次右衛門<sup>江</sup>及依頼置候処、御

方取入之段今日承り置候処、下山之甚助参り買入度段申出候間、右<sup>江</sup>差遣候ハ、可然哉<sup>ニ</sup>御座候間、何卒其通汲取可給、此段申上候、以上、

平身之

与左衛門殿

当用

五月廿一日

宮地寿郎太

㊦ 明治十一年〔一八七八〕

受取

旧錢三百三拾四<sup>ニ</sup>八百文

但円札八円八拾錢卜

銅錢拾壹文

右者、拙者落札之其許下山田地拾八番地<sup>所</sup>物代価と<sup>正</sup>落<sup>ニ</sup>手候也、

明治十一年<sup>寅</sup>五月廿四日

宮地寿郎太

羽島富永之

与左衛門殿

右之通差越候間御受取有之度、此段申遣候也、

届方御頼

羽島

宮地寿郎太

富永之

与左衛門殿 急用

寅五月廿八日

条無御座候、先者至後年候而も六ヶ敷儀無之様、為後日之証文如斯御座候、以上、

明治十二年卯六月

売主

室蘭善右衛門<sup>印</sup>

証扨人

惣代

中屋太次右衛門<sup>印</sup>

⑳ 明治十二年〔一八七九〕

証文<sup>印</sup>

一 田耆畝拾五歩

一 大山野耆場所

一 代価三百八貫文<sup>印</sup> 田代

一 代価四拾〇百九拾文<sup>印</sup> 畠代

右者、今般差支之為右地面御方へ永代<sup>印</sup>売渡、代価本行之通証<sup>〔マ〕</sup>ニ相請取<sup>印</sup>候義実正也<sup>印</sup>、因而古年<sup>ニ</sup>至候而も右地面<sup>ニ付</sup>而者曾而難涉筋申間敷、為後証確証如斯御座候也、

明治十二年卯一月十一日

売主 松尾太次右衛門<sup>印</sup>

富永与左衛門殿

㉑ 明治十二年〔一八七九〕

証文

原田

下々田

当畝三畝<sup>印</sup>

代価千百七拾貫文<sup>印</sup>

右者、内々差支<sup>ニ付</sup>右地面御方様江永代<sup>ニ</sup>売渡、代価正<sup>ニ</sup>相請取候儀実正也、依而永年<sup>ニ</sup>至而右地面<sup>ニ付</sup>而者曾而難涉申間敷候、為後証確証如斯御座候也、

明治十二年寅旧十二月廿八日

売主

梶 正左衛門<sup>印</sup>

証扨人

有村助右衛門<sup>印</sup>

㉒ 明治十二年〔一八七九〕

書物

字愛木

畑拾耆歩五合<sup>印</sup>

代錢百式拾九貫七百九文<sup>印</sup>

右者、此節無拋相統之訳屋敷通丈永代売渡、右代錢正<sup>ニ</sup>相請取申候処別

富永与左衛門様

羽島村惣代

中谷太次右衛門<sup>印</sup>

③② 明治十二年〔一八七九〕

書物

宇土井道

下々田<sup>十三間</sup> 老反<sup>廿六間</sup> 壹畝八步<sup>印</sup>

尾崎 早兵衛<sup>印</sup>

糶七俵三升

内下々田<sup>貳畝</sup><sup>印</sup>

尾崎万右工門<sup>印</sup>

代錢四百五拾九貫貳百文<sup>印</sup>

右者、内々無抛差支<sup>二付</sup>御方様<sup>江右</sup>之高永代売渡、代錢<sup>三</sup>相請取申候儀  
実正也、往々御支配可被成、私子孫<sup>三</sup>至候而も右地面<sup>二付</sup>六ヶ敷儀申間敷、  
依而為永年之書物如斯御座候也、

明治十二年<sup>卯</sup>旧十二月廿九日

地主 尾崎万右工門<sup>印</sup>

証抛人

尾崎勘左工門<sup>印</sup>

富永与左衛門殿

③① 明治十三年〔一八八〇〕

書物

水洗

下田<sup>四間</sup> 貳畝廿步 糶壹表<sup>廿間</sup> 貳斗六升

宮之次郎右衛門

下田<sup>廿間</sup> 壹畝拾步 糶三斗五合

代金拾三円五拾錢

錢<sup>ニ</sup> 五百拾三文

右者、内々無抛差支<sup>二付</sup>御方様<sup>江右</sup>之高永代<sup>ニ</sup>売渡、代金<sup>三</sup>相受取申候儀実

正也、往々御支配可被成、私子孫<sup>三</sup>至候而も右地面<sup>付</sup>六ヶ敷儀申間敷、  
依而為永年書物如斯御座候也、

明治十三年<sup>辰</sup>旧正月廿九日

売主

宮 正次郎<sup>印</sup>

証抛人

万造寺正五郎<sup>印</sup>

右同

宮 幸右衛門<sup>印</sup>

富永与左衛門様

③② 明治十三年〔一八八〇〕

地所売渡証

字山下

田四畝拾五步

代価千四百貫文<sup>印</sup>

右地所御方<sup>ニ</sup>永代売渡前証<sup>付</sup>之正<sup>三</sup>相受取候儀実正也、然ル上者、後年<sup>三</sup>  
至り候共難渋一切申間敷候、為後日保証人相立売渡地所、依而如件、

売主

松尾太次右工門<sup>印</sup>

保証人

立石 庄 助<sup>印</sup>

明治十三年<sup>辰</sup>旧二月

万造寺与左工門殿

③③ 明治十三年〔一八八〇〕

永代証文

<sup>印</sup>高貳畝 万福堂之前



代錢金札拾四円

右者、此節無扨差支御方様<sup>江</sup>永代売渡、右之代錢正<sup>ニ</sup>相請取申候儀別条無御座、子々孫々<sup>ニ</sup>至而も少シも難事申掛間敷候、為其口入前立為後年証書如是御座候也、

明治十三年<sup>卯</sup>旧二月十日

売主

万福仁介<sup>印</sup>

口入証扨人

同 武右衛門<sup>印</sup>

万造寺与左衛門殿

〔上書〕

〔上〕

万福仁介<sup>印</sup>

③④ 明治十三年〔一八八〇〕

書物

あい木

中田<sup>十六間  
廿六間</sup>老反三畝式拾六歩

猪鼻之 五郎左衛門

内田老畝

粃式斗三升

代錢式百貫文<sup>印</sup>

右者、年々上納御年貢<sup>并</sup>内々差支之訳出来仕、此節御方<sup>江</sup>右之地面永代売渡、代錢右之通慥<sup>ニ</sup>相受取申候儀表正也<sup>印</sup>、往々御支配可被成、私子孫<sup>ニ</sup>至候而も右地面<sup>ニ</sup>付難洪筋申間敷候、為永年証扨人相立書物如斯御座候也、

明治十三年<sup>辰</sup>旧三月十四日

富永与左衛門殿

売主 松崎栄右衛門<sup>印</sup>

証扨人 松尾 庄助<sup>印</sup>

③⑤ 明治十三年〔一八八〇〕

田地永代売渡証書

字口ノ町

一田反別老反式畝廿五歩<sup>印</sup><sup>朱</sup>

此代価

一金九拾五円也<sup>印</sup><sup>朱</sup>

右之田地我等代々持来候得共、今般金子要用<sup>ニ</sup>付前書ノ代価<sup>ニ</sup>相定、其許殿へ永代<sup>ニ</sup>売渡、代金慥<sup>ニ</sup>相請取申処確實也<sup>印</sup><sup>朱</sup>、然ル上者、此田地<sup>ニ</sup>付親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有之候ラバ吾等罷出急度埒明、其許殿へ毫毛御迷惑相懸申間敷候、為後日田地売渡証書一札如此候也、

明治十三年<sup>辰</sup>十二月廿八日

売主

永田金太郎<sup>印</sup><sup>朱</sup>

保証人

漣泊万右エ門<sup>印</sup><sup>朱</sup>

万造寺与右衛門殿

〔註 この文書は罫紙を使用〕

③⑥ 明治十三年〔一八八〇〕

田地永代売渡証書

字愛木

一田反別壹畝廿三步<sup>〔朱〕</sup>

此代価四百六拾九貫九百三拾貳文<sup>〔朱〕</sup>

右之田地我等代々持来候得共、今般金子要用<sup>〔付〕</sup>前書ノ代価ニ相定、其許殿へ永代ニ売渡、代金<sup>〔朱〕</sup>ニ相受取申処確実也<sup>〔朱〕</sup>、然ル上者、此田地<sup>〔付〕</sup>親族ハ基ヨリ其他ヨリ聊苦情申者一切無之候、若シ故障申者有之候ラバ、吾等罷出急度埒明、其許殿へ毫毛御迷惑相懸申間敷候、為後日田地売渡証書一札如此候也、

明治十三年<sup>辰</sup>旧十二月廿九日

売主

坂口善左衛門<sup>〔朱〕</sup>

保証人

白浜吉太郎

富永与左衛門様

③⑦ 明治十四年〔一八八一〕

地所永代売渡証書

字平田

田式畝歩<sup>〔印〕</sup>

代価六百五拾貫<sup>〔印〕</sup>

右者、今般要用差支<sup>〔付〕</sup>書面之地所前記代価を以、御方<sup>江</sup>永代売渡<sup>〔印〕</sup>代価正ニ相請取候儀実正<sup>〔印〕</sup>也、因而永年<sup>ニ</sup>至候而も右地所<sup>〔付〕</sup>而者、曾而

難渋筋申間敷、為後日保証人連印証如斯御座候也、

明治十四年<sup>巳</sup>旧二月九日

売主

樋渡善兵衛<sup>〔印〕</sup>

保証人

福蘭傳兵衛<sup>〔印〕</sup>

富永与左衛門殿

③⑧ 明治十四年〔一八八一〕

地所売渡証

字平身宇都良

田六畝拾貳歩但旧竿

代価五拾四円四拾錢<sup>〔印〕</sup>

右地所御方<sup>エ</sup>永代売渡、前証之金円正ニ相受取<sup>〔印〕</sup>候儀実正也<sup>〔印〕</sup>、然ル上者後年至り候而も難渋一切申間敷候、為後日保証人相立売渡地所依而如件、

明治十四年<sup>巳</sup>旧三月十七日

売主

富永善左衛門<sup>〔印〕</sup>

保証人

富永新右衛門<sup>〔印〕</sup>

富永与左衛門様

③ 明治十四年（一八八一）

地所永代売渡証<sup>〔朱〕</sup><sup>〔印〕</sup>

畑四歩五合<sup>〔朱〕</sup><sup>〔印〕</sup>

代価八拾貳貫五百文<sup>〔朱〕</sup><sup>〔印〕</sup>

右地所御方通行道路地トシテ永代<sup>〔朱〕</sup>売渡、代価本行之通正<sup>〔朱〕</sup>相請  
取候儀実証也、因而以来古年ニ至り候而も難渋申間敷、為後証ノ確証<sup>〔朱〕</sup>  
如斯御座候也、

羽島村

明治十四年<sup>〔朱〕</sup>旧三月廿九日

売主

室蘭善右衛門<sup>〔朱〕</sup><sup>〔印〕</sup>

保証人

中谷太次右衛門<sup>〔朱〕</sup><sup>〔印〕</sup>

富永与左衛門殿

【解説2】

書物について

天明二年から明治十四年まで年代にどうい違いがあるかを見ると、天明二年では「位田敷銀」が出ている。銭三貫五百文を上納のために田を質に出している。上納に銀貨で払う必要はないと思われるが、なぜ「位田敷銀」があるのかわからない。

享和四年では名頭が名子と相談をして、田を売っている。文化十一年も売るのは同じだが、自分が開墾した畠を売っている。天保六年では、中世に主に使われた「坪付」という用語が出てくる。

この書物は複雑で、三年前の下々田を長仲左衛門が買っているが、これを転売したのを平身之与右衛門が世話をしたお札の手紙もある、

珍しい取引である。当人の長仲左衛門は浜浦今の浜町辺りかの別荘にいて、使用人の与三左衛門へ指示を出している。弘化五年（嘉永元年）には十三両ものけた外れに高額な金額を肝付仁兵衛兼珍が借りている。これは鯉船に必要な金だ、とある。しかも質物なし。『横目勤御用向覚留』によると、八年ほど前（天保十二年）に羽島では鯉船七艘を藩から五十両を五年賦で返すことで造っている、鯉船景気はよい時期である。もし、肝付仁兵衛がそれに加わっていたならば、十三両の借銭はすぐ返せる。年間鯉船は百両以上の売上げがあるからだ。それで、鯉漁に関わっている万造寺家は十三両の金をすぐ貸せたのであろう。

嘉永三年の記録からは一両が七貫五百文であることがわかる。約十年後の安政六年までは七貫五百文であるが、二年後には八貫文、その後、時代が激動し、一両の価値がなくなり、明治十年ごろになると、十二貫五百文を越えていく。明治十一年には円・銭が出てくる。だが、明治二十年代まで、貫文と円銭が混ざって使われている。

明治十一年ごろから名前が「富永之与左衛門」が十二年ごろから「富永与吉」と「之」が抜けていく。本来は平民が明治三年に苗字を名乗ることを新政府が命令を出す、鹿児島は西南の役まで旧藩と同じような状態。また、士族が全国一多い県でもあったので、うかつに苗字を名乗ることはできなかった。西南の役後にやっと「之」抜きで苗字にした。全体に行き渡るのは十三年ごろからである。

行政の方も変わってきて、明治十一年ごろから「立会同掛」とか「羽島村同係中」というのは、羽島村の戸長役所の土地関係売買を処理する掛（係）であろう。「羽島村惣代」は戸長役所のトップであろうか。「戸長事務所」もある。これまでは個人間の売買であったが、役所が管轄する時代になってきた。

明治十三年になると、「書物」から「永代証文」「田地永代売渡書」「地所売渡書」となる。

また、天明二年「仲介人・口入」「口入」が文化十一年「証拠人」と

なり、それが長く続き、明治十三年から「保証人」に変わる。明治に入ってからの変化が大きい。この次、明治十六年頃から地券状を中心とする地所売渡しに変わることになる。

この「書物」のほとんどが、地所売渡しに関わるもので、一般人の財産は土地が中心であったことを示している。武士は石高が大切であったので、土地を増やすことが大事であったからであろう。

#### ④感謝状（郵便局電信施設等寄付）

##### 【解説3】

明治十六年から十九年までの「入来定穀日記」では、串木野村麓地区には児玉仲之進家が郵便所である。多分串木野村全体で唯一の郵便所ではなからうか。手紙を出す人は少なかつたであろう。郵便所の役目は手紙を集めて上級の郵便局へ渡すのではなからうか。上級の郵便局は市来の湊町や川内にあった。児玉郵便所は市来が近いので、市来村湊町の郵便局へ持っていった。湊町は、商人が多く、連絡が頻繁にあったので郵便局が必要であった。郵便局と郵便所の違いは貯金や現金の出し入れがすぐできる、電報が打てる等であつたと思われる。ただし、貯金は現金を入れるのはすぐできるが、実際に証書ができるのは、十日ぐらいかかる。多分、現金と証書を馬関（下関）の郵便局に送る。そこから確かに受け入れた、という証書が送ってくる。それを預金者は手元にある預け書を持って交換する、というシステムである。多分、貯金をする人口が少ないので、十日かかって貯金が済んでも大して気になることではなかつたのである。貯金を下ろすのも申し出て、児玉郵便所から市来郵便局へ回り、馬関から返ってくるシステムのようだ。どうしてもすぐ現金が必要な場合には鹿児島本局へ行き、書類と印鑑を出せば、すぐ下ろせた。

電報の場合、市来郵便局か、川内郵便局かで打てば、多分、鹿児島

電信分局へ行く。同分局では電信為替もできた。

明治十七年十月二十一日に定穀の弟の助次郎が重体であることを告げる電報は夜中の三時頃配達があつた。その電信持夫に十二銭払つている。多分、鹿児島電信局から市来郵便局へ行って、市来から麓の定穀家へ配達があつたものと思われる。そこで、急いで船で東京へ行くために、鹿児島電信分局へ行って、明日出発するという電報を打つつもりで、自分宛に電報はないか尋ねると、「成規にはないので、内々に」といつて、すでに死亡した、という電報を見せている。そこで、すぐ船で出発しようとしているときに、我が家から馬に乗って急報がきて、葬式の法事をするという。出船は止め、我が家へ帰ることが記されている。そこで、東京から鹿児島電信局へ来て、それから市来郵便局へ送られるものと推定できる。

さて、羽島の富永松太郎の羽島郵便局であるが、時代が大正五年なので、かなり郵便局もあちこちにできている。郵便局が増えるのは、庶民が手紙を多く出すようになったためであろう。

明治十九年では、定穀が東京へ行くというので、集落の東京にいる家族からの手紙を預かつている。定穀が持つて行って、直接あるいは誰かに頼んで配っている。その頃は小包配達は少ないので、東京へ行く人へ直接荷物を頼んでいる。これも東京へ行って直接・間接に配っている。着物や腐らない物（タバコ・お茶類）である。

羽島に電信施設ができると、川内まで行く必要がなくなるので、便利になつたことであろう。ここでは富永松太郎が「電信施設用品」と「労力費（作業員の人件費）」を百円寄付したので、感謝のために「木杯」一組（二個）与えている。木杯は漆塗りであろうか。

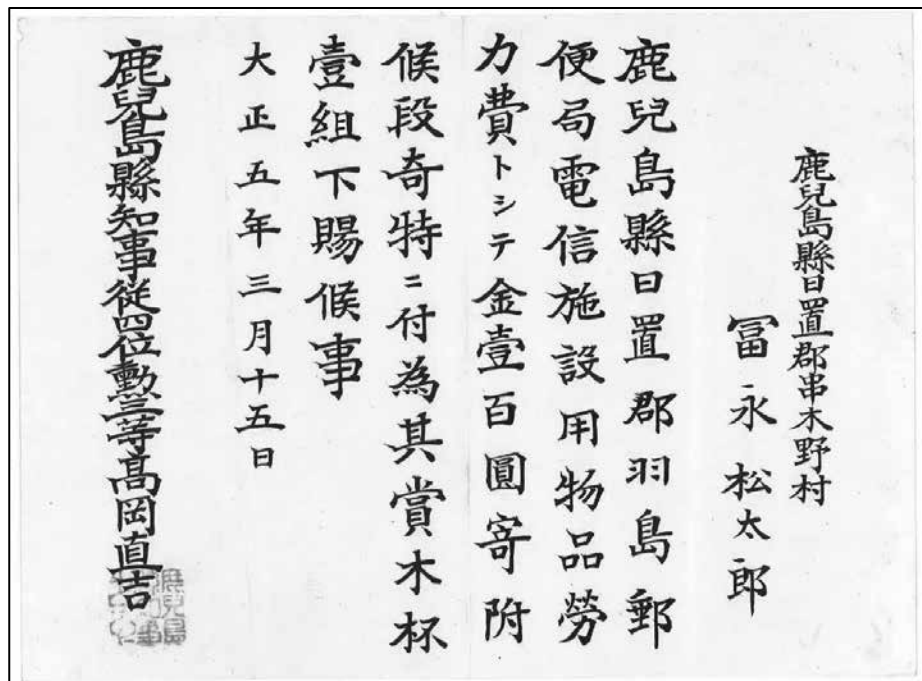
百円というのは、この時代の校長の給料が四十円ほどなので、類推して現在では百五十万円ほどであろうか。

多分、この頃には、郵便配達も地元の人で、貯金の出し入れも即時に行われた時代になっていたのではなからうか。それに電報まで、即

座にできるようになって、便利さが増したことと思われる。

羽島の人々は遠洋漁業のマグロ船に乗って、九州内ばかりではなく、大洋漁業の捕鯨船にも乗り組んでいるので、船からの無線もあつたかもしれない。電報の必要性が高まってきたので、電信施設の要求も漁業者などからも出ていたのかもしれない。

富永家はその後も永く、現在まで続く羽島郵便局長として地域に貢献している。



感謝状（郵便局電信施設等寄付）

## 8 坂口家文書

### ① 書物

書物

錢拾貫文<sup>㊦</sup>

但利米之儀者錢拾<sup>㊦</sup>文<sup>㊦</sup>

壹ヶ年米式斗四升ツ、

右者当上納方差迫り御方<sup>江</sup>慥<sup>ニ</sup>御借用仕候処別条無御座候、返濟方之儀者御方様御入用次第元利堅固<sup>ニ</sup>首尾方可仕候、其内為質物私集り田永作三畝書入置申候間、万一返濟方難成節ハ借主<sup>ニ</sup>無損、口入前より右質物引、源錢を以、元利堅固<sup>ニ</sup>差方埒明可申候、至其時而少も難渋申上間敷候、為後日書物如此御座候、以上、

坂口之

文化五年<sup>辰</sup>十二月廿九日

かり主

八兵衛<sup>㊦</sup>

名頭之

口入

牧右衛門<sup>㊦</sup>

竹之下門之

坂口之

休太郎様

右同

平右衛門<sup>㊦</sup>

### 【裏書】

一

坂口之 八兵衛

此表九百返候

巳十二月廿二日

一

② 書物

書物

分四ノ文<sup>㊦</sup> □利□

右者此節内々無扨差支<sup>ニ付</sup>御方<sup>江</sup>御借用仕申儀別条無御座候、尤御返済之儀者御方御入用次第元利堅固<sup>ニ</sup>首尾可仕事候、其内為質<sup>㊦</sup>物と<sup>ハ</sup>私十日月並掛銭半口書入置申候、万一かり主<sup>ニ</sup>返済難成御座候節者、口入前<sup>方</sup>右為質物ヲ以、元利堅固<sup>ニ</sup>御首尾可仕申候、其ため書物如斯御座候、以上、

かり主 坂口之

長左工門<sup>㊦</sup>

天保十五年<sup>辰</sup>十二月廿九日 口入之

休左工門<sup>㊦</sup>

坂口之

孝左衛門殿

【裏書】

「 坂口之長左工門

此うし□<sup>㊦</sup>取入申候

③ 書物

書物

一錢式拾貫文<sup>㊦</sup>

右者此節無扨差支、御方様方<sup>江</sup>慥<sup>ニ</sup>借用仕処別条無御座候、御返済方之儀者御方御入用次第<sup>ニ</sup>元利堅固<sup>ニ</sup>首尾方仕申候は、為其質物私山神之

下<sup>江</sup>田永作<sup>ケ</sup>所書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主無

□口入前より右質物引請現錢を以元利堅固<sup>ニ</sup>首尾方仕可申候、其時いたん<sup>㊦</sup>少もなん次<sup>㊦</sup>申間敷候、為後日仍而書物如此御座候、以上、

慶応二年<sup>寅</sup>十二月廿九日

坂口之

借主 小左工門<sup>㊦</sup>

右同

松田屋敷之

口入 吉兵衛<sup>㊦</sup>

紋兵衛様

【裏書】

「大六の之小左衛門」

④ 書物

書物

一錢百貫文<sup>㊦</sup>

右者此節無扨差支、御方様<sup>江</sup>慥<sup>ニ</sup>御借用仕候処別条無御座候、御返済方之儀者御方様御入用次第<sup>ニ</sup>元利堅固<sup>ニ</sup>首尾方仕可申候、其内質物<sup>ト脱カ</sup>して私<sup>ト脱カ</sup>老<sup>ケ</sup>年<sup>ニ</sup>四<sup>ハ</sup>宛廿五日錢拾六<sup>ハ</sup>文掛一口書入置申候、万一御返済方成かたく候節者、借主<sup>ニ</sup>此程口入前より<sup>㊦</sup>右質物引受現錢を以

元利堅固ニ首尾方仕可申候、其時ニいたん少もなん次申間敷候、為後日仍而書物如此御座候、以上、  
明治六年<sup>西</sup>六月五日

坂口之

借主 小左エ門<sup>印</sup>

白木原之

東ノ菌屋敷之 口入 喜兵衛<sup>印</sup>

与左衛門様

【解説】

文化五年(一八〇八)頃から名子が金を貸しているし、永作田三畝という自分の田がある。永作田は藩による門割の田ではないので、質物にできる。また、貸す方も一般の人が多く、名頭もいるようだ。ここ生福あたりでは普通のことのようである。

文化時代から生福・冠岳のあたりは、仕明夫<sup>しあけぶ</sup>といった開田・開墾・灌漑などの土木事業を専門に藩内外に働きに行き、現金や貸金替りの物を得ているので、他の地域より融通できる金を持っていた、と思える。それで、名頭・名子ともに金銭のやり取りができていた。掛銭(模合)をやり、永作田を持っていた。多分、他の地域とは違った現象ではないか、と思われる。他に、金山・塩田・漁業(特に鯉節作り)など蓄財できるものがあり、それらを他の郷に売りに行ったり、働きに來たりで、人的交流も多かった。

9 西園家文書

地所売買<sup>二付</sup>地券状御書換願の形式

薩摩国日置郡上名村

五千式百七拾番

字西連ヶ段

一田反別 壹畝拾三步

此地価金三円八拾式錢

此地租金九錢六り

薩摩国日置郡上名村

借主

西園休八

同国郡村

買受人

西園万右衛門

同国郡村

五千式百七拾六番

字全

一田反別壹畝四歩

此地価金三円七拾三錢

此地租金九錢三り

合反別式畝拾七歩

此地価金七円五拾五錢

此地租金拾八錢九り

右之通今般代金七円六拾五錢を以売買契約相整候間、券状御書換被成下度、依而双方連印を以、此段奉願候也、

薩摩国日置郡上名村

売渡人

西園休八<sup>印</sup>

明治十五年一月

全国郡村

買受人

西園万右衛門<sup>印</sup>

前書之通相違無之候也、

右戸長

有馬応介<sup>印</sup>

鹿児島県令 渡辺千秋殿

[割印]

契

[角印]

租第二七四号

書面土地売買之儀確認候事

明治十五年三月十六日

鹿児島県令渡辺千秋<sup>印</sup>

[割印]  
県印

【解説】

明治十四年末く翌一月までには、田畑の地券状は発行されていたのであろう。地券状通りの地価で売買している。

土地売買はまず戸長の奥書が必要で、次に県に出して県令の許可を受ける。地券が配られた時期からこの形式であったのであろう。

## 10 入来家文書

【解説】

借金証書や貸金帳には、借りた理由は、たった一言「扱無く」とか、ちよつと長く「扱無く上納に差支え」というのが多い。

ところが、入来定穀氏の貸金帳では、かなり具体的である。「子供の疱瘡Ⅱ種痘・天然痘植付のため(×にメスで切る)」「上納代不足」「仕明(開墾)用鋤を作る」「戌辰の役の出兵のため」「家建の釘・板・米代」。

中には質屋に入れている「蚊帳を出すために」「焼酎造用の米を借る」「罎網六抱」「馬の鞍輪が壊れ、修繕用に」「飯の米がなく、毎度赤面

ながら年が越せないので貸してくれ。借り貰い(返さない)だろうが仕方がない」「家を買うが学校から月給を貰って返す」などの事情が分かる、珍しい貸金帳である。

それとともに、明治十一年以後、土地を所有した農民が、土地を手放していく様子を伺える資料ともなっている。

「明治十七年度の日記」の裏にあるもので、罎紙が足らずに使ったのだろう。それでつながらない部分もある。

貸金帳の一部(文化十二〜明治十六年)断簡

ページごとに番号をつけ、年代順に掲載した。

① 文化十二年(一八一五)

文化十二年三月八日式貫文 同廿二日参貫文 伊左エ門殿より子供衆兩人両度疱瘡仕付<sup>二</sup>借用也、



一錢五貫文 但証書アリ、  
文化十四<sup>丑</sup>三月朔日伊佐工門殿方栞実代配分差支候由<sup>ニ付</sup>借用也、

右者仕明鋏耆挺作り方<sup>ニ付</sup>差支へ候由<sup>ニ而</sup>、無扨借用申出候<sup>ニ付</sup>相渡候、  
返済之儀者当秋仕明戻り迄かし呉候様承り、其節者元利無相違首尾  
右之筈也、

② 文政二年〔一八一九〕

文政二年<sup>卯</sup>四月廿五日かり 覚書アリ  
一元錢五拾五貫文

内元錢拾貫文<sup>辰</sup>八月廿九日龍右工門方預置かり主吉武龍右工門殿

右同児玉与次右工門殿

右者部一山被申受候由<sup>ニ付</sup>、上納<sup>〔銀〕</sup>良とゞ右之員数被差支候由<sup>ニ付</sup>、無據  
かし呉候様与次右工門<sup>并ニ</sup>龍右工門<sup>ニ</sup>方承り候<sup>ニ付</sup>、差出也、返金<sup>ニ</sup>二三ケ  
月中<sup>ニ</sup>元利無相違首尾合之筈也、

③ 文政七年〔一八二四〕

文政七<sup>甲</sup>九月晦日かり

一錢壹貫文

かり主小原名子 權左工門

掛り合 善

右者新助子供瘡瘡相煩候由<sup>ニ而</sup>、右之善相頼かし呉候様、頻リ<sup>ニ</sup>承り候  
故相渡候、返済之儀者来月十五日限り一日も無相違相返筈也、い細  
夫之善存し、

但此元錢壹貫文新助方返済<sup>ニ而</sup>五月限り、權左工門又借り致候故、  
名前相直ス、

④ 文政十年〔一八二七〕

文政十年<sup>亥</sup>四月廿九日

一錢貳貫文

荒川宝来之 善兵衛

⑤ 慶応四年〔一八六八〕

田代勇介殿

此株者戊年ヨリ 卯年比迄借用一株<sup>ニ</sup>取円メ、委細ハ古利取納帳<sup>ニ</sup>記  
シアリ、

一元錢六百六拾八貫四百六拾五文

慶応四<sup>辰</sup>五月廿三日当用差支之由<sup>ニテ</sup>かり、

一同拾八貫文

一同慶応四<sup>辰</sup>八月三日千竈寿太夫殿出兵雇料金子壹部銀<sup>ニ</sup>兩代り差遣

ス

一同三拾貫文

一同拾五貫文

⑥ 明治五年〔一八七二〕

明治五<sup>甲</sup>三月十七日かり 証文あり

一錢四百貫文

藤之脇之 甚助

但一・六月入利

口入 三左工門

右者内々差支、田代勇介殿方相談之趣有之、右之通り借用、尤、返  
済入用次第、質物者宇都通り永作田□入有之候、

明治五年<sup>甲</sup>三月十九日差落し普請釘代之由

一錢百貫文

明治五<sup>甲</sup>二月廿七日銅錢<sup>ニ而</sup>下人<sup>江渡</sup>

一同五拾貫文

同四月廿三日釘代之由愛介殿<sup>江相渡</sup>

一同五拾貫文

同四月晦日、当人<sup>江相渡</sup>

一同五拾貫文

明治五<sup>甲</sup>五月九日板代之由直渡

一錢百貫文

同五月廿四日宮地善太夫殿<sup>江木代</sup>之由<sup>ニ而</sup>銅錢三<sup>ノ</sup>百廿四文下人<sup>江相渡</sup>

一同百貫文

同五月廿九日直<sup>ニ渡</sup>

一同五拾貫文

同五月晦日瓦代之由

一同百貫文

同六月四日大工日雇<sup>并ニ</sup>釘代之由直渡

一同八拾六貫文

同六月七日直渡

一同五拾貫文

同六月十八日瓦代崎<sup>江持越</sup>由<sup>ニ而</sup>下人<sup>江渡</sup>ス

一同百五拾三<sup>ノ</sup>百七貫文

同六月十二日砂官<sup>〔左カ〕</sup>・大工日雇旁之由直渡

一同五拾貫文

同六月廿日釘代山之神カ<sup>江相</sup>由

一同三拾貫文

同七月六日石埜之<sup>口</sup>左エ門方板代<sup>并ニ</sup>芹ヶ埜<sup>うら</sup>木代ノ由

一同八拾五<sup>ノ</sup>百文

同八月十五日浜浦<sup>江</sup>由

一同六拾貫文

拾五行

合錢千百拾四<sup>ノ</sup>百文

入来愛介殿

⑦〔⑥に続くカ〕

当 入来助<sup>ニ</sup>殿

右者差落し普請用相談<sup>ニ付</sup>差遣候也、

明治五<sup>甲</sup>二月廿九日 塩田<sup>江</sup>抵当証文アリ

一錢三百貫文

久保作左エ門殿

右者家普請<sup>ニ付</sup>入用之由、兒玉四郎兵衛殿<sup>江</sup>相談<sup>ニ而</sup>今夕同道<sup>ニ而</sup>被參、

右之通り相渡、尤、返済十月限り、元利首尾合之筈也、

明治五<sup>甲</sup>四月十九日<sup>江</sup>かり

一錢三拾貳貫文

明治五<sup>甲</sup>五月晦日<sup>江</sup>かり 来月限り

一同六拾六貫文

長 宝伝殿

右者質屋<sup>江</sup>蚊屋部借被致置候<sup>江</sup>蚊之時分<sup>ニ</sup>相成、かし呉候様相談<sup>ニ付</sup>遣

ス、尤、返済十二月限也、

明治五<sup>甲</sup>五月十三日

一錢四拾貫文

右同人

右者五月飯米とゞかし呉候様相談<sup>三</sup>、米老斗相渡、尤代錢師走限り  
首尾合之筈也、

⑧ 明治十三年〔一八八〇〕

明治十二年<sup>辰</sup>十二月ヨリ  
旧十一月

明治十三年<sup>辰</sup>十二月廿九日旧十一月廿八日 証書アリ

〔頭註〕「十四年旧正月廿八日限り、来ル旧八月比迄申述<sup>三</sup>、時々催促  
候事、

金拾円也

此抵当 但二割利

長島庄吉始り模合

かり主 石井勘右工門  
保証人 石河山佐平次

右書略ス

右者無據差支<sup>三</sup>、かし呉候様相談<sup>三</sup>、本人<sup>江</sup>直渡し<sup>三</sup>貸付候事、

明治十三年<sup>辰</sup>十二月廿六日旧十一月廿五日 証書アリ

〔頭註〕「十四年<sup>巳</sup>旧四月限り、当四月不漁<sup>三</sup>返金出来兼申述相成候<sup>三</sup>、

時々催促候事、

一金

但米老<sup>三</sup>代、来十四年旧四月迄高直払

此抵当家屋敷

右書略ス

右者飯料差支<sup>三</sup>、かし呉候様相談<sup>三</sup>、新左工門<sup>江</sup>貸渡候事、

借主 勘場新左衛門

保証人 小瀬伝吉

⑨ 明治十四年〔一八八一〕

従是明治十四年

明治十四年<sup>巳</sup>一月十二日旧明治十三年<sup>辰</sup>十二月十三日 公証第百三十三  
号証書アリ

〔頭註〕「十四年<sup>巳</sup>旧十一月限り」

一金

但米三俵<sup>三</sup>代十四年十一月迄高直払

此抵当浜浦之内

八千九百九十九番字夷ノ下

宅地拾六歩

九千壹番字夷ノ下

宅地拾六歩

全浦式百三拾式番戸

右書略ス 白石久之助

右者勘場組中飯料用差支之由<sup>三</sup>、かし呉候様、拙者船頭勘場新左工門  
ヲ同道参り相談<sup>三</sup>、下人金<sup>江</sup>為負、右組中<sup>江</sup>相届け相渡候事、

明治十四年<sup>巳</sup>一月十三日旧十二年十二月十四日 公証第<sup>百三十四号</sup>証書アリ

〔頭註〕「十四年<sup>巳</sup>旧十一月限り」

一金

但米六俵<sup>三</sup>代十四年十一月迄高直払

此抵当浜浦之内

九千五百番字潟

宅地拾六歩

九千百三番字潟

浜浦三百五拾壹番戸

吉峯半左工門

同三百五拾四番戸

鋏形庄左工門

宅地拾歩

其外

右書略ス

中潟組中

右者組中飯料米差支之由<sup>ニ而</sup>、相談<sup>ニ付</sup>、貸付候事、

⑩ 明治十四年〔一八八一〕

宮之原正兵衛殿

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右者焼酎造用米相談、かし付候事、

十四年<sup>巳</sup>一月廿二日旧十三年<sup>辰</sup>十二月廿三日 米<sup>升ニ付十錢ツ、  
老ノ代 無証文</sup>

一金三円九拾錢

但二割利付ヲ以て可受取候事 かり主

児玉正次郎殿

右者飯料米差支<sup>ニ付</sup>かし呉候様、本人被參相談、尤重々借用いたし、

赤面之至なれ共、年取用無之<sup>ニ付</sup>、是非<sup>ニ</sup>と被申事<sup>ニ付</sup>、貸付候、返済之

儀者、何共取究メス候得共、是も例之借用通り後年迄返済之期長引

キ申さんと相察候<sup>ニ付</sup>、此<sup>ニ</sup>委しく記シ置候也、

⑪ 明治十四年〔一八八一〕

後年迄返済之期長引キ申さんと相察候<sup>ニ付</sup>此者委しく記シ置候也

十四年<sup>巳</sup>一月廿五日旧十三年<sup>辰</sup>十二月廿五日粟式<sup>ノ</sup>代升<sup>ニ付</sup>

五錢ツ、無証文

一金三円五拾錢

埜下下人之

清右エ門

右者飯料用相談<sup>ニ付</sup>かし付候事、尤返済之儀者木挽賃分取得之節返済  
首尾之筈也、

〔頭註〕「十四年<sup>巳</sup>旧一月限り返済出来兼申述相成候<sup>ニ付</sup>時々催促可致

事

十四年<sup>巳</sup>一月廿五日旧十三年<sup>辰</sup>十二月廿六日米<sup>老ノ代</sup>代升<sup>ニ付</sup>十錢ツ、無

証書

一金三円九拾錢也

明治十四年<sup>巳</sup>一月十四日旧十三年<sup>辰</sup>十二月十五日 無証書

〔頭註〕「入用次第」

一金廿三円四拾錢

但二割利付 米六<sup>ノ</sup>代升<sup>ニ付</sup>十錢ツ、

かり主 宮之原正兵衛殿

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右者焼酎造用米と<sup>ベ</sup>相談相成候<sup>ニ付</sup>貸付候、尤返済之儀者焼酎売立次

第、時々返金之積り、証書之儀者焼酎方<sup>江</sup>米貸人数中<sup>江</sup>受取ル筈之究

り也、

十四年<sup>巳</sup>一月十五日旧十三年<sup>辰</sup>十二月十六日米五<sup>ノ</sup>代升<sup>ニ付</sup>十錢ツ、無

証文

〔頭註〕「入用次第」

一金拾九円五拾錢

但月金一円<sup>ニ付</sup>二錢利付

かり主 宮之原正兵衛

右書前同断、  
右同 栗山多吉  
右同 栗山経吉

十四年<sup>巳</sup>一月廿日旧十三年<sup>辰</sup>十二月廿一日米三<sup>ヱ</sup>代 無証書

〔頭註〕「<sup>巳</sup>三月限り返済」

一金拾貳円六拾三錢

〔註 返済の○がある〕

但米三<sup>ヱ</sup>代払入之節、直取究ル筈也、

十四年<sup>巳</sup>旧四月卅日貸付□之通 かり主

一〇〇目ノ利付ハ返済

竹田勇蔵殿

右者飲用焼酎造米差支之由<sup>ニ</sup>而、相談相成候<sup>ニ</sup>付、かし渡、返済之儀者十四年旧三月限り首尾合之筈也、

十四年<sup>巳</sup>一月廿一日旧十三年十二月廿二日米式<sup>ヱ</sup>代 升<sup>ニ</sup>付 十錢ツ、無

証文

一金七円八拾錢也

但月一円<sup>ニ</sup>付 二錢利付

かり主

⑫ 明治十四年〔一八八二〕

但月一円<sup>ニ</sup>付 二錢利付

島平石河山 市郎兵衛

右者飯料用差支候<sup>ニ</sup>付、かし呉候様本人参り相談<sup>ニ</sup>依り、かし付候、返済之儀者十四年<sup>巳</sup>旧正月限り返金首尾之筈也、

十四年<sup>巳</sup>一月廿七日旧十三年<sup>辰</sup>十二月廿八日 無証書

一金拾円也

かり主 千竈 貞どの

但二割利付

右者島平千竈本家普請被致候処、諸費<sup>并</sup>ニ大工賃錢等差支相成候由<sup>ニ</sup>而、会社<sup>ニ</sup>おひて、池田正義殿<sup>右</sup>之趣ヲ以て拙者<sup>江</sup>取替置呉候様被申候<sup>ニ</sup>付、拙者<sup>ニ</sup>も不如意なからも右池田氏<sup>江</sup>相渡、尤、返済方之儀者家普請残木、売払い之上カ、又は田代勇介殿被引受賦ナルカ、後日相究ルナラン、何れ催促ハ池田・田代之両氏<sup>江</sup>可致事、

⑬ 明治十四年〔一八八二〕

証書改メサセ相受取候、尤、返済之儀者来ル旧六月廿九日限り、元利皆首尾之筈也、

〔頭註〕「十四年十二月廿五日」

十四年<sup>巳</sup>一月廿四日旧正月廿六日、公証第廿四号証書アリ、

一金拾貳円八拾三錢三厘

羽島村百五拾壱番戸

但月一円<sup>ニ</sup>付 二錢利付

かり主 川口正兵衛

此抵当

同村同居

保証人 川口半助

薩摩国薩摩郡羽島村四千七百八拾六番字愛木

一宅地壹畝歩

地価三円七拾九錢

同村同番ノ内

一建物居屋壹棟図面之通り

茅フキ  
四敷  
三間

此株ハ明治十二<sup>卯</sup>旧八月晦日、川口半助借用いたし居候処、利金相滞り、且又、証書等も無之候<sup>ニ</sup>付、拙者羽島<sup>江</sup>差越、右抵当書人公証相受

取、尤半助借重<sup>三</sup>相定<sup>ベ</sup>き筈<sup>三</sup>候得共、抵当物無之<sup>三</sup>付、利金滞りヲ元金<sup>三</sup>引直し、弟ノ川口庄兵衛<sup>（正）</sup>ヲ借主<sup>三</sup>相立<sup>（正兵衛所持）</sup>候事、返済之儀者来ル旧十二月限り皆首尾之筈也、

⑭ 明治十四年〔二八八一〕

〔頭註〕「入用次第」

十四年<sup>巳</sup>二月廿四日旧正月廿六日 預証書アリ

一金貳百三円也

羽島村貳百四拾貳番戸

但月一円<sup>二</sup>付一錢八り利

かり主 川口庄助

保証人 平石小四郎

此株者明治十一年<sup>寅</sup>十二月七日五拾円、同年十二月廿五日拾円、同月廿八日四拾円、同年ノ秋松尾之源右エ門方上納いたスベき米ヲ右庄助借用、其米代鈔式百三拾四<sup>ノ</sup>式百四拾文、又、明治十二年<sup>卯</sup>正月十四日米式代表鈔式百四拾九<sup>ノ</sup>六百文、同日粟壹<sup>ノ</sup>代錢四拾五<sup>ノ</sup>文、同<sup>卯</sup>年閏三月廿日米拾式代表錢千四百九拾六貫四百文、同<sup>卯</sup>七月一日粟三<sup>ノ</sup>代錢百三拾五<sup>ノ</sup>文ノ合金百五拾六円八拾四錢八りノ利金相滞り且ツ、証書<sup>三</sup>無之様有之候<sup>三</sup>付、利金ヲ元<sup>三</sup>引直し、同十二年<sup>卯</sup>正月服口壹本代廿四<sup>ノ</sup>也、同<sup>卯</sup>四月廿三日粟代払過式貫文、同<sup>卯</sup>十月鱈魚節壹連代、十三年<sup>辰</sup>三月七日節六本代、同<sup>辰</sup>六月廿五日節式連代、同<sup>辰</sup>十月十三日節式連代壹円九拾錢、同<sup>卯</sup>十二月浜浦森次郎方受取之節十三本代ヲ差引、右金額<sup>三</sup>相及候<sup>三</sup>付、証書改メサセ候、尤抵当書入ル、筈之処、所有物は都<sup>而</sup>他方ノ抵当と相成居候<sup>三</sup>付、無致方、預書相受取候也、尤、返済之儀者一株<sup>三</sup>者返金出来兼候<sup>三</sup>付、時々相受取筈<sup>三</sup>相究メ候也、

⑮ 明治十四年〔二八八一〕

居候<sup>三</sup>付、元利元金<sup>三</sup>引直し、明治十三年<sup>辰</sup>十二月四日旧十一月三日証書認メ直し相受取居候得共、抵当物無之候<sup>三</sup>付又々利金ヲ元<sup>三</sup>直し、十四年二月廿五日即旧正月廿七日、右抵当書入之証書受取候、尤、返金の儀者来ル旧六月限り、元利金首尾合之筈也、

〔頭註〕「十四年六月限り」

十四年<sup>巳</sup>二月廿六日旧正月廿八日 公証第廿五号証書アリ

一金廿円八拾八錢九厘

かり主

但月一円<sup>二</sup>付二錢利付

羽島村八拾三番戸

此抵当

保証人

薩摩郡羽島村四千八百七拾三番

同村百人拾貳番戸

字浜田

同

浦島太助  
浦島善太郎

一宅地廿歩

此地価金貳円五拾參錢

同番ノ内

茅フキ

一建物居屋老棟図面之通り

横式間  
奥行三間半

此株ハ明治十一年<sup>寅</sup>四月四日、米六俵代<sup>并</sup>同年七月朔日粟<sup>三</sup>代金合<sup>三</sup>ノ六百九拾六<sup>ノ</sup>六百文ト駄賃錢七貫貳百文之利金相滞り居、且又、無証書<sup>三</sup>付、拙者羽島<sup>江</sup>差越、利金ヲ元金<sup>三</sup>引直し、右金額通り、

⑯ 明治十四年〔二八八一〕

〔頭註〕「十四年三月限り」

十四年<sup>巳</sup>三月五日旧二月六日米壹俵代<sup>升</sup>十錢ツ、証書アリ

一金三円九拾錢

但月円<sup>二付</sup>二錢利付

かり主 長倉与八郎殿

十四年<sup>巳</sup>三月廿九日利子拾五錢□□□

保証人 川添与十郎殿

相渡川添与十郎殿持参返□□□□尤

〔註 返済の○がある〕

証書与十郎殿<sup>江</sup>相渡候、

右者中尾休右工門殿出水行留主中、飯料差支<sup>二而</sup>、□川添与十郎殿被  
参相談、尤、休右工門殿印判無之由<sup>二而</sup>、与八郎殿ヲかり主相立候得  
共、実ハ休右工門殿方借用之由、返済之儀者来ル旧三月限り、元利  
首尾合之筈也、

十四年<sup>巳</sup>三月五日旧二月六日米五<sup>レ</sup>代 升<sup>二付</sup>拾錢ツ、無証書

一金拾九円五拾錢

十四年<sup>巳</sup>三月五日旧二月六日米五<sup>レ</sup>代 升<sup>二付</sup>拾錢ツ、無証書

一金拾九円五拾錢

十四年<sup>巳</sup>三月十五日旧二月十六日米三<sup>レ</sup>代 升<sup>二付</sup>拾錢ツ、無証書

一同拾壹円七拾錢

三行

合金五拾円七拾錢也

但月一円<sup>二付</sup>二錢利子

かり主 宮之原正兵衛殿

右同 栗山経吉

右同 栗山多吉

右者焼耐用米相談<sup>二付</sup>下人共駄賃<sup>二而</sup>差遣候、返金之儀者入用次第受取  
候事、

⑰ 明治十四年〔一八八二〕

十四年<sup>巳</sup>三月廿日旧二月廿一日下名村田方二期税取替払

一金壹円拾九錢壹り

十四年<sup>巳</sup>三月廿日旧二月廿一日上名□□□

一同六円拾壹錢式り

二行

合金七円三拾錢四り

但二割ノ利付

かり主 田代勇介殿

右者田方第二期税払方支へられ、池田正義殿<sup>江</sup>都合いたし置呉候様、  
岳方申遣され、池田氏<sup>二</sup>も不繰合候、拙者<sup>江</sup>払替置呉との事<sup>二付</sup>、会社  
ノ金ヲ預り居候<sup>二付</sup>、是ヲ以テ払替置候得共、月末勘定之際不都合も  
あらんと察し、又、田代氏<sup>江</sup>二割五分之高利金を為借候て者、同氏ノ為  
メ不割<sup>利カ</sup>ナルヲ思ひ、拙者払置候、依<sup>而</sup>日付者戸長役所<sup>江</sup>相払候日ヲ記  
し置也、

〔頭註〕「十四年旧六月限」

明治十四年<sup>巳</sup>二月廿五日旧正月廿七日 証書アリ

一金拾七円七拾錢三り

〔註 返済の○がある〕

但月円<sup>二付</sup>二錢利付

此抵当十四年（以下読めず）

鯿網六抱 <sup>〔未書也〕</sup>返納 薩摩郡羽島村二百三拾三番戸

但一抱<sup>二付</sup>拾八尋宛 かり主 平石半七

右書略ス 同村

保証人 平石小四郎

此株者慶応三<sup>卯</sup>六月十八日、米四<sup>レ</sup>代内百貫文ト鯿魚節三連之代拾五  
貫文金不足本立利金相滞り

⑱ 明治十四年〔一八八二〕

〔頭註〕「十四年旧十二月廿五限り」

十四年<sup>巳</sup>二月廿五日旧二月廿六日公証第三十四号証書アリ、

一金八拾四円廿七銭七厘

但月壹円三十一銭六厘利付<sup>巳</sup>正月<sup>方</sup>

此抵当

かり主 安藤勘助

薩摩郡羽島村九千三百六番 保証人 岩下平太

字丸山山神平

一田反別三畝廿八歩

地価金拾八円七拾八銭 外<sup>ニ</sup>

同九千三百三拾六番 金壹円七拾八銭

字全 是者十三年<sup>辰</sup>年利不足

一田反別貳畝拾七歩

地価拾円九拾銭

同九千三百四拾壹番

字全

一田反別壹畝拾五歩

地価六円四拾七銭

同九千三百三拾三番

字全

一田反別壹畝八歩 地価五円四拾貳銭

同九千四百廿六番

字流<sup>レ</sup>合

一田反別壹畝廿三歩 地価金七円五拾四銭

同九千三百七拾四番

字ウナキ口

一田反別七畝拾八歩 地価金三拾貳円四拾九銭

同九千六百四拾三番

字垣内

一田反別貳畝廿歩 地価金拾貳円七拾貳銭

合田反別貳反壹畝九歩

合地価九拾四円三拾五銭

此株者明治十一<sup>寅</sup>四月、両度前記之金額借用相成居候処、利金相滞り、掛念<sup>ニ</sup>相思<sup>ヒ</sup>候<sup>ニ</sup>付、児玉小源太殿土川<sup>江</sup>差越候序<sup>ニ</sup>公証書受取り来り被下候様相頼申候処、右之抵当入替相成タリ、尤利子金之儀者去旧正月<sup>方</sup>起算し、一・五月入<sup>ニ</sup>而可受取、外<sup>ニ</sup>利子不足も

⑲ 明治十四年〔一八八二〕

有之候得共、是は近々返済ノ積り、尤、返金之儀者来ル旧十二月廿五日限り元利皆首尾之筈也、

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

「十四年旧五月廿二日返済証書返ス」

十四年<sup>巳</sup>三月廿日旧三月朔日 米貳表代、升<sup>三</sup>付十銭ツ、

一金七円八拾銭

利子四拾六銭八厘 但三月<sup>方</sup>五月迄三ヶ月分

但月一円<sup>三</sup>付二銭利付

十四年<sup>巳</sup>五月一日旧四月四日米八表代 升<sup>三</sup>付十銭ツ、



一金三拾壹円廿銭

利子壹円廿四銭八リ 但四月方五月迄二ヶ月分

但月一円二付二銭利付

合金三拾九円也 証書アリ [註 返済の○がある]

利子壹円七拾壹銭六リ 羽島浦二百四十二番戸

元子メ四拾円七拾壹銭六リ 川口庄助

此所ニ金四拾円十四年巳旧五月廿二日入受取書遣ス也、

さし引右七拾壹銭六リ先日節之連ニ而□□候ニ付是ヲ以て不足金は取切り、

右両度ニ借用之米式表之分者鯉舟用諸道具仕繕方、細工人飯料八表之

分者船仕出し方ニ付、飯料差支之由ニ而、本人参り、頻リニ相談相成候ニ

付、先年方ノ借金も有之、迎も涯々返金出来兼候ナランと相考へ候得

共

⑳ 明治十四年〔一八八一〕

当人も外ニ鯉魚船仕出呉候人無之候へば、猶々疲弊いたし、先年方之  
借金も返済無覚束相考へ候ニ付、かし付候、尤返済者来ル旧六月迄之  
内、鯉魚釣得候時元利皆首尾之筈也、

十四年巳四月八日旧三月十日 無証書

一米四升

代金四拾銭也

児玉正次郎殿

右者飯料用差支、代金調達出来兼候ニ付、近日中払入べき段相談相成候

ニ付、かし付候、便者二女之竹どの、

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

十四年巳四月廿六日旧三月廿八日 無証書

一金三円也

但ニ割利 利子廿式銭 浜ヶ城下人之

巳旧六月廿七日晩 当人持参入 三左衛門

右者馬鞍輪相損シ、仕替方ニ付入用之由ニ而、先日方相談、今日取ニ

参り候ニ付、かし付候、尤返金之儀者来ル旧六月限り也、

十四年巳三月廿九日旧二月廿日 四月廿日付ノ公証第四百拾壹号 証書

アリ

一金廿五円也

但月一円ニ付二銭利付、十四年旧二月方起算スベシ、

此抵当 田尻儀右工門

㉑ 明治十四年〔一八八一〕

〔頭註〕「十四年旧十月限り」

上名村五千九百九番字下甫并

一田反別五畝拾四歩

地価金三拾五円四拾八銭

右書略ス

右者此以前日高愛吉殿江借金有之候処、今晚限り、是非共返済可致と  
の事ニ而頓と相込り候ニ付、平仁右衛門方今晚者返金可相成由承り申候  
間、是非其金ヲ御かし被下度との相談頻りナルニ付、かし付候、返済  
之儀者、十四年旧十月限り也、

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

十四年<sup>巳</sup>五月十六日旧四月十九日 無証書

一粟<sup>壹</sup> <sup>ノ</sup>

代金

街道下人之

次郎

右者飯料用差支之由<sup>ニ而</sup>、先日<sup>方</sup>相談相成居、今日日本人取<sup>ニ</sup>参り候<sup>ニ付</sup>渡ス、返済之儀者来ル旧六月同人妻着物掛銭受取入之筈<sup>ニ付</sup>、此金ヲ以て返済之筈也、

十四年<sup>巳</sup>五月十七日旧四月廿日 無証書

一米五升

代金四拾八銭

但<sup>壹</sup>升<sup>ニ付</sup>九銭六りツ、

児玉正次郎殿

②② 明治十四年〔二八八二〕

〔頭註〕「十四年旧五月限り申述」

十四年<sup>巳</sup>五月廿日旧二月廿一日米<sup>壹</sup>代<sup>升</sup>拾銭ツ、 無証書

一金三円九拾銭

但月一円<sup>ニ付</sup>貳銭利

かり主 松山龍右工門殿

右者飯料用差支之由<sup>ニ而</sup>、かし呉候様相談相成候<sup>ニ付</sup>、かし付候、返済之儀者来ル旧四月限り、元利首尾之筈也、

十四年<sup>巳</sup>四月五日旧三月七日 無証書

一金拾五円也

〔註 返済の〇がある〕

但月一円<sup>ニ付</sup>二銭ツ、ノ利

利子<sup>壹</sup>円此利子年二割<sup>ニ</sup>当ルヲ以テ取切 かり主

井之平休太

元子<sup>ノ</sup>拾六円也

丙旧七月二日

右者宮之城<sup>方</sup>板下し方<sup>ニ付</sup>、金子差支之由<sup>ニ而</sup>かし呉候様頻り<sup>ニ</sup>相談相成候<sup>ニ付</sup>、拙者<sup>ニ</sup>も当分不繰合候<sup>ニ付</sup>妻<sup>ニ</sup>ふみ所持之金右員数当人<sup>江</sup>尤返済之儀何共期限不取究候得共、遠からん内返  
済  (以下読めず)

②③ 明治十四年〔二八八二〕

右者飯料用差支、金子之都合出来兼候<sup>ニ付</sup>、毎度赤面ながら、かし呉候様、おその殿<sup>方</sup>相談<sup>ニ付</sup>、是も例之借り<sup>ノ</sup>貫<sup>ハ</sup>口<sup>ハ</sup>口<sup>ハ</sup>不首尾カと存候得共、無致方儀<sup>ニ付</sup>、かし付候事、

〔頭註〕「十四年旧六月限り」

十四年<sup>巳</sup>旧五月朔日新五月廿八日<sup>ニ</sup>当ル証書アリ、

金拾円也 利子八拾銭

〔註 返済の印の〇がある〕

但二割利付

十四年<sup>巳</sup>旧七月五日入証書返ス

有馬武兵衛殿

右者留池<sup>溜カ</sup>普請<sup>ニ付</sup>、夫賃金料方差支之旨、先日<sup>方</sup>かし呉候様相談相成居、今朝、幸治殿取<sup>ニ</sup>被参候<sup>ニ付</sup>、同人<sup>江</sup>相渡、返金之儀<sup>ハ</sup>来旧六月公債利子金銀行<sup>方</sup>相届<sup>キ</sup>次第元利首尾之筈也、

十四年<sup>巳</sup>六月四日旧五月八日 無証書

一金三円五拾銭

〔註 返済の印の○がある〕

右金額旧五月廿九日返済首尾

有馬智殿

内一金壹円五拾九銭

堅魚節三連□□十日方六月廿五日

②4 明治十四年〔一八八一〕

右者明日、兄玉実詮鹿行<sup>ニ付</sup>、八代家買入度候得共、金子無之、依<sup>而</sup>学  
校方方月給相渡ル迄之間取替置呉候様、相談<sup>ニ付</sup>、かし付仕候、返金  
ハ前記月給相渡候節之宛也、

〔頭註〕「十四年旧八月限り」

明治十四年<sup>巳</sup>六月十四日旧五月十八日相談状アリ 米壹<sup>匁</sup>代

一金三円九拾銭

二割利

勝目徹藏殿

右者昨年之大風<sup>ニ</sup>居家吹傾け有之候<sup>ニ付</sup>、今般修繕被致ル<sup>ニ付</sup>、飯料  
用米差支之儀を以て、長男<sup>〔トヤ〕</sup> 殿先日被参、尊父様<sup>江</sup>相談、頻りなる<sup>ニ付</sup>、  
拙者共父子談合いたし候上、書状を以て可差遣旨申越候処、湊町畷市  
ヲ以て、今朝取<sup>ニ</sup>被遣候<sup>ニ付</sup>、差遣也、尤返済者十四年旧九月限りト、取  
<sup>ニ</sup>被遣候節之相談状、此紙間内<sup>ニ</sup>差入置候也、

巳旧五月廿五日

一米拾式<sup>匁</sup>

代金四拾四円四拾銭

利

川口庄助

但二割利

②5 明治十三〜十四年

〔頭註〕「会社株金留」

十三年<sup>辰</sup>七月十七日旧六月十一日

一金百円

同九月四日旧七月卅日

一同三拾円

同九月五日旧八月一日

一同五拾円

同十月二日旧八月廿八日

一同拾円

同十月廿九日旧九月廿六日

一同百八拾円

同十一月二日旧九月卅日

一同五拾円

同十一月七日旧十月五日

一同六円三十銭 共励齋預金

同十一月十九日旧十月十七日

一同五円三拾銭 共励齋預金

同十一月十九日旧十月十七日

一同四拾円

同十二月五日旧十一月四日

一同拾円

十行

合金四百八拾壹円六拾錢

利金

但辰旧十二月方

十四年<sup>巳</sup>旧二月晦日

一金三拾円也

十四年<sup>巳</sup>旧三月五日

一金六円也

十四年<sup>巳</sup>五月十日旧四月十三日

一金八拾円也

十四年<sup>巳</sup>五月廿八日旧四月卅日

一同廿円也

十四年<sup>巳</sup>旧五月八日新六月四日<sup>ニ</sup>当ル

一同廿五円也

②⑥ 明治十六年（一八八三）

薩摩国日置郡下名村

老万八千六百三番地ノ内イ号

字垣内頭畑反別式畝廿步此地佃金四円五拾九錢 此地租金

拾壹錢五厘

薩摩国日置郡下名村

一畑反別壹畝步

持主 山下静助

此地佃金壹円七拾貳錢

右全国郡上名村

此地租金四錢三厘

買受人 入来定毅

右之通り今般代金壹円五拾錢ヲ以テ売買之契約相整候間、券状御書

換被成下度、依テ絵図面相添、此段奉願候也、

明治十六年五月廿八日

買受人 入来定毅

右同国郡上名村

売渡人 山下静助

薩摩国日置郡下名村

五月十八日申旧五月四日

五申

木申

七申

鹿児島県令 渡辺千秋殿



合祀以前の菅原神社

# 11 竹之下家文書

## ① 書物

書物

一しを浜耆まい

代錢拾四貫四百文<sup>㊦</sup>

右者御方様へ総てうりわたす事別条無御座候、御方帳めんかつてし

だい御んなをし可被成候、小年<sup>〔後〕</sup>いたり候てもなんじ<sup>〔難儀〕</sup>申ましく候、

後日之ため書物かくことく御座候、以上、

文政十二年<sup>丑</sup>十二月廿二日

うり主

宮之下

三左衛門<sup>㊦</sup>

正二人

上之原之

甚右エ門<sup>㊦</sup>

右同人

平江之

嘉右エ門<sup>㊦</sup>

竹下太郎八様

真米耆俵<sup>㊦</sup>但四斗入<sup>㊦</sup>

右者此節無抛入用<sup>二付</sup>御借用仕候儀、別条無御座候、御返濟方之儀、来ル十月限首尾合仕可申上候、其内為質物式反帆耆艘書入置申候間、為後日証文如斯御座候、以上、

借主浜之

与四右エ門<sup>㊦</sup>

口入

作左衛門<sup>㊦</sup>

明治六年<sup>酉</sup>十二月

竹下矢一郎様

右全

喜次郎<sup>㊦</sup>

## 【解説】

「しお浜」とは「塩田」のこと。河口の砂場で、波が直接来るので「塩浜」という。文政二年（一八一九、明治元年より五十年前）の売り主宮之下三左衛門は、「後年」を「小年」、「証人」を「正二人」と誤って書いている。この塩田は浜山（正方形、高さ二<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ほど）に塩屋（塩焚き小屋）が一つしかない小さな塩田である。

塩は、自宅で味噌・醤油・梅干・料理用に必要なし、売れば、塩一俵と粃一俵が交換できる、有用なものである。

米一俵の質物が、二反帆の船とは相当古い船であろう。帆の幅は一・五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>、高さ二・五<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ほど、船の幅は二<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ほど、長さ六<sup>1</sup>/<sub>2</sub>ほどであろうか。貸し手の自分だけの楽しみは、イカを釣ることで、船は貸主の与四右エ門に再度貸し、時期のときに自分用に、たまには新鮮な魚（鯛・カジキ）が手に入ることもあることを狙ったのではないだろうか。

## 【裏書】

「宮之下之

三左衛門

浜山と塩屋耆

## ② 書物

書物

## 12 萩原家文書

### 【解説】

萩原家は、江戸時代市来郷の郷士年寄職を勤めていた。郷士年寄は各郷を治める郷士年寄・組頭・横目のうち重要な役職である。

萩原家の史料のうち調査済みのものは、明治以降のものである。

### ① 雑集 (明治十一年十一月)

#### 【解説】

この史料は萩原兼貞が、明治維新前後に西洋医学を学び、鹿児島で西洋医学の病院を設立した二人の医師の履歴と、病院設立時に鹿児島県大書記官であった渡辺千秋の祝辞を記録したものである。

足立盛至は、安政二年(一八五五)江戸の坪井芳洲に入門し蘭学と医術を学んだ後、千葉県佐倉の佐藤舜海に入門、万延元年(一八六〇)に旧幕府西洋医学所の種痘掛りを命じられた。その後イギリスに行き、慶応元年(一八六五)鹿児島洋学所創立に際し訓導となった。戊辰戦争に本営付の医師として随行し、新潟などで病院を設置して戦争で傷ついた兵士の治療に当たった。明治二年(一八六九)に傷病者に付き添って帰県した。そして、英医ウイリアム・ウイリスのもと、二等教授として西洋医学所創立に関わった。明治四年御親兵四番大隊付属医官として上京し、近衛隊付となった。明治六年依願退職、愛知県の名古屋病院創立に関わった。同九年、三年の満期を終えて帰県した。

児玉剛造の実家上村家は、代々漢医であった。父上村恕庵に内科・外科を学んだ後、文久二年(一八六二)、西洋医学を学ぶため上京を命じられ、神宮良民に内科・外科・眼科を学んだ。慶応元年には長崎に遊学し、蘭医ボードイン並びに蘭医マンスヘルに内科・外科・眼科・

産科を学ぶ。慶応二年に鹿児島へ帰り、武村で開業した。明治になると、西洋医院設立に当りウイリアム・ウイリスのもと、内科・外科・口中科・産科・小児科を学んだ。明治八年依願免職し、新屋敷で開業した。

鹿児島大書記官渡辺千秋は、明治十三年から同二十三年まで、第三代鹿児島県知事となった人物である。

#### (表紙)

「明治十一年寅十一月

雑集

萩原兼貞」

#### 足立盛至履歴

安政二年乙卯五月、江戸坪井芳洲方<sup>江</sup>入門、蘭学<sup>并</sup>医術修行、同六年己未二月、佐倉佐藤舜海方<sup>江</sup>入門、万延元年庚申正月、旧幕府西洋医学所種痘掛ヲ被命、

文久三年癸亥九月、松山藩小林小太郎<sup>ニ</sup>随テ英学修行、

慶応元年乙丑五月、鹿児島表洋学所創立<sup>ニ付</sup>下国被命訓導師ヲ勤ム、同四年戊辰七月、本営附属出軍被命、越後新潟<sup>ニ</sup>於テ病院ヲ設置ス、同年

九月、柏崎大病院頭取添役拜命、同年十一月、越後村上表病院設置<sup>ニ付</sup>

差引役被命、明治二年<sup>己</sup>二月創者<sup>江</sup>附属帰国被命、同年三月、旧藩洋学所学頭助被命、同年四月、西洋医学所創立<sup>ニ付</sup>二等教授ヲ被命、英医ウ

リキス(ウイリアム・ウイリス)氏<sup>ニ</sup>附属ス、同四年辛未四月、御親兵

四番大隊<sup>江</sup>附属被命上京ス、同年十一月、陸軍省<sup>ニ</sup>一等軍医副<sup>ニ</sup>被任、近衛二番大隊<sup>江</sup>附属ス、同六年癸酉二月、解隊ノ節更<sup>ニ</sup>近衛三番大隊<sup>江</sup>編入

ス、同年五月、依願職務被免、同月、愛知県名古屋病院創立ニ付米医ヨ  
ングハンス氏ニ附属シ、三年ノ条約ヲ以テ該県ニ寄留ス、同九年丙子四  
月、満期ニ付帰県ス、

#### 児玉剛造履歴

実家代々漢医ヲ業トス、故亡父上村恕庵ニ從ヒ内科・外科ヲ学フ、  
文久二年三月、西洋医学稽古被命上京、神宮良民ニ從ヒ内科・眼科ヲ学  
ヒ、又從高科大和介外科ヲ学フ、

慶応元年四月、長崎江遊学生被命、病院教師ポートイン氏并マンスヘル  
氏ニ從ヒ内科・外科・眼科・産科ヲ学ヒ、且舎密教師ハートマン氏ニ從  
ヒ化学ヲ学フ、同二年十月帰藩、於鹿児島武村開業、

明治二年八月、西洋医院被召建読被命、

同年十月上京、医院雇人英国教師ウリキス氏ニ從ヒ内科・口中科・産科・  
小児科ヲ学フ、同三年九月、処方外診掛被命、同四年九月、三等副教  
官外診主務被命、同八年七月、依願免職、於同村新屋鋪開業、

#### (渡辺千秋祝辞)

凡ソ人ノ患苦ハ疾病ヨリ急ナルハナシ、而テ其疾病アルニ当リ医療ニ乏  
シク、遂ニ天年ヲ保ツ能ワサルニ至ル、最モあわれ愍ム可キニアラスヤ、我県  
下士族渋谷国安・喜入誉名・園田彦左衛門・井上九助・最上齊一・足  
立盛至・児玉剛造等ニ見ルアリ、相共ニ資金ヲ出シ新ニ病院ヲ設立シ以  
テ患者ノ苦痛ヲ救ヒ天年ヲ保タシメントス、亦宮民ノ幸福ト云ベシ、  
千秋大ニ斯挙ヲ嘉シ、其開院スルニ当リ臨テ以テ祝スルナリ、

鹿児島県大書記官

明治十一年寅 十月七日  
十一月一日

渡辺 千秋

#### ② 湯田温泉ニ於御見舞清留帳

##### 【解説】

この史料は、萩原弥四郎が明治三十四年五月十二日（旧三月二十五  
日）から五月三十日（旧四月十三日）までの二十日程、日置市東市来  
町湯田にある湯田温泉（湯之元温泉）に湯治に行つた時、見舞に来た  
人物と持つて来た品々を記録したものである。

萩原弥四郎は、明治九年に弓削家から萩原家へ婿養子に入っている。  
その時の文書が弓削家に残っている。それを見ると、養父萩原善兵衛  
へ宛てて、実兄の孫兵衛以下親類の弓削吉太郎、口入れの西十郎兵衛・  
星原仲左衛門が署名押印をしている。内容は、

「矢四郎（この文書では弥の字が「矢」となっている）は弓削孫兵  
衛の三弟で、萩原家へ永代婿養子に遣わしたので、以後如何なる事が  
あつてもお互いに申し分はしないように後日の為取り替わす」とある。  
実家の弓削家は、江戸時代横目役を勤めていた。

曹洞宗本山永平寺（福井県）六十世住職を勤めた臥雲がん禪師は大叔父  
に当たる。また、兄の孫兵衛は文武両道に秀で、薩英戦争・戊辰の役・  
北海道開拓・西南の役に西郷派として参加した。その後郷里にあつて  
子弟の教育に尽力した。

弥四郎は、東京で医者をしていた。萩原家の方に聞いたところ当時  
公爵であつた九条家の医者だつたという。萩原家には、明治三十三年五  
月九日、養父善兵衛が九条公爵のお召しにより皇太子妃殿下（大正天  
皇妃節子さだこ皇后、貞明皇后）に拝謁した時、三重の「べつ甲金蒔絵の盃」  
を下賜された。貞明皇后は九条家出身である。これから考えると、弥  
四郎は時の皇太子妃の実家を担当するほどの優秀な医者だつたのだら  
う。その翌年、弥四郎は帰家し湯田温泉（湯之元温泉）へ湯治に行つ

たのである。これは養父善兵衛の死去に伴う帰家であった。「萩原家系図」によると、善兵衛は明治三十四年四月十八日（旧二月三十日）なれども先祖日の都合により旧三月二日を御命日とすに、脳溢血で八十歳で死去している。

弥四郎湯治の見舞人数は延べ八十六人で、毎日何人かずつ訪れている。見舞の品を見てみると、おこし・まんじゅう・丸ぼおろ・かた菓子など菓子類やぼた餅、小鯛・のさ・ごち・えび・えびがね・イカ・のりなど海のものや、漬物・金かん漬け・栗・ふだんす・もやし・ぎぜん豆・切大根・豆腐・竹ノ子・鶏・卵・酒・焼酎など食料品が主である。一番多いのは卵である。卵は当時貴重なもので、それを十個から多くは二十五個まで二十一人が贈っている。もうそう竹一本があるが、これは何に使ったのであろうかよくわからない。また、まき六本もある。湯治では自炊をするのが普通だったので、焚き物も必要だった。

酒・焼酎については『市来町郷土誌』（一九八二）によると、「藩政時代は（焼酎は）無税で、多く自家用として醸造したものであるが、若松誠平・若松盛廣・濱田傳一氏等の祖先は、販売用のものを製造していた。（中略）明治四十二年松崎吉次郎が、豊富に生産されていた甘藷かんじゆを利用して芋焼酎の醸造に成功したので、各醸造所も芋焼酎を始めた」とある。つまり明治四十二年以前は米焼酎であったが、明治四十二年に松崎吉次郎が芋焼酎の醸造に成功し、それ以降市来では芋焼酎が主となっていく。ちなみに「旧日置郡内では、明治三十三年ごろ伊作で市販用いも焼酎の製造が始まった」とある。また、「現在若松正喬家に伝わる記録によると、市来の地酒の歴史は古く、享保四年（一七一九）「湊の酒屋」という屋号で初代若松弥右衛門から始まり（中略）明治

十三年十月二十一日付大日本帝国政府発行第一三八七六号の酒造製造営業免許鑑札を受けた」とある。これは市来では初めて、鹿児島県内では二番目に早い鑑札であった。弥四郎が湯之元温泉へ湯治に行ったのは前述のように明治三十四年なので、市来では焼酎はまだ米焼酎の時代である。

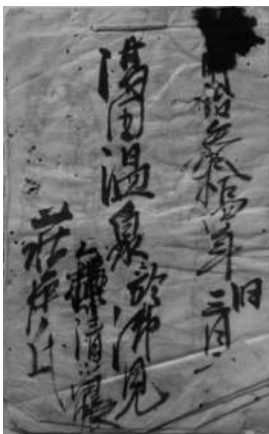
「明治参拾四年六月五日日誌 萩原氏」によると、弥四郎は家族と共に六月五日（旧四月十九日）の午前十時に上京のため鹿児島へ行く。その時小橋口紋兵衛・萩原キワ・上村キヨ・田崎市之助を同伴した。そして、六月六日午後三時に船に乗ったと、鹿児島の上村平角より弓削孫兵衛へ葉書が届いた。

（表紙）

「明治参拾四年旧三月二十五日

湯田温泉ニ於御見舞清留帳

萩原氏





明治参拾四歳五月  
 鹿児島県日置郡東来村湯田温泉〔市脱カ〕ニ於テ御見舞記付帳  
 萩原氏会計御中

一 フコシ壺重 永山おわ□○ 〔□は不明字、以下同〕  
 三月廿五日 記  
 一 もそ竹壺本 〔もそ竹ニ孟宗竹〕  
 三月廿五 〔日脱カ〕  
 一 奈漬五本 上村平角○  
 一金かん漬井壺ツ  
 三月廿五日  
 一 玉子拾八戸 〔ママ以下同〕 黒川十次郎○  
 一 粟壺升  
 三月廿六日  
 一 小鯛六疋 弓削吉蔵○  
 右同  
 一 玉子拾八戸 萩原弥七  
 右同  
 一 のさ魚壺疋 弓削弥兵へ 〔のさニフカ〕  
 一 二羽鳥壺羽  
 三月廿六日  
 一 二羽鳥壺疋 永田秋弘○  
 三月廿七日 スワノハル 〔スワノハルニ諏訪原〕  
 一 竹ノ子壺東 堀之内様○  
 三月廿七日

一 玉子拾式戸 湯ノ元  
 一 竹ノ子壺束 池田様○  
 三月廿七日  
 一 こかい二ツ 前迫森右衛門○ 〔こかい不明〕  
 三月二十七日  
 一 小鯛五ツ  
 一 おやす五銭手ご壺ツ 大久保九之丞 〔おやすニ大豆もやし〕  
 一 おまんちう壺折 吉松様○  
 三月廿七日  
 一 ごちの魚式疋 中山弥之助  
 三月二十七日  
 一 イカ壺盃 福宿善太郎  
 三月二十七日  
 一 玉子 上ノ川  
 丸ぼろ 上村おえだ○  
 一 御菓子 式重 麓  
 三月二十七日 吉松様○  
 一 玉子拾三戸  
 三月二十七日 永田□□二○ 〔哲カ〕  
 一 ほた餅三重 永田□□二○  
 一 豆腐三切  
 三月廿七日  
 一 かた菓子三重 上村平角○  
 三月二十七日  
 一 おこし壺重

三月廿七日  
 一竹ノ子壺○ 奥園三次  
 三月廿八日  
 一竹ノ子壺束 国分政弥○  
 三月二十八日  
 一小肴四疋 勝目 健  
 三月二十八日  
 一イカ壺盃 土橋金二  
 三月廿八日  
 一小さい拾六疋 上村御清○  
 三月廿九日  
 一□ビス 土橋様○  
 一玉子 萩原為兵衛  
 三月廿九日  
 一菓子三重  
 一ざせん豆二重  
 一な□  
 三月廿九日  
 一ふだんす一包 本湯田けさチヨ  
 三月廿九日  
 一えびがね七 弓削孫兵衛  
 三月廿九日  
 一玉子三十二  
 一切大根壺升五合 田崎甚蔵  
 三月廿九日

一のり  
 一グ、リ大根三把 本田森左エ  
 三月廿九日  
 一のり壺升 平田十右衛門  
 一モシ大根 久保  
 三月参十日 湯田熊二○  
 一竹ノ子壺束  
 一ツケモノ  
 三月三十日  
 一玉子二十戸 木場正右衛門○  
 三月参拾〔日脱カ〕  
 一玉子二十五戸 小橋口畷亀  
 三月十九日 スワノ原  
 一ほた餅壺重 堀之内様○  
 三月卅日  
 一竹ノ子大壺束 寺山マツ○  
 一竹ノ子大壺束 スマ○  
〔三月カ〕  
 四月三十一日  
 一エヒカネ二疋 小橋口吉蔵  
 一ほぼ魚二疋  
 四月一日 馬車会社  
 一コデ魚三疋  
 同日 松山様○  
 一玉子二十三戸  
 同日  
〔ほぼ〓ホウボウ〕  
〔コデ魚〓小鯛魚〕  
〔グ、リ大根〓干し大根カ〕

一 玉子十六戸	くさくさびら	〔くさくさびら＝平迫平〕	一 漬 <small>つけもの</small> 二本	国分栄之助○
一 竹ノ子三束	おえだ		一 玉子十五	
同日			四月二日	
一 酒樽壱丁	下茂休左エ○		一 玉子二十戸	萩原九左衛門
一 玉子拾二戸			四月二日	
同日			十日	
一 まき六本	弓削孫兵エ		一 小だい七疋	浅谷時弘○
一 カタロ <small>イ脱カ</small> ワシ壱重			四月二日	
四月一日			一 コチノ魚二疋	そのかシラ
一 鳥壱羽	萩原佐へ			平兵衛○
四月二日			四月三日	
一 こだい四疋	上村良助○		一 今□小四包	奥 武兵エ
四月二日			一 竹ノ子壱束	
一 肴三疋	上村千代○		四月四日	
一 焼酎壱升			一 玉子二十五戸	土橋甚右衛門
四月二日			一 餅二ツ	
一 えび五疋	田崎歌吉		四月四日	
一 餅壱重			一 ツケアケ井壱ツ	山口えた
四月二日			四月五日	
一 鳥壱羽	木場八太郎		一 アチ魚拾疋	宿左衛門○
四月二日	串木野		一 酒壱丁	寺山寅助○
一 粟壱升	武田様		四月五日	
四月二日			一 生そは切だめ壱ツ	
一 玉子二拾戸	福宿善太郎		四月五日	
四月二日				アサ畑孫右衛門○

一菓子重壺ツ

杉木様

四月五日

四月六日

高須平八〇

一菓子式重

前迫森右衛門

一玉子二十戸

中島金之助〇

有村三右衛門

一サト壺重

〔サト〓砂糖〕

四月五日

四月八日

一カイ壺升

原田十右衛門

一玉子拾五戸

萩原善平〇

四月六日

四月八日

一コデ四疋

そのカシラ藤兵衛〇

一小だい四疋

西 喜太郎

下

四月九日

四月六日

大重 〇

一鳥壺羽

西 長泰

一菓子壺袋

中嶋四郎太〇

四月八日

四月六日

大迫チカ〇

一玉子二十戸

西中間森左衛門

小たい・アチ

西 長寿

一菓子壺重

南郷兼右衛門〇

一肴 三疋

同日

一菓子

野崎覚之進〇

四月六日

南 与三郎

四月十一日

一玉子拾五戸

岩重政〇

一竹ノ子壺束

下茂照太郎〇

四月六日

西 志津夫

一肴二疋

南 千三郎

一小さい八疋

同日

四月十二日

石神三好

同日

同日

一えび七疋

弓削孫兵衛

一竹ノ子壺包

同日

一竹ノ子壺束

久留新左衛門

一肴大壺疋

同日

一肴四疋

〔拾ヲ〓十個のこと〕

一焼酎壺升

同日

一焼酎壺升

一イカ二盃

同日

一玉子拾ヲ

同日

同日

同日

一玉子拾五戸 福田  
 四月十三日 神ノ川  
 一肴五疋 上村お清

③ 萩原善兵衛妻テイ不幸<sup>二付</sup> 悲問帳

【解説】

この史料は、明治二十二年二月二十三日、萩原善兵衛妻テイ不幸の時の香典帳である。香典額は、八厘の人が多い。当時の大里における香典の相場が分かる。

後ろに初七日の見舞品もある。餅・ダンゴ・オコシなど多くの人が持って来ている。その他大根・薪などもある。

(表紙)

一 明治廿二年 二月廿三日  
但正月廿四日

萩原善兵衛妻テイ不幸<sup>二付</sup> 悲問帳

一金壹銭 永井十蔵  
 一全壹銭 宇都彦兵衛  
 一全八厘 中島権兵衛  
 一全八厘 中島七兵衛  
 一金八厘 小橋口三五  
 一全壹銭 石神善八郎  
 一全八厘 宇都善之丞  
 一全八厘 西 森太郎  
 一全壹銭 大迫源之助  
 一全八厘 石神弥五右衛門

一全八厘 星原市兵衛  
 一全貳銭 田中□蔵  
 一全壹銭六り 大迫嘉兵衛  
 一全貳銭 西 太郎右衛門  
 一全貳銭 石神十郎左衛門  
 一全拾銭 西 十郎兵衛  
 一全八厘 福宿甚右衛門  
 一全八厘 宇都平蔵  
 一全壹銭 石神重□  
 一全八厘 本鍋田て□  
 一金八厘 高崎正之進  
 一全八厘 中島直十  
 一全八厘 高崎庄兵衛  
 一全八厘 田崎善□  
 一全八厘 崎野正兵工  
 一全拾銭 木場甚右衛門  
 一全拾銭 木場正右衛門  
 一全拾銭 湊町 平川市□衛門  
 一全八厘 崎野伊助  
 一全八厘 出森三五郎  
 一全壹銭六厘 崎野武左衛門  
 一全八厘 木場善右衛門  
 一全八厘 大迫善次郎  
 一全八厘 星原善一

一全壹錢	中島四郎八	一全八厘	出森善次郎	一同三錢	萩原仲之丞
一全八厘	石神善左衛門	一全八厘	出森助右衛門	一同壹錢六り	黒川十次郎
一全八厘	西中間伊右衛門	一全八厘	田中籐助	一同壹錢六り	本田喜兵衛
一全八厘	崎野□右衛門	一金老錢六厘	堀□郎□衛門	一同壹錢六り	前迫森右衛門
一全八厘	鮫島藤藏	一全三錢	萩原仲太郎	一同四錢	萩原佐一
一全八厘	濱田嘉三次	一全八厘	大園伊右衛門	一同五錢	奥山畎一
一全八厘	竹之内善左衛門	一全八厘	田崎市左衛門	一同拾錢	萩原雄左衛門
一全壹錢	高須太郎兵衛	一全老錢六厘	原田新□衛門	一同式拾錢	萩原為兵衛
一全五厘	濱田善兵衛	一全老錢六り <sub>(厘以下同)</sub>	有村休左衛門	一同拾五錢	萩原善右衛門
一金八厘	前迫有右衛門	一全老錢	宇都甚藏	一同八厘	中島市兵衛
一全五厘	濱田孫右衛門	一全拾錢	中島四郎太	一	マ
一全六錢	中山矢之助	一全式錢四厘	木場アクリ	一同八厘	中島市兵衛
一全八厘	石神十助	一全老錢	土橋吉兵衛	一同八厘	中島助八
一全八厘	石神藤兵衛	一全五錢	神脇八兵衛	一同八厘	高崎雄助
一全式錢四厘	出木場善右衛門	一全老錢六厘	木場藤左衛門	一同壹錢六り	宇都善兵衛
一全八厘	小橋口清吉	一全八厘	田渕龜太郎	一同壹錢六り	西郷兵衛
一全八厘	小橋口次兵衛	一全八厘	田渕藤左衛門	一同式錢	石神郁助
一全式錢	萩原栄輔	一全八厘	宮園甚左衛門	一同八厘	石神雄一
一全老錢六厘	萩原九左衛門	一全八厘	田崎甚藏	一同八厘	有馬嘉兵衛
一全老錢六厘	萩原嘉左衛門	一全拾錢	下茂休左衛門	一同八厘	永井十太
一全三錢式厘	田崎森右衛門	一金拾錢	野田正左衛門	一金八厘	永井半藏
一全老錢	小橋口新左衛門	一同式錢四り	西中間正兵衛	一同壹錢六り	宇都伝左衛門
一全四錢	永井敬藏	一同老錢六り	原田十右衛門	一同老錢	重信喜之助
一全八厘	出森吉左衛門	一同老錢六り	本田森左衛門	一同八厘	宇都平藏
一全八厘	星原七右衛門	一同式錢四り	佐保井有右衛門	一同老錢六り	川畑平兵衛

一同老錢六り	川畑仲藏	一同六十錢	上村八郎右エ門	一ヲコシ一ト重	本瀧のかメン
一同貳錢	弓削吉藏	一同一錢六り	和田豊榮	一金拾錢	石神重雄
一同八錢	寺山西原為左衛門	一同二十錢	永山箭之助	一金拾錢	高崎半兵衛
一同五錢	久保市太郎	一同〔マ〕		一同老錢六厘	長里村吉村ヤナ
一同八厘	高崎十五郎	〆金五円拾三錢七厘		一同廿四錢	飯牟礼ミサ
一同八厘	大迫弥右衛門	一金拾錢	土橋幸之丞	一同廿四錢	□□松崎□ノヤス
一同拾錢	池之原久留次郎左衛門	一同五厘	中島仲□	一金八錢	門前 新左衛門
一同五錢貳り	右同富永善兵衛	一金五錢	石神十郎	一同八錢	野元謙助
一同拾錢	宇都伝次郎	一同三錢貳り	上菌善兵衛		
一同〔マ〕		一同老錢六り	全 仲		
一金十錢	中原勇太郎	一同貳錢	中尾助右衛門	正月廿九日 一七日	
一同五錢	和田軍吉	一同貳錢	久留チヨ松	一餅三重	萩原為兵衛
一同拾錢	和田忠助	一同八り	重信□次郎		中島四郎太
一同二十錢	梶原村右エ門	一同八り	中島時徳		萩原善右衛門
一同五錢	野崎喜右エ門	一同一錢六り	上村宇右衛門		萩原雄左衛門
一同六錢四り	大久保仲藏	一同四錢	□仁タノケサ		萩原佐市
一同四錢	児玉マサ	一同八り	藤田有助	一ダンゴ二重	
一同十一錢	浅谷時廣	一同八り	川崎孫右衛門		高崎勇介
一同十錢	上村千代	一同三錢貳り	島平池ノ上善左衛門		高崎十五
一同十錢	上村良助	一同八錢	島平庄五郎		小橋口次兵衛
一同二十錢	永田秋成	十金廿四錢			小橋口清吉
一同五錢	星原仲左衛門	一金貳錢四り	住吉太郎へ		前迫有左衛門
一同十錢	有村伝左エ門	一同一錢六り	本鍋田四右衛門		全 森右衛門
一同二十錢	南郷兼知	一同拾錢	永山井仙		原田十右衛門
		一同老錢六り	江口塩入之庄吉		

一餅二豆腐

土橋幸之丞

一餅重箱一ツ

弓削孫兵衛

一タンコ

下茂休左衛門

星原仲左衛門

串木の 吉武スガ

一ダンゴ

西 十郎兵衛

石神十郎左衛門

西 太郎右衛門

小橋口新左衛門

本鍋田四右衛門

本田喜蔵

木場甚右衛門

全 為左衛門

田崎森右衛門

田淵亀太郎

西中間伊右衛門

田崎市左衛門

田崎甚蔵

濱田嘉三次

大菌伊右衛門

小橋口三吉

小橋口紋兵衛

大菌ケサ千代

本田森左衛門

一ダンコ

永井十蔵

永井半蔵

大迫弥右衛門

宇都彦兵衛

宇都宮輔

萩原吉左衛門

全 九左衛門

全 栄助

中島助八

一ダンコ

宇都喜ノ丞

西 郷兵衛

有馬嘉兵衛

柳園休四郎

大迫善次郎

大迫嘉兵衛

濱田善次郎

星原喜市

一ダンコ

高崎正兵衛

全 正之進

本鍋田マツ

中島誠□

石神弥五右衛門

一ダンコ

星原七右衛門

出森与兵衛

柳園吉左衛門

出森セン□

木崎正右衛門

福宿甚右衛門

田中善右衛門

堀 新左衛門

一ダンコ

高浜太郎兵衛

中島助左衛門

全 四郎八

大迫弥之助

中島七兵衛

一ダンコニタ重

上村八郎右衛門

一ダンコニタ重

上村市太郎

上村庄助

上村千代

永田秋成



永田矢之助  
中原スミ

一餅二夕重

永井矢八郎  
永井敬蔵

一ダンコート重

弓削吉蔵  
重信喜之助

川畑仲蔵

川畑平兵衛

一タンコニ重

石神郁助  
石神雄市

石神喜左衛門

萩原太郎左衛門

萩原仲太郎

一ダンコ

萩原喜八郎

石神〇

石神十助

石神市助

崎野正兵衛

全 武左衛門

崎野籐左衛門

全 次郎左衛門

全 直右衛門

全 喜兵衛

全 善右衛門

一ダン子

宇都時次郎

全 伝左衛門

出木場善右衛門

木場あくい

全 いせ

原田新左衛門

吉村休左衛門

原口善左衛門

藤田有助

一ダンゴ

宇都善兵衛

重信与次郎

西瀬戸新助

川崎孫右衛門

上藪之金左衛門

一ヲコシト重

南郷兼五郎

一大根四本 西 太郎右衛門

一同 四本 萩原佐一

一同 三本 弓削孫兵衛

一同 貳本 西 十郎兵衛

一薪 貳束 萩原為兵衛

一带竹壺本

一大根貳本 有村伝左衛門

一貳斗俵壺表

一薪 貳束 弓削孫兵衛

一金布壺反

一糶壺表

一薪 貳束 永井弥八郎

一貳斗俵壺表

一薪 貳束 上村市太郎

一白木綿壺反

一大根拾本 萩原雄左衛門

④ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付悲問帳 結文 記

児玉マサ  
野田正右衛門  
大久保仲蔵  
和田応介  
野元ナヲ  
有村伝左衛門  
梶原村右衛門  
旧一月廿三日  
萩原善兵衛様

⑤ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付諸取払帳

【解説】

これは、明治二十二年二月二十三日、萩原善兵衛妻テイが亡くなった時の葬式に入用の諸品の代金並びに納米を記したものである。他に東京への書状郵便切手代二銭もある。これは東京の弥四郎へ養母の死を知らせるために送ったものである。

(表紙)

「 明治廿二年 二月廿三日  
旧正月廿四日 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付諸取払帳 」  
 一金七拾貳銭  
 但白木綿三反代  
 一金五拾三銭七厘  
 但四部板壺間并諸品代

一金拾壺銭六厘  
 但香爐并扇子代  
 右三行湊より買入品代  
 算用書三通相添  
 一金貳銭  
 但東京行書状郵便切手代  
 一金拾参銭三厘  
 但打綿八拾目代  
 一金壺銭六厘  
 但  
 一金拾貳銭四厘  
 但昆着并氷昆着代  
 一金  
 但昆着四切  
 一金  
 但豆腐三拾切代  
 一金壺銭  
 但飯がい其他  
 一納米壺石五斗  
 白米壺石貳斗八升搗立本  
 落米四升貳合五夕  
 粉米壺升壺合  
 内  
 白米三斗  
 全貳斗  
 全四斗  
 合白米九斗 飯用口高

〔飯がい||しゃもじ〕

〔昆着||コンニヤク〕

## 鉱山関係

### 13 池田鉱山事務所日誌「入来家文書」

#### 【解説】

入来定穀は嘉永六年（一八五三）に串木野麓の郷土入来定制（伊右衛門）の長男として出生、大正六年（一九一七）に六十五歳で没した。

明治十年（一八七七）の西南の役では分隊長として従軍し、各地を転戦後、捕らえられ、自宅謹慎を受けて帰郷した。帰郷後に書かれたのが「入来定穀日記」として現在二十六冊、その他関係文書とともに残されている。その中に「明治廿八年 七月 日誌池田鉱山事務所」と題した文書が収録されており、池田鉱山に関する日々の記録が記載されている。残念ながら明治二十八年七月から十二月までしか残されていない。

この「日誌」を記載した人物は、定穀の使用人の藤崎長次郎と思われる。長次郎は羽島の人で、元々戸長役場に勤めていたが、その優秀さを見込まれて入来家の金山経営全般に関わった人物である。また、宮之原重<sup>あし</sup>は定穀の娘婿で、この「池田鉱山」の共同経営者でもある。

「池田鉱山」は薩摩半島南部、池田湖北岸の山地に所在する河内山にある鉱山のことと思われ、「日誌」に今和泉とあるのは、池田鉱山を指している。入来定穀らがこの金山経営に着手したのは日誌にあるように、明治二十八年七月からである。

長次郎は七月十二日に羽島を出立し、鶴嘴<sup>つるはし</sup>・ゲンノウなどの道具を携え、馬車で鹿兒島へ行き、吉田時計屋へ宿泊する。ここは定宿であったとみえ、その後池田鉱山と串木野を往復するときには必ず宿泊して

いる。七月十四日、長次郎は宮之原重と馬車で池田へ向かい午後六時頃到着して中馬正兵衛宅へ落ち着いた。中馬正兵衛は採鉱山の地主との借地料の相談や手籠<sup>てご</sup>雇い方、留木などの買い入れ、そして採鉱を行っている。九月九日に「・・・前平外四字ハ中馬正兵衛外二名ハ廃業届タルモノ」とあるので、中馬正兵衛も自ら鉱山経営をしていたが、うまくいかなかったのでこの入来家の鉱山で働くことになったと思われる。

長次郎は、池田鉱山採掘願に不備があったので再度修正届を福岡鉱山監督署へ出したり、水車場の設置場所についても周辺の水田への水流に影響がない場所を選び、地主との借地料の交渉をしたり、採鉱人の日雇い銭を決めたりと、こまごましたことなどを入来・宮之原両家と連絡を取りながら行っている。

七月十八日には、手掛けていた部分の鉱脈が試掘の結果、すぐに断絶し落胆したが、正兵衛の勧めもあり開坑祝をしたことが記載されている。その後は、西坑・東坑と二手に分かれて採鉱し、堅い鉱脈のところは火薬を用いて掘っている。十二月十五日にゴキカケを試みると上模様であったと書かれている。

「日誌」は十二月十六日で終わっている。「入来定穀日記」明治三十年一月十六日に、今和泉鉱山（池田鉱山）の売払い代金の第三回受取金四百円を宮之原重と二分して二百円ずつ受け取り、水車の勘定など今和泉に関することは悉皆<sup>しっかい</sup>（すべて）決算し、長次郎へ十円ずつ二十円を慰労金として与えたと記載しており、完全に池田鉱山から撤退したことがわかる。

(表紙)

「 明治廿八年 七月

日誌

池田鉦山事務所」



七月十二日

本日、長次郎ハ羽島ヨリ出立、宮之原氏ノ角石<sup>かてし</sup>鉦山坑内実測図ヲ携へ、  
全氏所へ立寄り入来氏へまいり、鶴嘴<sup>つるはし</sup>及ゲン<sup>〔玄能〕</sup>ノウ・一尺・セツト<sup>〔石当〕</sup>等持  
チ、鳥井原源助馬車ヨリ金貳拾五錢ヲ出シ、午后五時比鹿兒島へ着、  
吉田時計屋へ宿ス、当日入来氏御出坂、宮之原氏全処へ滞在、

三

七月十四日

本日、今和泉へ行クベキノ処、第四百四十七銀行へ返金ノ都合有之、全  
日滞在、宮之原氏ヨリ金貳百六円ヲ受取り銀行へ払込ミ、抵当品公債  
証書三百円及借用証書ヲ受取り、宮之原氏へ渡シタリ、本日今和泉鉦  
山用金貳拾円宮之原氏より御渡相成り、坂田ヨリ水銀壹斤壹円三拾錢  
ニテ買ヒタリ、

七月十四日

本日、吉田ノ宿料宮之原氏ト割合ニテ五拾五錢ヲ払ヒ、鉦山事務用半  
界紙百枚七錢ニテ買入、馬車ニテ三拾錢ヲ出シ(之ハ荷物即チ鶴嘴其他  
運賃迄)喜入町迄来タリ、分車ニテ貳拾五錢ヲ出タシ今和泉岩元迄馬二  
テ十六錢ヲ出シ、池田迄午后六時比全所へ着、中馬正兵衛殿へ宿ス、

七月十五日

本日、中馬正兵衛殿及採掘表面ノ地主三人ニテ午前八時ヨリ実地取調  
ノ為メ山ニ登リ、地所借方ニ付借地料ノ相談ヲナシタルモ、兄トヤラ  
ニ相談セザレバ一人ニテ返答シ難シト云フニ、詮方ナク地主ヲ返シ、  
正兵衛殿全道手籠雇方へ畑ヶ凹ナル所其外諸所へ行キシモ、可然人物  
無シ、午后五時帰ル、

七月十六日

本日ハ大雨ニテ山登リ出来ス、内ニテ宮之原氏鉄砲腹試掘地図面下送  
リ、正兵衛殿ハ手籠雇方へ加古木山及ヒタイ場等へ行キ、仁四郎ナル  
モノヲ九錢ニテ明日ヨリ雇入ル、事ニナリ、尤モ正兵衛殿ノ留守中地  
主前村金次郎来タルニ借地料ノ相談ヲナセシ処、一ヶ年金五円トノ事  
故種々相談セシモ一向聞入レス、何方正兵衛殿ノ帰りマテ待チ呉レト  
テ地主ヲ返シ置、全人帰宅ノ上午后七時地主方へ相談ニ遣シタルモ、  
始言モ一厘タに引カズ、殊ニ前金非ラサレバ採掘出来難シノコト故詮  
方ナク全人ノ言ニ従ヒタリ、

七月十七日

本日は少シ雨天ノ処手籠モ来タラス、正兵衛殿外人夫万吉ヲ雇ヒ土持  
出方、后六時ニ帰ル、

七月十八日

本日モ手籠来タラス、万吉・正兵衛三人ニテ土持出方ノ処、鉦脈土盤

迄ニテ断絶セシヨリ、正兵衛モ共落胆<sup>〔二脱カ〕</sup>、午后六時ニ帰り、本夜ハ正兵衛ノ勤メニ依リ開坑祝ヲナセリ、本日万吉ノ日雇賃二日分一日十五錢ツ、ニテ払ヘリ、

七月十九日

本日ハ正兵衛・金次郎三人ニテ土持出方、后四時ヨリ正兵衛・金次郎ヲ残置タイ場へ手籠雇方へ行き、仁四郎ヲ明日ヨリ来タル約定ナシ、帰りニ藤下孫市ノ水車へ寄タリ、本日借地料五円及日雇賃十五錢前村金次郎へ渡ス、来年ヨリ借地料每一ヶ年三円五十錢ト約定セリ、

七月廿日

本日、正兵衛及手籠仁四郎三人ニテ採鉞ノ処、足之土盤ノ下ニ鉞脈六寸位ヲ発見セリ、本日向フヘノ鉞脈ハ上方六七寸、下寸以下ニテ高サ三尺位、正兵衛殿ハ普請用留木材買入方及全用斧注文ノ為五時ヨリ鍛冶屋へ行、外ハ六時ニ帰ル、

七月廿一日

本日ハ風邪ニテ正兵衛方へ休ミ、昼ヨリ宮ノ原氏試掘図調製方、正兵衛山登リ、手籠来タラス、一人ニテ採鉞方、帰りニ留木ノ相談ヲナシ(昨日ハ木持主居合ハス)、斧一丁正味二百六十目ヲ三拾九錢ニテ買入来タラレタリ、

七月廿二日

旧六月一日  
本日ハ手籠モ来タラス、人夫四郎ヲ雇ヒ、正兵衛ト三人ニテ採掘ノ処、昼ヨリ材木売<sup>〔註〕</sup>イ主来タリ、大六本・小二十本買入、大一本十錢、小一本一錢五リニテ、本日ヨリ伐方着手、合計九十錢払ヘリ、本日ハ吹子取<sup>〔註〕</sup>寄方ノ為宮之原へ郵便ヲ出シ、鉞業模様ヲ通知セリ、金二錢切手代、

〔註〕 吹子＝水抜き用の道具

七月廿三日

旧六月二日

本日、正兵衛・仁四郎ト三人ニテ松木ヲ切り、普請ニ着手、后五時比終リ六時ニ帰、仁四郎へ金拾五錢貸ス、全人ハ正兵衛ノ金四錢ヲ盗ミタルニ付本日迄ニテ暇ヲ遣ス、

七月廿四日

旧六月三日

本日、未明ヨリ暴風ノ為メ終日休ミ、

七月廿五日

旧六月四日

本日ハ正兵衛差支ニテ採鉞方休ミ、内ニテ宮之原氏鉄砲腹ノ試掘願書調製方、

七月廿六日

旧六月五日

本日ハ手籠雇ノ為メ大谷へ行キタルモ都合悪ク為ニ正兵衛ト兩人一番留ノ奥ノ方採鉞方、鉞脈ノ模様ハ少シ小ブリトナリタリ、

七月廿七日

旧六月六日

本日ハ朝ヨリ大雨ニテ山登リ出来ス、但正兵衛ハ手籠雇方及留木周旋ノ為掘切菌へ行カレ昼前ニ帰り、午后五時比大谷へ鶴嘴修繕方、本日宮之原氏試掘願書ヲ書留十二錢ニテ送ル、本日ハ二ノ宮殿便ヨリ吹子取寄ノ為鹿兒島平石隆三郎方へ書状ヲ送ル、

七月廿八日

旧六月七日

本日ハ正兵衛一人七時方山登リ、長次郎ハ手籠雇方ヘタヒ場へ行キ八郎殿ノ長男ヲ雇ヒ明日ヨリ就業ノ賦リ、十時比ヨリ山登リ、正兵衛殿ト掘方、鉞脈昨日全断、本日金拾五錢四郎日雇賃トシテ払ヘリ、

七月廿九日

旧六月八日

本日、正兵衛及手籠西牟田八郎太等三人ニテ掘方并ニ普請用矢木十四本壺本八厘ニテ買入、伐方、

七月卅日

旧六月九日

本日、正兵衛・八郎太三人ニテ普請ヲナシタリ、本日鶴嘴二丁共破損、

四時比方正兵衛ハ鍛冶屋ヘ行き修繕方□先かけ料十六錢払ヘリ、

七月廿一日 旧六月十日

本日モ正兵衛・八郎太三人ニテ掘方及留木ヲナシタリ、尤モ鉾石ノ模様ノ方上下少ク中大クシテ全体ハ大ナルモ少キ時方「カ、リ」方少々劣レリ、一尺短クナリタルヨリ正兵衛殿一尺ヲ買入タリ、量目貳百八十目、

八月一日 旧六月十一日

本日、正兵衛・八郎太三人ニテ掘方、本日手籠ノ親父八郎左衛門ヲ呼ビ鉾石置場木屋ノ見積ヲナシタリ、鉾石ハ少シク小クナリタルモ「カ、リ」方宜シク本日入来氏方風ノ報来タル、返事セリ、

八月二日 旧六月十二日

本日、正兵衛ハ粟肥荷方ニテ休ミ、八郎太ト二人ニテ鉾石置場普請方、本日宮之原氏方来書、

手籠八郎太相談ニテ金五拾錢貸ス、

炭一俵掘方道具修繕方へ買入タリ、八郎太方代金四錢五厘、

八月三日 清 旧六月十三日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉾石切口上下共四五寸位、模様ハ上、

八月四日 清 旧六月十四日

本日、正兵衛ハ粟植ニテ登山セス、八郎太ト兩人ニテ留木用松木大三本十八錢、小十六本十六錢ニテ買入伐採方、后午三時方選鉾方、

八月五日 清天 旧六月十五日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ山登リ普請方、鉾脈ハ前々日全斷、

八月六日 清天 旧六月十六日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ採掘方鉾石ノ切口極ク小ク一寸方三

寸位迄、加之鉾石絶ヘテ、赤黄色ノ釜土ト相成タルモ、此土ニ金氣多ク含有セリ、本夜ハ山ノ神祭りニテ、鶏一羽代金十錢、素麵十五錢買<sup>ママ</sup>、正兵衛殿親子家内ニテ神祭ヲナシタリ、本日吹子、鹿兒島方着荷、運賃二十錢、駄賃十五錢払ヘリ、

八月七日 清天 旧六月十七日

本日、正兵衛殿差支ニテ山ハ休ミ<sup>ママ</sup>加古木山木引四郎方ヘ行き、材木ノ代積ヲナシメタルモ全人分ラス麓ヲ經テ鷹取リヘ行き、鹿兒島迄ノ運賃ヲ聞合タル処、雇切り三円、之ハ六反帆ナル由、全所ヨリ飯山水車場迄駄賃一駄ナレバ十錢位、一日三度雇ニテ雇切りナレバ十五錢位、人夫ハ一日十式錢位ナル由、略々問合、穎娃御牧内、宮脇一郎木引方ヘ行き、材木ノ価額ヲ積ラシタルモ、即時ニハ返答出来サル処ヨリ、三四日内ニ全人ヨリ正兵衛方迄通知スベ<sup>キ脱カ</sup>旨頼ミ置キ、水車ヘ行き見積ヲ為シ、手籠八郎太方ヘ行き、全人ヘ日雇賃見当トシテ五十錢ヲ貸シタリ、

八月八日 清天 旧六月十八日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、鉾脈異常ナシ、

八月九日 旧六月十九日

本日ハ正兵衛差支ニテ山休、内ニテ帳簿記載及宮之原氏ヘ吹子着受及鉾脈ノ様ヲ通知セリ、

八月十日 清天 旧六月廿日

本日ハ正兵衛ト同道山ニ行キタルモ八郎来ラス、依テ迎ニ行キ全人ヲ連レ来タリ、掘方人夫二人ヲ雇、鉾石置場屋造リニ着手シタルモ本日迄成就セズ、

八月十一日 清天 旧六月廿一日

本日、正兵衛・八郎太、三人ニテ掘方、馬一疋ヲ雇ヒ二十錢ニテ鉾石

ヲ大谷藤下製鍊場へ送り、午后三時方試験搗臼へ着、尤モ試験ハ先ニ土ヲユリタル処水銀絞り米粒位ノ絞金ヲ得タリ、全人<sup>「マヤ」</sup>来ノ事業水車払底ニテ中止ノトキナリキ、屋根造りへ金六十五銭、

八月十二日 清天 旧六月廿二日

本日、正兵エ・八郎太、二人ニテ掘方、但留木材式本買入タル由、試験ハ終日午后八時、藤下モ帰ル、后六時ニハ山ヨリ帰りガケ正兵衛モ来タル、炭六俵三十銭ニテ買フ、

八月十三日 清天 旧六月廿三日

正兵衛大豆取りニテ山休ミ、試験モ午后十一時迄ニテ相済、其結果絞リ金一匁五分位、其鉱石ノ模様卜符号セザルニ驚ケリ、本日八郎太山へ待居リシナラン、

八月十四日 清天 旧六月廿四日

本日ハ正兵エ腹痛ニテ山登出来ス、掘方休ミ、宮之原氏へ試験ノ成績ヲ通知セリ、

八月十五日 清 旧六月廿五日

本日モ正兵衛病氣にて休業内、

八月十六日 清 旧六月廿六日

本日モ全断、

八月十七日 旧六月廿七日

本日モ全断、

八月十八日 清 旧六月廿八日

本日モ正兵衛病氣ニテ休ミ、午前八時方水車場直ヲ見合ノ為メ谷場へ行キタル<sup>「毛脱カ」</sup>面立タル人物不居故、西牟田八郎右衛門発見ノ山、銀鉱見ニ行キ、我方山へモ見舞、大谷鉱山水車見物トシテ全所へモ行ク、

八月十九日 朝雨 旧六月廿九日

本日モ正兵衛病氣ニテ山ハ休ミ、長次郎午前八時ヨリ串木野へ帰ル途中ノ馬車賃式拾式銭、午后六時鹿兒島へ着、吉田へ宿ス、今和泉ハ休ミ、

八月廿日 旧七月一日

本日、鹿兒島ヲ出立、宿料式拾銭、馬車賃式拾五銭払ヒ、午后四時串木野へ着、入来へ行、今和泉ハ休ミ、

八月廿一日 旧七月二日

本日、長次郎入来氏方宮之原へ行キ、鉱山事件種々談合ノ末、午后一時方羽島へ行ク、今和泉山ハ休ミ、

八月廿二日 旧七月三日

本日、長次郎羽島、和泉山休ミ、

八月廿三日 風雨 旧七月四日

全上、

八月廿四日 旧七月五日

本日、風吹ク、入来氏ノ用事ニテ梅北へ、山籃事件ニ行ク後ノ日正兵エ尋ネタルニ、本日今和泉鉱山掘方へ正兵衛卜八郎太の兩人ニテ着手シタル由、

八月廿五日 旧七月六日

本日、長次郎ハ午后二時比羽島ヨリ宮之原氏へ行キ、今和泉行ノコトヲ談セリ、今和泉ハ正兵エ・八郎太掘方ノ由、

八月廿六日 旧七月七日

本日、長次郎ハ宮之原氏角石試験掘願書差出方へ、市来湊へ行キ、全所ヨリ宮之原へ帰リテ、松山正之進殿ノ金銀分析方、午后六時比ヨリ宮之原氏全道ニテ今和泉鉱山事件談合ノ為メ、入来氏へ行キタルモ、入来加七郎殿来客ニテ談合出来ス、宮之原ハ帰ラレタリ、正兵衛・八郎

太八掘方之由、

八月廿七日 旧七月八日

本日、長次郎ハ入来氏ニテ仕事、午后四時比ヨリ今和泉鉾山用諸道具注文ノ為メ、島平鍛冶へ行、全談合ノ為メ宮之原へ行ク、六時比入来氏方へ帰ル、正兵衛・八郎太ハ掘方セシ由、

八月廿八日 旧七月九日

本日、長次郎ハ入来氏へ仕事、正兵衛・八郎太ハ全上、

八月廿九日 旧七月十日

本日ハ今和泉行キヲ旧七月ノ十六日比卜定メ、午后一時ヨリ立石畷次郎雇旁羽島へ帰ル、  
今和泉ハ全上、

八月卅日 旧七月十一日

本日、長次郎ハ羽島へ、入来氏へ行ク、時午后一時全所ニテ小仕事、  
今和泉ハ全上、

八月卅一日 旧七月十二日

本日、長次郎ハ入来氏ノ用事ニテ市来行、及臼井・金丸ノ地面事件ニテ村役場辺へ往来、  
今和泉全上、

九月一日 旧七月十三日

本日、長次郎ハ入来ノ用事及午后一時比ヨリ金物即チ鉾山用ノ道具取リへ島平へ行キ、持帰ル途中日高為雄氏へ預ケ置ク、  
本日ハ今和泉掘方休ミ、

九月二日 旧七月十四日

本日、長次郎ノ今和泉鉾山用金四拾円ヲ受取り、羽島へ帰ル途中、島平鍛冶へ金貳円四拾七錢払へリ、

今和泉山休ミ、

九月三日 旧七月十五日

本日、長次郎ハ羽島、今和泉ハ正兵衛・八郎太兩人ニテ掘方セシトノ事、

九月四日 旧七月十六日

本日全上、

九月五日 旧七月十七日

本日全上、

九月六日 旧七月十八日

本日全上、

九月七日 旧七月十九日

本日全上、

九月八日 旧七月廿日

本日、長次郎ハ羽島ヨリ今和泉へ、畷次郎及伝次郎同道ニテ行ク賦リニテ、諸荷物ヲ持セ全二人ハ明日早朝串木野濱ニテ出会フ賦リニテ、午后四時比ヨリ串木野へ行ク途中、荷物持ノ便ヨリ今和泉通行止メノ書状、白浜ニテ受取り、畷次郎・伝次郎兩人へハ其旨伝へ、一時見合スベキ旨通知致置キ、串木野宮之原氏へ行キタル処、鉾山監督署ヨリ池田鉾山探掘願修正云々ノ通知来タル居タルニ抛リ、種々談合大ニセリ、尤モ本日正兵衛方へハ掘方見合トテ、長次郎名義ニテ宮之原ヨリ御引合タル由、  
今和泉ハ矢張正兵衛・八郎太ニテ掘方ノ由、

九月九日 旧七月廿一日

本日、長次郎ハ入来氏・宮之原氏談合ノ上、池田山ノ届書ヲ造リタリ、其文面大略字山尻字ハ藏菌嘉兵衛ト重複ナキモノ、前平外四字ハ中馬



正兵衛外二名ハ廢業届出タルモノト、  
今和泉掘方ハ全上、

九月十日 旧七月廿二日

本日、長次郎ハ今和泉山事件ニ付、中馬正兵衛へ連印及藏菌嘉兵衛へ連印至急御送付スベキ旨添書、昨日調製之届書ヲ市来郵便局ヨリ書留ニテ送ル、尤モ右鉾山監督署ヨリノ通達ヲ元山主中馬正兵衛へ通知旁、昼ヨリ入来氏戸切川水車搗臼搗、  
今和泉山ハ本日迄ニテ休ミタル由、尤モ宮之原ヨリ送付ノ書状ニ接シタル故ナリ、

九月十一日 旧七月廿三日

本日、長次郎ハ兎玉詮<sup>レ</sup>実氏ノ地所相続手續方、  
今和泉山ハ全断、

九月十三日 旧七月廿四日

本日全断、 今和泉モ全上、

九月十四日 旧七月廿五日

全上、 本日方休ミ、

九月十五日 旧七月廿六日

本日迄ニテ兎玉氏方相濟タリ、今和泉山ハ全上但中馬正兵衛へ届書至急送ルベキ旨引合ヲナセリ、

九月十五日 旧七月廿七日

本日ハ加藤清殿試掘願書調製方へ雇<sup>レ</sup>ハ行クベキノ処、入来氏へ立寄リタルニ、今和泉藏菌嘉兵衛方連署拒絶ノ旨ヲ以テ、中馬正兵衛殿方通知ヲ受ケタルニ、折悪ク本日ハ入来・宮之原両旦那共、待従ノ御来村ニ付、待向へノ為限之境界迄御出張、共ニ留守ナル処ナルモ、何分事至急ヲ要スル義ニテ、早速宮之原親旦那へ其段談シ、今和泉へ差越す

賦リニテ行ク途中、お常様へ面会委細ヲ談シ、直ニ大原へ行クニ宮之原氏へ出會、談合ノ末十二時方出寢、午后六時着、早様道上岩右衛門へ行き、其段談合致シ、明日同道スベキ約束ニテ吉田へ宿ス、

九月十六日 旧七月廿八日

本日、長次郎・道上岩右衛門同道ニテ、今和泉行途中馬車ニテ喜入町迄、全所ヨリタヌキ門迄人力車ニテ午后四時比採掘場へ行、直ニ池田ニ行クベキノ処、流行予防ノ為通行止メナルヨリ、大谷鉾山藤下孫市殿方へ行き、様子ヲ相尋ネタルニ、昼間ハ通行出来ストノ事ニテ、全所ニテ馳走ニ預リ、夜中中馬正兵衛方へ行ク、本日先ニ試検用ノ水車捏料金老円藤下孫市へ払フタリ、

九月十七日 旧七月廿九日

本日、未明中馬正兵衛・道上岩右衛門同道、藏菌嘉平方へ行き、実地立会ヲ請求スルモ、馬耳東風ニテ一向聞入レス、無故立会ヲ否ナムノモナラス、既に自分試掘ヲ盜マレタルト思ヒ、一向立会及連署セサル処ヨリ、詮方ナク掘切菌嘉左衛門ヲ代理トナシ、全道実地立会ナス賦リニテ中馬方へ行き、朝飯ヲ食シ、山へ登リ、嘉左衛門ヲ待居ル数刻、暫時ニテ嘉左衛門来タリシ所、大雨ニテ立会出来ス、坑内へ雨ヲ凌キ居タルモ、終日晴レサルト思ヒ、明日ヲ約シテ中馬方へ帰ル、

九月十九日 旧八月一日

本日、午前九時比ヨリ掘切菌嘉左衛門及道上岩右衛門（此兩人ハ藏菌嘉平試掘地へ關係アル人々ナル由）同道ニテ山へ登リ、実地立会ヲナシタルモ、道上ノ言ト掘切菌ノ言トハ大ニ相違スル処アリテ、境界不分明ナルヨリ詮方ナク下山、鹿兒島へ行、尤モ白方等先ニ出願ノ際、誤テ藏菌嘉平ヲ掘切菌嘉左衛門記載シタルコトハ相分リタル故、修正図差出方ヲ考へ帰リタルナリ、ゲノンヨリ馬車ニテ午後六時着寢、

九月廿日 旧八月二日

本日、鹿兒島ヨリ馬車ニテ串木野へ午后五時二着、宮之原氏へ行きシモ不在、入来氏へ行く、

九月廿壹日 旧八月三日

本日ハ入来氏ニテ池田鉾山修正図ヲ調製、后四時比ヨリ宮之原へ行き、今和泉ノ事情談合、修正図へ添付ノ届書認メ方、

九月廿二日 旧八月四日

本日、今和泉池田鉾山ノ修正図ヲ市来湊郵便局ヨリ八錢書留ニテ出ス、十二時ヨリ加藤清殿ノ試掘願ヲ頼マレ、全所ニテ図調製方、

九月廿三日 旧八月五日

本日、長次郎ハ明後日今和泉へ行く賦リニテ、入来氏ノ荷車解キ方、昼ヨリ羽島へ帰り、途中立石畷次郎方へ立寄り、明後日ヨリ今和泉へ行くノ通知ヲナセリ、

九月廿四日 旧八月六日

本日、羽島へ滞在后五時比ヨリ畷次郎・伝次郎翌串木野町ニテ出会トテ約シ、宮之原へ行、鉾業用材届書調製方、全所へ宿ス、

九月廿五日 旧八月七日

本日ハ大雨ニテ、宮之原氏ヨリ入来氏行き、町へ来タル処畷次郎・伝次郎モ来タリ、同道出覺、

九月廿六日 旧八月八日

本日、午前九時畷次郎・伝次郎同道、鹿兒島へ出立途中、大雨ニテ馬車進マス、谷山坂ニテ馬車ヲ投シ、他ノ馬車へ乗り替、ゲノン迄来タリシ処、当日御岳参トテ、谷山辺ノ人出多ク、為メニ谷山通ノ馬車〔註<sup>2</sup>〕駅山〔註<sup>2</sup>〕ナルモ、喜入方へ通フ馬車ナク詮方ナクゲノンへ宿ス、

〔註<sup>2</sup> 駅山〔註<sup>2</sup>〕タクサンの意カ〕

九月廿七日 旧八月九日

本日モ三人ゲノンヨリ出立、喜入迄馬車、全所歩行、午后五時比穎娃郡穎娃村牧之内谷場へ着、本夜西牟田八郎左衛門殿へ一泊ス、

九月廿八日 旧八月十日

本日、明家ヲ借受ケ諸道具運ヒ家ヲ片付ケ、后一時方畷次郎・伝次郎三人山へ行キ、后四時比中馬正兵衛方へ行キ宿料等ヲ払ヒ、東ノ方掘場表面ノ畑持主へ相談シテ、明日方掘方へ着手すべき等、種々談合ノ末、正兵衛賃錢ノ事ニ至リ式十三錢払ウト云ヒタルニ承諾セシ旨答へタルモ、何トやう不承諾ノ面付ナリキ、午后六時谷場へ帰ル、

九月廿九日 旧八月十一日

本日、西牟田八郎左衛門〔之ハ手籠八郎太ノ代〕・畷次郎・伝次郎同道ニテ山へ行キ、尤モ畷次郎へハ東ノ坑ヲ掘セル考モ有之、畷次郎ハ西ノ方ハ正兵衛ノ仕掛ナルニ依リ如何共正兵衛ノ苦情アランカト否ナムヨリ、畑ノ相談如何ト待居タルモ十二時迄来タラス、依テ昨日賃錢今日ニ係ルト思ヒ、正兵衛方へ行キタル処、全人不在、〔辨カ〕聳権太郎へ委細ヲ聞クニ案ニ違ハス二十六錢デナケレバ掘方へハ出デサルトノ事ヨリ、本日ハ出テサルトノ事故、正兵衛ノ在所ウチ大谷へ尋ネ行き、弁談數刻、終ニ二十五錢ヲ払フコトニ決シ、明日ヨリ地主同道山へ登ル様約シ、谷場へ帰ル、

九月卅日 旧八月十三日

本日、西牟田八郎左衛門・畷次郎・伝次郎・正兵衛、五人連山へ登リ、東ノ方坑場、地主ヲ来タリ、借地ノ相談數時終ニ当年四円、以后每一ヶ年式円ニテ借ルコトニ〔マ〕究メ、明日約定証ト共ニ金ヲ払フコトナリタリ、十二時掘方ヲ始メタリ、西ノ方ノ坑内ハ建堅ク相成タルヨリ、明日方火薬ヲ買フコトニナセリ、金式円西牟田八郎左衛門日雇見當ニ

テ借ス、

十月一日 旧八月十四日

本日、正兵衛・八郎左衛門ハ西ノ山、畷次郎・伝次郎ハ東ノ坑、共ニ掘方、本日正兵衛ノ簀ヨリ火薬百匁ヲ買フタリ、正兵衛ト長次郎ハ后四時半ヨリ前村権左衛門方へ約定証相談ノ為ニ行キタルモ、地番不明ニ付約定出来ス、夜ニ入り正兵衛方へ泊ス、本日金四円正兵衛日雇見当ニテ貸ス、四十七銭ハ留木用材代へ払ヒ、本日鉾石場ノ木屋ヲ造ル(之ハ大風ノ為損破セシニ由ル)、

十月二日 旧八月十四日

本日、午前七時正兵衛ト前村孫左衛門方へ行キ約定ヲ交換シ、金四円ヲ払フ、畷次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太共ニ掘方、午后五時ニ帰ル、前日ノ木屋造リ賃及全材木・茅代迄五十銭ヲ払、

十月三日 旧八月十五日

本日、午前七時半畷次郎・伝次郎・八郎太山登リ、正兵衛十時ニ来タル、正兵衛ハ西坑、畷次郎ハ東坑、本坑脈ノ模様ハ西坑ツル小ク建堅ク為ニ掘方困難、火薬ヲ用フ、東坑ハ本日ツルニ立会破リシ処、厚八寸位模様、西ヨリ宜敷、本日入来・宮之原両且那へ宛テ右通知ス、吹子ヲ山へ運ブ賃七銭、

炭二俵西牟田八郎左衛門ヨリ買入、

十月四日 旧八月十六日

本日、正兵衛・八郎太ハ西、畷次郎・伝次郎ハ東、共ニ建堅ク火薬ヲ用フ、本日ハ山ノ神ノ当日故三時迄ニ帰ル、

本日モ炭一俵買入レタリ、

十月五日 旧八月十七日

本日、長次郎火薬不底〔狐底〕ニテ畑ノ凹へ求方へ行キ、火薬三十二匁十二銭

ニテ買ヒ来タリ、正兵衛・八郎太西二発、畷次郎・伝次郎ハ東、之モ二発、后五時ニ帰ル、

十月六日 旧八月十八日

東坑ハ畷次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太、本日畑ノ窪ノ人火薬ヲ持来タリ、百二十匁四十五銭ニテ買ヒ、長次郎不快ニテ、二時比ヨリ帰ル、

十月七日 旧八月十九日

東坑ハ畷次郎・伝次郎、西坑ハ正兵衛・八郎太共ニ火薬三発、鉾脈ノ模様東西共昨日全断、長次郎ハ不快ニテ休ミ内、

十月八日 旧八月廿日

本日、伝次郎病氣ニテ畷次郎・八郎太ト三人山登致し候処、正兵衛モ来ラス、依テ東坑計リ、畷次郎・八郎太ト稼キ方、長次郎ハ近区見物ノ為メ諸所へ行ク、但十二時迄ト四時方八坑ノ見ニユク、

十月九日 旧八月廿一日

本日、午后八時方畷次郎・伝次郎・八郎太・正兵衛掘方、長次郎ハ東坑鉾石置場地引方、鉾石ノ模様ハ異状ナシ、

十月十日 旧八月廿二日

本日、正兵衛・八郎太西坑掘方、畷次郎・八郎左衛門・長次郎ハ水車場見賦リ方へ行キ、午前十時飯山ヨリ帰り、畷次郎・長次郎ハ山へ登リ掘方、伝次郎ハ午前八時鉾石場地引、昼ヨリ畷次郎ト東坑掘方、

十月十一日 旧八月廿三日 清天

正兵衛・八郎太西坑、畷次郎・伝次郎東坑、模様異形ナシ、

十月十二日 旧八月廿四日 清天

畷次郎・伝次郎東坑、正兵衛・八郎太西坑、共ニ模様異形ナシ、

十月十三日 旧八月廿五日 清天

本日モ全断、

十月十四日 旧八月廿六日 雨天

本日、畷次郎・伝次郎ハ東坑普請方、下ノ四留方、正兵衛・八郎太ハ西坑、留木八銭ノモノ四本、矢木六リノモノ五十本、仲之丞殿方買ヒ入タリ、

午后二時方大雨、

西坑ハ極ク小ク、鉾脈四寸方一寸迄建堅ク、

十月十五日 清天 旧八月廿七日

東坑畷次郎・伝次郎普請方、

西坑正兵衛・八郎太、

鉾脈異形ナシ、

本日山ヨリ帰リタル処、宮之原氏方書状到来、重利様御死去ノ報ヨリ、

十月十六日 清天 旧八月廿八日

本日、正兵衛来タラス、畷次郎・伝次郎・八郎太ト三人東坑、但八郎

太・伝次郎ハ鉾石ヲ備置場ヨリ直シ方、

長次郎、宮之原氏へ返事スベキナレトモ、郵錢払底、誰方正兵衛方へ

行キ金借用スベキノ処、正兵衛留守にて詮方ナク先払にて出タリ、

十月十七日 清天 旧八月廿九日

東坑畷次郎・伝次郎、西坑正兵衛・八郎太、

本日、東坑ノ鉾石青赤ノガ石模様ノ処ヲ、ゴキ掘<sup>(註3)</sup>セシ処、金分多見エ

タリ、

〔註3〕ゴキ掘り磨り潰した鉾石を漆塗り<sup>3</sup>の器に入れて、金が入っているか確認すること

十月十八日 旧九月一日

西坑ハ正兵衛ト二人、東坑畷次郎・伝次郎・八郎太角力見物ニテ来ラ  
ス、

本日一尺二本買入タリ代九十八銭未払、

十月十九日 同月二日

正兵衛・八郎太西坑、畷次郎・伝次郎東坑、  
長次郎ハ水車材木直段闇合ノ為、牧ノ内市郎木引ノ内へ行ク、

十月廿日 同月三日

東坑畷次郎・伝次郎、正兵衛ハ稲刈リニテ欠、八郎太モ種子植ニテ来  
ラス、長次郎山登リ、

十月廿壹日 旧九月四日

東坑畷次郎・伝次郎、西坑正兵衛・八郎太、模様異形ナシ、但西坑建  
小ク□小クナル方、

十月廿二日 旧九月五日

本日、大雨ニテ岡上リ出来ス、為メニ休業、

十月廿三日 旧九月六日

本日、八郎太・畷次郎・伝次郎・正兵衛山登リ、

長次郎ハ金四円受取方及相談方ニ付串木野へ帰ル途次、鹿児島へ泊ス、

十月廿四日 旧九月七日

本日、山ハ全断、

長次郎ハ鹿児島方串木野へ帰ル、

十月廿五日 旧九月八日

本日モ山ハ全断、

長次郎串木野ニテ、芹ヶ野へシキ□□ゲンノウ買ヒ、昼ヨリ宮之原氏

へ参、羽島へ帰ル、

十月廿六日 旧九月九日

本日ハ山休ミ、

長次郎ハ羽島滞在、

十月廿七日 旧九月十日

本日、正兵衛・八郎太・畷次郎・伝次郎山登り、  
長次郎ハ羽島方出立、宮之原氏へ行、山ノ談合ヲナシ、鹿兒島へ着、  
奥田氏へ行クモ全人御不在、其旨宮之原へ通知、

十月廿八日 旧九月十一日

本日、山ハ全断、

長次郎鹿兒島ニテ買物ヲナシ池田行、午后廿時牧ノ内へ着ス、

十月廿九日 旧九月十二日 雨

本日、両口山登リハ全断、

長次郎ハ内、但不快、

十月卅日 旧九月十三日 雨

本日、正兵衛・八郎太・畷次郎・伝次郎<sup>〔次方〕</sup>山登り、  
長次郎ハ不快内、

十月卅一日 旧九月十四日

本日モ全断、東坑二発、

長次郎モ山登り、西坑走元方掘ル様、正兵衛相談セリ、

十一月一日 旧九月十五日

本日全断、東坑武発、

模様異状ナシ、

十一月二日 旧九月十六日 雨

本日、山祭ニテ休業、

畷次郎ト二人地金買、且ツ見物ノ為石垣南門へ行、

十一月三日 旧九月十七日

本日、畷次郎・伝次郎・八郎太三人ト山登り、

東坑伝次郎・畷次郎、西坑ハ八郎太ト土持出方、正兵衛ハ池田学校天

長節祭りニテ来タラス、

十一月四日 旧九月十八日

本日ハ正兵衛・八郎太・畷次郎・伝次郎等ト五人山登り、  
炭十四俵買入タリ、山ハ異状ナシ、

十一月五日 旧九月十九日

昨日全断、

十一月六日 旧九月廿日

本日、正兵衛・八郎太・伝次郎・畷次郎ト五人山登り、  
本夜十時比、入来・宮之原両旦那御出アリ、

十一月七日 旧九月廿一日

本日、入来・宮之原両旦那ト山登り、十二時ニ帰り、

水車場見積リへ行クベキノ処、奥田氏モ御出アリテ、二時比ヨリ共ニ  
水車場見賦リへ行ク、全夜三人共御泊アリ、

山掘方ハ八郎太・正兵衛・伝・畷次郎ノ四人、

十一月八日 旧九月廿二日

山掘方ハ正兵衛・八郎太・畷次郎・伝次郎ノ四人、

奥田直之助氏・入来・宮之原両旦那ト四人連レ、穎娃麓阿野甚五郎氏  
ヲ訪ヒ談数刻、牧ノ内ヨリ奥田氏別レ、三人同道、滝ノ下水車場ヲ見  
テ帰ル、

十一月九日 旧九月廿三日

本日、両旦那及中馬正兵衛同道、御出寔、

山ハ畷次郎・伝次郎ト三人ナリ、

十一月十日 旧九月廿四日

本日、畷次郎・伝次郎ト三人山登り、東坑掘方、

十一月十一日 旧九月廿五日

本日も全断、但長次郎ハ水車場ノ相談ニ行ク、

十一月十二日 旧九月廿六日

伝次郎・畷次郎ト三人山登リ、

十一月十三日 旧九月廿七日

本日、畷次郎・伝次郎山登リ、長次郎水車場ノ相談ニ至リタルモ、上溝ハ何分夏季ニ至レバ水勢ノ少キ為メ、水論興ルトテ相談六ヶ敷、下ノ滝ノ下へ造ルコトニ決ス、

十一月十四日 旧九月廿八日

本日、畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉦脈少シ大トナル、上下共一尺式寸位、

十一月十五日 旧九月廿九日

本日ハ畷次郎・伝次郎山登リ、長次郎ハ水車場ノ相談ニ行キタル地主不在、夕方迄待居タルモ面会セズ、空ク帰エレリ、

十一月十六日 旧九月三十日

本日、地主方へ相談ニ行キタル処、藤下孫市・川畑休太郎等も各水車場ノ見積リ方へ来タ居タルニ依リ、全人等ト面会共競争セサル様打合せ、各水車場ヲ見賦リ、地主へ相談スベキトテ、三人同道地主方へ行キタル処、相談一決セス、

畷次郎・伝次郎採掘方、

十一月十七日 旧十月一日

本日、入来氏へ水車場相談ノ結果ヲ報ズルタメ、池田郵便差出所へ行キ、昼ヨリ山登リ、畷次郎・伝次郎モ山行、本日鉦石ヲカケタル処上模様ナリ、

十一月十八日 旧十月十日

本日、伝次郎・畷次郎、三人山登リ、上下共鉦石ヲかけタル処、上

模様ナリ、

月付間違

十一月十八日 旧十月二日

本日モ三人山登リ、但畷次郎ト兩人ハ昼ヨリ水車相談旁家地見賦リノ為、伊勢へ行キタルモ、地主不在、畷次郎鉦石持出方、

十一月十九日 旧十月三日

本日、伝次郎・畷次郎山登リ、長次郎水車地相談ノ為メ、伊勢地へ行キ、地主へ面会、代金は壹畝歩拾六円七十八錢五リニテ、略相済ミタルモ、反別受渡方ノ儀ニ付、地主ハ三枚凡テ買入ルベキ旨申談、当方ハ不用ノ地ハ買収セス、依テ当分壹畝歩位ヲ買入ルト云ヒ、双ニ相談決セス後日ヲ俟て帰リ、其段入来・宮之原氏へ通知セリ、

十一月廿日 旧十月四日

本日ハ畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉦脈異状ナシ、

十一月廿一日 旧十月五日

本日モ全断、

本日ハ東坑鉦石置場家根造来タル、

十一月廿二日 旧十月六日

本日、畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、家造来ラズ、

十一月廿三日 旧十月七日

本日、畷次郎・伝次郎ト山登リ、午后三時岩右衛門来タリ、正兵衛ハ二三日前帰リ、明日方帰村致スベキ旨伝へ聞キ、税金預リ来タリタル由言ヒ聞キタルニ付、午後四時正兵衛方へ行キ、税金其他書状ヲ受取りタリ、木屋造本日迄ニテ済ミタリ、

十一月廿四日 旧十月八日

本日、畷次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛モ来リ、後ノ岡探鉞へ着手セリ、

十一月廿五日 旧十月九日

本日、畷次郎・伝次郎東坑、八郎太モ本日方山之後ノ岡ヲ正兵衛ト探鉞方、

十一月廿六日 旧十月十日

本日、畷次郎・伝次郎ハ東坑、

八郎太・正兵衛ハ後ノ山探鉞、鉞脈露頭ノ後五間位下リ探鉞セシ処二寸位ノツルニ会、尚其レヨリ又五間下リ探鉞セシモ、本日迄ハツルニ会ハス、

本日、宮之原氏・入来氏方水車場云々書状来タル、

十一月廿七日 旧十月十一日

本日雨降り、正兵衛来タラス、八郎太モ休ミ、

畷次郎・伝次郎山登リ、

長次郎内、

十一月廿八日 旧十月十二日

東坑畷次郎・伝次郎、正兵衛・八郎太ハ後ノ岡探鉞方、但頂上ヨリ直下へ着手、

十一月廿九日 旧十月十三日

昨日ト全断、後ノ探鉞鉞脈少シク銀分ヲ含有セリ、本日来・宮之原両氏へ書状ヲ送ル、

本夜家主柴太殿へ水車場相談ヲ頼、

十一月卅日 旧十月十四日

東坑畷次郎・伝次郎、八郎太・正兵衛探鉞、昨日全断、

長次郎ハ柴太殿同道飯山ノ柴右衛門方へ行き、水車場ノ相談ヲナセシモ、一度ニテハ相済マサル様見受ケ、其レヨリ柴太殿ハ溝支配人与之

助方へ相談ニ行き、長次郎ハ帰り内、算面方、

十二月一日 旧十月十五日

本日ハ正兵衛服痛ニテ来タラス、為メニ八郎太モ休ミ、

畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、

高吉柴太殿溝相談へ又々御出被下、本日ハ帰り来タラレス、

尤モ本日午后四時比、畷次郎ハ足ヲ怪我セリ、

十二月二日 旧十月十六日

本日、旧十月十六日ニテ山休ミ、

后五時、柴太殿帰ラレ、相談相済ミタル様御話相成リタリ、尤モ溝支配人与之助方木下地主ヲ衆合サセ、種々談合ノ末、当方方井手丈ハ修繕シ、地主ト田地へ障害ヲ与へサル限りハ、水ヲ呉レルトノ相済ミタル由、御返答被下タリ、

十二月三日 旧十月十七日

本日大雨、畷次郎・伝次郎山登リ、

長次郎ハ竜菌柴兵衛も奥田氏へ書状差出方へ麓へ行き、帰りニ八兵衛殿ト飯山新右衛門方へ出会フ賦リニテ八兵衛同道、全人方へ行き、水車場ノ相談ヲナセシモ、一七分拾式円宛ニテ七畝歩ノ地所ヲ惣テ買収セサレバ能ハストテ、相談相済マス、詮方ナク次ノ田地へ相談ノ為メ全所ヲ出立、他地主(方)行キ戻リタル処新右衛門妻来タリテ、先右水車場ノ相談相済様ノ話ニ依リ、早速全人方又々行き、八兵衛殿引受ニテ、地主方八兵衛殿借受ノ約定スルコトニ決シ、六時帰リタリ、

十二月四日 旧十月十八日

本日、畷次郎・伝次郎山登リ、

長次郎ハ八兵衛同道、飯山新右衛門方へ行き、一ケ年借地料粗三斗五

升ニテ地主方八兵衛借受ケノ処ニ約定証交換、尤も水車ヲ他へ移転スルカ又ハ鉾業ヲ廃止シタルトキハ八兵衛方右地所ハ現形ニ復シ返戻スルトノ文面、又地主ハ鉾業従事スルノ間ハ借地料ヲ収メセサルノ外異論ナキト事モ有之、正午時帰り、明日出書スル賦リニテ七月方十一月迄ノ報告及水車場相談ノ事ヲ認メタリ、

十二月五日 旧十月十九日

本日ハ畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉾脈ノ模様足元ノ方一尺五寸位上ハ異状ナシ、

十二月六日 旧十月廿日

本日ハ畷次郎・伝次郎山登リ、鉾脈非常ニ太ク相成リタリ、ツル巾式尺位、

十二月七日 旧十月廿一日

本日モ伝次郎・畷次郎ト三人山登リ、模様ハ宜敷ゴキ掛甚た宜敷、此段且那方へ通知セリ、本日ハ藤下孫市来タリ、鹿兒島へ行クベキ様申候ニ付、<sup>〔綱〕</sup>齒金ノ注文ヲナセリ、

十二月八日 旧十月廿二日

本日ハ畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、鉾脈ハ従前異動ナシ、奥田直之助様御出一泊アリタリ、

十二月九日 旧十月廿三日

本日、畷次郎・伝次郎ハ山登リ、直之助様ト同道、黒半田及我山、其他諸処鉾山ヲ見物シテ、十一時方同伴知覧へ行キ、河島氏ノ銀水車ヲ見物シ、鮫島敬助方同泊ス、

十二月十日 旧十月廿四日

本日、正兵衛モ来タリ、畷次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛ハ東後ノ岡探鉾、

長次郎ハ知覧金庫へ税金ヲ納メ、十時知覧ヲ出テ、奥田氏ハ御出鹿アリ、午后三時帰着、両旦那へ通知ス、

十二月十一日 旧十月廿五日

本日、畷次郎・伝次郎ハ山登リ、長次郎ハ病氣ニテ内、

十二月十二日 旧十月廿六日

〔頭註〕〔雪〕

本日モ畷次郎・伝次郎山登リ掘方、長次郎ハ病氣ニテ在床、

十二月十三日 旧十月廿七日 雪

本日モ畷次郎・伝次郎掘方、長次郎ハ内、

本日、水車場ノ苦情興ル、

十二月十四日 旧十月廿八日 雪

畷次郎・伝次郎山登リ、鉾脈少シク小ク相成リタルモ模様異形ナシ、長次郎ハ内、

十二月十五日 旧十月廿九日

本日モ畷次郎・伝次郎山登リ、長次郎ハ水車取締規則取調ノ為メ、村役場へ行キタルモ、日曜ニテ十時方山へ行キ、ゴキガケヲ試ミタルニ上模様ナリ、

十二月十六日 旧十一月一日

本日モ畷次郎・伝次郎ト三人山登リ、午后四時ヨリ正兵衛方へ穂祭、

十二月十七日 旧十一月二日

畷次郎・伝次郎山登リ、



長次郎ハ八兵衛ト水車場所相談ニ行クベキ賦リニテ内ニ居リタル処、  
水車場八兵衛都合悪シク為メニ通ヒ、

十二月十八日 旧十一月三日

啖次郎・伝次郎山登リ、

長次郎ハ八兵衛ト水車場相談ニ行き、飯山浅助地所ヲ老畝歩外ニ溝通  
用道路用ヲ合セテ、一ヶ年地料五拾銭ニテ借り受ケ、約定証交換ヲナ  
セリ、本日通知セリ、

十二月十九日 旧十一月四日

本日、入来・宮之原氏へ宛テ、水車場事件ノ報告ヲナセリ、本日鷹取  
へ大角力アリ見物へ行ク、

十二月廿日 旧十一月五日

啖次郎・伝次郎ト三人山登リ、

鉞脈登リ小リタリ、一尺四寸位、

十二月廿一日 旧十一月六日

啖次郎・伝次郎三人山登リ、

走元ノ鉞脈四寸位、天上ハ一尺六七寸位、

十二月廿二日 旧十一月七日 清

啖次郎・伝次郎山登リ、正兵衛来タリ、共東坑、二脱也長次郎内、

十二月廿三日 旧十一月八日 清

啖次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太ト五人山登リ、共ニ東坑、掘切藪嘉  
左衛門来タリ、奥田氏ノ為メニ嘉左衛門山へ鉞石見ニ行き、本夜奥田  
氏へ採鉞ノ事ヲ通知ス、本日宮之原・入来両旦那水車取締規則及其他  
ノ件ニ付書状到来ス、

十二月廿四日 旧十一月九日 清

正兵衛・八郎太ハ後ノ岡採鉞、但頂上露頭ヨリ後ノ方四間位ヲ掘リタ

ル処、午后四時比脈ニ当リ、模様少シク異ラレリ、  
啖次郎・伝次郎ハ東坑模様同シ、

長次郎も山登リ、

十二月廿五日 旧十一月十日

本日ハ大雨ニテ、後ノ採鉞出来ス、正兵衛・八郎太・啖次郎・伝次郎  
共東坑、但正兵衛ハ東坑ノ中央ヨリ下リ方、

十二月廿六日 旧十一月十一日

啖次郎・伝次郎ハ東坑、正兵衛・八郎太ハ後ノ採鉞下リ方、

十二月廿七日 旧十一月十二日

本日ハ大雨ニテ啖次郎・伝次郎・正兵衛・八郎太共ニ東坑、正兵衛・  
八郎太ハ下リ方、

十二月廿八日 旧十一月十三日

本日、正兵衛・啖次郎・八郎太山登リ、啖次郎鉞石其他諸荷物ヲ荷セ  
喜入迄至ル、長次郎出鹿兒、

十二月廿九日 旧十一月十四日

本日正次郎・啖次郎・八郎太・伝次郎ハ山登リ、

長次郎ハ鹿兒島方串木野行、

十二月三十日 旧十一月十五日

本日モ山ハ全断、

長次郎ハ串木野方羽島へ行、

十二月卅一日 旧十一月十六日

本日、山ハ惣而休ミ、  
長次郎ハ羽島滞在、

明治廿八年七月ヨリ鉱業雜費支出惣額 (136 ページ)

月日	本金	払金	種別	種目	月日	金額	種別	種目
七月十二日	貳拾円		製鍊	水銀料	八月六日	二拾五錢	事務	雜費
七月十二日		壹円三十錢	事務	消耗品費	同 七日	壹円	採掘	雇人料
同		七錢	事務	消耗品費	同 九日	貳錢	事務	雜費
同		貳拾五錢	同	役員旅費	同 十一日	六十五錢	採掘	普請費
同		五拾五錢	同	同上	同 十二日	三十錢	製鍊	運搬費
同		五拾五錢	同	同上	同 十四日	貳錢	採掘	消耗品費
同		十六錢	採掘	運搬費	同 十九日	貳拾貳錢	同上	役員旅費
同		三錢	同	備品費	同 廿日	貳拾錢	同上	同上
同		三拾錢	同	雇人料	全 日	貳拾五錢	同上	同上
同		五円	同	地料	九月二日	四拾円	採掘	備品費
七月十九日		拾五錢	採掘	雇人料	九月十日	八錢	事務	雜費
同 廿一日		三拾九錢	同上	備品費	同 十六日	五拾六錢	同上	役員旅費
同 廿二日		九拾錢	同上	普請費	同 日	貳拾錢	同上	同上
同 廿二日		貳錢	事務	雜費	同 十七日	壹円	製鍊	損料
同 廿五日		四錢	採掘	消耗品費	同 十九日	四拾貳錢	事務	役員旅費
同 廿八日		拾五錢	同上	雇人料	同 廿日	貳拾錢	同上	同上
同 廿九日		拾五錢	同上	同上	同 日	貳拾五錢	同上	同上
同 卅日		拾六錢	同上	修繕費	同 日	三錢	同上	雜費
同 卅一日		貳拾二錢四厘	同上	備品費	同 廿二日	八錢	同上	同上
八月四日		四十錢	同上	普請費	同 廿七日	壹円	同上	役員旅費
同 六日		四錢五厘	同上	消耗品費	同 日	三拾錢	採掘	運搬費
八月六日		三拾五錢	同上	運搬費	十月一日	六円八十六錢	同上	雇人給料
					全 日	四拾七錢	同上	普請費

同	二日	四円	全上	借地料	同	九十八銭	全上	備品費
同	日	五十銭	全上	普請費	同	拾六銭	全上	普請費
同	三日	貳銭	事務	雜費	十一月二日	四拾七銭貳リ	全上	備品費
同	日	七銭	採掘	運搬費	全日	四拾貳銭五リ	事務	雜費
同	五日	拾貳銭	全上	消耗品費	全五日	三拾円	全上	全上
同	六日	四拾五銭	全上	全上	全十七日	貳銭	全上	全上
同		壹円	全上	雇人給料	全廿日	貳銭	全上	全上
同		貳拾円	事務	役員給料	同日	八銭	採掘	備品費
同	十月廿三日	貳拾五銭	全上	役員旅費	十一月廿四日	壹円拾銭	採掘	普請費
同	廿四日	貳拾銭	全上	全上	同日	貳拾銭	全上	備品費
同	十月廿四日	貳拾五銭	全上	全上	同廿六日	拾円壹銭五リ	採掘	雇人給料
同	廿五日	六拾三銭	採掘	備品費	十一月廿日	拾五円八拾六銭	全上	全上
同	廿七日	壹銭	事務	雜費	全上	三円貳拾五銭	全上	全上
同	日	貳拾五銭	全上	役員旅費	全日	三円六拾銭	全上	全上
同	廿八日	壹円貳銭六リ	採掘	備品費	全日	九拾九銭	全上	消耗品費
同	日	貳拾銭	事務	役員旅費	同日	六円六拾銭	全上	雇人給料
同	日	貳拾五銭	全上	全上	同日	四銭	事務	雜費
同	日	三円五十銭	採掘	消耗品費	同日	六円七拾一銭五リ	採掘	備品費
同	日	貳拾五銭	採掘	運搬費	同日	六円七拾一銭五リ	採掘	備品費
同	日	五銭	全上	備品費	同日	九円十二銭九リ	事務	役員給料
同	日	壹円三拾六銭	全上	普請費	『計	百貳拾六円七拾一銭五厘	百貳拾五円八拾八銭八厘	
同	日	七拾九銭	全上	雇人給料	残金	八拾貳銭七厘	内	
同	日	九拾銭	全上	消耗品費		八拾六円九拾八銭四厘	採掘	
同	十月廿日	壹円	全上	雇人旅費		三拾六円四拾銭四厘	事務	
同	十月廿日	七拾銭	全上	消耗品費		貳円五拾銭	製鍊	

十二月十日 参拾九円

同 日 参拾九円

十二月四日 弍銭

十二月十日 弍拾三銭

同 十九日 弍銭

【朱書】

『小計 三拾九円 三拾九円弍拾七銭

内 三拾九円 採掘

弍拾七銭 事〔務脱カ〕

通計 百六拾五円七拾一銭五厘 百六拾五円拾五銭八厘 現払

残金 五拾五銭七リ 内

百二拾五円九拾八銭四リ

三拾六円六拾七銭四リ

弍円五拾銭

外二 四拾壹円七拾弍銭

内 弍拾七円七拾七銭

拾三円九拾五銭

採掘 給料〔給料 弍拾七円  
旅費 七拾七銭〕

鉱業雜費支出内訳事務扱費

月日 金員 種目 付記

七月十三日 七銭 消耗品費 半界紙百枚代

同 弍拾五銭 役員旅費 串木野ヨリ鹿兒島迄馬車賃十二日

同 五拾五銭 全上 鹿兒島吉田宿料 二日分

同 十四日 五拾五銭 全上 鹿兒島市ヨリ今和泉迄

馬車・人力車賃

吹子取寄方及採掘ノ模様通知郵便料

旧六月十六日ニテ山ノ神祭

鶏一羽十銭、素麵十五銭かの

吹子到着及鉱脈ノ通知

宮之原氏へ

試掘ノ結果宮之原氏へ通知郵便

喜入方鹿兒島迄馬車賃

鹿兒島宿料

鹿兒島ヨリ串木野迄馬車賃

串木野方中馬正兵エへ出願

区域事件ニ付引合書留料

串木野方鹿兒島迄車賃

鹿兒島ノ宿料

鹿兒島ヨリタヌキ川迄馬車及車

ケノンヨリ鹿兒島ヨリ馬車

鹿兒島吉田宿料

鹿兒島方串木野迄馬車

修正図用紙代

修正図差出方書留料

鹿兒島及ケノン宿料四十銭

串木野方喜入迄馬車六十銭

鉱脈ノ模様及旦那□□引□

長次郎月給七・八ノ二ヶ月分

九月二日払

同 廿三日 貳拾五錢 役員旅費 喜入ヨリ鹿兒島迄馬車賃  
 同 廿四日 貳拾錢 全上 鹿兒島宿料  
 同 日 貳拾五錢 全上 鹿兒島方串木野迄馬車  
 同 廿七日 壹錢 雜費 鹿兒島方奥田氏ノ都合、充宮之原  
 氏郵便はかき

同 廿七日 貳拾五錢 役員旅費 串木野方鹿兒島迄馬車  
 同 廿八日 貳拾錢 役員旅費 鹿兒島宿料  
 同 日 貳拾五錢 全上 鹿兒島方喜入迄馬車  
 十一月二日 四拾貳錢五厘 雜費 山ノ神祭入費  
 全 十七日 貳錢 全上 水車地相談料二付入来・宮之原兩  
 氏へ引合

同 廿日 貳錢 全上 全上  
 同 廿日 四錢 全上 全上廿四日ト廿九日トノ郵便賃  
 十一月卅日 九円十二錢九厘 役員給料 長次郎給料見当

【朱書】

『計 三拾六円四拾錢四厘

内 七錢 消耗品費

壹円三錢五厘 雜費  
 六円拾七錢 旅費  
 貳拾九円拾貳錢九厘 給料』

十二月四日 貳錢 雜費 十一月迄受払決済報告、及水車事件  
 同 十日 貳拾三錢 旅費 知覧税金納メノ宿料奥田氏割合  
 同 十九日 貳錢 雜費 水車場事件報

【朱書】

『小計 貳拾七錢

内 貳拾三錢 旅費  
 四錢 雜費  
 通計 三拾六円六十七錢四厘 惣払  
 内 七錢 消耗品費

同 壹円七錢五リ 雜費  
 同 六円四拾錢 旅費  
 同 二拾九円拾二錢九厘 給料  
 外 貳拾七円七拾七錢 未払  
 内 貳拾七円 給料 長次郎給料払不足  
 同 七拾七錢 旅費 十二月廿八日方廿九日迄喜入方串  
 木野迄ノ馬車及鹿兒島宿料 』

鉱業内訳支出製鍊方

月日 金員 種目 付記

七月十三日 壹円三十錢 水銀壹斤坂田ヨリ買入  
 八月十一日 貳十錢 運搬費 試験用鉱石山ヨリ大谷迄運搬  
 二駄分 一駄二付十錢

九月十七日 壹円 損料 試験用水車損料 藤下孫市へ払

『計 貳円五拾錢』

鉱業雜費支出内訳探掘方

月日 金員 種目 付記

七月十四日 拾六錢 運搬費 鶴嘴其外諸道具岩元ヨリ池田迄

全	十八日	三錢	備品費	手籠ブリ用	同	日	壹円	雇人料	二十錢、岩元方池田迄駄賃十五錢
				生竹壹本買入代	同	十一日	六拾五錢	普請費	西牟田八郎太日雇賃見当ニテ貸ス
同		三拾錢	雇人料	人夫万吉雇賃二日分	同	十二日	三拾錢	消耗品費	鉾石置場屋根造賃人夫四人其道具迄
				一日金拾五錢ツ、	九月	二日	貳円四拾七錢五リ	備品費	鶴嘴一丁・一尺二丁・マエカキ一丁・石
同	十九日	五円	借地料	採掘場地主金次郎へ払					トウ一丁・正味貳百七十五拾目代、鶴田
				当年一ヶ年分ノ賦リ					清治へ払
同		拾五錢	雇人料	金次郎人夫へ雇賃 二日分	九月	廿七日	三拾錢	運搬費	全上、串木野方池田迄運搬
同	廿一日	三拾九錢	備品費	八斤一丁、正味二百六十目代	十月	一日	六円八拾六錢	雇人給料	中馬正兵衛日雇賃見当
				百目二付十五錢ツ、普請用	全	日	四拾七錢	普請費	留木六本四錢ツ、矢木三十本五リ
同	廿二日	九拾錢	普請費	留木用材大六本代、小廿本代、大一	同	二日	四円	借地料	ツ、全十本八リツ、
				本十錢ツ、小一錢五リツ、	同	日	五拾錢	普請費	採掘借地主藤村孫右衛門払ヒ
同	廿五日	四錢	消耗品費	炭一俵代、之ハ諸金場修繕用	同	三日	七錢	運搬費	西坑鉾石置場屋根引賃
同	廿八日	拾五錢	雇人料	夫四郎雇賃一日分	同	五日	拾貳錢	消耗品費	吹子諸道具正兵衛方山
				之ハ廿二日雇					迄運ヒ馬賃
同	廿三日	拾五錢	全上	手籠仁四郎日雇見当トシテ貸ス	同	六日	四拾五錢	全上	火台三拾二匁買入代
				留木用矢木十四本代	同	七日	壹円	雇人料	全上、百二十匁買入代
七月	廿九日	拾壹錢貳リ	普請費	老本二付八厘ツ、	同	廿四日	六拾三錢	備品費	西牟田八郎太日雇見当
				鶴嘴二丁 先掛ケ代					ゲンノ一丁七百目代
同	卅一日	貳拾貳錢四厘	備品費	一尺一丁正量二百八十目代	同	廿八日	壹円二錢六リ	備品費	百目二付九錢ツ、
				百目代八錢ツ、					八分上ホ口鋼八斤七五代九十六錢
八月	四日	四十錢	普請費	留木用松木大三本二十四錢、小十	同	日	三円五拾錢	消耗品費	二リ、四分鋼七合五勺代六錢四リ
				六本十六錢ヲ買入代	同	日	貳拾五錢	運搬費	火藥十斤代
同	六日	四錢五厘	消耗品費	炭一俵代					火藥及金物、串木野及鹿兒島方
同	日	三拾五錢	運搬費	吹子運搬費鹿兒島方岩元迄船賃					山迄運搬賃

廿九日	五錢	備品費	石油館 <sup>〔トマゴ〕</sup> 一個代
			但鍛冶屋水入用
同廿九日	壹円三拾六錢	普請費	矢木八拾本代四十八錢
			留木二十二本代八十八錢
同日	七拾九錢	雇人給料	八郎太分七月三、八月十八、九月十、ノ星三十一、九錢ツ、
			貳円七十九錢ヲ前借貳円差引殘
同日	九拾錢	消耗品費	炭二十俵代壹俵四五 <sup>〔錢脱カ〕</sup>
			西牟田八郎左衛門へ払
十月卅日	壹円	雇人旅費	九月廿五 <sup>〔日脱カ〕</sup> 啖次郎串木野方喜入迄馬車及二泊分宿料
同日	七拾錢	消耗品費	火薬十月十四日買入、中馬正兵衛へ払
同日	九拾八錢	備品費	一尺二本九百八十目代
			池田鍛冶へ払
同日	十六錢	普請費	留木四本代 一本四錢
十一月二日	四拾七錢貳リ	備品費	鉄地金一ノ二百六十目代
			石垣ニテ買入一尺造用
同廿日	八錢	全上	手籠二個代
同廿四日	壹円拾錢	普請費	東坑鉱石置場木屋造請負
同日	貳拾錢	備品費	手籠五個代
			壹個ニ付四錢ツ、
同廿五日	拾円壹錢五厘	雇人給料	正兵衛分七月星十四半、八月星十六、

全卅日	拾五円八拾六錢全上		九月十一、十月星二十六ノ六七半、拾六円八十七錢五リ、内六円八十六錢十月一日払、殘差引本行
同日	三円貳拾五錢 全上		啖次郎ノ分、九月星一、十月全二十九、十一月全三十ノ星六十一分26ツ、
同日	三円六拾錢 全上		正兵衛方十一月星十三25ツ、
同日	九拾九錢 消耗品費		八郎太分十月星二十七、十一月星十三ノ星四十、9ツ、
同日	六円六十錢 雇人給料		炭二十二表代、一表4.5ツ、
同日	六円七十一錢五リ 備品費		伝次郎方九月星一、十月全二十八、十一月全三十ノ星六十一ツ、
			吹子及付属品、鶴嘴二丁、一尺二丁、ゲンノ一丁、前カキ一丁、セツト一丁代、是ハ入来氏方現品ニテ受ケタル分

【朱書】

『計』	八拾六円九十八錢四厘	
内	拾三円貳拾七錢貳厘	備品費
	四拾九円七拾貳錢五厘	雇人料
	九円	借地料
	五円六拾五錢貳厘	普請費
	壹円拾三錢	運搬費
	七円四錢五厘	消耗品費

拾六錢 修繕費  
 老円 旅費

十二月十日 三拾九円 税金 廿八年廿九年第一期鉦区税

【朱書】

『通計 百貳拾五円九拾八錢四厘 払高

内 拾三円貳拾七錢貳厘 備品費

四拾九円七拾貳錢五リ 雇人料

九円 借地料

五円六拾五錢貳厘 普請費

老円拾三錢 運搬費

七円四錢五厘 消耗品費

拾六錢 修繕費

老円 旅費

三拾九円 税金

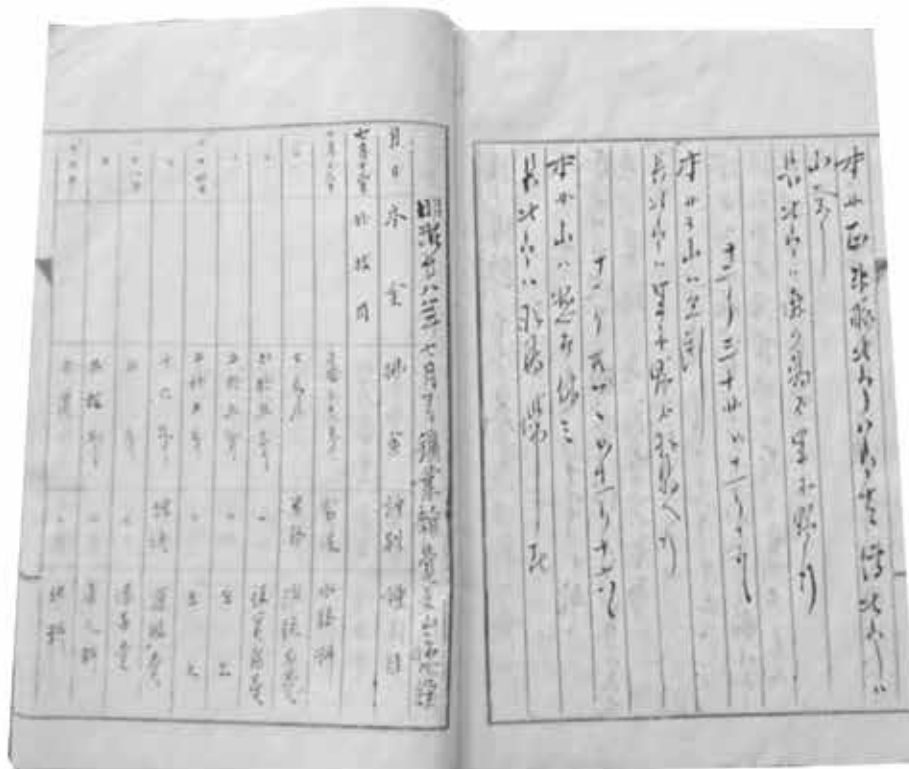
外 拾三円九拾五錢 給料未払 畷次郎・伝次郎・八郎  
 太・正兵衛分』

採掘用備付品台帳

買入月日	品名	量目其外	個数	代金	破損月日
七月十六日	鶴嘴	三百五十目	一丁	二十四錢五リ	七月廿日破 全日修 八錢
同	全上	三百五十目	一丁	二十四錢五リ	全日全断
同	セット	四百五十目	一丁	三十一錢五リ	
同	前カキ	二百目	一丁	十四錢	
同	ノ尺	三百十目	一丁	二十一錢七リ	磨減 一尺ニソグ

同	ノ尺	二百九十目	一丁	二十錢三リ	全 ハレツノミニセク	
同	ゲンノ	五百目	一丁	三十五錢		
同	廿一日 斧	二百六十目	一丁	三拾九錢		
同	廿一日 ノ尺	貳百八十目	一丁	貳拾貳錢四厘	磨減 一尺ニソグ	
同	十八日 手籠		一個	二錢	毀損	
同	七月十八日 ブ		一個	一錢	全上	
同	八月 六日 吹子	諸賃金(一、小筒、パンゴツ、ハ、共 大口三、メイト、ユサシ、)		五円	内ゴサシハキヨリ ノ二造替エタリ	
同	九月 二日 鶴嘴		二丁			
同	日 ノ尺		二丁		十月十日、十月 十八日損二共	
同	日 セット		一丁			
同	日 ケツノウ		一丁		セットに造ル	
同	日 前カキ	前四行ト合 ニ、七百五拾目	一丁	代四十七錢五リ		
同	十月十八日 ノ尺	四百六十目	一丁	四十六錢	磨減	
同	日 ノ尺	五百二十目	一丁	五十二錢	〃〃	
同	十月 破裂ノト	木小四丁	大小四丁		手草ニテ造ル手草 ノ残りハ諸具修理	
同	十月 ノ尺	圭	三丁	代四十七錢	鉄地金ニ テ造ル	
同	十月廿四日	ゲンノウ	七百目	一丁	六十三錢	





池田鉦山事務所日誌「入来家文書」 明治廿八年七月ヨリ鉦業雑費支出惣額 P129



市来神社

## 14 荒川鉾山と岩谷鉾山

【解説】

有馬榮之進の金銀鉾山経営

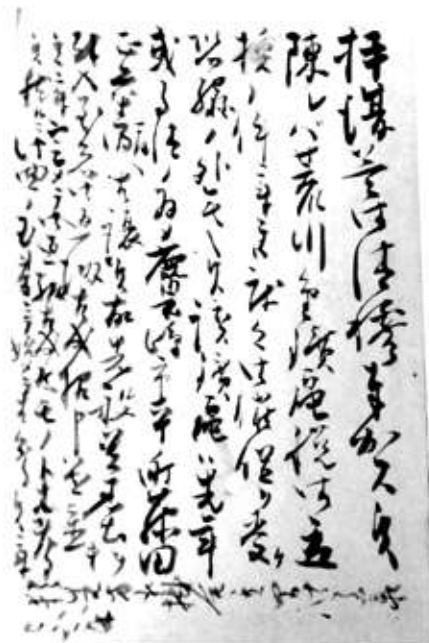
明治二十九年五月二十四日付で許可された荒川鉾山(特第三六九八号)は、三人で始めたが中馬清八・松元彦熊へ売り渡している。三人というのは、吉武良太郎・有馬榮之進・中尾彦次郎で、売った日付はわからないが、明治三十八年時点で数年前とっているもので、同三十年を越えた頃には売ったのであろう。

ところが、中馬・松元は、高江村(現薩摩川内市)の家村幸助へ。家村はすぐ、鹿児島市の藤田正兵衛へ転売した。この藤田は東京へ行ったきりで、福岡鉾山監督署へいろいろな報告をしなかったため、福岡鉾山監督署は有馬榮之進へ、なぜ報告をしないか、というハガキを出す。有馬榮之進は自分とは関係ないと、何度も返事をしている。それが文書綴りのなかで、たびたび出てくるので混乱する。

さて、ここでは有馬榮之進の岩谷鉾山(特第七三八〇号、場所不明、上名と下名との境にある)で始めた金銀鉾山が中心である。しかし、ここでも実際の金鉾山発掘を細々と発掘しているが、全くの素人みたいな報告をいろいろしている。そこで、福岡鉾山監督署から、命令が来て、訂正を何回もしながらやっと細々ながら金銀の産出を報告している。こういう具合に金銀鉾山を経営したのだ、ということが読み取れる文書である。簡略して前の部分を述べると、「鉾物標本」を出せの命令で、鉾石分析をする。精錬場所の新設願・図を出せ、というので簡略な図を出すと正式に何分の一で等高線などを入れて出す、という具合。最初は喧嘩田(けんかだ)という最風(さいかぜ)よりちょっと北に精錬場を設けていた。後に最風の方に精錬所を大々的に造る願いを出している。それでも金

銀アマルガムを作っているもので、ずいぶん苦勞したであろう。だが、本気であるのか、使っているのはたった二人である。一年に金二十五匁七分・銀八十二匁五分である。

明治三十八年十月二十三日に出した報告には「休業願」である。結局、鉾山経営は失敗に終わったのであろう。



掲載番号⑩家村春書簡(葉書) P. 153

# 荒川鉦山関係文書綴目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
1			鉦業簿ノ複本及鉦業明細表ノ儀ニ付御届 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 39	1906	5	16
2			明治 38 年度分鉦業明細表ノ儀ニ付御届 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 39	1906	1	31
3		⑳	承認書 控	有馬栄之進	奥田栄之進	明治 38	1905	12	
4		㉑	委任状 控	有馬栄之進		明治 38	1905	12	30
5		㉒	鉦業施業案ノ儀ニ付御届 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	12	29
6	1	㉓	金銀鉦探掘権移転登録申請書	吉武良太郎(まか)4名	農商務大臣	明治 38	1905		
	2	㉔	金銀鉦探掘権無償譲渡証書	吉武良太郎(まか)2名	中馬清八・松元彦熊				
7	1		金銀鉦探掘権移転登録申請書	中馬清八・松元彦熊	農商務大臣	明治 38	1905		
	2		金銀鉦探掘権無償譲渡証書			明治 38	1905		
8	1		金銀鉦探掘権移転登録申請書	中馬清八・松元彦熊	農商務大臣	明治 38	1905		
	2		金銀鉦探掘権無償譲渡証書			明治 38	1905		
9		㉕	明治 39 年鉦業施業案	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	12	28
10	1	㉖	鉦夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	30
	2	㉗	鉦夫雇傭及労役規則	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	13
	3	㉘	鉦夫扶助規則	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	13
11			鉦業施業案産出方延期願 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	11	30

## 荒川欽山関係文書綴目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
12			欽夫雇傭及労役規則 控						
13		③③	御届 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10	23
14		②⑨	福欽達第 1344 号	福岡欽山監督署	有馬栄之進	明治 38	1905	10	14
15		③①	明治 38 年度欽業休業願 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10	22
16	1		欽業ニ関スル定期届書類提出方ノ儀ニ付御届 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10	22
	2		欽業事務所届 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10	22
17		③⑩	福欽達第 1128 号 1	福岡欽山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	明治 38	1905	10	16
18		③②	報告書類送付添状 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	10	22
19			電報		有馬栄之進			10	21
20		②⑧	約定書 控	有馬栄之進	勝田正市	明治 38	1905	10	8
21		②⑥	福欽達第 643 号 1	福岡欽山監督署長 工藤英一	有馬栄之進	明治 38	1905	9	27
22	1		欽夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願 控			明治 38	1905	7	30
	2		欽夫雇傭及労役規則 控						
	3		欽夫扶助規則 控						
23		②⑦	御願 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	9	30
24		②④	御願 控	有馬栄之進	福岡欽山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	8	31

## 荒川鉱山関係文書綴目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
25		⑫	御届 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	8	31
26		⑬	金銀産出額報告書 控			明治 37	1904	11	22
27			鉱業簿						
28			御届	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	31
29		⑭	上申書 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	30
30			御届下書 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	31
31			明治 38 年鉱業施業案 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 37	1904	10	30
32			鉱区及事務所々在地届 控	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	7	10
33		⑮	鉱石分析報告	坂元淳	有馬栄之進	明治 36	1903	8	27
34		⑯	鉱石分析報告	坂元淳	有馬栄之進	明治 36	1903	8	27
35		⑰	福鉱達第 27 号 1 金銀鉱採掘特許願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 工藤英一	明治 35	1902	6	2
36	1	⑱	精錬場新設願	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	8	23
	2	⑲	仕様設計書	有馬栄之進					
	3	⑳	製錬場新設願図	有馬栄之進					
	4	㉑	新設製錬場并付近之図						
37	1		明治 38 年鉱業施業案	有馬栄之進	福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	10	30
	2		福鉱指第 1879 号	福岡鉱山監督署長 小杉轍三郎		明治 37	1904	12	9

## 荒川鉦山関係文書綴目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
38		⑩	福鉦発第 1522 号	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎		明治 37	1904	12	10
39		⑪	福鉦発第 300 号	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	有馬栄之進	明治 38	1905	3	24
40		⑫	福鉦発第 300 号返書 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 38	1905	4	2
41			御届 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904		
42			明治 37 年鉦業明細表 控	有馬栄之進		明治 38	1905	2	10
43			御届控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 38	1905	2	5
44		⑬	福鉦発第 1466 号	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	11	15
45			福鉦発第 1588 号	有馬栄之進	福岡鉦山監督署	明治 37	1904	12	13
46		⑭	金銀鉦試掘地図控						
47		⑮	福鉦達第 30 号返書添状 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	5	21
48		⑯	試掘日程通知	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 38	1905	1	27
49		⑰	家村春書簡 (葉書)	有馬栄之進	家村春	明治 38	1905	3 力	
50	1		金銀鉦試掘地図 控						
	2		金銀鉦試掘地図 控						
51			福鉦発第 435 号	有馬栄之進	福岡鉦山監督署	明治 38	1905	5	4
52			福鉦指第 3117 号	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 36	1903	11	28
53		⑱	製錬場新設願図	有馬栄之進					
54		⑲	坑内実測図 雛型			明治 37	1904	6	30

## 荒川鉦山関係文書綴目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
55		④	鉦業特許証取得準備注意書		福岡鉦山監督署				
56		⑦	福鉦達第 319 号	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	3	22
57			福鉦達第 169 号	中尾彦次郎	福岡鉦山監督署	明治 37	1904	2	22
58			新設製錬場并付近之図 控	有馬栄之進					
59			御届 控	有馬	福岡鉦山監督署長 工藤英一	明治 38	1905	4	15
60	1	④	製錬場新設願 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 36	1903	11	11
	2	⑤	製錬場新設願図 控	有馬栄之進					
61			始末書 控	吉武良太郎	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎				
62			福鉦達第 273 号 3	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	3	2
63			福鉦達第 10 号 1	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	4	13
64		⑥	福鉦達第 273 号 1 製錬場新設願	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 36	1903	11	20
65		⑨	製錬場設置願書却下願 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	7	23
66			御届 控	有馬	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 38	1905	2	2
67			御届 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	1	31
68			始末書 控	有馬栄之進	福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎	明治 37	1904	7	23

① 福鉱達第二七号一

(整理番号 35)

福鉱達第二七号一

日置郡串木野村地内

金銀鉱採掘特許願

願人 有馬栄之進

右、出願ニ対シ鉱物標品、又ハ其存在証明書ニ一通、来ル明治三十五年六月卅日迄ニ差出スヘシ、若シ失期スルトキハ本願ヲ却下スヘシ、

明治三十五年六月二日

福岡鉱山監督署長工藤英一印

明治三十六年八月廿七日

日置裏門通

坂元分析所主

工学校採鉱  
冶金科卒業生

坂元 淳印

鹿児島市山之口町百拾三番戸

③ 鉱石分析報告

(整理番号 34)

報告

依頼ノ鉱石ハ号定量分析ヲ施シタル所、其結果左之如シ、

ハ号 百分中 含金量 〇・〇〇三

含銀量 〇・〇〇一

右報告候也、

鹿児島市山之口町百拾三番戸

明治三十六年八月廿七日

日置屋敷裏門通

坂元分析所主

工学校採鉱  
冶金科卒業生

坂元 淳印

〔割印〕

注意

- 一、鉱物標品ハ方一寸以上三寸以下ノモノヲ箱詰トシ、箱ノ内外ニ採取地名・出願年月日及願人ノ氏名ヲ明記シテ、差出スヘシ、
- 二、鉱物流動体ナルトキハ三勺以上一合以下同様封装ニテ差出スヘシ、
- 三、証明書又ハ標品箱ニハ此卅五年第二七号番号ヲ朱書スヘシ、

② 鉱石分析報告

(整理番号 33)

報告

依頼ノ鉱石口号定量分析ヲ施シタル所、其結果左之如シ、

口号 百分中 含金量 〇・〇〇一

含銀量 〇・〇〇四

右報告候也、

④ 製鍊場新設願 控

(整理番号 60-1)

扣 三通

製鍊場新設願

一 鉱物ノ種類 金銀鉱搗鉱機製鍊ノ粉鉱并ニハダ土

一 製鍊場ノ位置

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字下名小字最風一三三〇九番自己

所有原野式畝廿壹歩

全県全郡全村全大字全小字一三三〇一自己所有田式反九畝廿



八歩

全県全郡全村全字小字上最風一三三一〇番自己所有田五畝廿七歩

右ハ特許第七三八〇号鉞区ヨリ採掘シタル金銀鉞石搗鉞機製鍊ノ粉鉞并ニハダ土製鍊シ金銀ヲ採取センガ為メ製鍊場新設致度候間、御許可相成度別紙図面并ニ設計書相添へ、此段相願候也、

明治三十六年十一月十一日

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村下名

百廿番戸士族

鉞業人 有馬栄之進<sup>㊦</sup>

福岡鉞山監督署長小杉轍三郎殿

⑤ 製鍊場新設願 控

(整理番号 60-2)

扣

製鍊場新設願図 願人有馬栄之進

[図略]

⑥ 福鉞達第二七三号一

(整理番号 64)

【朱印】

福鉞達第二七三号一

特許第七三八〇号金銀鉞区付属

製鍊場新設願

有馬栄之進

右出願ニ対シ別紙図面添付ノ処、左記ノ通り不完全ニ付修正ノ上、更ニ三葉、来ル拾弍月五日迄ニ差出スヘシ、若シ失期スルトキハ本願却

下スベシ、

一 図面ハ実測ノ上精細ニ調整シ、且縮尺ヲ明示スヘシ、

一 製鍊場付近三百間以内ノ地勢ヲ明細ニ図示スヘシ、

一 製鍊場区域ハ各隅共標杭ヲ設置シ各号其方位間数ヲ明示スヘシ、

一 肩書ニハ製鍊場区域坪数ヲ明記シ、且其内訳ニハ各建物并ニ土灰捨場並ニ残地ノ坪数ヲ細記スベシ、

一 土灰捨場堤防ノ延長、厚サ高サ肩書スベシ、

一 製鍊場隣地所有者ノ氏名ヲ図上ニ表示スヘシ、

一 特第七三八〇号鉞区採鉞場ヨリ鉞石運搬ノ道路并ニ里程ヲ表示スベシ、

一 図面ニハ測量者ノ氏名住所捺印ヲ要ス、

明治三十六年十一月廿日

福岡鉞山監督署長小杉轍三郎<sup>㊦</sup>

[割印]

[印]

⑦ 福鉞発第三一九号

(整理番号 56)

福鉞発第三一九号

鹿児島県日置郡串木野村上名

特許第七三八〇号金銀鉞区

鉞業人 有馬栄之進

[割印]

鉞業用ノタメ撰鉞焼鉞又ハ製鍊ヲ為サントスル場合ニハ鉞業警察規則第十四条ニヨリ予メ使用ノ目的ヲ記シタル設計書及図面ヲ当署ニ差出シ認可ヲ受クヘキ規定ナルニ拘ハラズ、近来此手續ヲ履行セス、私力ニ撰鉞焼鉞又ハ製鍊ヲ為シ居ル者有之ヤニ及聞候処、右ハ全則第廿二

条ニヨリ罰金ニ処セラルヘキモノニ付心得違ノ廉無之様注意スヘク若シ其鉞区ニ於テ、此等ノ手續ヲ要スル場合又ハ手續ヲ為サ、ルモノハ、左記項目ニ適合スル様認可願設計書及図面各三通来ル四月卅日迄ニ差出スヘシ、若シ等閑ニ付シ居ルトキハ鉞業警察規則違反ノ廉ヲ以テ処分セラル、コトアルヘシ、  
 追テ金鉞製鍊ニ於テ水車ヲ用ヒ搗鉞製鍊ヲ為ス場合モ全様出願ノ手續ヲ要スル義ト心得ヘシ、

明治三十七年三月廿二日

福岡鉞山監督署長小杉轍三郎印

願書ニハ左記ノ各項明記スルヲ要ス、

一 主属鉞山特許番号および鉞種

一 新設地ノ位置鉞区トノ關係及使用ノ目的

設計書ニハ左記ノ各項目明記スルヲ要ス、

一 撰鉞場ニ付キテハ

- (1) 撰鉞ノ方法
  - (2) 撰鉞ノ順序
  - (3) 撰鉞ニ使用スル器具器械ノ種類及数量
  - (4) 撰鉞ノ工程
  - (5) 撰鉞ニ使用スル原動力
  - (6) 捨石置場
  - (7) 撰鉞廃水ニ対スル処置
  - (8) 一ヶ月撰鉞取扱見込高
- 一 一ヶ月製鉞見込高
- 一 焼鉞場ニ付テハ
- (1) 焼鉞ノ方法

(2) 焼鉞ノ順序

(3) 焼鉞竈ノ容積及数量

(4) 薪炭消費見込高 (炭化焙焼ヲ為ストキハ食塩消費高記入ヲ要ス)

(5) 鉞煙ニ対スル処置

一 製鍊場ニ付キテハ

(1) 製鍊ノ方法

(2) 製鍊ノ順序

(3) 製鍊ニ使用スル器械器具ノ種類数量

(4) 製鍊ノ工程

(5) 亜鉛、石炭、水銀、硫酸、青酸加里、及アルカリ等ノ消費

高

(6) 一ヶ月製鍊取扱見込高

(7) 一ヶ月製鍊高

(8) 鉞滓ニ対スル処置

図面ハ左記各項ニ基キ調整スルヲ要ス、

一 工場図 平面図

(1) 縮尺六百分ノ一乃至千二百百分ノ一

(2) 工場内建設物位置ノ図示

(3) 工場付近三百間以内ノ地形并ニ建設物關係

一 工事図 平面図及断面図

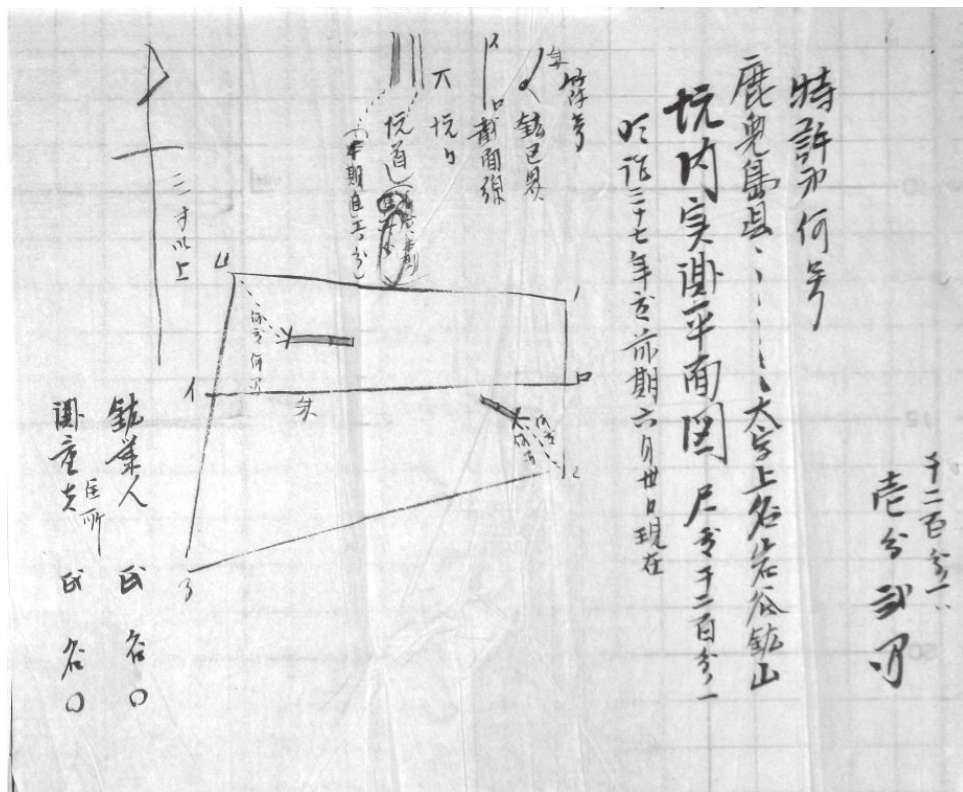
(1) 縮尺十分ノ一乃至五十分ノ一

(2) 撰鉞、焼鉞、製鍊ニ使用スル機械器具 (沈殿池、鉞滓堆積場、

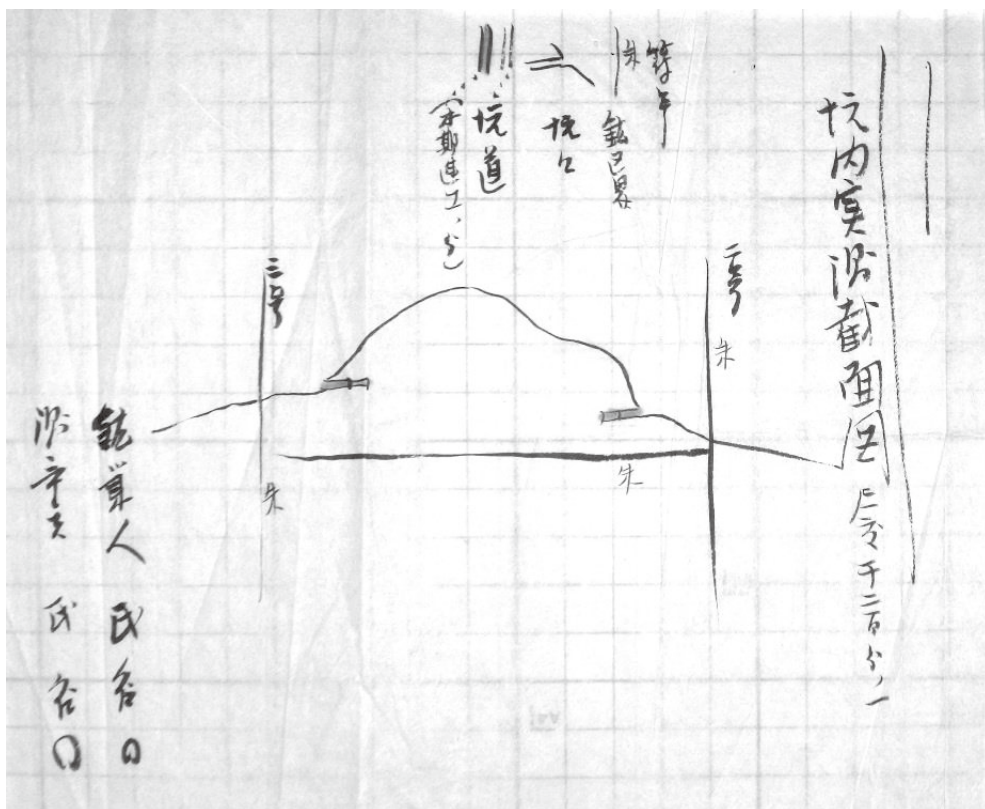
搗鉞碓、溶解槽等ノ類) ノ構造ヲ精細ニ図示スルヲ要ス、

追テ搗鉞又ハ青化法ニヨリ、金銀鉞ヲ製鍊スルトキ生スル鉞尾又ハ残

滓ハ、左記項目ヲ順守シ、出願又ハ操業ヲナスヲ要ス、



⑧坑内实测图 雛形 平面图 (整理番号 54) P. 147



⑧坑内实测图 雛形 截面图 (整理番号 54) P. 147

一 搗鉦製鍊ニヨリ生シタル鉦尾ハ沈殿池ニ導ヒキ付辺河川ニ流出セシメサルコト、

右沈殿池ハ付辺河川ノ洪水点以上ニ達スル堤防ヲ築キテ圍繞シ氾濫ヲ予防スルコト、

一 青化製鍊ニヨリ生シタル鉦滓ハ流出ヲ防クニ足ルヘキ堅牢ナル堤防ヲ築キ堆積スルコト、

⑧ 坑内実測図 雛型

(整理番号 54)

千二百分ノ一ハ

壱分式間

特許第何号

鹿児島県・・・・大字上名岩谷鉦山

坑内実測平面図 尺度千二百分ノ一

明治三十七年度前期六月卅日現在

〔図〕 (146 ページ) 上段

鉦業人 氏名 ○

住所

測量者 氏名 ○

坑内実測截面図 尺度千二百分ノ一

〔図〕 (146 ページ) 下段

鉦業人 氏名 ○

測量者 氏名 ○

⑨ 製鍊場設置願書却下願 控

(整理番号 65)

〔扣〕

製鍊場設置願書却下願控

特第七三八〇号 岩谷鉦山金銀鉦区

一 製鍊場位置 鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名

小字喧嘩田 一三四〇一番民有田壱畝拾壹歩  
二三四〇八番民有田七畝拾貳歩

明治参拾七年三月十四日付ヲ以テ、右ヶ所ニ於テ製鍊場設置願提出致

置キ候処、本鉦区目下探鉦中ニ有之、未ダ製鍊スル見込無之候ニ付、

将来採掘スル時ニ至リ、更ニ設置願出可申候間、一応却下相成度候也、

明治廿七年七月廿三日

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸

鉦業人 有馬栄之進

福岡鉦山監督署長小杉轍三郎殿

⑩ 製鍊場新設願

(整理番号 36-1)

製鍊場新設願

一 鉦物ノ種類 金銀鉦搗鉦機、製鍊ノ粉鉦并ニハダ土

一 製鍊場ノ位置

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字下名最風一三三〇九番自己所有

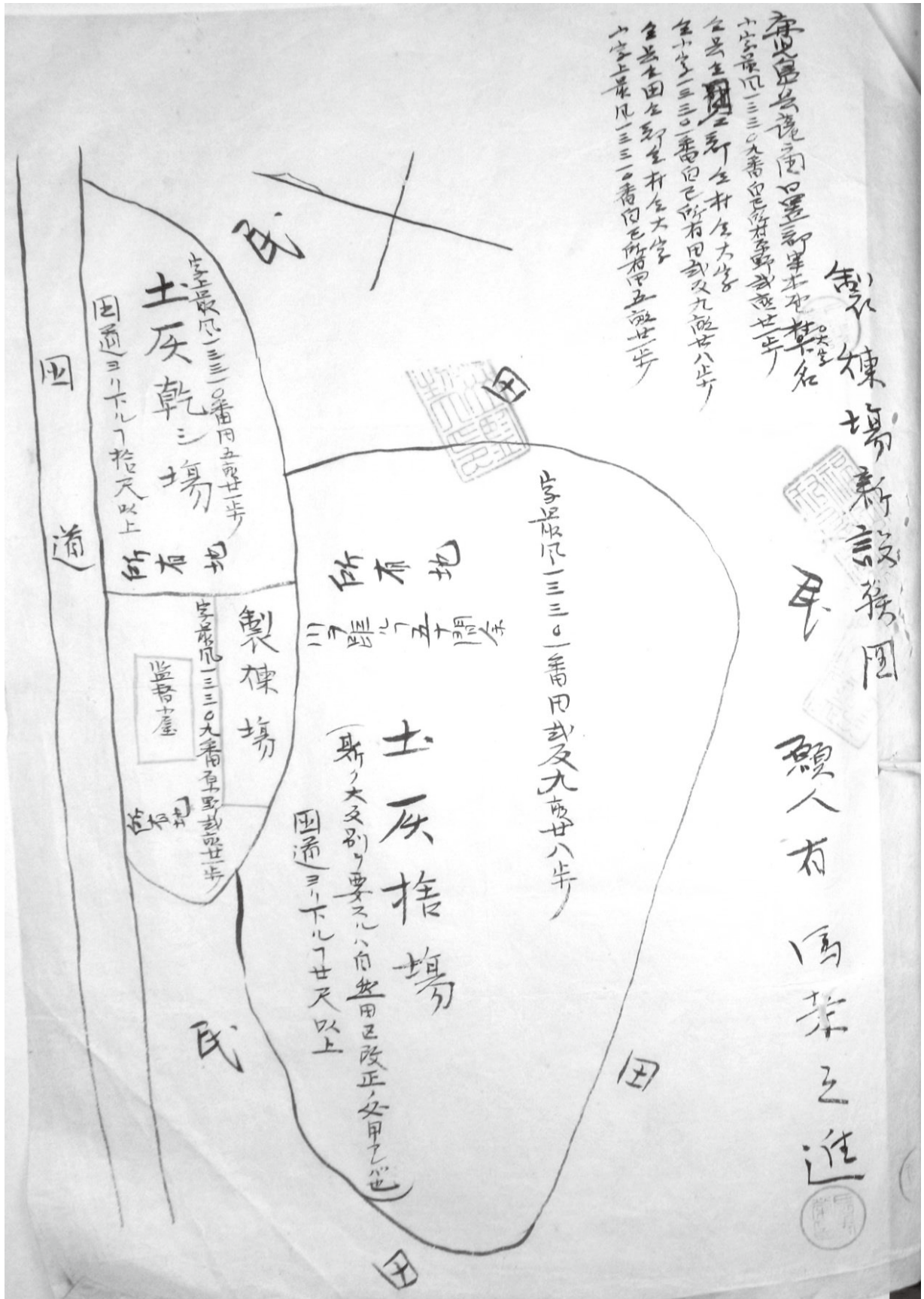
平野二畝廿壹歩

全県全郡全村全大字全小字一三三〇一番自己所有田貳反九畝廿

八歩

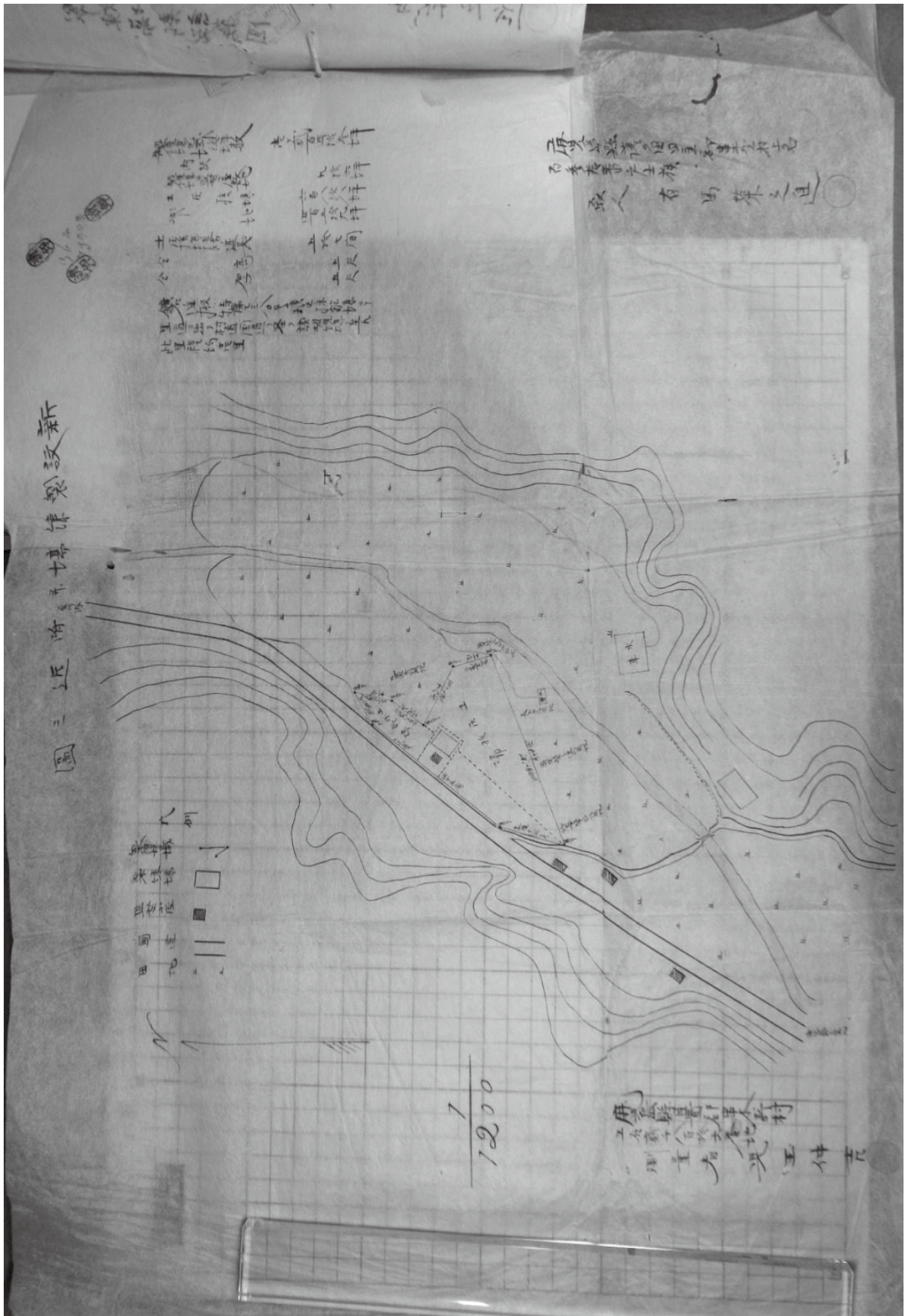
全県全郡全村全大字小字上名最風一三三二〇番自己所有





⑫製煉場新設願図 (整理番号 36-3) P. 150





⑬新設製鍊場并附近之圖 (整理番号 36-4) P. 150

田五畝廿壹歩

右ハ特許第七三八〇号鉞区ヨリ採掘シタル金銀鉞石搗鉞機製鍊ノ粉鉞并ニハダ土製鍊シ、金銀ヲ採取セシガ為メ製鍊場新設致度候間、御許可相成度、別紙函面并ニ設計書相添へ、此段相願候也、

明治三十六年十一月十一日

鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村上名

百世番戸士族

鉞業人 有馬栄之進<sup>印</sup>

福岡鉞山監督署長小杉轍三郎殿

【朱印】

〔福鉞指第二七三号〕

願ノ趣鉞業警察規則第十四条ニ拠リ認可ス、

明治三十七年八月廿三日

福岡鉞山監督署長小杉轍三郎

〔印〕

⑪ 仕様設計書

(整理番号 36-2)

〔割印〕

〔印〕

仕様設計書

一 壺樽壺回ノ装入料<sup>(量カ)</sup>ハ約百貫目

一 壺ケ月約式回ノ装入ヲナス、故壺樽式百貫目拾個ニ於テ壺ケ月平均式千貫目ノ工程トス、

一 原液ノ強度ハ四十乃至五十「ハーセント」ノ青酸加里ニ於テハ千分

ノ五、八十乃至九十五「ハーセント」ノモノニ於テハ千分ノ二・五故ニ、實際ニ於テ千分ノ二内外トス、

一 原液ノ用量ハ原料ノ式分ノ一

一 洗滌液ノ量ハ原液用量ノ壺割ニ相当スル清水ヲ、壺回宛參回注キ、

都合參割ノ水ニテ洗滌スルモノトシ、其稀液ハ直ニ原液調整用ニ供シ、遺棄スルコトナシ、

一 捨鉞場ハ地平線以下拾尺堀下ケ地上五尺ノ堤防ヲ築キ鉞砂ノ流失ヲ

防クモノトシ、若シ充滿スルトキハ、別ニ新設スベキコト、

一 石灰ノ使用料ハ原料ノ百分ノ一

一 特許第七三八〇号ノ一日平均採鉞高ハ五拾貫目、全上最低含有高ハ、

金百分〇・〇〇〇一二

附記採鉞高ハ製鍊高ニ比シ、不足セル如シト雖モ式回迄ハ製鍊ニ付スル算定也、

右ニ依リ別紙函ノ通新設スルモノナリ、

鉞業人 有馬栄之進<sup>印</sup>

⑫ 製鍊場新設願函

(整理番号 36-3)

〔割印〕

〔印〕

製鍊場新設願函

〔印〕

〔函〕 (148 ページ)

⑬ 新設製鍊場并附近之函

(整理番号 36-4)

〔割印〕

〔印〕

〔函〕 (149 ページ)

⑭ 福鋳券第一四六六号

(整理番号 44)

主用中

主用小主用トナル

〔端書〕「廿七年 十二月中分ハ駄馬運搬ノ都合出来兼製鍊ニ従事不致

候

—

福鋳券第一四六六号

特許七三八〇号

有馬栄之進

右鋳区ニ於ケル本年一月ヨリ十月ニ至ル製出ノ金銀産額至急取調ノ必要有之候条、乍手数別表相当欄内へ夫々記入ノ上、本月廿三日迄ニ無相違報告相成度用紙相添、此段及照会候也、

但整理上都合有之製産品ナキ場合ニモ、其旨必ス一報相成度候也、

明治廿七年十一月十五日 福岡鋳山監督署小杉轍三郎印

追テ、以降ハ毎月取調、前月分ヲ翌月五日迄ニ必ス報告ヲ煩シ度、就テハ十一月分ハ翌月、即チ十二月五日迄ニ報告相成度、尚ホ一月ヨリ十月迄ノ産出額ハ、月別ニテ記入報告相成度候也、

⑮ 金銀産出額報告書 控

(整理番号 26)

〔端書〕「扣老通出」

十月中

一 鋳石 一日一駄半宛

ノ四拾五駄 五分鋳石

アマ丸 廿式匁五分

焼切三 寸金六匁七分五り

ホ四五 純金 三匁四り

銀 三匁四分

二月分

一 鋳石 一日一駄宛

ノ三十駄五分鋳

アマ丸 拾五匁

三月分

焼切三 寸金 四匁五分

ホ四五 純金 式匁五分

銀 式匁式部

式用中

三月ハ二月トナル

一日式駄

ノ六十駄

一月分

六分鋳

アマ丸 三十六匁

焼切二八寸金 拾匁

ホ四 純金 四匁

銀 五匁四分

金壹匁

四匁九十八錢

ギン壹匁

拾式錢八り

四月

五月

六月 ナシ

七月

八月

九月 寸金五十匁

十 ホ一五 純金七匁五分



九月 銀式十壹匁五分

十月 寸金六十五匁

九月 ホ一四 純金九匁壹分

十月 銀五十匁

右之通り

計金二十五匁七分四リ  
計銀八十式匁五分

廿七年十一月廿二日報告

鉾山監督署御中

⑩ 福鉾発第一五二二号

福鉾発第一五二二号

従来鉾業上ノ変災ニ関シテハ、明治三十六年八月十日福鉾発第一三  
四七号ニ由リ、其性質ノ如何ニ関セズ、發生ノ都度即時届出ヲ要シ  
候処、自今届出方、左記之通り改定候条、右ニ基キ届出相成度、此  
段及通達候也、

尚福鉾発第一三四七号示達中、本文ニ抵触スル部分ハ之ヲ取消シタ  
ルモノトス、

一 鉾業上重大ナル変災（瓦斯爆発、火災、出水、ノ如シ）ト認ムベキ  
事項

二 変災ニ由リ死亡者ヲ生ジタル場合

以上二項ハ従来ノ手續ニ由リ届出ヲナスベシ、

三 輕微ナル変災ニシテ単ニ負傷者ヲ出シタルニ止マル場合（輕微ナル  
落盤等ニ由ル場合ヲモ含ム）ニハ別表ニ因リ、毎月五日及廿日ノ兩  
度ニ取纏メ報告ヲナスベシ、

十一月分
金三匁九分
ギン二十三匁五分
す三十匁
十二月ナシ

(整理番号 38)

但負傷者トハ五日以上療養ノ為メ休業ヲ要スルモノヲ届出ベキ事  
前示達ノ通り、

明治三十七年十二月十日福岡鉾山監督署長小杉轍三郎 印

別表

鉾業就業者負傷報告

何県何郡特許第何号鉾山

負傷年月日	負傷者氏名 年齢	業務	変災種類	負傷場所	負傷ノ程度	負傷ノ原因

⑪ 試掘日程通知

〔葉書宛書〕

鹿児島県日置郡串木野村

有馬栄之進殿

〔葉書本文〕

福鉾第 号

鹿児島県日置郡串木野村大字

有馬栄之進

右願地実地調査ノ儀ニ付曩ニ通知ニ及置候処、二月二日鉾山監督官補  
重永宇衛門臨検候条、当日現場ヘ立会スヘシ

但シ現場ヘ立会前日午后二時ニ串木野村大字下名二町セイ方ヘ出頭  
シ、出張員ノ指揮ヲ受クヘシ、若シ全所ヘ出頭セサルニ於テハ、立

会セサルモノト看做スヘシ、

明治三十八年一月廿七日

福岡鉦山監督署長小杉轍三郎<sup>印</sup>

⑱ 福鉦発三〇〇号

〔葉書宛書〕

薩摩国日置郡串木野村上名  
有馬栄之進殿

(整理番号 39)

薩摩郡高江村

家村春

〔葉書本文〕

拝復、益御清穆奉賀候、陳レバ荒川金鉦区税御立換ノ件ニ付テハ度々御催促ヲ受ケ恐縮ノ外無之候、該鉦区ハ先年或事情ノ為メ鹿児島市平ノ町藤田正兵衛へ相讓候故、先般貴墨ヲ封入至急御返納相成候様申遣置キ候ニ付、定メテ御返納相成候モノト相考候、然ルニ此回ノ封書ニテ始メテ相分り候ニ付、猶先方<sup>江</sup>掛合候間、御了承被下度、

⑳ 福鉦発第三〇〇号返書 控

(整理番号 40)

<sup>扣</sup> 四月二日米ノ津ヨリ書留

〔割印〕  
<sup>印</sup> 福鉦発第三〇〇号  
<sup>特</sup> 第三六九八号鉦区ニ対スル明治三十七年前期坑内実測図ハ鉦業条例施行細則、第四十四条ニ由リ、昨<sup>イマ</sup>本年八月末日迄ニ差出スヘキ規定之處、于今差出サ、ルハ不都合ニ候条来ル四月三日迄ニ必ス差出スヘシ、若シ等閑ニ付スルニ於テハ鉦業条例第八十条第二項ニ由リ五円以上五拾円以下ノ罰金ニ処セラルヘシ、  
明治三十八年三月廿四日

福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎<sup>印</sup>

明治廿八年四月二日

鹿児島県日置郡串木野村上名百世番戸

鉦業人総代 有馬栄之進

⑲ 家村春書簡 (葉書) (写真137ページ下段)

(整理番号 49)

〔葉書宛書〕

日置郡串木野村

上名

有馬栄之進殿

福岡鉦山監督署長 小杉轍三郎殿

⑳ 福鉦達第三〇〇号返書添状 控

(整理番号 47)

本五月一日付

<sup>扣</sup>

福岡第三〇号五御示達ノ趣ヨリ、別紙修正図五葉并ニ示達書下付  
図相添へ、此段及進達候也、  
明治廿八年五月廿一日

鹿児島県日置郡串木野村

上名百世番戸

願人 有馬栄之進

外式名

福岡鉦山監督署長工藤英一殿

追而示達書てハ平前田トアルモ實際公簿参照仕候処、平前前ニ相違無  
之候ニ付、多分書損ト存シ、平前前ト記入宜候間、御了知相成度候、

②② 鉦夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願 (整理番号 10-1)

(割印 前ページ脱)

印

印 鉦夫雇傭及労役規則及扶助規則認可願

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名并ニ下名ノ内

小字岩谷外六字内

特許証第七三八〇号

一岩谷鉦山

右者、薩摩国日置郡串木野村<sup>上名及</sup><sub>下名</sub>ニ於テ、拙者鉦山ニ備役スル鉦夫ノ  
雇傭及労役規則及扶助規則共、鉦業法施行細則ニ基キ、別紙之通り  
相定メ施行致度候間、御認可相成度、此段相願候也、

明治廿八年七月廿日

右鉦業権者

有馬栄之進印  
福岡鉦山監督署長 工藤英一殿

②③ 上申書 控

上申書

(整理番号 29)

特第三六九八号鉦区ニ係ル鉦夫使役規則及ヒ救恤規則中新鉦業条令ニ  
依リ、改定ヲ要スル事項ニ関シ、本月限り御届ケ致スベキ処、同鉦区  
ハ私共ニ於テハ明治三九年比鹿児島県日置郡串木野村中馬清八へ売却  
致シ、同人ハ之ヲ同県薩摩郡高江村家村幸助へ売却シ、同人ハ更ニ鹿  
児島市平ノ町藤田正兵衛ニ売却シタル由ニテハ、同人ハ目下及上京不  
在中ニテ、従前御許可相成候該規則書同人不所持ノ為メ制規之届出不  
相叶様ヲ鉦業所□本之権ニも左様ノ次第ニ御座候間、共ニ来月末日迄  
御猶予相成度、此段及上申候也、

明治廿八年七月廿日

鹿児島県日置郡串木野村上名

百世番戸

鉦業人総代 有馬栄之進

福岡鉦山監督署長 工藤英一殿

②④ 御願 控 (整理番号 24)

御願

本年七月廿日付ヲ以テ、特許三六九八号鉦区ニ係ル鉦夫使役規則及ヒ  
救恤規則改定ノ儀、并ニ鉦業簿復本進達方ノ儀ニ付、該鉦区ヲ私共ヨ  
リ転々シテ買受ケ居ル鹿児島市平ノ町藤田正兵衛ナル者上京不在ノ為  
メ、本月末日迄ニ延期転出申候処、一切ノ書類ハ前記藤田正兵衛所持  
致シ居候テ、今ニ何タル沙汰無之候間、甚タ恐縮至極ノ至リニ候得共、

何卒鈷内実地図ノ儀モ併セテ、更ニ来九月末日迄ニ御延期被成下候段、奉願上候也、

〔頭註〕「實際差出ノ日ハ九月四日」

明治廿八年八月卅一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸鈷業権者

有馬栄之進

福岡鈷山監督署長 工藤英一殿

②⑤ 御届 控

御届

(整理番号25)

特第七三八〇号鈷区ニ係ル坑内実測図ノ義、本月末日迄ニ差出スベキ筈ノ処、当月間ハ降雨ノ支障ニヨリ事業中止致居候ニ付、此段及御届候也、

〔頭註〕「實際進達ノ日ハ九月四日」

明治廿八年八月卅一日

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸

鈷業権者

有馬栄之進

福岡鈷山監督署長 工藤英一殿

②⑥ 福鈷達 第六四三号一

〔朱印〕

(整理番号21)

本〇達書ハ修正書類〇凶面  
差出ノ際必ス添付スベシ

〔朱印〕

福鈷達第六四三号一

特第七三八〇号 鈷区

鈷業権者

有馬栄之進

右鈷区ニ対シ、鈷夫雇傭及労役規則并ニ鈷夫扶助規則許可申請ノ処、不完全ニ付別紙朱書訂正ノ趣旨ニ基キ修正シ、正副式通来拾月拾式日迄ニ無相違提出ス可シ、若シ失期スルトキハ本件却下ス可シ、

追テ別紙訂正規則ハ修正、規則提出ノ際必ス添付ス可シ、

明治三十八年九月廿七日

〔黒印〕

〔黒印〕

福岡鈷山監督署長 工藤英一殿

〔割印 次ページ脱〕

〔印〕

②⑦ 御願 控

〔端書〕「老通」

御願

(整理番号23)

本年八月卅日付ヲ以テ、特第二六九八号ニ係ル諸届書類之義ハ、固鈷区〔リ脱之〕買受人藤田正兵衛ナル者旅行不在ノ為、本月末日迄ニ御延期相成候様奉願置候処、于今帰宅無之由ニテ、甚ダ恐縮ノ至リニ候得共、何卒更ニ来十月末日迄ニ御延期被成下度、此段奉願候也、

明治廿八年九月卅日提出

鹿児島県日置郡串木野村上名百廿番戸

有馬栄之進

福岡鉦山監督署長殿

⑳ 約定書 控

(整理番号 20)

扣

約定証

串木野村大字上名

小字戸切川外七字

一金銀鉦試掘地内

右ハ拙者許可鉦区ニ候処、今般貴殿ニ於テゆ<sup>(ママ)</sup>五寸以上ニ<sup>ハ</sup>充分製鍊ニ

付シ、算計相立チ候鉦石ヲ発見相成候節者、懸賞ト<sup>ハ</sup>必ス金壹百円ヲ

支払可申候、因テ為後日証如件、

明治卅八年十月八日 但拙者ニ於テ発見候分ハ此限ニアラズ、

有馬栄之進

勝田正市殿

㉑ 福鉦達第一三四四号

(整理番号 14)

〔葉書宛書〕

〔鹿児島県日置郡串木野村大字上名

有馬栄之進殿

外二名

〔葉書本文〕

福鉦達一三四四号

特許第三六九八、七三八〇号鉦区ニ対スル四月以後金銀産出額未夕報告無之、処理上大ニ差支候条、本書到達次第報告可有之、此段及照会候也、

候也、

追テ本文報告ハ翌月五日迄ニ前月分(産出額ナキトキハ其旨)ヲ報告スヘキ筈ニ付、尔後毎月遅滞ナク提出可有之為念申添置候、

明治卅八年十月十四日 福岡鉦山監督署 

㉒ 福鉦達第一二二八号一

(整理番号 17)

〔朱印〕

福鉦達第一二二八号一

特第三六九八号

鉦業権者 有馬栄之進

右鉦区ニ対シ、本年九月三十日付ヲ以テ諸願届提出方延期願之件ハ、聴許スベキ限りニ非ラザルヲ以テ、速ニ夫々手續ヲ完了スベシ、若シ失期スルトキハ処罰セラル、コトアルベキニ付、此旨注意ス、

〔黒印〕

〔明治三十八年十月十六日

福岡鉦山監督署長 工藤英一 

㉓ 明治三十八年度鉦業休業願 控

(整理番号 15)

〔端書〕〔同案式通通達扣〕

〔頭註朱書〕

『七三八〇号鉦区休業願、同案式通、全様ニ<sup>ハ</sup>朱書ノ通り』

明治参八年度鉱業休業願

【朱書】

『参拾六年九月五日 特許第七三八〇号』

一明治式拾九年参月式拾四日 特許第三六九八号

鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村大字荒川地内

金銀鉱

【朱書】

『上名及下名地内』

【朱書】

○『降雨ノ支障且ハ』

右鉱区ニ対スル明治廿八年度鉱業ノ儀ハ事業拡張ノ為メ、目下其設計準備中ニ付本年度中鉱業休業致度候間、何分明治廿八年度中休業御許可被成下度、此段奉願候也、

【頭註朱書】

『七三八〇号ノ分ハ明治廿八年度中休業ノ文字ヲ除キタリ』

明治廿八年拾月式拾日

鹿兒島県日置郡串木野村上名百廿番戸

特第三六九八号

共同採掘権者代表者

特第七三八〇号

採掘権者

有馬栄之進

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

③② 報告書類送付添状 控

(整理番号18)

印

本十月十六日付福鉱達第一、一二八号一ヲ以テ御達示ノ旨趣ニ依リ、直ニ藤田正兵衛宅へ通知仕候処、全人宅ヨリ諸願届書類ハ目下調整中ナルニ付、出来次第送付可致候得共、差当リ出来上リ居ル分丈送付ストノコトヲ以テ、即別冊鉱夫使役規則全扶助規則送付越シ候間、<sup>〔捺カ〕</sup>奈印之上及進達候也、

明治参拾八年十月廿二日

特第三六九八号

共同採掘権者代表者

有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

③③ 御届 控

(整理番号13)

御届

一特許七三八〇号 明治参拾六年九月五日付

岩谷鉱山

鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村上名及下名地内

金銀鉱

右鉱区ニ対スル本年四月以後、金銀産出額報告書ノ儀ハ、規定ノ期間内ニ提出可致筈ノ処、別封ヲ以テ休業願出候通ニ有之、別ニ届ケ出ツ可キ事項無之候ニ付、何卒宜敷様御取計被成下度、此段及御届候也、

明治参拾八年拾月式拾日

鹿兒島県日置郡串木野村上名百参拾番戸

特七三八〇号 有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

③④ 鉱夫雇傭及労役規則

(整理番号 10-2)

(割印)

印

鉱夫雇傭及労役規則

第壹条 鉱夫ハ身体強壯ニシテ業務ニ堪ユル者ニ限り使用ス、

但男子ニアリテハ拾五年以上、五拾年以下

女子ニアリテハ拾年以上、五拾年以下トシ、其婦女

并ニ幼者ニアリテハ、特ニ安易ノ業務ニ使用スルモノ

トス、

第貳条 鉱夫ハ官令ヲ遵守スルハ勿論、当鉱山ノ規則厳守シ、鉱業

人及役員ノ指揮ヲ受ケ、各業務ニ勉勵スルモノトス、

第参条 鉱夫雇入ノトキハ、其鉱夫ノ現籍履歴ノ要領、業務種類、

生年月日姓名及其雇入ノ年月日、及解雇期間等ヲ鉱夫名簿

ニ詳記シ置クモノトス、但解雇ノトキハ其年月日ヲ記入ス

ルモノトス、

第四条 鉱夫ハ毎日午前七時ニ出勤シ、午後五時ヲ以テ退散時間ト

定ム、且ツ其間晝時間ノ休憩を与フ、

但製鍊夫ニ限り式拾四時間中拾式時間ヲ以テ、甲乙交替

ヲ為シ、其交替人ノ来ルヲ待ツテ始メテ交替ヲ為サシ

ム、

第五条 使役鉱夫ノ為メ、左ノ休業日ヲ定ム、

一 毎月末日晝回 二 大祭日 三 鉱山祭(旧曆拾六日相当スル日)

第六条 鉱夫ハ惣テ賃錢ノ前借相成ラサルコト、

第七条 約定賃金ハ各鉱夫ノ等級ニ応シ、左ノ期日ニ必ス通貨ヲ以

テ支払フ為スコト、

但支払日ハ毎月壹回ニシテ末日トス、

第八条 鉱夫ハ第一衛生上ニ注意シ、飲料水ハ勿論納屋ノ内外不潔

ナカラシムベシ、

第九条 解雇ノ鉱夫証明ヲ請求スルコトアルトキハ、鉱業人及代理

人ハ其請求ニ応シ、証明ヲ与ヘルモノトス、

第拾条 受持ノ採鉱場ハ鉱業障害トナラサル様注意シ、採鉱ヲ為ス

ベシ、

(割印)

印

(割印)

印

第拾壹条 左ノ項目ニ該当スル鉱夫ハ、何時タリトモ解雇スルモノト

ス、

一 鉱業人及役員ノ指揮ニ従ハス、粗暴ノ所為アルモノ、

一 酒癖乱心怠惰ノ不行跡アルモノ、

一 雇役中軽罪以上ノ罪ヲ犯シ居ルコトヲ発見シタルトキ、

第拾貳条 左ノ項目ニ該当スル行為ヲナシタル鉱夫ハ、其害ノ軽重ニ

ヨリ使役ヲ差留ムルカ、又ハ損害金トシテ賃金ノ内ヨリ差引

クコトアルベシ、

一 坑道或ハ諸器械等ニ、障害ヲ為シ、其他鉱業上妨害ヲ

為シタルモノ、

第拾参条 鉱夫鉱主ニ向ヒ請願スルコトアルトキハ、必ス尙名タルベ

シ、尙名以上ノ同盟請願ハ、事実ノ如何ヲ問ハス採用セサ

ルモノトス、

第拾四条 鉱夫中業務勲励品行方正ノ者ニハ、時々相当ノ賞ヲ与フル

コトアルベシ、

第拾五条 業務ノ種類並ニ等級貨錢ヲ定ムルコト左表ノ如シ、

職工名		壹等	貳等	参等	四等	五等	六等
鉱夫頭	八拾錢	七拾錢	六拾錢				
坑夫	乃四拾錢 至五拾錢	乃三拾錢 至二拾九錢	乃貳拾七錢 至貳拾九錢	乃貳拾五錢 至貳拾六錢	乃貳拾三錢 至貳拾四錢	乃貳拾壹錢 至貳拾貳錢	乃貳拾錢
手子 <small>〔註〕</small>	貳拾五錢	貳拾貳錢	乃拾八錢 至貳拾錢	乃拾六錢 至拾七錢	乃拾參錢 至拾五錢	乃拾壹錢 至拾貳錢	拾貳錢
選鉱夫	乃四拾錢 至五拾錢	乃参拾錢 至参拾九錢	乃貳拾七錢 至貳拾九錢	乃貳拾五錢 至貳拾六錢	乃貳拾三錢 至貳拾四錢	乃貳拾壹錢 至貳拾貳錢	貳拾錢

但製煉夫ハ選鉱夫ト全シ

〔註〕 手子ニ未成年で主に鉱石・道具などを運ぶ人

【朱印】

福鉱指第六四三号

願之趣鉱業法第七十五条ニ依リ許可ス、

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一 印

③⑤ 鉱夫扶助規則

(整理番号10-3)

〔割印〕

鉱夫扶助規則

第壹条

鉱夫、左ノ数条ニ該ルモノハ其輕重ニ応シ相当ニ扶助スルモノトス、

第貳条

鉱夫、自己ノ重大ナル過失ニアラスシテ、就業上負傷又ハ疾病ニ罹リタルトキハ、診察費及治療費ノ実費ヲ給ス、

第参条

前条ノ場合ニ於テ、鉱夫療養ノ為メ休業中ハ其日数ニ相当スル賃金額ノ三分之一以上ヲ給ス、

第四条

第貳条ノ負傷又ハ疾病ニヨリ鉱夫死亡シタルトキハ、葬祭料トシテ金拾円以上ノ額ヲ支給シ、其遺族ニ対シテハ死者ノ受ケタル賃金百日以上ニ相当スル金額ヲ支給スルモノトス、

第五条

第貳条ノ負傷又ハ疾病ニヨリ鉱夫不具、若クハ廢疾トナリタルトキハ、其賃金ノ百日以上ニ相当スル金額ヲ支給スルモノトス、

但稼キ高ニヨリテ賃金ヲ定ムル場合ニ於テハ、前廿日間ノ就業平均額ニヨリテ之ヲ定ム、

【朱印】

福鉱指第六四三号

願之趣鉱業法施行細則第六十六条ニ依リ許可ス、

明治三十八年十一月十三日

福岡鉱山監督署長 工藤英一 印



③⑥ 明治三十九年鈹業施業案 (整理番号9)

明治三十九年鈹業施業案

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村上名并二下名ノ内小字岩谷外六字

一 岩谷鈹山 金銀鈹

一 特許第七三八〇号 一鈹区坪数拾壹萬五千九百貳拾五坪

鈹業人 有馬栄之進

一 鈹床に關スル事項

従来ヨリ旧坑石ヲ製煉スル者故、別ニ記載スル記事ナシ、

主鈹物ハ金銀ニシテ副鈹物ハナシ、但母岩ハ輝石安山岩

二 探鈹及ビ開坑ニ關スル事項

ナシ

三 採鈹ニ關スル事項

目的トスル鈹床ノ位置、名称及其採掘ノ順序方法

第一項ニ記セシ如シ

粗鈹量並其最低品位及平均品位

粗鈹量ハ六万貫目、最低品位百万分ノ一、平均品位百万分ノ

五

坑水及捨石ノ量、其品質及処置

坑水ナシ捨石ハ一定ノ場所ヲ選シ堆積ス、

通氣・排水及運搬ノ方法 ナシ

使用人員及原動力 ナシ

水尾所盤石等ニ原因スル操業上危険ノ有無及其予防方法

ナシ

四 選鈹ニ關スル事項

選鈹ノ順序方法

坑石ノ堆積シ在ル場所ニ選砂場ヲ設ケ、選坑夫ヲシテ之ヲ粗鈹

ト分タシメ、鈹車及(ダツ)ニテ搬出セシム、其順序ハ搬出

シタル粗鈹ヲ、男女ノ坑夫ヲシテ、之ヲ尚一番鈹ヨリ三番鈹ノ

三種ニ選鈹シテ製煉場ニ送致ス、

〔註2〕ダツハ竹で編んだ背負い籠のこと

精鈹ノ種類、其量・品位・粗鈹量

精鈹ノ種類ハ、金銀ニシテ其量ハ参万貫目、品位ハ拾萬分ノ一

ヲ金トシ、拾万分ノ二ヲ銀トス、

粗鈹量ナシ

廃水及鈹滓ノ量・其品質及処置ナシ

使用人員及原動力

選鈹夫 延人員六百人 実人数貳人

雑夫 延人員参百人 実人員壹人

計 九百人 実人員参人

原動力ナシ

五 製煉ニ關スル事項

製煉ノ順序方法

選鈹シタル坑石ヲ、馬或ハ車ニテ製煉場ヘ運搬シ、壹寸立方以

内ニ破碎シ、旧式普通水車ニテ搗鈹シ、水銀ヲ挿入シテ混汞金

銀ヲ製シ、乾鑪略内ニ於テ、水銀ヲ蒸發セシメ、残留シタル貴

金属ハ、鋼砂ヲ混シ焼製シテ市場ニ送ル、

搗鈹ノ臼内ヨリ流出シタル鈹尾ハ、青化製煉法ニ依リ金銀ヲ精

製ス、

精鈹量並製産物ノ種類及其量

精鉱量ハ参万貫目、製産物ハ金銀ニシテ、其量ハ金参百匁銀六百匁

煙廢水及鉱滓ノ量其品質及処置

煙ナシ、廢水ノ法ハ水車場ヨリ流出スル水及鉱尾ハ、沈澱池ニ

沈澱セシメ、上部ノ清澄ナル水分ハ、付近ノ川ニ流出セシム、

鉱滓ノ量は、凡ソ式万貫ニシテ、其処置ハ青化小屋ノ付近ニ堆積ス、品質ハ百万分ノ一、

使用人員及原動力

搗鉱夫 延人員三百人 実人員一名

雑夫 延人員三百人 実人員一名

計 六百人 式名

原動力、水力ヲ以テ水車ヲ運転セシム、

右之通、施業致度候間、認可相成度御座候、

右鉱業人 有馬栄之進

明治三十八年十二月二十八日

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

③⑦ 鉱業施業案ノ儀ニ付御届 控

(整理番号5)

鉱業施業案ノ儀<sup>ニ付</sup>御届

一特許第三六九八号

鹿児島県日置郡串木野村荒川地内

金銀鉱

右鉱区ニ対スル鉱業施業案ノ儀、曩キニ差出方本月末日迄延期出願仕置候処、該鉱区ハ明治廿八年十二月廿六日付ヲ以テ、外売名へ採掘権移転登録申請仕候間、登録済ノ上ハ自然藤田正兵

衛外売名ヨリ提出可致候ニ付、別ニ拙者ヨリ提出不仕候間此段御届申上候也、

追而本鉱区ニ対スル明治廿八年度ハ鉱業休業願出置候<sup>ニ付</sup>、本年度ニ於ケル施業ハ無之モノニ候也、

尚ホ本鉱区ハ前記ノ事実ナルモ、右鉱業施業案ヲ、拙者ヨリも提出スベキモノニ候ハ、更二期日ヲ指定シ、提出方御下命被成下度願上候也、

明治廿八年十二月廿九日

鹿児島県日置郡串木野村上名

百参拾番戸

採掘権者代表者有馬栄之進

福岡鉱山監督署長 工藤英一殿

③⑧ 委任状 控

(整理番号4)

委任状

拙者儀、鹿児島県日置郡串木野村上名<sup>〔マ〕</sup>番戸奥田栄之進へ、左之権限之事ヲ代理為致候事、

一鹿児島県日置郡串木野村大字上名及下名地内

金銀鉱区特許第七三八〇号 岩谷鉱山及全県全郡全村大字上名地内

金銀鉱区福試第一〇九五八号試掘許可地ノ売却ニ右式鉱区売却上関スル一切ノ件、

右、代理之委任状仍テ如件、

明治廿八年十二月廿日

鹿児島県日置郡串木野村

上名百参拾番戸

有馬栄之進

③⑨ 承認書 控

(整理番号3)

〔印〕 試掘地全様

承認書

鹿兒島県日置郡串木野村大字上名及下名ノ内  
小字岩谷外六字

金銀鉞区拾壹萬五千九百貳拾五坪

右者、特許第七三八〇号ヲ以テ、拙者ニ許可稼行中ニ有之候処、今回  
貴殿ノ御協議ニ応ジ、壹万五千円也ニ而売却之儀、承認致候儀相違無  
之候、就テハ明治参拾九年五月卅一日迄ニ本承認書之通御履行無之時  
ハ、全然無効ニ可帰候得共、該期限内ハ他ヨリ如何様ノ相談有之候共、  
違議申間敷候、仍テ為後日別紙委任状相添ヘ承諾書一札如件、

但談判交渉中、期限切迫致シ成立ノ見込充分ナルトキハ、延期之儀  
御相談ニ応シ候事、

明治卅八年十二月 鹿兒島県日置郡串木野村

上名百参拾番戸

右名義人有馬栄之進

奥田栄之進殿

④⑩ 金銀鉞採掘権移転登録申請書

(整理番号6-1)

金銀鉞採掘権移転登録申請書

一 鉞区所在地 鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村

大字荒川小字芝ノ元後外貳字地内

一 鉞業権ノ  
登録番号 特許第参六九八号(明治貳拾九年参月貳拾四日附)

一 申請人ノ氏  
名及ヒ住所 鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村上名  
百参拾番戸 有馬栄之進外貳名

一 登録原因  
及其ノ日付 明治参拾 年 月 日付ノ無償讓渡証  
ニ依リ採掘権ノ譲リ受ケ

一 登録目的 採掘権ノ移転登録

一 年月日 明治参拾八年 月 日

一 鉞 種 金銀鉞

一 鉞区ノ面積 参萬九千六百五拾九坪

一 附属書類 採掘権者有馬栄之進外貳名ノ採掘権無償讓渡証書壹通

(別紙)

右、採掘権ノ移転登録申請致候間、登録相成度双方連署ヲ以テ此段  
相願候也、

明治参拾八年 月 日

鹿兒島県薩摩国日置郡串木野村

上名百四拾壹番戸

〔割印〕

〔割印〕

〔割印〕

〔割印〕

〔割印〕

〔印〕

〔印〕

〔印〕

〔印〕

〔印〕

採掘権讓渡人 吉武良太郎

全県全郡全村全百参拾番戸

全 有馬栄之進

全県全郡全村下名千参百人拾六番戸

全 中尾彦次郎

全県全郡全村全九百参拾貳番戸

採掘権譲受人 中馬清人 [印]

全県全国全郡全村全九百参拾貳番戸式号

全 松元彦熊 [印]

農商務大臣

④1 金銀鉞採掘権無償譲渡証書 (整理番号 612)

[割印] [割印] [割印] [割印]

[印] [印] [印] [印]

金銀鉞採掘権無償譲渡証書

一明治貳拾九年参月貳拾四日特許第参六九八号

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村

大字荒川小字芝ノ元後外貳字地内

金銀鉞採掘特許地参万九千六百五拾九坪

前記鉞区ニ対スル採掘権一切ヲ、今般双方合意ノ上、無代償ニテ貴殿へ譲渡致候儀確實也、然ル上ハ後日決テ苦情申間敷候、依テ別紙採掘権移転登録申請書へ捺印相渡候也、  
明治 年 月 日

鹿児島県日置郡串木野村上名百四拾壹番戸

譲渡人 吉武良太郎 [印]

全県全郡全村全百参拾番戸

全 有馬栄之進 [印]

全県全郡全村下名千参百八拾六番戸

全 中尾彦次郎 [印]

中馬清人殿

松元彦熊殿

④2 金銀鉞試掘地図 控 (整理番号 46)

[印] 金銀鉞試掘地図 天度六千分ノ一

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名

小字戸切川ノ内 民地山林田

浅井田平ノ内 民地山林田

浅井田平ノ内 山林田 鹿児島県日置郡串木野村下名

堂ノ平ノ内 山林 百三十番戸士族

平田前ノ内 山林 有馬栄之進

平田迫ノ内 山林 同県薩摩郡下東郷村中後

平田段ノ内 山林 七百十一番地平民

堂徳田ノ内 山林 吉村幸次郎

中須ノ内 田 同県日置郡串木野村上名

坪数八万四千四百拾坪 三千六百七番地平民

測量者 佐藤平角

有馬栄之進

【地図略】

④3 製錬場新設願図 (整理番号 53)

製錬場新設願図 願人 有馬栄之進 [印]

鹿児島県薩摩国日置郡串木野村大字上名

小字最風一三三〇九番自己所有平野二畝廿一步

全県全国全郡全村全大字

全小字一三三〇一番自己所有田貳反九畝廿八步

〔割印〕 全県全国全郡全村全大字  
小字上名最風一三三二〇番自己所有田五畝廿一步

【地図略】

④ 鉱業特許証取得準備注意書 (整理番号55)

注意

鉱業特許証下付相成候ニ付テハ、速ニ左記ノ願書届出ヲ差出シテ企業ノ準備ヲ整頓シ、且犯則ニ陥ラサルコトヲ勉ムヘシ、

一、 鉱業施業案

右鉱業条例第二十六条ニ基キ、特許ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ差出シ、認可ヲ受クヘキモノ、違反者ハ同条例第二十八条ニ抛リ特許ノ取消ヲ受クルコトアルヘシ、

但採掘権ヲ讓受ケタル場合ニ、前鉱業人ノ認可ヲ受ケタル施業案ヲ襲用セントスル者ハ、本文期限内ニ其旨願出ツヘシ、

二、 鉱夫使役則並ニ救恤規則認可願

右鉱業条例六十四条第七十二条ニ基キ願出ツヘキモノ、違反者ハ同条例第八十五条ニ抛リ拾円以上百円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

但採掘権ヲ受ケタル場合ニ前鉱業人ノ認可ヲ受ケタル規則ヲ襲用セントスル者ハ其旨願出ツヘシ、

三、 共同鉱業人総代届

右鉱業条例第六条ニ基キ届出ツヘキモノ、違反者ハ同条例第八十六条ニ抛リ壹円以上壹円九拾五銭以下ノ科料ニ処セラル、モノトス、

四、 鉱業代理人届

右鉱業条例施行細則三十六條ニ基キ届出ツヘキモノ、違反者ハ細

則五十四条ニ抛リ貳円以上貳拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

五、 鉱山係員認可願

但鉱業人自ラ鉱業ヲ管理スルトキハ届出テニ及ハス、  
右炭坑ニ於テハ鉱業警察規則第八条ニ基キ鉱業人ハ鉱業係員ヲ選定シ認可ヲ受クベキモノ、違反者ハ同規則第二十二條ニ抛リ貳円以上貳拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

六、 汽罐、煙突、選鉱場、及製鍊場新設認可願

右鉱業警察規則第十四條ニ基キ使用ノ目的ヲ記シタル設計書札圖面ヲ差出シ認可ヲ受クヘキモノ、違反者ハ同規則第二十二條ニ抛リ貳円以上貳拾円以下ノ罰金ニ処セラル、モノトス、

福岡鉱山監督署

15 臼井家文書

【解説】

串木野郷では、江戸時代には芹場・芹ヶ野、明治時代になると芹ヶ野に加えて羽島・荒川と金山に恵まれていたため、多くの者が金山経営に携わった。臼井家もそのような串木野郷士である。

臼井家文書を見る限り、臼井家は本格的な金山経営は行っていない。しかし、明治・大正・昭和と長く金山試掘申請に関する文書が残されている。絵図と申請文書が別々に保管されていたので、申請文書などの絵図が一致するのが分からず残念であるが、それでも当時の申請手続きをかいまみることが出来る。更に、試掘のための資金調達に関する文書も残されており、大変興味深い。

串木野郷では金山にかかわったという話は絶えない。つまりこのような文書が串木野郷には多く残されていたはずである。

今回は臼井家文書一部を年代順に収載した。しかし、今後の利用の便を図るため、臼井家文書の一覧をあげておくこととする。

## 臼井家文書目録

整理 番号	枝 番	掲載 番号	文 書 名	筆 者	宛 所	年号	西曆	月	日
1			鉱山関係資料 (封筒 1)						
	1	①	鉱床説明書 (雛形)	臼井猪之助	福岡鉱山監督署長	明治 43	1910	7	17
	2		鉱山明細表届 (雛形)						
	3	⑬	試掘権登録通知	福岡鉱山監督局長	臼井常泰	昭和 3	1928	10	16
	4	⑧	試掘権登録通知	福岡鉱務署長	臼井猪之助	大正 8	1919	9	16
	5		鉱床説明書 (雛形)						
	6	⑰	契約証 (雛形)						
	7		壳渡二因ル試掘移転ノ登録申請 (雛形)						
	8	⑱	壳渡証 (雛形)						
	9	⑲	契約証 (雛形)						
	10	⑳	鉱業明細表						
2			鉱山関係資料 (封筒 2)						
	1	㉑	金銀鉱試掘鉱区増区願						
	2		昭和 4 年鉱業明細表						
	3	⑭	昭和 4 年鉱業明細表	臼井常泰	福岡鉱山監督局長	昭和 5	1930	1	10
	4	⑦	契約書	臼井猪之助		大正 6	1917	12	10

## 臼井家文書目録

整理番号	枝番	掲載番号	文書名	筆者	宛所	年号	西暦	月	日
	5	⑪	試掘決定通知	福岡鉱務署長	臼井常泰	大正 13	1924	7	2
	6	⑫	試掘決定通知	福岡鉱山監督署長	臼井猪之助	明治 43	1910	10	24
	7	⑬	試掘決定通知	福岡鉱山監督署長	谷山和伊	明治 44	1911	1	12
	8	⑭	試掘決定通知	福岡鉱山監督署長	臼井猪之助	大正 2	1913	3	31
	9	⑮	試掘決定通知	福岡鉱務署長	臼井猪之助	大正 4	1915	6	22
	10	⑯	試掘決定通知	福岡鉱務署長	臼井猪之助	大正 6	1917	7	27
	11	⑰	試掘決定通知	福岡鉱務署長	臼井常泰	大正 8	1919	11	17
	12	⑱	試掘決定通知	福岡鉱務署長	臼井常泰	大正 11	1922	1	7
3			鉱山関係資料 (封筒 3)						
	1	⑲	金円借用証	臼井常泰		大正 15	1926	5	31
	2	⑳	借地卜共二抵当地譲渡証			昭和 9	1934	6	17
	3	㉑	無尽給付済掛金契約書			昭和 13	1938	3	24
	4		臼井常泰戸籍謄本						
4			鉱山関係資料 (封筒 4)						
	1		金銀鉱探掘鉱区図		※口絵2ページ掲載				
	2		金銀鉱探掘鉱区図						
	3		鉱区関係地図						
5			長谷場純孝書簡	長谷場純孝	共励斎・共立夜学校諸士				

① 鉱床説明書（雛形）（整理番号1・1）

鉱床説明書（雛形）

- 一、位置 鹿児島県日置郡串木野村上名地内ニアリテ、島津家鉱区ト隣続ス
- 二、地質 石英岩ニシテ母岩ハ安山岩ナリ
- 三、鉱床 正則ニシテ一条アリ、字上大松ニ露頭出現ス
- 走向二十度 傾斜三十度
- 四、鉱種 金銀鉱ニシテ含金平均十万分の五、銀平均十万分ノ十七ナリ

右之通説明候也、

鹿児島県日置郡串木野村上名

三七八番戸 出願人 谷山五助

全村全一七〇番戸

全代表者 臼井猪助

明治四十三年

七月十七日

福岡鉱山監督署長

野田勇殿

② 試掘決定通知（整理番号2・6）

福鉱四三年第一三号

明治四十三年六月二十日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱採掘願

出願人 代表者 臼井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業法施行細則第三十六條第一項ニ依リ此旨通知ス

明治四十三年十月廿四日

福岡鉱山監督署長 野田 勇 [印]

注意

- 一、本文通知書及図面ハ登録税納付ノ際納付書ニ添付セラルヘシ
  - 一、本文通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録税納付書ヲ差出サルヘシ
  - 一、前文期間内ニ登録税納付書ヲ差出ササルトキハ鉱業法施行細則第三十九條第九号ニ依リ本出願ハ却下セラルヘシ
  - 一、本文通知ヲ受ケタルトキハ鉱業法施行細則第二十九條ノ二ニ依リ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得サルヘシ
  - 一、本文通知ヲ受ケタル後出願人変更ヲ為スモ別ニ其通知ヲ更新セサルヘシ
  - 一、登録税ノ納付ニ関シテハ別紙記載ノ事項殊ニ注意セラルヘシ
- [註 表割印ニケ所・裏割印一ケ所アリ]

③ 試掘決定通知（整理番号2・7）

福鉱四三年第八〇号

明治四十三年十一月廿五日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 谷山 和伊



右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉦業  
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス

明治四十四年一月十二日

福岡鉦山監督署長 野田 勇 

〔註〕②の「注意」と同文により省略

〔頭註〕「甲 第式七五号」

〔朱印〕

『明治四拾四年式月拾日受付

鹿兒島県試掘登録第四六〇号

明治四拾四年式月拾参日登録

順位——級第壹番——』

〔朱印〕

『右登録済』 〔註 印文〓福岡鉦山監督署之印〕

〔註 表割印三ヶ所アリ・裏割印二ヶ所アリ〕

④ 試掘決定通知 (整理番号2・8)

福鉦二年第一三号

大正二年二月十四日出願

鹿兒島県日置郡串木野村

金銀鉦試掘願

出願人 代表者 臼井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉦業

法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正二年三月三十一日

福岡鉦山監督署長 野田 勇 

〔註〕②の「注意」と同文により省略

〔頭註〕「甲第五一〇号」

〔朱印〕


『大正式年四月式拾八日受付

鹿兒島県試掘登録第五九六号

大正式年四月式拾八日登録

順位事項区第壹番——』

〔朱印〕

『右登録済』 〔註 印文〓福岡鉦山監督署之印〕

〔註 表割印三ヶ所・裏割印二ヶ所アリ〕

⑤ 試掘決定通知 (整理番号2・9)

福鉦四年第三三八号

大正四年五月一日出願

鹿兒島県日置郡串木野村

金銀鉦試掘願

出願人 臼井猪之助

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉦業  
法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正四年六月廿二日

福岡鉦務署長 野田 勇 印

〔註 ②の「注意」とほぼ同文により省略〕

〔頭註〕「甲第一二二八号」

〔朱印〕

〓——月 日 受付

鹿児島県試掘登録第七五九号

大正四年六月式拾式日登録

順位 区第壹番 〓

〔朱印〕

『右登録済』 印〔註 印文ニ福岡鉦務署之印〕

〔註 表割印ニケ所・裏割印ニケ所アリ〕

⑥ 試掘決定通知 (整理番号2・10)

福鉦六年第二六四六号

大正六年七月二十三日 出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉦試掘願

出願人 臼井猪之助

右出願ハ別紙函面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉦業法施行細則第三十六条一項ニ依リ此旨通知ス、

大正六年七月二十七日

福岡鉦務署長 野田 勇 印

〔註 ②の「注意」とほぼ同文により省略〕

〔頭註〕「甲第式五六五号」

〔朱印〕

〓——月 日 受付

鹿児島県試掘登録第壹〇九七号

大正六年八月式拾七日登録

順位 区第壹番 〓

〔朱印〕

『右登録済』 印〔註 印文ニ福岡鉦務署之印〕

〔註 表割印ニケ所・裏割印ニケ所アリ〕

⑦ 契約書 (整理番号2・4)

〔三銭 収入印紙〕

契約書

今般鹿児島県日置郡串木野村字上名地内金銀鉦区面積式拾式万壹千坪  
試掘登録第一〇九七号事業経営スルニ付、便宜上中島庄太郎ヲ甲トシ  
臼井猪之助ヲ乙トシ左ノ条件ヲ締結ス、

第壹条 前記鉦区ニ関スル探鉦費ハ勿論鉦区ニ関スル一切ノ費用ハ  
甲ノ負担トシ、事業経営上ニ付テハ甲者ニ一切任カス事、  
第貳条 甲ハ加入金トシテ金壹万式千円ヲ大正七年壹月末日迄ニ支  
払フ事、

第三条 前記鉦区ノ甲乙各自ノ持分ヲ左記ニ掲ク、

十分ノ七 甲者

十分ノ三 乙者

第四条 本契約ハ大正七年二月末日迄ニ加入金ヲ授受セザル時ハ無

効トス、

右契約証書式通ヲ作成シ各自記名捺印シ、尙通宛所持スルモノ也、

大正六年十二月十日

鹿児島県日置郡串木野村上名百七拾番戸

乙者 臼井猪之助<sup>㊞</sup>

高知県土佐郡塩江村三千八百拾番地

甲者 中島庄太郎〔拇印〕

薩摩郡永野村永野四一五〇

立会人 小牟田幸蔵<sup>印</sup>

〔割印ニケ所アリ〕

⑧ 試掘権登録通知

〔整理番号1・4〕

〔葉書宛書〕

鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇

臼井猪之助殿

〔葉書本文〕

鹿児島県試掘登録第一〇九七号（大正六年八月廿七日登録ノモノ）

右鉦区ハ、大正八年八月廿七日鉦業権満期ニ付鉦業法施行細則第五

十一条ニ依リ、鉦業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ（探掘鉦区ニアリテハ鉦業簿複本ノ添付ヲ要ス）右登録ノ日ヨリ三十日以内ニ差出スヘシ、

違背スルトキハ罰金ニ処セラルヘシ、

但記載スヘキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、

右注意ス、

大正八年九月十六日

福岡鉦務署長 三井米松

〔頭註〕「大正六年八月廿七日登録ノモノ」

大正八年八月廿七日ニテ満期」

⑨ 試掘決定通知

〔整理番号2・11〕

福鉦八年第二、一五五号

大正八年八月廿七日出願

鹿児島県日置郡串木野村

金銀鉦試掘願

出願人 臼井常泰

右出願ハ別紙図面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉦業法施行細則第三十六条第一項ニ依リ此旨通知ス、

大正八年十一月十七日

福岡鉦務署長 三井米松

<sup>印</sup>

〔註 ②の「注意」とほぼ同文により省略〕

【朱印】

〃——月——日 受付

鹿兒島県試掘登録第壹五七六号

大正八年拾貳月拾六日登録

順位 区域老番

〔頭註〕「甲第四〇八八号」

【朱印】

『右登録済』 印〔註 印文〓福岡鉱務署之印〕

〔註 表割印四ヶ所アリ〕

⑩ 試掘決定通知

(整理番号 2・12)

福鉱十年第二、〇七一号

大正十年十二月十九日出願

鹿兒島県日置郡串木野村

金銀鉱試掘願

出願人 臼井常泰

右出願ハ別紙函面ノ区域ニ於テ許可スヘキモノト決定候条鉱業

法施行細則第三十六條第一項ニ依リ此旨通知ス

大正十一年一月七日

福岡鉱務署長 三井米松

印

〔頭註〕「甲第貳七九号」

【朱印】

〃——月——日 受付

鹿兒島県試掘登録第壹八五六号

大正拾壹年貳月六日登録

順位 区第壹番

【朱印】

『右登録済』 印〔註 印文〓福岡鉱務署之印〕

〔註 表割印四ヶ所アリ〕

⑪ 試掘決定通知

(整理番号 2・5)

福鉱十三年第一八〇号

鹿兒島県試掘権登録第二〇六九号鉱種名金銀鉱

鉱業権者 臼井常泰

右鉱区操業ニ際シテハ左記事項ヲ遵守スヘシ

大正十三年七月二日

福岡鉱務署長 西田 稔

印

記

一、坑内水及選鉱廃水ハ之ヲ沈殿池ニ導キ清澄除毒ノ上放流スルコト

二、土砂廢石ハ一定ノ場所ニ堆積シ散乱流出セサル様相当ノ設備ヲナ

スコト

〔註 上部割印一ヶ所アリ〕

⑫ 金円借用証

(整理番号 3・1)

【収入印紙 三銭・五拾銭・拾銭 貼付アリ】

金円借用証

一金壹千貳百五拾円也 印

一利息月壹分貳厘 ㊟

一弁済期 大正拾五年九月貳拾五日限り

日置郡串木野村上名

【朱印】

字城ノ元貳千七百六拾貳番

『登記第參六六四号』

一宅地百八拾坪

区順位第 壹番』

全所字同全番ノ壹

『登記第六四四四号』

一宅地百參拾六坪

区順位第 九番』

全所字同貳千七百六拾壹番

『登記第參〇七四号』

一宅地百五拾坪

区順位第貳拾七番』

右抵当權設定之上前記之金円借用仕、正ニ相請取り候儀実正

也㊟依テ為後日保証人連署之上、借用証一札如件、

大正拾五年五月參拾壹日

日置郡串木野村上名百七拾番戸

借主 白井常泰 ㊟

同所 全番戸

保証人 白井能武 ㊟

鹿兒島市和泉屋町四番地

当時全市下竜尾町九番地

保証人 西蘭茂太郎 ㊟

鹿兒島市下竜尾町

百五拾四番地ノ貳

林 松次郎 殿

【朱印】

『載記料金 拾六銭』

司法代書人 長谷川曾 ㊟

【朱印】

『昭和貳年七月廿九日受付』

第參參〇壹号

㊟

登録済

』

⑬ 試掘權登録通知

(整理番号 1・3)

〔葉書宛書〕

日置郡串木野村上名一七〇

白井常泰殿

〔葉書本文〕

鹿兒島県試掘權登録第二、二七五号

右鉞区ハ、昭和三年十月十一日鉞業權満期ニ付鉞業法施行細則第五

十一條ニ依リ、鉞業明細表甲号表三通、乙号表及丙号表各二通ヲ(採

掘鉞区ニ在リテハ鉞業簿複本ノ添付ヲ要ス)右登録ノ日ヨリ三十日

以内ニ差出スヘシ、

違背スルトキハ罰金ニ処セラルヘシ、

但記載スベキ事項ナキトキハ其旨届出ツヘシ、

右注意ス、

昭和三年十月十六日

福岡鉞山監督局長 田島勝太郎

⑭ 昭和四年鉱業明細表

(整理番号 2・3)

昭和四年鉱業明細表	
鉱山位置	鹿児島県日置郡串木野村上名地内
鉱種	金銀
鉱区面積	拾七万七千坪
掘 試 登録番号	式四〇五号
鉱業権者	鹿児島県日置郡串木野村上名一七〇番戸 白井常泰

特ニ記載スベキ事項無之候間御届申上候也、

昭和五年壹月拾日

福岡鉱山監督局長

田島勝太郎殿

⑮ 借地ト共ニ抵当地讓渡証

(整理番号 3・2)

【収入印紙 三銭 貼付】

借地ト共ニ抵当地讓渡証

一金壹千貳百五拾円也 貸金元本

一利息月一分五厘

一弁済期大正拾五年九月二拾五日

一抵当物件

日置郡串木野村上名

字城ノ元貳千七百六拾貳番

一宅地百八拾坪

全所字全全番ノ壹

一宅地百参拾六坪

全所字全貳千七百六拾壹番

一宅地百五拾坪

但昭和二年七月二拾九日交付第参参〇壹号貸地済

一借家者 白井常泰 白井能武 西菌茂太郎

右借地並ニ抵当地ヲ、今般貴殿ニ讓渡致候儀実正也、然ル上

ハ貴殿ニ於テ勝手ニ御取立相成候共、何等異議無之、為後日

本証一札如件、

昭和九年六月拾七日

鹿児島市下龍尾町百五拾四番地ノ貳

讓渡人 林 松次郎 ㊞

同市山下町百七拾二番地拾号

土師甚九郎右衛門殿

【朱印】

『 昭和九年六月拾八日受付

第参八壹〇号

登記済



白石小二代書人 ㊞

【裏書】

「昭和拾三年三月拾四日

一一八〇

昭和拾参年三月参拾日 弁済

抵当権抹消

白井常泰」

⑩ 無尽給付済掛金契約書

(整理番号3・3)

第二万六百―四号

無尽給付済掛金契約証書

本職ハ後記当事者ノ囑託ニ因リ、其法律行為ニ関シ聴取シタル陳述ヲ録取スルコト左ノ如シ、

第壹条 債務者曰并能武ハ債権者富国無尽株式会社ノ無尽契約約款ニ基キ、昭和拾参年参月―九日其給付定額金壹百円也ノ払渡ヲ受ケ、該約款ニ依リ給付済掛金九拾六円也ヲ返還スルコトヲ約シ、右給付金ヲ受領シタリ、

第貳条 前条給付済掛金ハ之ヲ参拾貳回ニ分割シ、昭和拾参年貳月ヨリ昭和拾五年九月マテ、毎月貳拾四日マテニ、金参円也宛掛戻スヘキモノトス、

第参条 左記ノ場合ニ於テハ債権者ハ前条ニ定メタル支払方法ヲ変更シ、残金額全部ニ対シ一時ニ弁済ノ請求ヲナシ得ルモノトス、

壹、貳回以上掛戻金ノ支払ヲ為ササルトキ又ハ本契約ノ条項ヲ履行セサルトキ、

貳、債務者又ハ保証人中第三者ヨリ財産差押仮処分、破産

若クハ競売ノ申立ヲ受ケタルトキ、

参、住所ヲ秘シ移転シタルトキ、

四、債権者力債務者及保証人ニ於テ債権侵害ノ行為アリト認メタルトキ、

五、債権者ヨリ保証人ノ変更又ハ増員ヲ要求シタル場合、

指定ノ期間内ニ其要求ニ応セサルトキ、

第四条 給付済掛戻金ノ払込期日ニ於テ、其支払ヲ怠リ又ハ前条ノ場合一時完済ノ請求ヲ受ケタル時ハ、其翌日ヨリ現金ノ日迄払込ムヘキ金額ニ対シ百円ニ付壹日金四銭ノ割合ニ当ル損害金ヲ支払フヘキモノトス、

第五条 債務者力期限ノ利益ヲ失ヒタル場合ニ於テ、債務者又ハ保証人力債権者ノ営業ニ係ル無尽ニ加入ノ掛込金アルトキハ、債権者ニ於テ随意ニ何等ノ手續ヲ要セスシテ、本契約債務者又ハ保証人ハ之ニ対シ何等ノ異議ナキモノトス、

第六条 本契約ノ為要シタル公正証書作成ノ費用及本契約違反ノ為メ債権者ニ於テ特ニ要シタル旅費・訴訟費用・弁護士手数料・報酬其他一切ノ費用ハ、債務者ニ於テ負担シ直ニ之ヲ支払フヘキモノトス、

第七条 債務者及保証人カ本契約不履行ノ為メ債権者力強制執行及競売ノ際出向キタルトキハ、壹名分ノ旅費実費並ニ日当金貳円及全宿泊料金四円ノ割合ニテ、其都度之ヲ負担スヘキモノトス、

第八条 保証人ハ各自債務者ト連帯シテ本契約履行ノ責ニ任スルモノトス、

第九条 債務者及保証人ハ債務不履行ノ時ハ直ニ強制執行ヲ

受クルモ異議ナキモノトス、

鹿児島県鹿児島市加治屋町参番地

債権者 富国無尽株式会社

同県同市同町百壹番地

右会社代表取締役

右法定代理人 奥山 猛彦

明治拾壹年拾月式拾六日生

同市高麗町四番地

会社員

右代理人 山本 親憲

明治式拾五年五月生

右山本親憲ハ本職ニ於テ氏名ヲ知り且ツ面識アリ、

右山本親憲ハ債権者富国無尽株式会社代表取締役奥山猛彦ノ

代理人タルコトヲ証スル委任状ヲ以テ、其代理権限ヲ証明シ

且登記簿抄本ヲ提出シテ、委任者ノ法定代理権ヲ証明シタリ、

右委任状ハ認証ヲ受ケサル私署証書ナルニ依リ適法ノ印鑑証

明書ヲ提出シテ其ノ委任状ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、

鹿児島県日置郡串木野町上名式

千七百六拾壹番地 臼并能武事

債務者 臼并能武

明治拾六年参月生

同所同番地 臼并能幸事

保証人 臼并能幸

明治参拾八年拾式月生

同町上名千九百七拾番地

保証人 池田 猛

明治式拾五年四月生

同県鹿児島市薬師町六拾壹番地

会社員

右参名代理人 有馬純剛

明治参拾年四月生

右ハ本職其氏名ヲ知り且面識アリ、

右代理人ハ委任者ヨリ交付セラレタル委任状ヲ以テ、代理ノ

権限ヲ証明シ、其ノ委任状ハ認証ヲ受ケタル私署証書ナルニ

依リ、印鑑証明書ヲ以テ其ノ真正ナルコトヲ証明シタリ、

右列席者ニ読聞カセタル処、之ヲ承認シ左ニ署名捺印シタリ、

囑託代理人 山本親憲 ⑧

囑託代理人 有馬純剛 ⑨

昭和拾参年参月式拾四日本職役場ニ於テ、此ノ証書ヲ作成ス、

鹿児島地方裁判所所属

鹿児島県鹿児島市山下町

式百九番地

公証人 西村甫太郎 ⑩

右正本也

同日同処ニ於テ囑託人富国無尽株式会社ノ請求ニ依リ之ヲ作

成ス、

鹿児島地方裁判所所属

鹿児島県鹿児島市山下町

式百九番地

公証人 西村甫太郎 ⑩



⑰ 契約証 (雛形)

(整理番号 1・6)

契約証 (雛形)

今般拙者 (拙者共) 名義ニ係ル鹿児島県何郡何村地内試掘登録第何号鉱区ヲ、左ノ条件ヲ以テ貴殿へ譲渡ノ契約ヲ締結ス、

一、譲渡代金ヲ金五十円トシ金員授受同時ニ鉱業権ヲ貴殿若シクハ貴殿指定ノ人へ移転ノ登録ヲナスモノトス、

一、前項金員授受ノ期限ヲ来ル本年拾二月末日迄トシ、全期日以内ニ御支払ヒ無之時ハ此契約ヲ無効トス、

一、本契約期限内ハ決シテ他ニ売却譲渡等ノ契約ヲナサザル事ヲ確約ス、

右為後日如件、

鹿児島県日置郡串木野村下名番戸

何某 ㊞

鹿児島県

何某 ㊞

田中一郎殿

⑱ 売渡証 (雛形)

(整理番号 1・8)

売渡証 (雛形用紙美濃紙)

鹿児島県試掘登録第

鹿児島県何郡何村地内

金銀鉱試掘鉱区

右鉱業権ハ今般貴殿へ代金何万円ヲ以テ売渡候儀実正也、依テ鉱業権

移転ノ登録ヲ可致売渡証一札如件、

大正何年何月何日

鹿児島県何郡何村上名何番戸

売渡人 何某 ㊞

⑲ 契約証 (雛形)

(整理番号 1・9)

契約証 (雛形)

今般何某ヲ (外一名) 甲トシ、何某ヲ乙トシテ、左契約ヲ締結ス、

一、甲ハ自己所有ニ係ル鹿児島県試掘登録第何号鉱区ヲ、予定代金五千円ヲ以テ売却方ヲ乙ニ依頼シ、乙ノ尽力ニ依リ、田中一郎ニ売却契約締結スルニ当リ、代金減額ノ交渉ヲ受ケタル場合ハ、金壹

千貳百円ヲ下ラザル範圍ニ於テ処決スル事ヲ相互承認スルモノニシテ、代金交付ノ際ハ、甲ハ金壹千貳百円ヲ先収シ、之ヲ以テ取

切トシ、其レ以上ハ何程アルモ、乙ノ所得トシ、甲ハ決シテ異議ナキモノトス、

右式通ヲ作製シ各自尅通宛保留ス、

県 郡 村 番

大正年月日 甲者 何某 ㊞

県 郡 村 番 戸

乙者 何某 ㊞

⑳ 鉱業明細表（雛形）  
（整理番号 1・10）

大正四年鉱業明細表	鉱山位置	鹿兒島県日置郡串木野村大字上名	鉱種	金銀	鉱区面積	貳拾貳万千坪	試験登録番号	七五九	鉱業権者	鹿兒島県日置郡串木野村上名一七〇番戸 白井常泰 ⑩
-----------	------	-----------------	----	----	------	--------	--------	-----	------	------------------------------

付記一 特ニ記載スベキ事項ナシ、

大正五年一月廿四日

福岡鉱務署長

野田 勇 殿

㉑ 金銀鉱試験掘鉱区増区願  
（整理番号 2・1）

金銀鉱試験掘鉱区増区願

鹿兒島県試験掘権登録第

鹿兒島県日置郡串木野村大字上名地内

金銀鉱試験掘鉱区

面積貳拾參万四千坪

増区

鹿兒島県日置郡串木野村大字上名地内

面積五万七千九百四拾參坪

合計貳拾九萬零千九百四拾參坪

右試験掘鉱区変更許可相成度図面添、此段相願候也、

大正 年 月 日

鹿兒島県日置郡串木野村上名百七拾番戸  
試験掘権者 白井常泰

福岡鉱務署長 三井米松殿

註 白井常泰 谷山常清弟吉兵衛五男。明治二十三年白井家の養子となる。

大正八年猪之助より常泰に改名。妻白井能武。長男は常幸。



川口番所跡の看板

## 16 長家文書

### 【解説】

この文書は西郷隆盛の子息菊次郎が、串木野村長入来次郎助に宛てた礼状である。大正四年当時、西郷菊次郎は島津家山ヶ野金山鉱業館長を務めている（明治四十五年就任）。

書簡の内容は、芹ヶ野鉱山のトロッコ軌道敷設の鹿児島県知事の許可がおり、その出願時の配慮へのお礼である。

江戸時代、薩摩藩内の金山の中心は山ヶ野鉱山で、芹ヶ野鉱山は山ヶ野鉱山の支山とされていた。その体制を引きついで明治時代も、芹ヶ野鉱山は山ヶ野鉱山の管轄となっていた。そのため、芹ヶ野鉱山の責任者として、串木野村長入来次郎助に礼状を出したのだろう。

往時芹ヶ野には現在の国道三号線をはさんで両山側にトロッコ軌道が敷設されていた。この書簡にある軌道は、このうち東側の軌道である。

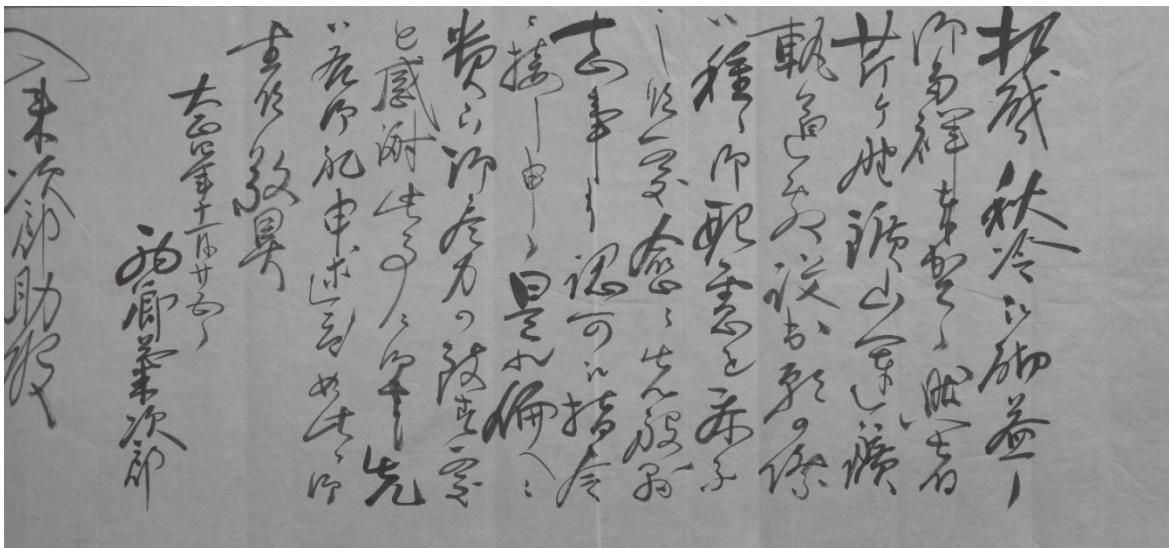
### 西郷菊次郎書簡

拝啓秋冷の御益々御多祥奉賀候、然者芹ヶ野鉱山運鉱軌道敷設出願の際ハ種々御配慮を忝ふし候処、愈々先般県知事より認可の指令ニ接し申候、是れ偏へニ貴下御尽力の致す処と感謝此事ニ御座候、先ハ右御礼申述度、如此ニ御座候、敬具

大正四年十一月廿五日

西郷菊次郎

入来次郎助殿



# 神社・祠堂関係 17 市来神社関係

## 市来神社所蔵棟札

### 【解説】

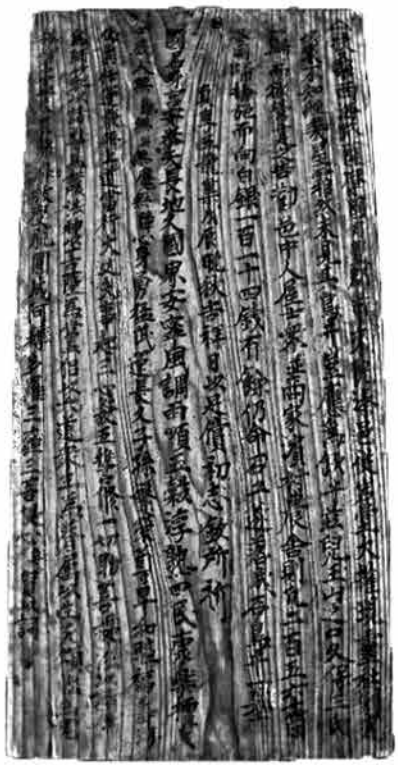
市来神社は、天神町にあった村社の菅原神社と、土橋町どほしちようにあった同じく村社の熊野権現神社を昭和十六年に合祀し、社名を「市来神社」と改名した。合祀事情の報告文書によると、熊野神社は氏子が少ないので神社に入るお金が少なく、祭祀をするのも不十分であり、また神社を維持するのも困難な状態であった。菅原神社は境内が狭く、前面は墓地に接しているので拡張する余地もなく、祭祀の執行や参拝者に不便であり、また神社の尊厳も保たれない状況であった。このような事情から両神社の氏子協議のうえ、両神社を合祀し、熊野神社の地に新しく社を建て、昭和十六年十二月十一日遷座祭を執行し、神社名を市来神社とする。なお祭神は熊野神社祭神を上位に記すとして、伊弉諾いざなぎのみこと、尊みこと、事解男命ことわかのみこと、速玉男命はやたまのみこと、菅原道真の神名がある。現在の社殿は平成二年に改築されている。

棟札とは、棟上げや再建・修理の時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記して棟木に打付ける札のことで、頭部は多く山形をなしている。

市来神社の棟札は、熊野神社分五枚、菅原神社分十一枚、市来神社分二枚がある。



熊野神社棟札 貞享五年（裏） P. 181



熊野神社棟札 貞享五年（表） P. 180

熊野神社棟札

①寛文十一年

(表)

聖主天中天カ

伽陵頻伽聲カ

奉建立熊野三所權現□堂一宇

哀愍衆生者カ

我等今敬礼

大檀那大梵天王

右意趣者

大□主帝釋天王

護持信□王宮所中助力者

現世安穩、後生善處、道心堅

固、心中滿願、殊者當所安全、

諸人快樂、諸災退散、一々如意、

決定成就、仍棟札如件、

施主敬白

(裏)

神主 池田新右衛門

于時寛文十一年辛亥 □□吉辰

名主 石神友右衛門

小触与右衛門

前田長左衛門

大工 濱田彦兵衛

木原六右衛門

②貞享五年

(表)

(179ページ下段右側)

△扶桑西海路薩摩國日置郡市来院湊邑從岩堂大權現靈社創建以來、不知經幾星霜、然未見其鳥井、豈應爲欽宇、茲兒玉・山之口・久保三氏一歸而欲營建之、勸邑中人屋土衆並商家・濱村・農舍、則凡二百五六十箇各同掃捨施而向白銀一百一十四錢有餘、仍命石工遂落成石鳥井一基、貞享五龍集戊辰晚秋吉祥日以足償初志欽所祈

國君身官安泰、天長地久、國界安寧、風調雨順、五穀淳熟、四民康樂、檀度士庶無難無災無魔無障心身勇猛、武運長久、子孫繁榮、尊卑和睦、福壽海伏、冀任運發無上道當行、大丈夫事起三心發五□修一切助菩提法、以諸佛爲師範、以諸尊爲護法神、以菩薩爲黨侶、以六道衆生爲眷屬、以生死煩惱爲團林、無盡未來、際濟拔度脫圓成阿耨多羅三藐三菩提心矣、賀詞、

〔註 阿耨多羅三藐三菩提心あのくたらしんみやくさんぼだいしん 〓 仏の悟りの知恵のこと、この上なく優れ、正しく円満である意で、このような悟りを得ようとする菩薩の

志をいう。(佐和隆研編『密教事典』)〕

(裏) (179ページ下段左側)

鳥井創營 石楹峙岑 巖堂威現 湊里衆欽 靈社周備 人家尚深 神光無盡 輝古輝今

檀度師人稽首敬白

位次不同

一銀四分	伊集院久兵衛	一同七分	和田喜平衛	一同三分	江夏五郎左衛門
一同老分	児玉仲兵衛	一同三分	池田新右衛門	一同老分	高崎半兵衛
一同三分	児玉草因齊	一同二分	蔵元諸右衛門	一同二分	宮内蔵之丞
一同七分	田中早左衛門	一同二分	千右衛門	一同老分	伊集院少右衛門
一同七分	児玉六左衛門	一同二分	喜三右工門	一同二分	山之口六右衛門
一同三分	同氏覺之丞	一同二分	野呂太右衛門尉	一同二分	井上小左衛門尉
一同七分	前田二左衛門	一同二分	山之口清兵衛	一同三分	前田千右衛門尉
一同七分	和田善右衛門	一同二分	井上治右衛門尉	一同三分	勝目利兵衛

③享保五年

(表)

奉建立熊野三所権現社二王並獅子

(仁カ)

維貶享保第五庚子十一月十日、氏子中並湊町濱衆力ヲ以、始建之、獅子者濱田宇兵衛建之、伏口家<sup>ニ</sup>無難、人<sup>ニ</sup>息<sup>災</sup>、永仰<sup>靈感</sup>灵感二世安樂、

庄屋 大迫甚右衛門 功才 松下之藤左衛門  
久保之長右衛門 小触 飯山之清右衛門

(裏)

濱役人野崎文四郎 年行司<sup>有川</sup>新右衛門 中原藤左衛門 福田仁之允 中馬弥五右衛門  
主取 竹之下久左衛門 大窪喜右衛門 大久保四郎 井之上治左衛門 江夏久五郎 新助 迫屋敷吉兵衛 平之弥兵衛  
神主 池田和泉 石切 川越源次兵衛 謹記焉

④享保十九年<sup>〔一七三四〕</sup>

(表)

御日本最上神祇之 <sup>〔靈カ〕</sup> 場、神明降化之濫觴下界勸請	御地頭福山平太夫	大工	久保源兵衛	濱田	九兵衛
神道妙檀 之根、神武之早創、我國之住躅也、□則奉安代之灵宝、受	噉 南郷喜兵衛	加治 <sup>〔マツ〕</sup>	六兵衛	但	九兵衛□□□
天照大神之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一	同 高崎甚右衛門	主取	久保笑右衛門	瓦且	又錢拾貫文
奉再興熊野三所大權現宝殿舞殿一字 <sup>〔享保十九年甲寅〕</sup> 四月十五日	同 萩原善左衛門	同	大久保喜三兵衛	寄進	
之灵場、本朝双□場 <sup>〔受〕</sup> 、薩 <sup>〔州〕</sup> 日置郡市来郷湊村權現社	同 白井七兵衛	同	江夏休五郎	小触新門	仁右衛門
神變妙檀 宝殿舞殿住或以氏子衆力奉再興、三刃之太守源 <sup>〔在中將〕</sup> 繼豊公	庄屋 永山伊右衛門	同	飯山之藤右衛門	宮主	池田仙吉
如意満足故也、	同 御子孫繁茂 <sup>〔家内カ〕</sup> 安全、殊 <sup>〔二〕</sup> 八當村繁榮、五穀豐饒、	同	同 飯山之藤右衛門		
		同	同 迫 吉左衛門		
		同	同 松下門 藤左衛門		

⑤明和六年<sup>〔一七六九〕</sup>

(表)

右意趣者、奉為天長	主取	大久保喜右衛門
地久、御願成就、國家	同	久保 堅助
安全、且氏子中諸 <sup>〔難〕</sup> 遠	同	唐仁町 休右衛門
離、吉祥不退、維時明和	同	松下町 長兵衛
六 <sup>〔乙〕</sup> 丑九月吉祥日	同	前之門 治右衛門
地頭 宮之原甚五太夫	大工	高崎 庄左衛門
	鍛冶	野崎 喜藤次

奉再興熊野三所三社權現宮一字

(裏)

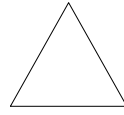
右宮者、敷地衆又者、	庄屋	重信 八十右衛門
氏子者、或其外依	小触	久保門 善右衛門
進令再興者也、	功才	上之原門 本右衛門
	右同	出口門 八 藏
	神主	貴嶋 彌左衛門

⑥寛文九年〔一六六九〕

(表)

封 天神宮

安世安國莫懈護法護人、不忘防怨敵、於他方



皇都鎮護 神宇大成 惟德昭々 惟功浩々 殊冀

封 上棟

集瑞祥于此界、菓實圓熟、人民怡悦者也、

〔島津光久〕  
三弐太守大隅守 御代

天長地久、御願圓滿、

殊者信心大施主

七難即滅、七福即生、

内外安穩、息災延命、

子孫繁昌、諸願成就、

皆令満足、

仍如件、

寛文九己酉歲八月吉祥日

(裏)

〔暖カ〕  
噫

伊集院久兵衛

年行司 九郎左衛門

部當

児玉忠兵衛

同 傳兵衛

普〔請カ〕 諧〔請カ〕 見舞

同 才兵衛

和田七右衛門

大工 岩下市郎左衛門

神主 池田新右衛門

(読み下し文)

世を安んじ国を懈おとろゆることなく法を護り、人を護り、怨敵を防ぐことを忘れず、他方に於ては、皇都鎮護、神宇大成、惟德昭々、惟功浩々〔註一〕、殊には瑞祥を此の界に集め、菓実円熟し、人民怡悦〔註二〕を冀こゝろがう者也、  
天長地久、御願圓滿、殊には信心の大施主の七難即滅、七福即生、内外安穩、息災延命、子孫繁昌、諸願成就、皆満足せしむ、仍って件の如し、

〔註一〕 惟德昭々惟功浩々 功德が昭らかで広大であること。

〔註二〕 怡悦 悦こぼること。



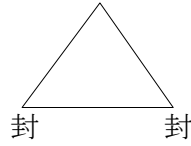
⑦延宝五年〔一六七七〕

(表)

天神宮

九刃刀兵不起、百代穀稼、無難

十方刹土一座道場六戸圓通普門廣大 宓目



且越所來悉成僧徒修行有慶

延寶五丁巳歲

八月吉辰

三刃太守大隅守殿

御代

役人

兒玉六左衛門

年行事

〔噎カ〕

伊集院久兵衛

正右衛門

新左衛門

休三部郎

七左衛門

彼神祇者、神通自在、善應無方、不離安樂、宮遊化恒、沙界為  
王城鎮守、則詠詩歌以惜春北野花護霸國提封、則提弓劔目〔註一〕警  
夜西都、月梅飛千里松老九刃家々圓通大土之化身、処々天滿天  
神之垂跡具一切功德慈眼視衆生、以是奉造立社一字者也、此依  
人力當所中無病無惱福壽共増延、子孫名利并資倍而所願如意者也、

〔註一 目以〕

(裏)

⑧元禄四年〔一六九一〕

(表)

上棟 鎮守宮 皇都鎮護神宇大成惟德昭々惟功浩々殊冀

集瑞祥于此界、莫實圓熟カ、人民怡悅者也

安世安國莫懈護法護人、不忘防怨敵、於他方

施主且越當所湊在郷真俗男女永康寧カ民屋齊昌泰矣

久保次左衛門

庄屋 久保弥兵衛

大工

同氏源兵衛

于時元禄三辛未曆三月吉祥日 小觸太郎兵衛

〔註三 四 四は死に繋がるため、三と表記している〕

神主 池田新右衛門  
大工 川東筑右衛門

⑨元禄十三年

(表)

封



奉造替天満天神寶殿并舞殿一字

聖主天中天 元禄十三辰天  
迦陵頻伽聲  
哀愍衆生者 八月吉祥日  
我等今敬礼

奉為意趣者、金輪聖王玉體安穩、  
天長地久、御願圓滿、殊大檀主源朝臣  
網貴公并吉貴公御息災延命、  
御子孫繁茂、分國安全、五穀成熟、  
萬民豊樂、別氏子繁榮、一切所願、  
如意成就、皆令満足故也、  
仍意旨如件、

當地頭 高橋七郎右衛門尉殿  
折願所大日寺住持 法印盛禪  
神主 池田新右衛門

封

(裏)

法佛風災應身



水災金

意蓮火災報口

港村決衆氏子  
衆力銀有錢百八十目也  
依之二月廿五日御神樂爲用  
松枝取十七丁寄進  
山元勘右

噯

高崎半兵衛  
濱役人 山之口六右衛門

普譜主取 和田善右衛門

右同 野崎市之亟

右同 中原五左衛門

主取大工 児玉覺之亟

主取鍛冶 林五右衛門

星原小左衛門

〔註1〕 梵字 (パーンク) ・ 註2 梵字 (パン) 〓 金剛界大日如来

⑩ 享保元年<sup>〔一七二六〕</sup>

(表)

天満宮再興記

正徳<sup>乙未</sup>秋九月四日、鎮西路薩州日置郡市来郷湊村怪風一道起於浦西稻荷崎之西南海上五里餘程、大仇于北野君之神祠直過於冠嶽山東北之際矣、若其始起則激浪湧天、重雲落海、電光無方射、浪衝雲閃閃於大虛之間、須叟如有物上天、如有聲聞雷、忽為疾風而飛石摧林、有若轉倒乾坤者、若夫及之一閭之人家則一字以非所可全而一閭依然故閭、民皆言、此日天満宮特離此風<sup>災</sup>也、代於一閭之災也、謹以其所見聞之靈驗試閭民之言、則非苟所可疑怪也、此故茲歲丙申春、衆議起工至再興神祠、則家家感而捨財、戸戸喜而盡力、期月而廟社論興輝古照今焉、一身起願造内殿者中原五左衛門也、衆庶鳩力經營外殿・長廊者一閭崇敬之老少也、民之感如此、則神之應亦可觀也、豈可不記、故不辭不文謹誌、

(裏)

享保元<sup>丙申</sup>十一月十五日

與頭	和田與次兵衛	同	主取年行司	五左衛門
濱役	竹之下休左衛門	同		
衆中觸	宮内喜左衛門	同		
主取大工	久保源兵衛	主取浦横目	九兵衛	
太夫	池田内蔵之助	同	仁之丞	
		木挽松下之	次右衛門	
		鍛治中宿之	六左衛門	

〔解説〕

天満宮再興記

正徳<sup>乙未</sup>秋九月四日、鎮西路薩州日置郡市来郷湊村に怪風一道(竜巻と思われる)が、浦西稻荷崎(現別府稻荷付近カ)の西南海上五里余程のところ<sup>〔一七二五〕</sup>に起こり、北野君の神祠(菅原神社)に大きな損害を与え、直ちに冠嶽山東北の際<sup>きわ</sup>を通り過ぎた。その始めは激しい浪が天までとどくように大きく起こり、重い雲が海に落ちるように海とつながり、雷光<sup>いなびかり</sup>が走り、浪は雲を衝いて閃々<sup>せんせん</sup>と大空にきらめいた。須叟<sup>すゆ</sup>(しばらくは)物が上空にあるようで、声は雷鳴を聞くようであった。忽<sup>たちまち</sup>疾風となり飛ばされた石で林の木は摧<sup>くだ</sup>かれ、天地がひっくり返ったようであった。若し、この竜巻が一閭(一つの里、すなわちここでは湊村)の人家に及んでいたら、一軒の家も無事ではすまなかつただろう。ところが湊村は

何の被害もなくそのままであった。湊村の人々は皆言うことであつた。この日、菅原神社は特にこの風災からは離れていて、被害を受けるはずはなかつたのに、村の災害の身代りとなつて下さつたのであろうと。謹んで、村民が見聞きした靈験に基づいて村民の言つてゐることを考えると、いやしくもその不思議さを疑つてはいけないのである。

このような理由で今年丙申の春、皆で話し合つて工事を始め、社を再興することにしたところ、どの家でも共感して寄付し、どの家も喜んで協力した。期限どおり立派な社が出来上り、昔の輝きが今を照らしている。中原五左衛門は一身起願して内殿を造つた。外殿は皆で力を合せて造つた。また長廓は神社を崇敬する老若の者たちで造つた。村民の感謝の念はこのようであるので、また神様もそれに応えて下さるはずである。だから記録に留めなければならない。故に言葉は整つていないし、文章も満足なものでもないけれども、謹んで誌する次第である。

⑪ 享保八年<sup>〔一七二三〕</sup>

(表)

南無十一面觀世音菩薩

(裏)

宝銀百二十目 御佛餉并燈明料

右意趣者、以利銀毎月朔日・十五日・廿日・廿五日・廿八日、

二・八月之彼岸・五節句 十一面觀音  
天満宮寶前 佛餉并燈明上永代

無断絶處也、伏垂 照鑑

享保八癸卯九月吉日

池田和泉殿

久木本吉兵衛

久木本仲左衛門

久木本吉十郎

久木本喜右衛門

久木本覺之允

久木本仲右衛門

海江田次右衛門

⑫ 宝曆二年<sup>〔一七五二〕</sup>

(表)

神道妙檀

抑日本最上神祇之濟場〔識〕神明力降化之濫觴、下界勸請之〔根〕、神武之草創、我國之住躅也、故則奉安代之灵宝、受天照大神之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之灵場、本朝

地頭

嶋津左近

浦役人

山之口清右衛門  
山行司町

善兵衛

噯 大久保喜三兵衛

唐仁町

與右衛門

同 弓削藤右衛門

町

源左衛門

同 永山孫右衛門

松下之

九兵衛

同 兒玉仲兵衛

町

五右衛門

双□場ヲ受、薩刃日置郡市來郷湊天満宮社宝殿舞殿住或以氏子衆力、奉再興、三刃之大守源朝臣重歳公御武運長久、御子孫繁茂、国家安全、殊者當村繁榮、五穀豐饒、如意満足故也、

東町

善兵衛

天満宮再興記

寶殿舞殿一字

(裏)

寶曆二<sup>〔一七五二〕</sup>年<sup>〔一七五二〕</sup> 歲六月吉祥日

主取大工 川畑仲藏

太夫

池田和泉

脇大工□□竹田彦右衛門  
右同 硯川之弥右衛門

⑬ 天明八年<sup>〔一七八八〕</sup>

(表)

神通妙檀

抑日本最上神祇之濟力場〔識〕神明降化之濫觴、下界勸請之〔根〕、神武之草創、我國之住躅也、故則奉安代之靈寶、受天照大神之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝双

地頭

村上静馬

年寄 萩原善兵衛  
右同 上床源兵衛  
右同 白井仁平太  
浦役 大窪喜三右衛門

天満宮再興記

寶殿舞殿一字

神變妙檀

□場ヲ受、薩州日置郡市來郷港天満宮社寶殿舞殿、以氏子衆力奉再興、三州太守豊後守〔島津齊宣〕并中將様御武運長久、御息〔災〕延命、御國家安全、殊〔仁者〕万民豊樂、雨風須時、五穀成就、如意満足之故也、

森 孝兵衛  
年行司 江夏次郎右工門

右同 中原庄藏

右同 平川善助

右同 中原藤兵衛

浦横目 彌右衛門

右同 真右衛門

(裏)

大工棟梁

兒玉源左衛門

大窪伊之助

勝目與一左衛門

兒玉藏之介

木挽内門之

三助

加治

水間伊右衛門

邦君

實綿(花押)

神主

勝目三次郎

社普請方主取

銚立喜右衛門

和田與藤次

町中原箴右工門

同久保善左衛門

修掌力之勝目靈寿院

天明八<sup>戊</sup>二月八日

⑭<sup>〔一八三五〕</sup>天保六年

(表)

神通妙檀

抑日本最上神祇之濟場激神明降化之濫觴、下界勸請之根元、神武之草創、我國住躅也、故則奉安代之靈宝、受天照太神之詔命、修天兒屋根之尊之大業、誠是神國第一之靈場、本朝無双之

天満宮再興記

寶殿一字 地頭 三原藤五郎

神變妙檀

□場矣、爰薩州日置郡市来郷湊天満宮社宝殿風雨敗懷、<sup>〔善〕</sup>施主面々、氏子衆力奉再興、薩隅日三州太守大隅守様・御惣殿様御武運長久、御息災延命、御國家安全、万民豊樂、風雨須時、五穀成就、如意満足故也、

年寄

永山孫右衛門

右同

弓削喜兵衛

右同

臼井郷右衛門

右同

上床吉左衛門

湊浦役

梶原傳右衛門

年行司

江夏次郎吉

右同

町横目

右同

海江田平右工門

町横目

平川助市

(裏)

天保六年<sup>乙未</sup>八月廿三日

大工棟梁

吉留源左工門

萩原藤助

和田與次郎

鍛冶

石神甚右工門

神主

勝目求馬

社普請主取

高崎半兵衛

高崎半右工門

和田休兵衛

宮内孫八

和田與藤次

⑮明治十九年<sup>一八八六</sup>

(表)

抑本社、明治十八年九月十三日ノ風災ニ罹リ、  
宝殿舞殿二字共ニ倒壊、爾来殆ト一年ノ久シキ、  
是ノ再興ヲ企ツルモノナシ、因テ吾輩率先シ、  
再興ノ事ヲ謀リ、氏子各應分ノ献金ヲ為シ、于

再興發起人

児玉岱恕

高崎半兵衛

児玉仲兵衛

高寄静治

勝目實禎

久木元吉助

若松宇吉

海江田平治

若松吉二

久保善次郎

菅原神社再興記<sup>宝殿舞殿</sup>二字

茲明治十九年八月八日工ヲ始メ、全年九月十二  
日工ヲ竣ヘ、全年九月廿五日遷宮式ヲ執行ス、  
費ス所百廿有餘金也、

(裏)

明治十九年<sup>丙戌</sup>九月廿五日

祠掌

勝目左門

大工棟梁

和田藤蔵

和田藤次郎

串木野郷

福嶋孝之丞

右全

池ノ上熊次郎

①天保六年

天保六年未八月廿三日

天満宮寶殿一字

再興勸化記

一錢七貫弍百文宛

高崎半兵衛

高崎半右衛門

和田與藤次

東之

同

土橋之

濱之

次郎右衛門

平右衛門

伊右衛門

市郎兵衛

一同五貫文宛

町之

土橋之

東之

東之

喜平次

市郎右衛門

次郎吉

喜三左衛門

一同弍貫文宛

濱之

土橋之

東之

同

同

横町

市左衛門

善左衛門

喜太郎

武八

次郎兵衛

東藏

一同壹貫五百文宛

町之 利兵衛  
市口之 善喜  
同 吉太郎

一同壹貫文宛

東之 新兵衛  
西之 庄左衛門  
同 吉次郎

勝目清左衛門  
兒玉源右衛門

銚立林八

東之

土橋之

同

濱之

伊兵衛

與兵衛

吉右衛門

辰右衛門

一同九百文

西之

太郎右衛門

一同五百文宛

土橋之

同

新町之

西之

助市

休五郎

太左衛門

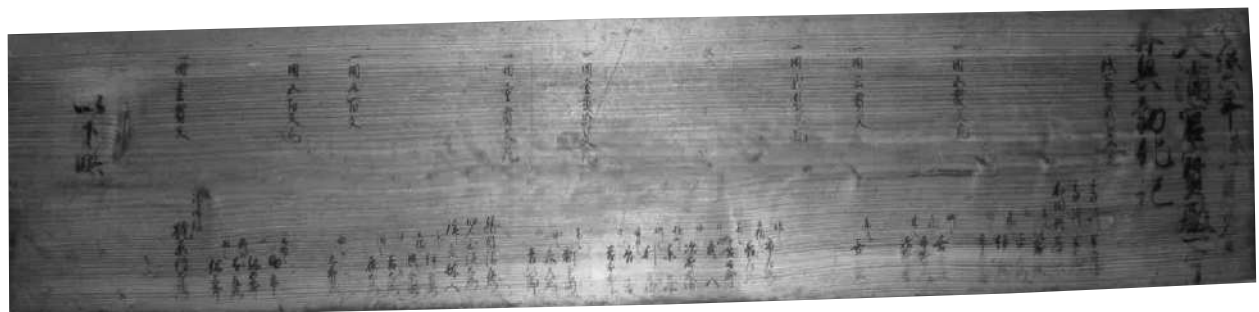
休三郎

一同壹貫文

港浦役

梶原傳右衛門

以下略



天満宮寶殿一字 再興勸化記



市来神社棟札

⑰ 紀元二千六百年

(表)

町長勝目 健

工事請負者

宇都才 二四十六才  
湊町

大工 淵脇善吉 五十才  
湯ノ元

全 久保一美 三十一才  
外戸

全 丸山榮 三十三才  
川上

全 田中廣 二十七才  
川上

大工

吉留實男 十九才  
串木野楠原

全 原口一二 五十才  
東市来

全 野村豊司 六十才  
鹿兒島

石工 久木園直哉 四十六才  
大里

全 石井喜代松 四十八才  
川内

裏へ續ク

福山正美 四十二才  
大里

菅原 郷社改築中記録  
熊野

社掌山口之夫

(裏)

紀元二千六百年事業

昭和十三年七月七日ニ、日支事  
変勃發致セシニ付、氏子等ノ産  
土神ノ荒ノ破半たるを見て、御  
社殿ノ改築ノ稔起リ、縮合ノ一  
億一心なる努力を以テ、氏子総  
代始め氏子等より建築委員を  
撰定

二十八日  
月四日  
二十日

内西千石町ノ池田盛隆氏設計  
鹿兒島市

ノ基に、敷地工事及び改築工事を始め、長期日を以テ何となく悪事  
も起らず、悪日来らず、笑顔を以て各職ニ奉する者首尾よく竣工を  
見たる事ハ、矢張産土神等の御力ニ頼らざるを得んと感ずるので、棟  
梁淵脇氏ノ記録トス、

石工 本鍋田仲吉 二十八才  
中原

全 郷毛招夫 三十才  
加世田

全 所崎吉二 二十八才  
別府

土工 久徳勇吉 五十才  
川上

全 久保清一 五十二才

人夫 久保行雄 十八才

左官 下池豊秋

々々 米丸喜蔵

ペンキ塗 濱田英之助

(側面に) 九十銭 女人夫一日三

⑱ 「歳徳大神」<sup>としとくおおかみ</sup> 絵像並びに由緒書

由緒書

天満宮真蹟一幅和田源太兵衛尉大中臣助員珍藏之久矣、予実阜与助員好故請欲奉納之於市来湊天満宮社、助員諾而授之、因与同志者鬪銀粧飾以奉納宝殿也、

于時安永六丁酉春三月吉旦記之、

施主	兒玉仲兵衛	兼長
同志	伊集院奥右衛門	兼長
同	兒玉治左衛門	兼長
同	山口	善助
同	平川	喜兵衛
同	江夏	次郎左衛門
同	平川	十右衛門
同	中原	莊八
同	柿内	実右衛門
同	中原	莊左衛門
同	江口	太四郎
同	有川	新左衛門
同	有川	源次郎
同	樗木	正賀
同		貞堯
同	永山隆元	
同	正福寺	
同	良水	

【解説】

「歳徳大神は歳神のことで、正月にその年の恵方から来臨し迎えられる神様のことである。年徳神、正月さま、若年さまなどとも呼ばれた。『古事記』には、須佐之男命（スサノオノミコト）が大山津見の女（コノハナサクヤビメ）と婚姻して大年の神（歳神）が生まれたとある。歳神は民間では家ごとに祀られるが、その祭壇は地域によつて異なる。小松、注連縄、白紙などで飾り、ウラジロやユズリハを敷いた上に鏡餅を中心として神酒、洗米、串柿、勝栗、昆布、木炭、ダイダイなどを供えた。また、門松は歳神の依り代とみなされた。

古くは、年の暮れに盆と同様に魂祭が行われたとされる。「正月男に盆女」というように、正月の神事は男が中心とされた。歳神が年爺さんとも呼ばれ、白髪の老人の姿でイメージされたのは、祖霊の姿が反映しているのかもしれない。『日本民俗宗教事典』「歳神の項」より「要約」ということである。

この絵像（口絵2ページ）を見ると「歳徳大神」の文字で歳神を描き、おじいさんの顔をしているので祖霊の姿を表していると思われる。由緒書によると、「歳徳大神」絵像は、安永六年（一七七七）に、それまで和田源太兵衛尉が永らく珍藏していたものを、懇意にしていた兒玉仲兵衛が市来湊天満宮社（菅原神社）に奉納したいとして懇願し、同志ら十五人と共に宝殿に奉納したものである。同志の中には、湊町の当時商人であったと思われる山之口善助ほか九人の名前がある。また、串木野郷八房にあった正福寺の僧良水の名もあり、市来湊や菅原神社と関係があったことが推察できる。

# 18 坂下神社大日如来堂舎棟札

(表)

封 聖主天中天  
大梵天王

迦陵頻迦聲

右意趣者大檀那源茂久公御武運長久、  
御國家安全、五穀成就、異賤降伏、  
萬民豊樂、殊者所中諸難銷除、別而者再  
興施主兼好家内安穩、子孫繁昌、諸病

再興施主 肝付仁兵衛兼好  
撥遣開眼導師 奥田善行院快雄

敬白

奉再興大日如来尊像

封 哀愍衆生者  
我等今敬礼

帝釋天王

悉除、一介求願爲如意満足、奉加再興  
釋色迄茂置也、仍旨趣如件、  
（一八六三）

文久三年癸亥二月如意寶珠日

## 【解説】

奉再興大日如来尊像（大日如来尊像を再興いたします）

聖主天中天（天上の神のうち最も優れた神聖で徳のある神（仏））

迦陵頻迦聲（極樂浄土にいる鳥の、仏の声ともいわれる、非常に美しい声）

哀愍衆生者（迷いの世界にあるあらゆる生きものに哀れみの心を抱いて情けをかける）

我等今敬礼（我らは今、大日如来のおおせを受け入れ、敬い従う）

大梵天王（天の主神として帝釈天とともに仏法を守る守護神。ここでは大日如来を守る神）

帝釈天王（天の主神として大梵天王とともに仏法を守る守護神）



大日陀如来木像（彩色）

右の意向は、大檀那である源茂久公（島津家二十九代忠義）の御武運が長く久しく続くこと、島津家の御国が安全であること、五穀が成就し、異賊を降伏させ、全ての人が豊かで楽しく、殊に当郷中の人々のあらゆる災難を消し、とりわけ再興の施主である兼好の家内安穩、子孫繁昌、あらゆる病を除き、一つのことか意の如くなり満足するように、大日尊像として形あるものにして残して置くものである。よって、この棟札の意味はこのようなものである。

文久三年（一八六三）癸亥二月如意寶珠日（一つのことか意の如くかなうという不思議な玉のような日）

再興施主 肝付仁兵衛兼好 敬白 澆遣開眼導師はつけんかいげんどうし（開眼（魂を入れること）を行う導師） 奥田善行院（奥田家九代の修験者）

（裏）

一切日皆善 一切宿皆賢 諸佛皆威德  
羅漢皆斷滿 以斯誠實言 願我常吉祥

右大日如来尊像從往古坂之下門附持佛ニ而有之、近年堂舎普請為致筋尊（筋カ）躰破壞ニ付、肝付仁兵衛末年ニ而當年五拾三歲ニ而、一生守本尊大日如来亦基キ居折節佛工大根占郷土百枝十兵衛當所江佛師細工トシ而被參候ニ付、頼入再興相嘗奉再興置也、信心施主亦右通被心得可給候、御遷宮失脚名頭之善左衛門計ニ付其内江善行院茂致寄附置也、諸病亦相流行ル砌、其外何事ニ而モ心願有之面々清淨ニシ而信心致候者御感應可有之村中兼而信心可致候、

地頭 嶋津主殿殿

堂守坂之下名頭 善左衛門  
大日如来 姓子中 敬白

【解説】

梵字バン 金剛界大日如来

一切日皆善（一切の日、すなわち、明るく日を照らす大日如来は皆、正しい道理に従う）

一切宿皆賢（太陽が沈んで暗くなった夜も皆、一切の悪をはなれる）

諸仏皆威徳（大日如来を本地とする諸々の仏は、皆威徳を有している）

羅漢皆斷滿（大日如来の下で最高の悟りを開いた聖者は、皆、満たされることを断つ）

以斯誠實言（このように大日如来の言葉は誠に偽りのないものである）

願我常吉祥（我は、大日如来に常にめでたいことを願う）

右の大日如来尊像は、昔から坂之下門付けの持仏である。近年、堂社を普請した折、尊体は破壊していた。肝付仁兵衛は、未年生まれで、現在五十三歳である。一生の守り本尊として大日如来を作ろうとした時、仏工の大根占郷土百枝十兵衛がここへ仏師細工として参られた。そこで、再興することを頼み出来上がり安置した。

施主など右の通り心得ておいてもらいたい。

御遷宮ごせんぐうにより、御神体を移す際、資金を出してくれる者は少なく、負担したのは名頭の善左衛門ばかりであった。そのうち当山派修験者である奥田善行院も費用を拠出してくださった。諸病などが流行る折、その外、何事でも心底から願う人々は心が清浄であるべきである。御観応、すなわち信心が大日如来に通じるように、村の人々はかねてから信心いたすべきものである。

堂守 坂之下名頭 善左衛門

大日如来 姓子中（同族の人々） 敬白

地頭 嶋津主殿とのも 殿

この棟札は、いちき串木野市上名小字（坂下）の大日堂にあるものである。

最初の五言六句は、宇宙の真理そのものを現すとされる密教（真言秘密の教え）の絶対的中心の本尊である大日如来の真理や威徳、大日如来への帰依を誓ったものである。ここ坂下の門付け堂の棟札は、冠岳の修験による密教の教えが人々に強い影響を及ぼしていたことが分かる貴重な史料である。

【参考文献】

『新編串木野市文化財要覧』二〇〇三 串木野市

石田瑞麿著『仏教語大辞典』一九九七 小学館

佐和隆研編『密教辞典』一九七五 法蔵館

## 19 萩原家阿弥陀堂棟札

(表)

聖主天中天  
迦陵頻阿聲<sup>〔伽〕</sup>

右奉為

大檀主薩隅日三刃太守

御武運長久、御息延命<sup>〔災脱カ〕</sup>、国家安全

奉再興阿弥陀堂一字

殊<sup>三</sup>者當郷中諸難銷除<sup>〔消カ〕</sup>、邪氣退散、  
念願成就、故他力志虔者郷中講物  
哀愍衆生者  
我等今敬礼  
以奉造立者也、

寶曆十三<sup>〔一七六三〕</sup>癸未七月吉日

(裏)

大工 川畑仲藏  
同 中嶋喜二次  
堂主 萩原善左衛門

御佛躰作者 東郷幸積寺良丹和尚

但古札不明分故

安政四年<sup>〔一八五七〕</sup>巳十一月書之改



阿弥陀如来石像

高さ 25 cm、幅 16 cm、奥行 13 cm

【解説】

(表)

この棟札の意味は、概略、次のようなものである。

右は、大檀主、すなわち寺に多くの金品を施す有力な信者である薩隅日三州太守（島津家二十二代継豊）の御武運長久（戦いで勝敗の運が長く続くこと）、御息延命（仏の力で一切の災いを無くし、長生きすること）、国家安全のため、とりわけ、当郷中の諸難消除（あらゆる災難を消し、取り除くこと）、邪氣退散（病難などを起こす悪い気運を逃げ去らせる）、念願成就（心にかけて願うことが、なし遂げられること）のゆえに他力（仏の力を借りること）の志が固く、その力を敬う者が、郷中の講物（講の人々が施した阿弥陀堂と阿弥陀像を作るための材料など）をもって阿弥陀仏堂一字（一つの堂）を再興・造立するものである。

(裏)

『鹿児島県地誌 下』明治十七年（一八八四）には、香積寺は「南瀬村（現薩摩川内市東郷町）ノ西に在リ山号を不二山<sup>ふじやま</sup>（ト脱カ）称ス、曹洞宗、寛文六年（一六六六）四月開基、明治元年（一八六八）八月廃ス」とある。

『三國名勝図会』天保十四年（一八四三）巻之十二には、香積寺は「本府福昌寺の末にして曹洞宗なり、本尊地藏菩薩、開山奪叟全珠和尚」とある。現在、歴代住職の墓石など多くの石塔群が残されており、薩摩川内市指定文化財となっている。

右の二つの書にも良丹和尚のことは記されていないが仏像彫刻に長けていたのであろう。萩原家の阿弥陀像は、美しく優れた彫刻が施されている。

## 20 秋葉講掛幅並びに由緒書

### 秋葉宮御絵像由緒書包

抑此秋葉宮御絵像之儀者、由緒有之、郷士方御講取企無之内、我々先祖時代、湊浦役被相勤候節、町人入交<sup>ニ而</sup>御絵像等相下シ、相応之人數<sup>ニ而</sup>毎年正・五・九月十八日ヲ御講日指と相究致信仰來候処、次第<sup>ニ</sup>人数致減少日指等月延日延<sup>ニ</sup>相成、名順<sup>ニ</sup>も廻り兼、今通<sup>ニ</sup>而者<sup>ては</sup>、往々之御講最通兼不信仰之筋<sup>ニ</sup>成立候而者、如何之至と致吟味、町之平川喜三左衛門所<sup>江</sup>格護有之候御絵像入箱共、相談之上申請去子九月十八日方郷士方人数一ツ<sup>ニ</sup>相円、御講座廻り合、日指毎<sup>ニ</sup>相勤來候<sup>ニ付</sup>、後年子孫為心得形行荒増書記置也、

児玉源右衛門

實包（花押）

天保<sup>一八四一</sup>十二年

かのと丑正月十八日記之置也、

野崎市郎右衛門

兼賀（花押）

### 【解説】

この文書は、天保十二（一八四一）年正月十八日、それまで先祖が浦役を務めていたころから町人と一緒に毎年正月・さつき・九月の十日を公費と定め、絵像を掲げて進行してきた安芸葉講が、次第に人数が少なくなり廃れてしまったのを、町の郷士たちが一つにまとまって、去る子年九月十八日から再び座元持ち回りで行うようになった。後年子孫の心得のため、児玉源右衛門・野崎市右衛門が書き記していたものである。

この秋葉講は、秋葉神社の火除けの神様を祀るものであった。絵像の掛軸は、宝暦十二年（一七六二）正月十八日、孝林亮□敬筆とあり、顔は天狗に似て背に翼のある像が白狐の上に立ち背景に火炎が描かれている。これを三尺坊という。元々の絵像は失われ、現存する絵像（口絵2ページ）は、明治以降に新しく買い直されたものであるという。

『市来町郷土誌』昭和五十七年（一九八二）によると、講の日は鶏料理が振舞われ、また叟方<sup>おきな</sup>（老人の敬称）と二才方<sup>にせかた</sup>（青年）と対抗したナンコ大会があり、負けた方が勝った方に焼酎一升おごらされたという記録も残されていた。昭和三十七年までは男子が紋付羽織・袴姿で威儀を正して参加していたが、翌年からは土橋・天神集落の婦人たちが十人で引き継ぎ行われていた。料理当番は前の座元の人と今度の座元、そして次の座元の三人で持ち回りにしていた。

# 文書目録

## 【役所文書】

- 1 『古城并古戦場紀帳』
- 2 白井家文書「神社仏閣調帳（市末関係分）」
- 3 古利家文書
- 4 諸船出入相 文政十二年（一八二〇）  
山之口家文書（市末任番所文書）
  - ①請取 万延元年（一八六〇）九月六日
  - ②請取 八月七日
  - ③覚
  - ④覚 九月廿日
  - ⑤覚 十月二日
  - ⑥覚 十月廿八日
  - ⑦覚 十一月廿五日
  - ⑧請取 十二月廿二日
  - ⑨覚
  - ⑩受取 安久元年（一八六一）九月二日
  - ⑪請取 三月六日
  - ⑫請取 七月十日
  - ⑬請取 十月八日
  - ⑭請取 十二月廿二日
  - ⑮送状 十二月廿二日

- ⑯受取
- ⑰覚書

## 【諸家文書】

- 5 海江田家文書
  - ①坪付写 元亀元年（一五七〇）二月吉日
  - ②坪付写 天正八年（一五八〇）二月吉日
  - ③領知口録 天正二十年（一五九二）雪月六日
  - ④系図前書
- 6 長谷場純孝、郷覚若者への激励文
- 7 富水家文書
  - ①水神祓
  - ②書物 天明二年（一七八二）
  - ③書物 享和四年（一八〇四）
  - ④書物 文化十一年（一八一四）
  - ⑤書物 文政六年（一八二二）
  - ⑥書物 天保六年（一八三五）
  - ⑦書物 弘化二年（一八四五）
  - ⑧書物 弘化五年（一八四八）
  - ⑨書物 嘉永三年（一八五〇）
  - ⑩書物 嘉永四年（一八五二）
  - ⑪書物 嘉永六年（一八五三）



- ⑫書物 元治元年〔二八六四〕
- ⑬書物 元治元年〔二八六四〕
- ⑭書物 元治元年〔二八六四〕
- ⑮書物 慶応二年〔二八六六〕
- ⑯書物 明治元年〔二八六八〕
- ⑰書物 明治五年〔二八七二〕
- ⑱書物 明治七年〔二八七四〕
- ⑲書物 明治七年〔二八七四〕
- ⑳書物 明治十年〔二八七七〕
- ㉑書物 明治十一年〔二八七八〕
- ㉒書物 明治十一年〔二八七八〕
- ㉓書物 (明治) 十一年四月二十日〔二八七八〕
- ㉔書物 明治十一年〔二八七八〕
- ㉕書物 五月廿一日〔明治十一年九〕
- ㉖受取 明治十一年〔二八七八〕
- ㉗証文 明治十二年〔二八七九〕
- ㉘書物 明治十二年〔二八七九〕
- ㉙証文 明治十二年〔二八七九〕
- ㉚書物 明治十二年〔二八七九〕
- ㉛書物 明治十二年〔二八七九〕
- ㉜書物 明治十三年〔二八八〇〕
- ㉝地所売渡証 明治十三年〔二八八〇〕
- ㉞永代証文 明治十三年〔二八八〇〕

8 坂口家文書

- ③④書物 明治十三年〔二八八〇〕
- ③⑤田地永代売渡証書 明治十三年〔二八八〇〕
- ③⑥田地永代売渡証書 明治十三年〔二八八〇〕
- ③⑦地所永代売渡証書 明治十四年〔二八八一〕
- ③⑧地所売渡証 明治十四年〔二八八一〕
- ③⑨地所永代売渡証 明治十四年〔二八八一〕
- ④⑩感謝状

9 西園家文書

- ①書物 文化五年十二月廿九日
  - ②書物 天保十五年十二月廿九日
  - ③書物 慶応二年十二月廿九日
  - ④書物 明治六年六月五日
- 10 入来家文書
- ①文化十二年〔二八一五〕
  - ②文政二年〔二八一九〕
  - ③文政七年〔二八二四〕
  - ④文政十年〔二八二七〕
  - ⑤慶応四年〔二八六八〕
  - ⑥明治五年〔二八七二〕
  - ⑦明治五年
  - ⑧明治十三年〔二八八〇〕

⑨ 明治十四年（一八八二）

⑩ 明治十四年

⑪ 明治十四年

⑫ 明治十四年

⑬ 明治十四年

⑭ 明治十四年

⑮ 明治十四年

⑯ 明治十四年

⑰ 明治十四年

⑱ 明治十四年

⑲ 明治十四年

⑳ 明治十四年

㉑ 明治十四年

㉒ 明治十四年

㉓ 明治十四年

㉔ 明治十二、十四年

㉕ 明治十六年

11 竹之下家文書

① 書物 文政十二年十二月廿二日

② 書物 明治六年十二月

12 萩原家文書

① 雜集（明治十一年十一月）

② 湯田温泉ニ於御見舞清賢帳

③ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付悲問帳

④ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付悲問帳 短文

⑤ 萩原善兵衛妻テイ不幸ニ付諸取松帳

【鉾山関係】

13 池田鉾山事務所日誌「人來家文書」

14 荒川鉾山と岩谷鉾山

① 福鉾達第一七号（整理番号 35）

② 鉾石分析報告（整理番号 33）

③ 鉾石分析報告（整理番号 34）

④ 製錬場新設願 控（整理番号 60-1）

⑤ 製錬場新設願 控（整理番号 60-2）

⑥ 福鉾達第一七二号（整理番号 64）

⑦ 福岡発第二一九号（整理番号 56）

⑧ 坑内実測平面図 雛形（整理番号 54）

⑨ 製錬場設置願書却下願 控（整理番号 65）

⑩ 製錬場新設願（整理番号 36-1）

⑪ 仕様設計書（整理番号 36-2）

⑫ 製錬場新設願図（整理番号 36-3）

⑬ 新設製錬場并付近之図（整理番号 36-4）

- ⑭ 福銀発第一四六号 (整理番号 41)
- ⑮ 金銀産出額報告書 控 (整理番号 26)
- ⑯ 福銀発第一五二二号 (整理番号 38)
- ⑰ 試掘口程通知 (整理番号 48)
- ⑱ 福銀発三〇〇号 (整理番号 39)
- ⑲ 家村春吉簡 (整理番号 49)
- ⑳ 福銀発第三〇〇号返書 控 (整理番号 40)
- ㉑ 福銀発第三〇〇号返書添状 控 (整理番号 47)
- ㉒ 鉱夫雇傭及労務規則及扶助規則認可願 (整理番号 10 1)
- ㉓ 上中書 控 (整理番号 29)
- ㉔ 御願 控 (整理番号 24)
- ㉕ 御届 控 (整理番号 25)
- ㉖ 福銀達第六四二号一 (整理番号 21)
- ㉗ 御願 控 (整理番号 23)
- ㉘ 約定書 控 (整理番号 20)
- ㉙ 福銀達第一二四四号 (整理番号 14)
- ㉚ 福銀達第一二八号一 (整理番号 17)
- ㉛ 明治三十八年度鉱業休業願 控 (整理番号 15)
- ㉜ 報告書類送付添状 控 (整理番号 18)
- ㉝ 御届 控 (整理番号 13)
- ㉞ 鉱夫雇傭及労務規則 (整理番号 10 2)
- ㉟ 鉱夫扶助規則 (整理番号 10 3)

15 白井家文書

- ⑳ 明治三十九年鉱業施業案 (整理番号 9)
  - ㉑ 鉱業施業案ノ儀ニ付御届 控 (整理番号 5)
  - ㉒ 委任状 控 (整理番号 4)
  - ㉓ 承認書 控 (整理番号 3)
  - ㉔ 金銀採掘権移転登録申請書 (整理番号 6 1)
  - ㉕ 金銀採掘権無償譲渡証書 (整理番号 6 2)
  - ㉖ 金銀試掘地図 控 (整理番号 46)
  - ㉗ 製錬場新設願図 (整理番号 53)
  - ㉘ 鉱業特許証取得準備注意書 (整理番号 55)
- ① 鉱床説明書(雛形) (整理番号 1 1)
- ② 試掘決定通知 (整理番号 2 6)
- ③ 試掘決定通知 (整理番号 2 7)
- ④ 試掘決定通知 (整理番号 2 8)
- ⑤ 試掘決定通知 (整理番号 2 9)
- ⑥ 試掘決定通知 (整理番号 2 10)
- ⑦ 契約書 (整理番号 2 4)
- ⑧ 試掘権登録通知 (整理番号 1 4)
- ⑨ 試掘決定通知 (整理番号 2 11)
- ⑩ 試掘決定通知 (整理番号 2 12)
- ⑪ 試掘決定通知 (整理番号 2 5)
- ⑫ 金田借用証 (整理番号 3 1)

⑬ 試掘権登録通知 (整理番号 1-3)

⑭ 昭和四年鉦業明細表 (整理番号 2-3)

⑮ 借地卜共二抵当地譲渡証 (整理番号 3-2)

⑯ 無尽給付済掛金契約書 (整理番号 3-3)

⑰ 契約証 (雛形) (整理番号 1-6)

⑱ 売渡証 (雛形) (整理番号 1-8)

⑲ 契約証 (雛形) (整理番号 1-9)

⑳ 鉦業明細表 (雛形) (整理番号 1-10)

㉑ 金銀鉦試掘鉦区増区願 (整理番号 2-1)

16 長家文書

西郷菊次郎書簡

【神社・祠堂関係】

17 市来神社関係

熊野神社

① 棟札 寛文十一年 (二六七二)

② 棟札 貞享五年 (二六八八)

③ 棟札 享保五年 (二七二〇)

④ 棟札 享保十九年 (二七三四)

⑤ 棟札 明和六年 (二七六九)

菅原神社

⑥ 棟札 寛文九年 (二六六九)

⑦ 棟札 延宝五年 (二六七七)

⑧ 棟札 元禄四年 (二六九一)

⑨ 棟札 元禄十三年 (二七〇〇)

⑩ 棟札 享保元年 (二七一六) 天満宮再興記

⑪ 棟札 享保八年 (二七二三)

⑫ 棟札 宝曆二年 (二七五二) 天満宮再興記

⑬ 棟札 天明八年 (二七八八) 天満宮再興記

⑭ 棟札 天保六年 (二八三五)

⑮ 棟札 明治十九年 (二八八六)

⑯ 棟札 天保六年 (二八三五)

市来神社

⑰ 棟札 紀元二千六百年 (一九四〇)

⑱ 「歳徳大神」絵像並びに由緒書

18 坂下神社大日如来堂舎棟札

萩原家阿弥陀堂棟札

20 秋葉講絵像並びに由緒書

## 参考文献（順不動）

- 市来町 一九八二『市来町郷土誌』
- 串木野市教育委員会 一九八四『串木野郷土史』
- 串木野市教育委員会 二〇〇三『新編串木野市文化財要覧』
- 東市来町 二〇〇五『東市来町誌』
- 島津修久 一九七八『島津藩主略記』 黒潮舎
- 臥雲禪師語録刊行会 一九八八『臥雲禪師語録』
- 中嶋繁雄 二〇一二『永平寺風雲録』
- 石田瑞麿 一九九七『仏教語大辞典』 小学館
- 佐和隆研編 一九七五『密教辞典』 法蔵館
- 田島柏堂 一九七三『新出資料による禅僧の「遺偈」の研究（下）』  
（禅研究所紀要二二号）
- 徳永 律 一九九〇『市来郷土資料集』
- 南竹 力 『串木野の小型和船（帆船）』

## あとがき

現在知られている古文書を集める。他に旧家などにないかを探す。次に、どれを載せるかの選定。それぞれを解説し、順番に並べる。それからが大変。大型スクリーンに古文書の原文やコピーを映しながら、間違いを直す。委員全員が読めない時には悔しがる、などなどという作業を延々とやってゆく。古文書を預かった家には出版してよいか、ダメかを確かめる。最後に順番をもう一度確かめて、再度の校正。最終的にはスクリーンに映し出した原稿を見ながら直接校正していく。三十回以上の委員会を開いた。場合によっては、朝十時から夕方五時まで、たった一文字の文字に振り回されながら、ようよう作り上げた一冊である。

文字は読めても意味が分からない単語や一行がある。あれだ・これだと頭をひねる場面もあった。単語は意味が分からなければ間違うからだ。また、文字はわかっても内容がわからない場合もある。例えば、帆掛け船というのは、帆が一枚あればよいのか、と思っていたが、二枚帆・三枚帆、八反帆・二十三反帆、六九〇石積船、ただ観受丸と船名だけ書いているものもある。だが、既に過去のもので、見たことがない。いったいどんな構造になっているのか、また、写真や絵像を見ても、多分、区別がつかないであろう。調べてもなかなか分らない、ということはいくらもある。藩政時代であろうが、昭和の時代であっても、すでに分からなくなったものが多いこと。我々は後代に正確に歴史を伝えられるのであろうか。今記録しないと、ますますいにしえの、古いものごとは伝わってゆかないだろう。

そこで、我々の力で、できるだけ分るように「解説」をつけてみよ

う。それが拙いものであっても、皆の力を合わせて、書いておれば、また、他の誰かが正し、付け加えてくれるだろう、との期待もこめて書いている。

委員たちは「ウーン、ウーン」とうなりながらも編集していた。たぶん、古文書が好きな委員なので、苦痛ではなかったと思う。長い編集であった。

古文書の解説は「ナゾ解き」だと思う。推理小説のように、読み解いていくと、そこにその時代の世界が現れてくる。そして、現代と比べてみると、同じことが多いのは当然だが、考えたこともない場面がいくつも出てくる。現代は科学文化の発達した世の中なので、まだ、冷蔵庫もない世の中のこととは想像しなければ、わからない。串木野から四十艘以上離れている鹿児島まで小鯛七十四匹を明治十九年の人は馬で送っているが、生のままか、または、イロリの火で焙ったヒボカシの小鯛を送ったか、想像しなければいけない。

さて、次にもう一冊「古文書編」を出してみたい、と願っている。なぜなら、「横目勤御用向覚留」は天保時代の貴重なもので、特に「一向宗取り締めり」のことが詳細に記録されている。また弘化四年からの「給地高改正三付廻文留」の藩からの通知書類。また、羽島にあった天保元年からの「寅年鯉水名井売払帳」の横折数冊は漁業史料として、また、鯉(鯉節)や当時の漁師や生活がにじみ出るものだ。ただ、昭和四十一年の羽島大火によって、原本は失われている。原口虎雄筆写本が頼りである。その他、旧家の文書など発掘できたら、とも考えている。

いちき串木野市郷土史料集3 「古文書編」編集等関係者

調査の組織（平成三十年度）

調査主体者	いちき串木野市教育委員会	教 育 長	有 村 孝
調査責任者	〃	社会教育課長	梅 北 成 文
調査庶務	〃	社会教育課長補佐	五反田 晴 夫
	〃	文化振興係長	新 町 正
	〃	主 事	堀之内 元 気
	〃	史料収集調査員	中 島 朋 子
調査担当	郷土史料編集委員会	郷土史料調査員	所 崎 平
	〃	〃	森 田 清 美
	〃	〃	石 堂 次 美
	〃	〃	徳 重 涼 子
	〃	〃	寺 田 緑

編集の組織（令和元年度）

編集主体者	いちき串木野市教育委員会	教 育 長	有 村 孝
編集責任者	〃	社会教育課長	梅 北 成 文
編集庶務	〃	社会教育課長補佐	五反田 晴 夫
	〃	文化振興係長	濱 田 純 一
	〃	主 事	堀之内 元 気
	〃	史料収集調査員	中 島 朋 子
編集担当	郷土史料編集委員会	郷土史料調査員	所 崎 平
	〃	〃	森 田 清 美
	〃	〃	徳 重 涼 子
	〃	〃	寺 田 緑
	〃	〃	黒 神 彰 治

協力機関 鹿兒島県歴史資料センター黎明館

いちき串木野市郷土資料集3 「古文書編」

発行日 令和二年三月刊行

編集 いちき串木野市郷土史編集委員会

発行 いちき串木野市教育委員会

〒八九九―二一九二

鹿児島県いちき串木野市湊町一丁目一番地

電話（〇九九六）三六―三二一一

印刷 南日本出版株式会社





いちき串木野市 郷土史料集3 「古文書編」